

平成二十一年九月定例会

平成 21 年 第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 21 年 9 月 7 日～9 月 30 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成21年第3回定例会議会会期日程

| 月 日    | 曜 日 | 内 容  |
|--------|-----|--|
| 9 / 7  | 月   | 開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・研修報告                               |
| 9 / 8  | 火   | 議案審議（認定第1号～報告第6号）質疑・委員会付託<br>議案審議（議案第59号・議案第60号）質疑・討論・表決 |
| 9 / 9  | 水   | 休会（議案調査）   |
| 9 / 10 | 木   | 休会（議案調査）   |
| 9 / 11 | 金   | 休会（議案調査）   |
| 9 / 12 | 土   | 休会   |
| 9 / 13 | 日   | 休会   |
| 9 / 14 | 月   | 休会（議案調査）   |
| 9 / 15 | 火   | 一般質問   |
| 9 / 16 | 水   | 一般質問   |
| 9 / 17 | 木   | 一般質問   |
| 9 / 18 | 金   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会                        |
| 9 / 19 | 土   | 休会   |
| 9 / 20 | 日   | 休会   |
| 9 / 21 | 月   | 休会（敬老の日）   |
| 9 / 22 | 火   | 休会（国民の休日）  |
| 9 / 23 | 水   | 休会（秋分の日）   |
| 9 / 24 | 木   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会                        |
| 9 / 25 | 金   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会                        |
| 9 / 26 | 土   | 休会   |
| 9 / 27 | 日   | 休会   |

| 月 日    | 曜 日 | 内 容                   |
|--------|-----|-----------------------|
| 9 / 28 | 月   | 議案審議（議案第47号～議案第58号）表決 |
| 9 / 29 | 火   | 休会（議案整理）              |
| 9 / 30 | 水   | 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会  |

平成21年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

| 順位 | 質問者             | 質問事項                              | 質問の要旨   |
|----|-----------------|-----------------------------------|---|
| 1  | 小林久美子<br>(P77～) | 1. 保育所の民営化や中部小の建替えなど重要問題の政策決定について | ①町は住民への情報公開が不十分ではないか<br>②住民説明会のありかたについて（時期・内容）<br>③審議会や検討委員会のありかたについて<br>④住民の民意を今後どう把握していくのか（町のホームページへの意見の反映・町長への直行便など）<br>⑤議会と審議会などとの関係を町長はどのように捉えておられるのか  |
|    |                 | 2. 新型インフルエンザ対策について                | ①行政としての対応、対策は<br>②住民への周知徹底をどのように図っていくのか（家庭でできる対策なども含め）  |
|    |                 | 3. 指定ゴミ袋制度について                    | ①少人数家庭や一人暮らしなどの方から、ゴミ袋の小さいものを作ってほしいという要望がある。対応できないか   |
| 2  | 石原 武義<br>(P90～) | 1. 中部小学校建替えについて                   | 【1】 全面建替えであれば教育に対する基本的な考え方が必要である。<br>①「教育は100年の大計」である。この意味するところを問う<br>②この意味するところをどう反映させ、青写真として描いているのか<br>③反映させるとするならば、現地建替えと移転建替えのどちらが相応と思うか<br>【2】 現地建替えの場合の問題点について<br>①具体的・個別的にどのような問題点があると認識しているか<br>②認識している問題点が生じる大きな原因・理由は何か<br>③その問題点を解決するための教育委員会の見解は<br>【3】 3月議会後の執行部の取組みを問う<br>①否決された理由につき検証が必要であるとの町長の答弁（6月議会）であったがどう検証されたか<br>②建設場所の選定につき具体的に調査・依頼等はされたのか<br>③益城中央小を視察されたが参考にすべき点は何か。又率直な感想は |

| 順位 | 質問者              | 質問事項  | 質問の要旨  |
|----|------------------|---|--|
|    |                  |   | <p>【4】住民説明会について</p> <p>①その意図、主旨は何であったのか</p> <p>②遅くなった理由は何か</p> <p>③建替え場所につき住民の意見をどのように受け止め判断したか</p>  |
| 3  | 福島 知雄<br>(P99～)  | <p>1. 過去1年間の質問事項の進捗状況を問う</p> <p>2. すぎなみ公園、さんふれあ、図書館周辺整備について</p> | <p>①学校外教育支援センター（すぎなみ教室）について</p> <p>②西部地域の学校外教育支援センターについて</p> <p>③子供議会の開催について</p> <p>④ニンジンのシンボルタワー設置について</p> <p>①緑はあるが花が少ない、四季折々の花を植栽したらどうか</p> <p>②図書館駐車場及び周辺道路が降雨により冠水する整備すべきではないか</p> <p>③「さんふれあ」から西小学校間が暗くて危険である外灯設置をすべきではないか</p>                         |
| 4  | 芝 和長<br>(P110～)  | <p>1. 光の森自警団の活動について</p> <p>2. 全国大会等の出場補助金交付について</p>             | <p>「光の森地域及びゆめタウンを中心とした商業地域の犯罪防止を目的に設けた自警団の」</p> <p>①現在の活動状況は</p> <p>②ゆめタウン商業地域における犯罪発生の現状は</p> <p>③活動が犯罪防止に役立っているか</p> <p>①スポーツ等の普及及び振興を図るため、中央の競技団体等が主催する大会の出場に対しては補助金を交付すると要綱があるが「文化活動」についての補助はないのか</p> <p>②町のスポーツ活動及び文化活動は町の知名度向上に役立っていると思われるが、町長の認識は</p> |
| 5  | 鍋島有志男<br>(P121～) | 1. 中部小学校建替えについて   | <p>①校区説明会ではC案（現地建替え）は除くべきではなかったか</p> <p>②中部小学校の生徒に説明をすべきではないか</p> <p>③E案（別の場所での建替え）の工程は見直すべきではないか</p> <p>④町長は住民説明会へなぜ出席がなかったか</p> <p>⑤副町長もなぜ出席がなかったか</p> <p>⑥中部小学校改築基本構想はなんの為作成したのか</p>  |

| 順位 | 質問者              | 質問事項               | 質問の要旨   |
|----|------------------|--------------------|---|
|    |                  |                    | ⑦当初設計の基本構想報告書をなぜ改定したか   |
| 6  | 甲斐 榮治<br>(P132～) | 1. 中部小学校建設計画について   | ①4回の地区説明会をどう評価し、今後どうつなごうとしているか<br>②町長の本事業に対する姿勢について<br>③本事業に対する教育委員会の位置づけと役割について<br>④H20年8月頃に設計業者の変更がなされているが、その経緯を明らかにせよ<br>⑤設計業者変更の理由は何か<br>⑥仮設校舎設置の問題点全般について<br>⑦今後の日程(工程)を示せ   |
|    |                  | 2. 町立保育所の民営化計画について | ①民営化の理念を簡潔に示せ<br>②これまでの進め方をどう評価しているか<br>③4月28日新聞報道以後の各種説明会での意見をどう評価し、計画に反映させているか<br>【各種の問題点について簡潔に応えよ】<br>④引き受け法人の選考基準及び選考委員会の人選のあり方<br>⑤民意の集約のあり方<br>⑥公有財産の処理について<br>⑦民営化の最終目標、町立保育所の役割、移管後、町は私立保育所にどうかかわるかなどについて<br>⑧民営化の今後の日程を示せ |
| 7  | 吉本 堅<br>(P145～)  | 1. 137haの町有林を活かすには | ①町が町外に町有林を取得した経緯は<br>②町有林が果たす役割は<br>③町有林に杉、ヒノキを植林してきた目的は<br>④山に見合う植林のしかたは<br>⑤今後の町有林の維持管理の仕方は   |
|    |                  | 2. 誘致企業との信頼関係を保つには | ①県や町の誘致企業に対し、町が期待するものは<br>②県内の誘致企業に対する町長の認識は<br>③世界的な不況の中、自動車業界唯一の県の誘致企業(ホンダ)に対し町が協力できることは  |
|    |                  | 3. 中部小学校建替えの争点とは   | ①町長が平成19年度に職員プロジェクトによる検討を指示された理由は<br>②基本構想改定に至るプロセスは<br>③基本構想改定案(C案、E案)を問う<br>④小学校建替えに向けたプロジェクトチーム結成は不要か  |

| 順位 | 質問者              | 質問事項                             | 質問の要旨  |
|----|------------------|----------------------------------|--|
| 8  | 北山 正樹<br>(P159～) | 1. 子どもの育成・安全対策について               | ①放課後子ども教室の今後の実施方針は<br>②小学校の通学路（新山5号線）の安全対策は<br>③防犯パトロール隊の任期と計画に対する達成度は<br>④武蔵ヶ丘中のグラウンドの拡張・教室の増築の時期は  |
|    |                  | 2. 農家の為のあるべき政策は                  | ①後継者不在と高齢化による離農の原因は<br>②耕作放棄地再生利用緊急対策についての取り組みは<br>③町は個々の農家の収入等について、数値化した目標を掲げるべきでは<br>④農業委員会の指導力・権限の強化を   |
|    |                  | 3. 商工振興・観光事業への取り組みは              | ①企業誘致の実績と今後の方針について<br>②観光事業についての考えは  |
| 9  | 川俣 鐵也<br>(P179～) | 1. 町の基本構想について<br>(H13～H22まで)     | 「人・緑・元気輝く生活創造都市」を実現させるための効率的で効果的な行政経営の進捗状況を問う<br>①事務事業の徹底的な見直し<br>(特に効果的であった事業は何か)<br>②外部委託等の推進<br>(検討委員会の活用は十分されたか)<br>③組織機構の見直し<br>(見直しの効果はどうだったか)<br>④定員管理<br>(当初の計画から人口が増加しているが現状の職員でスムーズな職務遂行ができてるか)<br>⑤人材育成と確保<br>(今の職員で大丈夫か。専門職員の育成が必要ではないか)<br>⑥定期的な調整会議の開催<br>(調整会議が有効に働いているか) |
|    |                  | 2. 町長の姿勢を問う                      | ①個性と強力なリーダーシップの発揮をすべきではないか   |
|    |                  | 3. 幹部職員の姿勢を問う                    | ①徹底した現場主義をつらぬくべきではないか  |
| 10 | 坂本 秀則<br>(P191～) | 1. A L T (外国語指導助手)の活用に対する疑問点について | ①菊陽町雇用及び勤務なのになぜ熊本市に居住しているのか  |

| 順位 | 質問者 | 質問事項                          | 質問の要旨  |
|----|-----|-------------------------------|--|
|    |     |                               | ②ALTをもっと活用し、英会話講座の会場を増やすべきではないか<br>③小・中学校の英語力向上の為、ALTの学校派遣を増やすべきではないか  |
|    |     | 2. 国際交流協会設立について               | ①町内居住の外国人向けに町内での生活ガイドが必要ではないのか<br>②オーストラリアからのホームステイ生徒及び先生達を囲んでの一般町民との交流会はできないか<br>③町民との「協働」で、町内居住の外国人及び外国語指導助手を含めた交流活動を発展させる為にも「国際交流協会」の設立が必要ではないか |
|    |     | 3. 小・中学校における新型インフルエンザへの対応について | ①小・中学校における新型インフルエンザの感染拡大が懸念されるが、感染防止の為の対策は十分に出来ているか<br>②感染者が判明した場合の措置は迅速に出来るのか<br>③中・高校受験への影響も懸念されると思われるが、受験者対象に新型インフルエンザ用ワクチン接種を優先することは出来ないか      |
|    |     | 4. 農業問題について                   | ①菊陽町営農生産者組合は、農業機械に対して国の補助及び助成事業が受けられない状況である。<br>農協サイドもかなり努力されているが町は農業発展の為にもこの現状をどう捉えているか<br>②今後の対応と対策はないか  |

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月7日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月7日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 認定第1号から議案第60号までの一括議題  
日程第6 町長の提案理由の説明  
日程第7 決算審査報告  
日程第8 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 8番 | 大塚昇君 | 9番 | 福島知雄君 |
|----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                 |       |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長              | 後藤三雄君 | 教育委員長           | 三島誠一君 |
| 教育長             | 赤峰洋次君 | 教育次長            | 田中真治君 |
| 総務部長            | 宮本義次君 | 産業建設部長          | 服部貞夫君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長  | 大野秀治君 | 総務部審議員<br>兼総務課長 | 吉岡典次君 |
| 総合政策課長          | 松本東亜君 | 財政課長            | 實取初雄君 |
| 税務課長            | 廣野豊徳君 | 人権教育・<br>啓発課長   | 渡邊幸伸君 |
| 福祉部審議員<br>兼福祉課長 | 眞鍋清也君 | 健康・保険課長         | 阪本修一君 |

環境生活課長 吉野邦宏君  
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
 建設課長 松村孝雄君  
 下水道課長 山崎謙三君  
 総務課長補佐 服部誠也君  
 兼庶務法制係長  
 教育審議員兼 大山晃君  
 学務課長  
 生涯学習課長 佐藤清孝君  
 菊陽町代表 大倉理稔君  
 監査委員

町民課長 堀川正信君  
 農政課長 荒木一雄君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 平野誠也君  
 教育審議員兼 帆保勇君  
 図書館長  
 中央公民館長 堀川俊幸君  
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
 書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） ただいまから平成21年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番大塚昇君、9番福島知雄君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る8月31日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より9月30日まで24日間と諮問することに決定いたしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月30日まで24日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月30日まで24日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配られましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、今回受理しました請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますので、報告します。

要請第9号、陳情第10号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入りましても、日中はまだまだ残暑が厳しく、一雨欲しいところではありますが、朝夕は涼しくなり、また虫の音も一段と高くなり、秋の訪れを感じる今日このごろでございます。

議員各位におかれましては、本日平成21年第3回菊陽町議会定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろより町政の進展、町民福祉の向上のためにご尽力をいただいておりますことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、去る8月30日の衆議院議員総選挙で、民主党が480議席のうち308議席、64%を獲得し、政権交代が確定いたしました。野党第1党が選挙で過半数をとり、政権につくのは戦後64年間で初めてのことであり、非自民政権は、1994年（平成6年）に退陣した羽田内閣以来15年ぶりの内閣発足となります。

政権交代により、これまで財務官僚を中心に下から積み上げて編成されていたこれまでの予算編成のプロセスを大きく転換し、優先すべき政策を決め下へおろすなど、日本の政治システムは一大転機を迎えることになるようであります。

このような状況を踏まえ、本町においても、職員一人一人が国の方針、施策の動向を注視するとともに、平成22年度予算編成に関する情報等をいち早くキャッチし、即応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

それでは、諸議案の提案に先立ち、町政の経過、行政報告について申し上げます。

初めに、平成21年8月30日執行、第45回衆議院議員総選挙の結果についてであります。

今回の衆議院議員選挙については、国民の関心が非常に高く、投票率は全国で69.29%となり、平成17年の前回衆議院選を2ポイントほど上回りました。小選挙区比例代表並立制度が導入された平成8年以降5回実施された衆議院議員選で最高となり、有権者の関心の高さがうかがえたところであります。本町においても、前回選挙の投票率が72.7%だったのに対し今回は72.89%と、わずかながら上昇しております。

また、今回の選挙の特徴としまして、全国的に期日前投票者が増加したことが上げられ、本町においても、平成19年の衆議院選挙では2,131人だったのに対し今回は3,764人と、約1.8倍の方々が期日前投票をされております。

今回の選挙で、本町選挙管理委員会は、全国的に若年層の投票率が低迷していることから、特に期日前投票において広く20歳代の立会人を公募しました。このように立ち会いする機会を得ることで、若い方々にもっと政治に関心を持っていただくとともに、選挙を身近に感じてもらうといった試みがなされたところであります。

次に、菊陽町協働の仕組みづくりについてであります。

先月8月25日に第1回菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会を開催したところでございます。地方分権の進展や人口の急増などを社会背景として、住民ニーズは多種多様化するなど、住民と行政との協働によるまちづくりを進めることが重要な課題となってまいりました。このため、菊陽町総合計画で位置づけております住民と行政が協働でつくる町を実現するための基本方針に沿って、平成19年度に住民ワークショップ、平成20年度にコミュニティー検討委員会を開催して、住民と行政との協働のまちづくりについて意見書をいただいたところであります。これらの意見を踏まえて、このほど菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会の開催に至ったもので、この委員会で、住民参加、協働、情報の共有などについて整理をお願いし、菊陽町にふさわしい協働の仕組みやルール等を検討していただき、提言をいただくこととしております。

今後の予定としましては、月1回程度の会議を開催し、来年の夏ごろまでに素案の提言をいただき、住民の皆様への説明会、公聴会などを経まして、平成22年12月議会に条例制定を上程し、平成23年4月1日の施行を目指しているところであります。

次に、定額給付金の給付状況についてであります。

3月2日に総合政策課内に定額給付金対策室を設置しまして、専任の職員2名により事務に当たらせてところでございますが、今日までスムーズに事務処理ができており、8月末現在の1万3,166世帯中1万2,776世帯で、率にして97%となり、給付金額としましては5億2,532万4,000円を給付し、執行率で98.6%となっております。来る10月6日が申請期限となっておりますので、未申請の世帯に対しましては、8月28日に郵送により申請を促したところでございます。

次に、子育て応援特別手当の支給状況についてであります。

3歳以上18歳以下の児童が2人以上いる世帯のうち、第2子以降の就学前3歳児までの児童が給付の対象であります。本町においては、676人の児童が対象となり、9月4日現在で666人の児童に対し2,397万6,000円を支払っており、執行率98.5%となります。未申請者は10人となっております。今後におきましても、引き続き申請書の提出を促していきたいと思っております。

次に、町税の徴収についてであります。

税務課では、昨年、平成20年4月より、熊本県税務課の地方税徴収特別対策室の職員との合同で町税の徴収強化に取り組んでまいりました。平成20年度実績であります。実施件数は、強制捜索34件、預貯金差し押さえ394件、タイヤロック差し押さえ17件、動産差し押さえ1,398件となっております。また、預貯金差し押さえを含めた強制手続によるインターネット公売会7回、町公売会3回、合同公売会5回による取立額は2,137万1,000円にも上がっており、徴収率の向上にも貢献しており、またこの強制徴収により多大な波及効果をもたらしております。

次に、地球温暖化防止対策関係についてであります。

省資源・省エネルギー対策推進のため本年度から事業実施しております個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器の助成事業につきましては、8月31日現在で、太陽光発電システム49件、太陽熱温水器43件の申請が上がっており、今後においても限りある資源を次世代に残し、低炭素、循環型社会づくりに寄与していきたいと思っております。

さんふれあ温泉熱エネルギー供給事業についてであります。

国は、1992年に採択された国連気候変動枠組条約、いわゆる京都議定書で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）ほか5種類の温室効果ガスの削減目標を、2008年から2012年までの5年間で批准年の1990年レベルから6%削減することを約束しております。しかしながら、2007年の国内の排出量は、基準年に対し9%も上回っており、このままでは15%削減の義務を果たすこととなっておりまいます。また、2007年の排出量は、対前年比で2.4%増加しており、なかなか減少に転じることができない状況と推量されますし、議定書の約束を守るためには、7,000億円から数兆円の排出権の購入を迫られていることも危惧されております。

このような状況にかんがみ、本町では、本町に進出している富士フィルム九州株式会社の親会社である富士フィルム株式会社との共同により、二酸化炭素排出量の削減のため、現在「さんふれあ」の温泉水をわかしている灯油ボイラー使用から富士フィルム株式会社で使用している天然ガスに切りかえるさんふれあ温泉熱エネルギー供給事業に取り組みたいと考えております。この事業に取り組むことで、「さんふれあ」の光熱費を削減できるとともに、温室効果ガス排出量を削減した分につきましては、国内クレジットとして富士フィルム株式会社より買い取っていただくこととしております。さらには、本事業に取り組むことで、CO<sub>2</sub>削減及びそのPRに努めてまいりたいと思っております。このため、今議会の第52号一般会計補正予算（第3号）に債務負担行為の補正をお願いしております。

次に、仮称津久礼跨線橋新設工事についてであります。

仮称津久礼跨線橋新設工事は、横道合志2号線と下原堀川線を結ぶ延長55.4メートルの跨線橋架設工事を本年第6回議会臨時会において承認をいただき、JR九州へ委託し、着工したところであります。工事期間は平成22年3月末までで、夜間工事をメインとしており、県道、町道を夜間交通規制といたします。工事の内容につきましては、仮の橋脚を県道とJRの間及びJRと町道の上に2カ所設置し、鋼製の橋げたを大型クレーンでつり上げ、架設するものでありまして、橋げたのつり上げ時、仮の橋脚の設置、撤去時、また足場を撤去する際は、県道、町道を夜間交通どめの交通規制をいたしますので、周辺地域の方々や道路利用者の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、今後のスケジュールとしましては、国道菊陽バイパスまでの全線開通を平成23年3月末を予定しているところであります。

次に、農地の耕作放棄地対策であります。

昨年度の農業委員会調査による本町の耕作放棄地は約28ヘクタールあり、そのうち約4.3ヘクタールが単県補助事業により解消されました。本年度は、耕作放棄地の解消のため国が進め

ている耕作放棄地再生利用緊急対策事業を展開するため、去る7月に農業委員及び農業関係団体により耕作放棄地対策協議会を設立いたしました。今後におきましては、この協議会を窓口として、農業振興地域内の農用地対策は国の事業で、同地域内の白地対策につきましては単県事業で解消を図ってまいります。

次に、教育委員会関係であります。

菊陽中部小学校合唱部の活動は、ここ数年来目覚ましいものがあり、合唱コンクール、合唱祭、菊陽町青少年の集い、菊池郡市教育フォーラム等ですばらしい歌声を披露しております。合唱コンクールに関して申しますと、昨年度はNHK全国学校合唱コンクール熊本県大会金賞を受賞し、九州大会でも銅賞を獲得しております。特に本年度は、同じ合唱コンクールで、熊本大会、九州大会ともに金賞に輝き、念願の全国大会出場の栄冠を手に入れました。全国大会は来る10月10日に東京のNHKホールで開催されますが、全国大会でも39名の子どもたちのすばらしい歌声を披露してくれるものと信じておりますし、心からその健闘をお祈りするものであります。

次に、図書館関係についてであります。本町図書館では、今年6月から図書資料等の広域貸し出しを開始したところで、菊池郡市内にお住まいの方で地元の図書館利用のカードをお持ちの方も菊陽町図書館を利用できることとなりました。サービス開始から3カ月間の図書利用新規登録者数は900件を超えており、昨年同期に比較して、ほぼ約2倍の増加となっており、400件を超える広域利用者の新たな登録がその増加要因となっております。夏休み期間には、恒例となりました自習室としての視聴覚室開放をしたこともあり、平日でも1,000人を超える利用者が図書館を訪れました。今後、さらに利用者の増加が見込まれ、ニーズも多様化することと思われませんが、近隣市町の図書館との連携を密にし、利用者の立場に立ち、少しでもお役に立てるような環境づくりに努めてまいり所存であります。

以上をもちまして町政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第1号から議案第60号までの一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案認定第1号から議案第60号までの24件について、一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、平成21年第3回議会定例会の付議事件

について、その提案理由を申し上げます。

今回の付議事件は24件であります。その内訳は、平成20年度決算認定9件、条例関係5件、平成21年度補正予算6件、町道路線の認定1件、工事請負契約の締結について2件、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についての報告1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げますと、認定第1号から認定第9号までは、平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算9件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて、同法第96条第1項の規定により議会の認定を求めるものであります。

報告第6号は、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

議案第47号は、菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、住居表示の実施に伴い、支所の位置を変更するため、菊陽町支所設置条例を改正するものであります。

議案第48号は、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案についても前議案同様、住居表示の実施に伴い、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正するものです。

議案第49号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町境界確定事務取扱要項の制定に伴い、町道・法定外公共物境界証明書の交付手数料を徴収するため、菊陽町手数料条例の一部を改正するものです。

議案第50号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金を現行の35万円から39万円に引き上げるため、菊陽町健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定についてであります。

内容は、新型インフルエンザの蔓延期において、新型インフルエンザの菊陽町内での感染拡大防止を図ることを目的として臨時的に診療所を設置するため、条例を制定するものであります。

なお、診療所の設置に伴い、診察等に従事する医師及び看護師の報酬等について定める必要があり、附則第2項で、菊陽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,451万3,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を108億5,982万4,000円と定めるものであります。

歳入では、地方交付税に1億6,618万9,000円、国庫支出金に1,615万6,000円、県支出金に2億2,427万4,000円、繰越金に3億127万7,000円、諸収入に5,492万円とそれぞれ増額し、繰入金から1億5,336万2,000円、町債から1,710万円それぞれ減額するものであります。

歳出の主なものでは、総務費に2億6,216万7,000円、民生費に6,963万3,000円、衛生費に5,832万7,000円、農林水産業費に3,048万円、商工費に4,961万3,000円、土木費に5,651万9,000円、教育費に3,018万1,000円とそれぞれ増額するものです。

なお、債務負担行為の補正として、新地方公会計制度関連業務委託で1,500万円、さんふれあ温泉熱エネルギー供給事業で7,217万1,000円を追加しております。

議案第53号は、平成21年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,986万1,000円と定めるものであります。

歳入では、繰入金に187万2,000円を増額し、歳出では諸支出金の財産取得費に187万2,000円を増額するものです。

議案第54号は、平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,818万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,293万8,000円と定めるものです。

歳入では、国庫支出金に261万5,000円、繰越金に1,557万1,000円を増加するものです。

歳出では、保険給付費に464万1,000円、後期高齢者支援金等に1,780万円等を増額し、介護納付金から1,030万7,000円、予備費から349万7,000円を減額するものであります。

議案第55号は、平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,364万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億7,980万3,000円と定めるものであります。

歳入では、国庫支出金に194万8,000円、支払基金交付金に340万8,000円、繰越金に3,329万円等を増額し、繰入金から597万5,000円を減額するものです。

歳出では、総務費に924万8,000円、地域支援事業費に724万円、基金積立金に1,627万9,000円等を増額するものであります。

議案第56号は、平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,586万7,000円と定めるものであります。

歳入では、繰入金から81万1,000円を減額し、繰越金に655万6,000円を増額するものであり

ます。

歳出では、総務費に11万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に562万8,000円を増額するものです。

議案第57号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,955万6,000円と定めるものであります。

歳入では、使用料及び手数料に1,000万円、繰越金に1,355万5,000円を増額し、繰入金から1,318万3,000円、町債から660万円を減額するものであります。

歳出では、維持費に1,035万8,000円を増額し、事業費から658万6,000円を減額するものです。

議案第58号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、下原29号線外2路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第59号及び議案第60号は、横道合志2号線歩道橋工事及び下原堀川線歩道橋工事請負契約の締結についてであります。

内容は、現在建設課と都市計画課で進めておりますJR豊肥線と県道熊本菊陽線をまたぐ橋梁へ歩道橋を取りつけるもので、議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨についてのみ述べましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時30分

再開 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります前に、町長から行政報告について一部訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 申しわけありません。行政報告の中で、菊陽町協働の仕組みづくりについて報告したところでありますけども、一番最後のほうであります。今後の予定の中で、月1回程度の会議を開催し、来年の夏ごろまでに素案の提言をいただいて、住民の皆様への説明会、公聴会などを経て、22年12月議会に条例制定を上程し、「平成23年4月1日の施行を目指しております」というところを「28年」と読み間違えたというところで指摘がありましたの

で、23年4月1日の施行を目指しておるといふことで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（吉村豊明君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで、9件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員大倉理稔君。

○菊陽町代表監査委員（大倉理稔君） 皆さんおはようございます。今年度もまだ代表監査委員を務めております大倉理稔でございます。

それでは、決算審査の結果について報告をいたします。

さきに決算監査報告書が配付されていると思いますが、それに基づきまして、平成20年度菊陽町一般会計、特別会計、あわせまして財政援助団体の決算審査の結果並びに意見書を説明します。

本審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づいて、平成20年度菊陽町一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算並びに財産に関する調書等の関係帳簿、書類等を町議会議員の酒井良一監査委員と審査してまとめたものであります。

2ページになりますが、審査の概要は、ここに書いてありますように、平成20年度一般会計歳入歳出決算、それから(2)から(9)までの8つの特別会計歳入歳出決算、(10)の菊陽町財産に関する調書、それと11番目の基金の運用状況調書を審査の対象としております。

実施をいたしましたのは、平成21年7月1日から7月23日までの11日間であります。

審査の場所は、役場の監査委員室で取りまとめました。

審査の方法は、決算審査に当たっては、町長から送付されました20年度の各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の書類について計数の確認を行い、さらに会計課の保存に属する証書類、そのほか各課担当職員から関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聞き、その予算執行の適否並びに会計処理が適正に、しかも合理的に行われているかどうかについて審査をいたしました。

2、審査の概要ですが、歳入歳出の詳細な説明は、後日決算議案の審査で、また常任委員会等で報告がなされると思いますので、重立った点についてご報告申し上げます。

1、一般会計。収入総額は105億129万6,131円、歳出総額98億7,728万7,779円で、差し引き残額6億2,400万8,352円で、各年度別の決算の推移は表1のとおりで、ここ5年間増加減少を繰り返しております。

歳入の内訳を、歳入項目とその構成比を4ページの表2に示しておりますが、町税は重要な自主財源で、歳入総額の5割を超すまでに年々増加しておりますが、地方譲与税、地方交付税等の国からの交付金や支出金は前年より減少をしております。収入未済額は、町税で3億6,206万4,716円、分担金及び負担金で428万2,200円、使用料及び手数料が664万9,300円など

で、3億7,352万1,943円となっております。なお、不納欠損額はトータルで2,478万2,137円となっております。その他の款はすべて収入済みでありました。

町税の徴収実績を次の表の3に示しております。調定額では63億4,963万2,623円で、前年度の59億1,343万6,321円に対し4億3,619万6,302円の増で、年ごとに増加しております。収入済額は59億6,301万8,770円で、前年度より4億5,570万5,186円の収入増となっております。収入率は、調定額に対し93.91%で、徴収率は前年度を上回っております。

次に、表4の収入未済額は、過年度分も累計すると、件数は1万7,412件、金額で3億6,206万4,716円で、件数、金額とも減少しております。

次に、6ページの町税の不納欠損額は2,454万9,137円で、町民税から軽自動車税まで4項目にわたっておりますが、処分の理由は右の表に列記しております。

次に、歳出ですが、菊陽町一般会計決算額は98億7,728万7,779円で、予算現額に対し、執行率は87.7%で、総務費や土木費の執行が影響しているようです。

歳出の構成比を各款別に見ますと、表6になりますが、民生費が24.58%、総務費が18.88%、土木費が17.54%、教育費が9.77%などの費用と公債費が多くを占めています。

次に、7ページに21年度への繰越明許を項目別にまとめましたが、土木費で5件、総務費で3件、民生費で1件の計9件、金額にして9億8,676万418円が21年度へ繰り越されておりますが、これは定額給付金事業及び子育て応援特別手当給付事業が年度末に決定されたことによるものも含まれております。

次に、各特別会計になりますが、これも後日決算議案の審査、常任委員会等で執行部から詳細な報告があると思しますので、全文の説明を割愛させていただきます。

それでは、8ページに、(2)国民健康保険特別会計の歳入及び歳出の年度別推移、保険税の収入状況、9ページに収入未済額、不納欠損額、10ページに歳出の状況を示しておりますが、歳入決算額は28億7,692万4,180円で、前年度より1億8,387万1,021円減少しております。収入未済額が2億7,124万8,094円、不納欠損額が2,046万2,956円を生じております。

歳出決算額は28億4,135万3,126円で、前年度より1億1,190万3,373円減っております。

歳出科目は、10ページの表にまとめておりますが、保険給付費が18億9,248万余円で、歳出総額の66.6%、次いで共同事業拠出金が3億4,190万余円で、12.03%となっております。

昨年度までですが、19年度は老人保健拠出金が約5億5,000万円余、18.68%を占めておりましたが、20年度から後期高齢者医療保険事業に移行したため、20年度は大幅に減って、8,971万余円で3.16%であります。その分新たに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金が計上されております。

次に、10ページの3、老人保健特別会計でございます。

老人保健事業は、平成20年3月診療分を残し、後期高齢者医療保険事業に移行したため、予算規模は縮小しております。

今後、本特別会計は、平成22年度に廃止し、一般会計へ移行する予定であります。したがっ

て、本年度の決算の状況は、歳入総額2億4,400万3,456円、歳出総額2億4,000万9,151円で、差し引き残額は399万4,305円となっております。

次に、11ページの4、後期高齢者医療特別会計で、これは20年度から新設されております。

決算の状況は、歳入総額2億2,209万9,233円、歳出総額2億1,549万2,671円で、差し引き残額は660万6,562円となっております。

歳入の執行状況を見ますと、受託事業収入や一般会計からの繰入金がありますが、保険料で収入未済額が111万4,340円を生じております。

歳出の執行状況を款別に見ますと、表16のとおりで、広域連合納付金が97.36%で、ほとんどが納付金であります。

次の12ページの表第17、18、19は、20年度の保健事業の状況を示しております。

次に、13ページの(5)介護保険特別会計ですが、決算の状況は、歳入総額15億6,242万3,535円、歳出総額15億2,893万2,730円で、差し引き残額は3,349万805円となっております。

歳入の収入状況は表の20、それから歳出の状況は表の21に掲げております。

14ページの表22、23には、介護保険給付費、要介護者数の年度別推移を示しておりますが、費用、人数とも年々増加していることがうかがわれます。

次に、(6)の住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、決算の状況は、平成20年度で特別会計を廃止し、残額をすべて一般会計へ繰り出したために、歳入総額は1,215万6,006円、歳出も同額で、差し引きは0円となっております。

歳入と歳出の状況は15ページのほうに記載しております。

次に、16ページの(7)下水道特別会計の決算の状況は、歳入総額17億5,208万3,497円、歳出総額17億1,807万4,608円で、差し引き残額は3,400万8,889円となっております。

歳入におけます使用料と負担金で1,129万5,530円の収入未済額がありまして、不納欠損額も67万1,090円を生じております。その他の状況につきましては、次の下の表に示すとおりでございますが、歳出の状況では、ほとんどが事業費と公債費が、37.27%と公債費が39.36%等を占めております。

それから、委託費において繰り越しがなされておりました。

(8)の農業集落排水特別会計でございますが、これも以下に示すとおりでございます。

最後に、18ページの土地取得特別会計ですが、歳入総額は3億3,464万5,218円、歳出総額2億6,664万5,218円で、差し引き残額は6,800万円となっております。この分は翌年度繰り越しといたしまして、光の森の公共用地の整備事業の繰り越しでございます。

以上、かいつまんで8つの平成20年度の菊陽町特別会計の歳入歳出の決算状況、収入未済額や年度別比較等を示しましたが、この8つの特別会計を合計いたしますと、歳入調定額で73億8,825万4,703円、歳入済額で70億4,405万8,029円、収入未済額で3億2,108万6,328円、支出済額が68億6,135万6,093円で、一般会計と合わせますと、菊陽町の総決算額は、歳入で175億4,535万4,160円、歳出で167億3,864万3,872円と大変大きな財政規模となっております。しか

し、昨年度と比較いたしますと、歳入で24億6,641万8,866円、歳出で23億9,156万7,626円の減少となっております。

これで決算の概要の説明を終わりますが、19ページから、3の審査の結果を報告いたします。

1、平成20年度菊陽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書、基金運用状況調書は、地方自治法、同法施行令、同法施行規則に定められた規定どおりに作成されていた。また、歳入歳出決算額、現金保管高、基金現在高については、出納閉鎖の5月分の例月出納検査の調書等を審査照合した結果、すべて正確であることを確認いたしました。

一方、予算執行事務や財産管理についても適法かつ適正であることを認めた。

なお、決算審査の内容及び予算執行について必要な事項は、その都度担当職員に指摘し、今後の処理方法についてともに検討してまいりました。

2、20年度の歳入決算の収入率は、前の4ページの表3から、調定額に対して96.35%でありました。そのうち町税の徴収率は、5ページの表3で、調定額に対して93.91%で、諸税の徴収向上対策、これ諸税といいますが、県税とか町民税です、諸税の徴収向上対策により、差し押さえとか分納などの措置を行った結果、当該年度の徴収率は前年度よりも0.78ポイントの増となっております、徴収率に向上に対する努力が認められました。税等の公平性と歳入確保のため、徴収率向上に引き続き努力されてもらいたいと思います。

3、町税の不納欠損額は2,454万9,137円で、前年度の2,229万4,989円より225万4,148円ふえておりますが、これは固定資産税の欠損に起因しており、現状等の説明ではやむを得ないものと理解しております。今後とも、不納欠損に当たっては、十分な調査を行い、慎重な対応をお願いしたいと思っております。

4、分担金及び負担金の収入未済額は428万2,200円で、その内容は、児童福祉費負担金、これは保育料であります、なお不納欠損額23万3,000円の内訳についても児童福祉負担金であります。保育所に入ることのできない待機児童が多くおりますので、今後とも徹底した徴収に努められたいと思っております。

5番目の使用料及び手数料のうち、町営住宅使用料収入未済額は664万9,300円あり、前年度の578万9,700円と比較して85万9,600円の増となっております。収入未済額は年々増加に傾向にありますため、滞納整理に当たってはさらなる努力をお願いします。

6、一般会計の繰越明許費は、9事業の9億8,676万418円となっておりますが、いずれも明許繰り越しの事務手続は適正に行われておりますが、本年度は特に定額給付金事業等が繰越額を増大させております。繰り越しについては、今後とも事業計画を十分に検討してまいります。

7番目に、国民健康保険特別会計の税の収入未済額は2億7,124万8,094円で、町税の徴収向上対策により、前年度より1,806万6,593円減少し、不納欠損額も前年度より減少してござい

す。今後とも、徴収事務の円滑化と滞納整理の向上に努めてください。

8、国民健康保険特別会計の保険給付費は18億9,248万4,851円で、前年度の18億3,891万2,846円より5,357万2,005円増加しております。今後とも給付費の節減及び健康で健やかな町民の育成を図るために、早期発見とか早期治療等、定期健診の徹底を図られたいと思います。

9、後期高齢者特別会計については、平成21年4月1日に「老人保健法」の法律名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、また同法の改正により、75歳以上の高齢者向けの医療制度が従来の老人保健から後期高齢者医療に改められたことにより新たに設けられました。収入率は、予算現額に対し98.71%となっておりますが、保険料で111万4,340円の収入未済額が生じており、今後納付金も増額するものと考えられ、収入未済額の減少に努められたい。

10、介護保険特別会計の保険給付費は13億9,700万6,011円で、前年度の13億2,779万9,932円より6,920万6,079円増加し、毎年増加しております。給付費には一般会計繰入金が充当されており、節減対策にも努められたい。

また、介護保険料の収入未済額が873万7,440円、不納欠損額が197万6,300円生じておりますので、今後ともなお一層の徴収に努力されたい。

11、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算については、貸付事業が平成4年度で終了し、歳出の公債費の償還も平成20年度で終了しています。このため、事業としては貸付金返済金の受け入れのみとなるため、平成21年度より一般会計へ移行することとなっております。

なお、貸付金返済収入のうち過年度分の収入未済額2,844万9,635円、これは11人分が残っているため、引き続き徴収に努力されたい。

12、下水道特別会計の決算においては、下水道使用料のうち743万3,120円、受益者負担金のうち385万2,570円が収入未済となっております。また、あわせて67万1,090円の不納欠損額も生じており、今後ともなお一層徴収に努力されたい。

13、農業集落排水特別会計決算は、適正に処理されているが、一般会計からの繰入金の圧縮に努められたい。

14、土地取得特別会計決算は適正に処理されていた。なお、本年度における新たな用地の取得は行われていない。

次、15番目が財産に関する調書及び基金運用状況の調書についてですが、財産については、行政財産の土地において、公園用地と雨水調整池等のその他の施設用地が増加し、普通財産の雑種地においては原水工業団地緑地等が増加し、公有財産の土地が全体で5万2,272平米増加しております。山林、有価証券には増減はなく、出資による権利において、地方公営企業等金融機構が公営企業金融公庫にかかわって設立されたため、240万円出資をされております。物品及び債権については、関係台帳と照合の結果、適正に管理運用がなされていることを認めました。

また、基金については、基金の設置の趣旨に基づいて、適正かつ効率的に運用をされている

か、計数は正確であるか等について審査したところ、いずれの基金も目的に沿った適正な運用がなされていることを認めました。

基金別の、次のページの34表に見れば、財政調整基金は1億6,791万9,000円積み立てておりますが、4億円を平成19年度分と取り崩したために、差し引き2億3,208万1,000円が減少をしております。

次に、土地区画整理事業基金が1億8,702万5,000円積み立てておりますが、これはうち19年度の積み立てとして1億8,651万6,000円になっておりますが、学校建設基金が1億43万5,000円積み立てておりますので、増加しております。

また、介護従事者処遇改善臨時特例基金が1,398万2,000円積み立てられております。

一方、人材育成基金が1,135万円、社会福祉振興基金が50万円、スポーツ振興基金が300万円それぞれ取り崩されているため、19年度分でございます、今後ともさらに基金の設置目的に沿って効率的運用に努力されたいと思います。

なお、表34は、上段が財産に関する調書における数値で、これは前年の4月1日から当年3月31日までで、下の段は平成20年度の決算額でございます。これは、出納閉鎖の5月31日であります。それで、菊陽町の基金総額は43億7,230万1,000円で、昨年より2億2,483万1,000円増加していることとなります。

次に、23ページになりますが、本町の財政状況とか財政力といいますが、財政構造の弾力性につきましてですが、これは毎年説明しておりますので、要点だけ述べますと、中段から、アの財政力指数については、これは財政力の強弱を示す指標ですが、本年度は0.893で、前年度より0.08ポイント伸びております。それから、イの経常収支比率ですが、これは財政の弾力性をあらわす指標ですが、本町の経常収支比率は88.4%で、前年度から1.6ポイント減少しておりますが、今後の財政の硬直化が懸念されるところであります。

ウの公債費比率、これは一般財源に占める公債の元利償還額の負担状況を示す指標でございますが、本年度は14.7%で、前年度より1ポイント減少をしております。

次に、エ、標準財政規模ですが、これは一般財源の通常収入される規模を示すもので、昨年から義務づけられました財政の健全化判断比率の算出根拠にもなるもので、昨年から示すようにしておりますが、20年度の財政規模は74億1,318万8,000円で、毎年増加しております。

財政の構造につきましては、表の36につきます依存財源の年度別表、それから普通会計の収入、臨時的収入の表を、36と37表に示しております。

25ページの歳出の構造でございますが、歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較してみますと、下の表の38の表のとおりでございます。

以上が決算審査で調査取りまとめた結果でございますが、審査の意見といたしましては、次のページになりますが、17の審査意見といたしまして、本町の平成20年度予算は、第3次菊陽町行財政改革の達成に向け、生活創造都市を目指しながらも、菊陽町集中改革プランを踏まえ、厳しい財政状況の中、高齢者の医療、介護、少子化対策、学校等の校舎の耐震対策や道路

の整備等、教育、生活基盤の整備等、歳入予算と収支均衡を計りながら、財源の重点的、効果的な予算が編成されていたが、各事業の推進、執行状況を審査した結果、一部補正予算や繰り越しの設定を施し、それぞれの事務事業は、厳しい財政事情にもかかわらず、その目的に沿って効果的に行われ、一般会計、特別会計とも、本年度の当初計画はおおむね達成されているものと認められる。

また、決算において、一般会計の不用額は約3億9,873万7,000円、これはうちに1億8,213万1,000円予備費がありますが、特別会計では約1億980万5,000円が生じており、昨年より総額で1億7,681万5,000円少なくなっており、予算における経費の縮減や需用費、使用料等の支出削減に努力されていますが、各部署に設置されている委員会や協議会が計画どおりに開催されず、報償費や旅費に不用額を生じているところがあったが、今後は必要な委員会や協議会は実施し、その意見や提言、提案を事業や運営に活用してもらいたい。

一方、一般会計の収入未済額は、町税、分担金、負担金、使用料等で約3億7,352万2,000円、特別会計で約3億2,108万6,000円あり、昨年度より3,645万4,000円減少している。これは、県税及び市町村税徴収向上対策の実施など徴収率アップに努められた結果にもよりますが、本町は地方交付税等依存財源が毎年減少しており、自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、引き続き未収金の回収に努められたい。

結びといたしまして、我が国の経済は、20年度当初景気は回復に向かっていたものの、年度中期にアメリカでサブプライムローン問題が発生し、にわかに世界同時不況に陥り、日本経済への打撃は100年に一度の不況とも言われ、各主要企業は国内外ともに製品の販売不振から業績は大幅に悪化し、工場閉鎖や非正規職員の大量解雇等、各自治体にも多様な面で負の影響が発生しております。

このような情勢の中、本町においては、財政力の指標とされる財政力指標は、幸いにも人口の増加や企業、店舗等の進出、拡張による税収等の伸びにより本年度も0.893と伸びて、好ましい傾向にあります。経常収支比率、公債費比率は、昨年より下がってはいるものの、まだ高い水準を示しており、注意しなければなりません。

また、一般会計歳入の財源内訳を分析しますと、自主財源と依存財源の構成比は、さきに示したように、自主財源の比率が71.5%と増加しており、地方が主役の国づくりの時代を迎えようとしております。歳出の構造では、消費的経費が全体の53.9%を占めており、投資的経費が減少しております。

財政運営の基本は、収支均衡はもとより、限られた財源を効率的かつ公平に執行し、住民の福祉を向上させ、安心・安全で快適なまちづくりを目指すことですが、経済情勢や社会情勢の変動に即応できる弾力性が要求されます。さきに述べたように、現在の日本経済は非常に疲弊しており、回復の兆しが見えないまま、政治は混乱しております。今後も、厳しい財政状況の中での行政運営となるであろうが、「人・緑・元気輝く生活創造都市」の創造に職員一丸となって邁進されたい。

以上が一般会計と特別会計に対する審査の状況でございます。

続きまして、28ページに、地方公共団体財政健全化法に基づく監査報告でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、平成20年度健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率等を審査した結果を次のとおり報告します。平成21年8月20日。監査委員の大倉と酒井良一でございます。

29ページの法律の概要、それから2の審査の概要、3の審査の方法及び概要でございますが、これは昨年も一応ご説明しておりますので省略いたしまして、審査日だけは、21年7月22日にここで行っておりますが。

30ページの審査の概要、2ですが、健全化判断比率について、審査に付された健全化判断比率は表1のとおりである。本町においては、赤字が生じないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値化されていない。また、他の指標はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあると言えます。

ちなみに、実質赤字比率は、マイナスの6.08%、連結実質赤字比率はマイナスの7.58%でございますが、これは公表するときにはこれはマイナスということを出さないことになっておりますので、一応口頭でちなみの数字を申し上げます。

それから、各比率の説明は昨年もいたしておりますので、読んでいただくとわかると思いますが、31ページの(2)の資金不足比率について、審査に付された各公営企業に係る資金不足比率は表2のとおりであります。なお、いずれの公営企業も資金不足比率が生じないため、指標は数値化されていない。これにより、いずれも経営状況は安定していると判断できます。菊陽町で対象になるのは、下水道特別会計と農業集落排水特別会計の2会計になります。

3番目の審査の意見ですが、審査に付された健全化判断比率、各公営企業に係る資金不足比率及びそれぞれの算出基礎になる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。なお、今回審査した各指標を見る限り、本町における財政状況は健全段階と言えるが、将来的に見れば、小・中学校の耐震対策工事や下水道事業などの必要な事業が控えており、数値が悪化することも考えられるため、今後も計画的な事業執行やさらなる経費削減に努められたい。

続きまして、財政的援助を与えている団体に係る監査の報告書でございますが、これも地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助を与えている団体として2団体の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次により報告する。平成21年8月20日。監査委員の大倉と酒井でございます。

33ページの概要でございますが、申しわけございませんが、(3)の監査の会場が、毎年大菊土地改良区と菊陽町の商工会に行っていたのですが、今年だけはこちらに来ていただいて8月11日に行いましたために、会場の記載が間違っております。ここに訂正申し上げます。菊陽町の監査委員室でございます。監査の立ち会いとか監査の方法及び主眼については毎年一緒でございますので、省略させていただきます。

34ページの2の監査の意見でございますが、菊陽土地改良区へは、下の表のとおり、1,044万円の補助がなされておりますが、各項目について、それぞれの事業計画、事業実績、収支決算書が明確に表示されて、目的に沿って的確に活用され、その事務処理も適正に処理されておりました。

今後も、耕作放棄地の解消や水田地帯の施設の更新など、農業生産の基盤の整備及び開発を計画的に進め、農業の生産性の向上に努められ、農業経営の安定と振興を図られたいと思います。

次に、商工会議所の決算状況については、歳入総額で5,119万9,631円で、そのうちの町の補助金が702万円受けられておりました。

歳出においては、翌年度の繰り越しが13万1,720円が含まれておりまして、町の補助金はおおむね適正に執行されておりました。

菊陽町商工会の現状でございますが、会員数は、平成20年4月には477名でありましたが、当該年度加入者が143名、脱会者が42名により、平成21年3月31日現在では578名となっております。

今後とも、各会員企業等の体質改善及び経営の安定化に資し、菊陽町商工業の活性化に寄与されることを望むものであります。

なお、経営の安定化を図るために自主財源の確保に努められたいと思います。

結びといたしまして、以上、今回審査した2団体においては、それぞれ補助目的が達成され、その執行は適正になされていたということでございます。

長時間になりましたが、また端折ってご説明いたしました。これで平成20年度の決算審査報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明を大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時34分

再開 午前11時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 研修報告

○議長（吉村豊明君） 日程第8、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、各常任委員会で研修されました件につきまして、それぞれ委員長から報告をお願いします。

順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順といたします。

まず初めに、産業建設常任委員長佐藤竜巳君。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） それでは、議員研修について報告いたします。

去る7月27日から31日までの4泊5日の行程で議員全員による視察研修が行われ、その中で幕別町と上富良野町の2カ所が産業建設常任委員会に関する農業関係の研修でございましたので、その内容を簡単に報告いたします。

まず初めに、7月28日午前10時から幕別町の農業関係の視察研修を行いました。

幕別町は、十勝平野の中心部に位置し、面積は478平方キロメートルで、菊陽町の約13倍の面積で、南北に47km、東西に20kmで、人口が約2万7,370人の町でございました。

幕別町の農家戸数は651戸で、耕地面積が町全体で2万2,600ヘクタール、農業組生産額が200億円以上に上がり、その波及効果からみても、基幹産業は農業であり、町内の幕別地域は畑作地帯であり、野菜が中心で、忠類地域は冷涼な気候から酪農が中心の町でありました。

農家1戸当たりの耕地面積は35.1ヘクタールで、大規模な面積を耕作されており、1戸当たりの農業所得は約1,300万円でありました。主要作物は、小麦、てん菜、バレイショ、大根、ニンジン、ナガイモなどが栽培されておりますが、今年は7月の長雨と日照不足で農産物の生育に影響が広がっており、特に小麦は、至るところで茎ごと折れており、穂は水分を吸収し、穂の中で発芽し、黒ずんでおり、商品価値がなくなり、飼料にしかならないような状況で、深刻な被害が出ておりました。また、畑に水がたまって、消毒など農作業もできない状況が見られました。

次に、乳牛、肉用牛の飼育頭数は、乳用牛が153戸で1万5,300頭で、1戸当たりの飼育頭数は100頭であります。肉用牛は9,420頭で、1戸当たりの飼育頭数は、乳用牛と同じく100頭でありました。

この幕別町には、町が2,000万円、農協が1,000万円を出資して、公益法人の農業振興公社が設立されており、職員5名、非常勤が1名、アドバイザー1名の計7名で運営されておりました。

さらに、宿泊施設を兼ね備えた農業担い手支援センターが、約4億2,000万円の費用をかけ、平成14年度、国の補助2分の1を受けて建設され、農業の担い手、新規就農者育成事業及び農地流動化対策に積極的に取り組んでおられました。

この担い手センターは、農業の担い手確保、育成を図るために建設され、担い手に対し総合的に取り組んでおられました。具体的には、担い手の育成研修として、農繁期については受け入れ農家等の圃場での実践研修を行い、農閑期には座学受講を中心に農業全般の知識取得を行い、本人の希望する形態を聞き取りした中で、登録された受け入れ農家の中から実践研修先を選定し、作業時間や手当等は研修生と受け入れ農家との間で相談を行い、決定されておりました。これらの研修は2年から3年の農業研修になりますが、平成20年度末で168名が研修を受けられ、このうち7組が新規就農されておりました。なお、町からの就農認定を受けた方に対して5年間奨励金などが交付されておりました。

さらには、この農業振興公社は、農地流動化対策（耕作放棄地）の手法として、貸し手と借

り手の申し出を受け付け、農地利用調整会議において借り手を決定されております。調整会議は8名の委員で構成され、平成20年度賃貸件数は90件で、476ヘクタールが賃貸により貸し付けられておりました。

また、花嫁対策としては、独身の後継者が122名おられ、農業振興公社が中心となり、情報雑誌などに交流会の案内を掲載したり、農業公社のホームページに花嫁募集を載せたりして、年3回の交流会を企画し、過去の交流で1組が成立したとのことであります。

以上が幕別町の農業に対する主な取り組み状況でございますが、遊休農地がゼロであるということは関係機関が相当努力された結果であり、本町でもJA農協などと連携し、さらなる遊休農地解消を目指して、努力する必要があると感じたところであります。

次に、7月30日午後2時から、上富良野町の視察研修を行いました。

上富良野町は、北海道のほぼ中心に位置し、東西24km、南北に19kmで、総面積は237平方キロメートルで、菊陽町の約6.3倍の面積で、町内の7割は山岳で、山林、原野地帯であります。平たん地は水田として利用され、丘陵地はほとんど畑として利用されている農業地帯でありました。

人口は約1万2,000人で、町内の中心部に自衛隊の駐屯地があり、郊外に演習場を持つ町でもありました。

農業関係では、経営耕作面積が町全体で6,092ヘクタールあり、農業に恵まれた土地条件下にあり、水田や畑作、酪農などが営まれておりました。

稲作におきましては、安全でおいしい米づくりを基本として、特殊栽培米の生産に取り組んでおられました。

また、水田1枚の面積が1町であり、私たちの田んぼとは1枚の広さが大きく違っていました。

畑作については、麦類、バレイショ、てん菜を中心として、ニンジン、カボチャ、豆類、スイートコーン等の作付がなされ、上富良野町の特産物として、ホップ、ラベンダー、青じそなどの栽培もされておりました。

農家戸数は毎年少しずつ減ってきており、構成割合は専業農家に対して兼業農家の増が著しくなってきており、最近では農業者による法人化も進んできておる状況でありました。

また、上富良野町はラベンダーの発祥の地でもあることから、独自のブランド、紫苑米を町内限定で販売しており、帯広の米穀の小売業組合とタイアップして、平成16年度から田んぼオーナー制に取り組んでおられ、主に帯広地域から春と秋に大型バスで2時間半ほどかけて300名程度来ていただき、消費者を対象に田植え体験、秋は稲刈り体験をして交流をするなど、オーナーの数も年々増加し、米2万俵ほど販売し、販路拡大につながっているとのことで、行政、農協、生産者が力を合わせてやっておりました。

ビール大麦につきましては、サッポロビールとの契約によって栽培されておられました。

畜産関係では、特に養豚に力を入れておられ、年間約6万頭を出荷されており、町内に食肉

加工場を兼ね備えたプリマハムの関連会社があり、「かみふらのポーク」というブランド名で町内外に幅広く提供されておりました。

ニンジンの生産販売につきましては、価格の下落に伴い、年々作付面積が減少しているとのことであり、特に今年は長雨の影響でニンジンが根腐れを起こし、収穫が厳しい状況にあるとのことでした。また、自家栽培のニンジンをもとで加工して、無添加のニンジンジュースを製造し、インターネットで販売されている農家もあるということでありました。

上富良野町は、地域の特性として、自衛隊の駐屯地があります関係上、防衛省所管の民生安定化事業を活用した整備が積極的に行われており、特に演習場周辺農業用施設設置助成事業を利用され、麦の乾燥施設や大型農業機械など農業に関する機械は、この防衛省の補助事業で3分の2の補助を受けて導入されておりました点が私どもの町との違いでありました。

遊休農地については、各担当地域の農業委員が実態調査をし、土地の所有者及び借受者からアンケートをとり、それを取りまとめ遊休農地の所有者宅を戸別訪問し、その後遊休農地解消対策協議会を開催し、遊休農地の解消に努めておられました。

以上が今回の研修における産業建設常任委員会に関する農業研修の概要であります。北海道の雄大な自然や気象条件あるいは1戸当たりの経営耕作面積の大きさから、本町の農業経営とは規模の違いなどはありますが、農業経営における課題は共通しており、花嫁対策や担い手の育成など、農業の担い手が安定的で生産性の高い農業経営を行うことができますように、今後とも農業政策に対し、議員各位のご支援をよろしく願いいたしまして、産業常任委員会の研修報告といたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長長の報告を終わります。

次に、総務常任委員会副委員長小林久美子君。

○総務常任副委員長（小林久美子君） 総務常任委員会が研修をしましたので、29日の午前の由仁町、午後行われた栗山町について報告をさせていただきます。

7月29日午前10時から由仁町役場で研修を行いました。由仁町には、協働のまちづくり、事業の視察を研修目的とし、訪問しました。竹田光雄町長初め宮下芳友副議長の歓迎のあいさつをいただきました。

由仁町は、明治25年、由仁村の誕生に始まり、昭和25年に町制を施行、平成14年に100年を迎えた歴史のある町でした。人口6,221人、総面積133.85平方キロメートル、空知管内の最南端に位置する町でした。さらに興味深かったのは、菊陽町と由仁町のつながりでした。由仁町の開拓に菊陽町の移住、入植があり、大きく貢献されたと伺いました。この2000年10月31日、研修に行かれた方は皆さんお持ちだと思いますが、31日の新聞報道のコピーをいただきましたが、松永副町長の写真がありましたので、驚きました。「熊本から移住した開拓民の子孫先祖の地で親族と対面、100年のときを超え感無量」という見出しの内容で、由仁の吉野さんと菊陽の松永副町長が掲載をされた、そういう新聞でしたので、非常に驚きました。

研修内容は、町政の動きを町政ニュースを発行して素早く情報を公開、住民との協働のまち

づくりに努力されているとのことでした。その一つの形態として、まちづくり地域担当職員制度を設け、各自治区にまちづくり地域担当職員を配置し、地域活動の活性化を図っているということでした。主にはどういうことをしてるかといいますと、地元からの相談を受けたり、また近隣町との合併問題等のときに出前講座などを行ったということでした。

自治区長と行政との関係についてはどうなっているのですかという同僚議員の質問に対しては、区長については各自治区で選任を行っている。年に2回から3回、全体の自治区長会議を行っているということでした。区長は、年間6万円の報酬で非常勤の特別職であり、自治会に対しては自治区運営補助金を出しているということでした。この議員は10人で、この制度があるので、議員にとっては非常に楽であるというか、助かるという副議長の発言でした。

2つ目に、ハーブのあるまちづくり事業について説明を受け、研修を行いました。

町の基幹産業である農業を初めとする産業の課題とまちづくりの課題をあわせて解消したいと取り組まれていました。その内容は、ハーブガーデンの整備と、ハーブガーデンは非常に広くて、日本最大級の広さで14.2ヘクタールのゆにガーデンという内容で、約200種類のハーブの植栽などが行われていました。また、ゆにハーブの会などの住民団体をつくり、ハーブ手づくり商品の製作など、各種活動をされていました。

ゆにガーデンについては、平成13年にオープンしたそうですが、平成20年から東部緑地株式会社を指定管理者として指定し、運営をされていました。第三セクター時代は、70名雇用、そのうち正職員が20名、民間になりまして、40名雇用で正職員が5名、外部委託を廃止し、徹底的なコスト削減が行われているという説明でした。

3番目に、由仁町優良田園住宅というのを説明をいただきました。

これは、平成7年に農地の流動化に関する調査を町が行われて、その中で、後継者がいない、農業の見通しが暗いなどの理由で潜在的な離農予定者が今後多数存在すること、平成16年までに500ヘクタールの農地が遊休化する可能性が高いという結果を受けて、平成9年度に農地つき住宅推進調査というプロジェクトチームをつくり、町が検討されたようです。しかし、実際は法の制度がありまして、なかなか取り組めなかったということですが、平成10年7月に優良田園住宅の建設の促進に関する法律が施行され、この法律をもとに取り組んだということです。特に都会に近い田舎暮らしのコンセプトということで、ガーデニングをしながら住宅も建てるというような中身でした。実際現地を見学しまして、実際のお住まいの方からお話をお聞きしましたが、やはりその気候を生かした内容で、非常にガーデニングもきちんと整えられてされているところもありました。

今回の研修では、由仁町が菊陽町とゆかりが深い町であったことや、財政力が厳しい中で、近年のハーブ栽培やハーブ加工品づくりなど新しい農業を展開されていたこと、それから先ほど言いましたゆにガーデンなど、気候と広さを生かしたまちづくりに取り組まれていました。また、町長は、協働のまちづくりを進めるためには情報の共有を大切にしているし、職員がその地域、地域に根づいてといいますか、地域に役に立つような体制にしているという姿勢に感銘

を受けました。

午後は栗山町の視察を行いました。栗山町は、人口1万3,739人で、副議長のごあいさつでは、この間議員定数を22名から20、そして18、13名に削減してきたというあいさつがありました。

ここは、菊陽町以外に、東京都日野市議会を初め4団体同時の研修でした。栗山町への視察については、議会基本条例を制定した2006年5月から全国から視察が殺到してきているということで、今回こういう形での研修になったのではないかと思います。

今回は、小寺進副議長のあいさつの後、議会改革の取り組みについて説明を受けました。その後、質問や意見交換を行うという形で研修は進められました。質問については、副議長を初め、ほか重山議員、楯崎議員の3名の方が対応していただきました。

議会改革として取り組まれている特徴的なことは、1つは、議会は責任を持った意思決定機関であるということ、2つ目に、住民に開かれた議会をということで議会報告会を年1回開催をしているということ、3つ目に、議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与をしているということ、それから議員相互間の自由討議の推進、請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけている、また重要な議案に対する議員の態度、賛否を公表する等々でした。

それに対して、私たち研修の参加者からの質問としては、反問権については実際どういうふうにやられているのかということと、議会報告は、国政に影響されたり、そういう状況などは出てこないのかという質問がありました。

反問権については、まだ何か十分なじんだというところまでいなくて、問題を整理する程度にとどまっているという説明でした。それから、議会報告は、共通の資料を使い、12会場、3班に議員が分かれて年1回実施しているということでした。国政に影響されたりすることはほとんどなくて、個人の意見ではなくて議会が決めたことを報告をしているということでした。ただ問題は、広報は自治会にお願いをしているそうなんですが、集まってくる方がやはり固定化している問題や、高齢化している問題があるということでした。

ほかにもいろいろ質問も出されたと思いますが、皆議員参加していますので、簡単に説明をしました。

私の感想としては、住民の中にやはり積極的に議会報告等々で入る姿勢については多いに学び、私たちの議会にも生かす必要があるのではないかと思います。しかし、具体的な改革については、やはり菊陽町の実情に合わせ、改革すべきことは議員間でしっかり議論を行い、慎重に進めていくべきではないかという感想を持ちました。でも、非常に両町ともいろんな示唆を私たちに与えてくれたのではないかと思います。

最後ですが、先ほどの佐藤委員長にも重なりますけど、やはり北海道は日照不足、長雨による影響で、非常に農作物の被害を私たちも気にしながら北海道を後にしました。

これで研修報告を終わります。

○議長（吉村豊明君） 以上で各常任委員会の所管事務調査に関する報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時6分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月8日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月8日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 認定第1号 平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員会付託)
- 日程第10 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第11 議案第59号 工事請負契約の締結について(横道合志2号線歩道橋工事)  
議案第60号 工事請負契約の締結について(下原堀川線歩道橋工事)

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 8番 | 大塚昇君 | 9番 | 福島知雄君 |
|----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君  
 教育長 赤峰洋次君  
 総務部長 宮本義次君  
 産業建設部長 服部貞夫君  
 総務部審議員  
 兼総務課長 吉岡典次君  
 財政課長 實取初雄君  
 人権教育・  
 啓発課長 渡邊幸伸君  
 健康・保険課長 阪本修一君  
 町民課長 堀川正信君  
 農政課長 荒木一雄君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 平野誠也君  
 教育審議員兼  
 図書館長 帆保勇君  
 中央公民館長 堀川俊幸君  
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

教育委員長 三島誠一君  
 教育次長 田中真治君  
 福祉生活部長 大川育男君  
 会計管理者兼  
 会計課長 大野秀治君  
 総合政策課長 松本東亞君  
 税務課長 廣野豊徳君  
 福祉部審議員  
 兼福祉課長 眞鍋清也君  
 環境生活課長 吉野邦宏君  
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
 建設課長 松村孝雄君  
 下水道課長 山崎謙三君  
 総務課長補佐  
 兼庶務法制係長 服部誠也君  
 教育審議員兼  
 学務課長 大山晃君  
 生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
 書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより平成20年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑につきましては、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、認定第1号の平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように各委員会に付託されることになっておりますので、詳細につきましては、その際各担当課から説明することといたしております。

決算書をごらんください。

表紙をめくっていただきますと目次をつけております。決算書の目次でございます。

まず、歳入歳出決算書を1ページから8ページに記載しておりまして、これが認定いただく内容でございます。そして、決算の認定をいただくための資料として事項別明細書を10ページから220ページに、そして最後の221ページに実質収支に関する調書をおつけしております。さらに別途資料といたしまして、款ごとの主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、さらに昨日決算額の前年度との比較表をお配りしたところでございます。

そこで、私のほうでは歳入歳出の款項の区分の主なものについて収入または支出済額の前年度との比較を中心にご説明申し上げます。

なお、ご質問に対しましては担当課長等からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、8ページをお開き願います。

歳入総額でございますけども、105億129万6,131円に対しまして歳出総額が98億7,728万7,779円でありまして、歳入歳出差し引き残額が6億2,400万8,352円となっております。なお、うち基金繰入金については今年度は計上しておりません。

1ページ及び2ページにお戻り願います。

ただいまから説明する中では、前年度の比較が出てまいりますので、昨日お配りしたものと見比べていただきながらご理解いただければと思います。

まず、歳入でございますが、款項ごとの予算現額及び調定額につきましては省略させていただき、右側のページの収入済額について説明させていただき、また不納欠損額及び収入未済額につきましても代表監査委員から報告されておりますので省略させていただきます。

まず、款の1町税は59億6,301万8,770円で、前年度から4億5,570万5,186円の8.3%の増となっており、歳入総額に占める構成比につきましても50.7%から56.8%へと6.1%の増となっております。その中で項の1町民税は19億9,145万6,805円で、前年度から7,811万5,322円の4.1%の増となっており、そのうち個人町民税は1億2,467万3,222円の増、法人町民税は逆に4,655万7,900円の減となっております。

また、項の2固定資産税は36億4,254万422円で、前年度から3億6,468万5,795円の11.1%の増となっており、そのうち土地は、ここはメモをお願いしたいと思いますが3,663万2,186円増の7億6,278万9,843円、家屋は2億959万8,977円増の12億3,665万6,180円、償却資産は1億4,547万932円増の15億9,882万8,199円、交付金は日本郵政公社分の納付金が固定資産税の本税となったこともありまして2,701万6,300円減の4,426万6,200円となっております。

項の3軽自動車税は6,371万9,400円で、前年度から388万9,340円の6.5%の増となっております。

項の4たばこ税は2億6,530万2,143円で、前年度から901万4,729円の3.5%の増となっております。

次に、款の2地方譲与税は1億9,339万5,000円、これは国税として徴収され都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるものでございますが、前年度から1,541万8,000円の7.4%の減となっており、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税ともに減となっております。

次に、款の6地方消費税交付金は2億9,623万6,000円で、前年度から2,409万円の8.9%の増となっております。

次に、款の12地方交付税は3億1,891万7,000円で、前年度から2億5,560万9,000円の44.5%の減となっており、歳入総額に占める構成比につきましても5.3%から3%へと2.3%の減となっており、そのうち普通交付税は2億5,498万6,000円減の1億7,621万円となっております。

3ページ及び4ページをお開き願います。

款の14分担金及び負担金で項の2負担金は2億4,655万4,112円で、保育料を初めとする児童福祉費負担金が約92%を占めておりますが、前年度から1,220万7,464円の5.2%の増となっております。

款の15使用料及び手数料は1億2,496万2,675円で、前年度から280万3,052円の2.3%の増となっておりますが、そのうち項の1使用料は6,265万1,935円で、町の施設や住宅等の使用料でございます。これは前年度から480万7,392円の8.3%の増、項の2手数料は6,231万740円で、

証明手数料や一般廃棄物収集手数料などがございますが、前年度から200万4,340円の3.1%の減となっております。

款の16国庫支出金は8億5,750万5,599円で、前年度から1,792万4,454円の減で、そのうち項の1国庫負担金は990万5,161円の増となっておりますが、項の2国庫補助金が2,752万3,392円の減で、これは地域活性化関係の交付金6,521万4,000円はありましたが、住宅費補助金7,768万7,000円の減などがございます。

なお、平成19年度からの繰越明許費の財源1億5,583万8,000円を含んでおります。

款の17県支出金は4億6,712万3,661円で、前年度から2,232万3,783円の減で、そのうち項の1県負担金は1,674万6,448円の増となっておりますが、項の2県補助金が1,480万6,365円の減で、畜産振興費補助金1,204万6,440円の減などがございます。

また、項の3県委託金も2,426万3,866円の減で、選挙費委託金3,276万3,498円の減などがございます。

款の18財産収入は1億9,543万417円で、第2地区保留地処分金1億4,427万7,000円を含んでおりますが、前年度から9,555万8,825円の減となっております。

款の19寄附金は303万円で、これは有限会社さんふれあからの一般寄附金300万円、ふるさと寄附金3万円でございますが、前年度から497万円の減となっております。

款の20繰入金金は2億2,628万6,098円で、前年度から2億8,856万3,902円の減で、これは特別会計からの繰入金1,270万6,098円もありますが、基金繰入金を3億127万円減の2億1,358万円に抑制することができましたことによるものでございます。

なお、基金につきましては、歳出のほうでは3億8,664万8,282円の積み立てをしております。

款の21繰越金6億8,412万6,659円は、前年度から3,705万241円の5.7%の増となっており、平成19年度からの繰越明許費の財源1億3,953万8,000円を含んでおります。

款の22諸収入は6,729万6,900円で、前年度から318万4,209円の減となっております。

款の23町債は7億1,030万円で、前年度から2億1,190万円の減となっておりますが、項の8消防債のみ増で、項の1総務債、5の農林水産債、7の土木債、9の教育債は減となっております。

なお、土木債には平成19年度からの繰越明許費の財源2億4,620万円を含んでおります。

以上の歳入合計が平成19年度からの繰越明許費の財源5億4,157万6,000円を含み105億129万6,131円で、前年度から3億6,432万510円の3.4%の減となっております。

なお、繰り返しになりますが、これまでの増減の主なものとしては、ふえたものとして町税が約4億6,000万円、減ったものとして地方交付税が約2億6,000万円、繰入金が約2億9,000万円、町債が約2億1,000万円ということがございます。

5ページ及び6ページをお開き願います。

歳出につきましては、款項ごとの予算現額、翌年度繰越額、不用額及び予算現額と支出済額

との比較については省略させていただき、右ページの一番左の支出済額について説明させていただきます。

なお、翌年度繰越額は明許繰り越し費でございますが、平成21年第2回議会定例会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容でございますし、監査委員の決算監査報告書の7ページにも一覧として整理いただいているところでございます。

それではまず、款の1議会費でございますが、1億859万8,857円で前年度とほぼ同額となっております。

次に、款の2総務費は18億6,488万3,213円で、前年度から5,330万9,164円の2.9%の増となっておりますが、項の1総務管理費が6,673万6,014円の増で、これは土地取得特別会計繰出金9,355万802円の増が主なものでございます。

また、項の2徴税費が3,836万2,038円の増であります。これは還付金3,268万614円の増が主なものでございます。

なお、項の3戸籍住民基本台帳費4,506万4,943円には、平成19年度からの繰越明許費で住居表示事業の支出済額194万2,500円を含んでおります。

款の3民生費は24億2,805万9,497円で、前年度から3億3,271万8,972円の15.9%の増、歳出総額に占める構成比も24.6%で、前年度から4%の増となっております。

なお、項の1社会福祉費には国民健康保険特別会計繰出金1億4,487万314円、介護保険特別会計繰出金2億3,786万4,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金5,149万7,181円を含んでおり、前年度から2億4,621万7,916円の26.4%の増で、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金1億8,500万1,341円の増が主なものでございます。

また、項の2児童福祉費は前年度から8,650万1,056円の7.4%の増で、これは保育園費8,402万7,276円の増が主なものでございます。

款の4衛生費は8億9,558万3,484円で、前年度から1億9,956万6,317円の18.2%の減となっておりますが、項の1保健衛生費は前年度から1億7,618万9,407円の減となっており、これは前年度に支出した老人保健特別会計繰出金1億8,000万円の廃止に伴う減が主なものでございます。

また、項の2清掃費は2,337万6,910円の減となっており、主な増減としては、菊池環境保全組合負担金が4,130万2,212円の減、し尿処理に係る菊池広域連合負担金が2,143万1,000円の増となっております。

款の5労働費は1,893万3,641円で、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の運営費でございますが、前年度から217万243円の減となっております。

款の6農林水産業費は2億8,811万558円で、前年度から1,338万66円の4.9%の増となっておりますが、項の1農業費には農業集落排水特別会計繰出金2,947万6,000円を含んでおり1,130万2,787円の増で、これは柳水の堤公園の整備工事を含む土地改良費3,256万2,954円の増が主なものでございます。

なお、平成19年度からの繰越明許費で大菊地区農村総合整備事業の支出済額1,938万3,970円を含んでおります。

款の7商工費は5,840万3,031円で、前年度から4,107万7,486円の41.3%の減となっておりますが、これは企業誘致費4,399万1,018円の減によるものでございます。

なお、平成19年度からの繰越明許費で企業誘致対策事業の支出済額520万1,846円を含んでおります。

款の8土木費は17億3,233万7,067円で、前年度から2億619万567円の10.6%の減、歳出総額に占める構成比も17.5%で、前年度から1.5%の減となっております。そのうち項の1土木管理費は388万6,619円の増、項の2道路橋梁費には平成19年度からの繰越明許費で道路橋梁維持事業柳水東護川線道路改良事業、北小学校原水駅線道路改良事業及び横道合志2号線道路改良事業の支出済額1億70万1,716円を含んでおりますが、前年度から9,016万7,974円の増となっております。

項の3都市計画費には平成19年度からの繰越明許費で土地区画整理事業の支出済額2億5,971万3,931円及び下水道特別会計繰出金3億9,000万円を含んでおりますが、当該繰出金2,278万7,000円の減もあり1,520万9,786円の減となっております。

項の4住宅費は2億8,503万5,374円の減で、平成19年度からの繰越明許費で、まちづくり交付金事業の公営住宅建設事業の支出済額1億3,029万7,242円を含んでおりますが、公営住宅建設事業費2億8,667万2,152円の減によるものでございます。

款の9消防費は3億4,709万3,086円で、前年度から1,327万6,443円の4%の増で、平成19年度からの繰越明許費で防災ハザードマップ作成事業及び防災行政無線整備事業の支出済額1,248万7,500円を含んでおります。

款の10教育費は9億6,477万7,622円で、前年度から2億6,539万7,009円の21.6%の減となっておりますが、項の2小学校費が2億7,975万7,037円の減で、学校建設費3億567万7,160円の減が主なものでございます。

また、項の中学校費は2,180万1,606円の増、項の5社会教育費は1,352万1,445円の減となっております。

款の12公債費は11億7,050万7,723円で、69万6,772円の減で、元金が659万4,437円の増、利子が729万1,209円の減でございます。

なお、平成20年度末の地方債現在高は104億8,005万9,908円となっており、前年度末から2億6,182万2,087円の減となっております。

一方、平成20年度末の基金現在高は、決算監査報告書にもありましたように、財政調整基金が15億2,027万6,272円で前年度末から7,891万9,258円の増、減債基金が4億5,098万609円で前年度末から183万766円の増、その他特定目的基金が18億4,316万3,887円で前年度末から1億2,792万5,258円の増となっており、一般会計での総額としては38億1,442万768円で、前年度末から2億867万5,282円の増となっております。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

款の14予備費につきましては、支出済額はございませんが、一番後ろのほうの218ページをお開き願います。

218ページの右下でございますけれども、備考欄に記載しておりますように、11の項目に対しまして充当を行ったところでございます。

予備費については以上でございます。

8 ページにお戻りください。

以上の歳出合計が、平成19年度からの繰越明許費に係る支出済額 5 億2,972万8,705円を含み 98億7,728万7,779円で、前年度から 3 億420万2,203円の 3 %の減となっております。

なお、繰り返しになりますが、増減の主なものとしては、ふえたものとして民生費が約 3 億円、減ったものとして衛生費が約 2 億円、土木費が約 2 億円、教育費が約 2 億7,000万円というところでございます。

最後の221ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。1,000円単位の数値でございますが、区分 1 の歳入総額105億129万6,000円に対し区分 2 の歳出総額98億7,728万8,000円でありますことから、区分 3 の歳入歳出差し引き額が 6 億2,400万8,000円となっております。

また、区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額の 1 億7,273万1,000円が必要でありますことから、5 の実質収支額は 4 億5,127万7,000円となっており、前年度と比較しますと9,331万2,000円の減となっております。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の 2 の規定による基金繰入金は計上しておりません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、昨日の決算監査報告書にもありましたが、昨日の決算監査報告書のところで町税のところなんですけれども、ページ4ページに収入未済額等については滞納処分等の積極的な実施により減少しているという項目があるんですけれども、かなり町税の滞納への対応っていうのが力を入れていらっしゃるのではないかと思います、その辺どういう状況なのか、全体に関係しますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） ただいまの小林議員の質問に対してお答えします。

税務課としましては、こちらにつきましては平成17年4月から国税庁OBの方を滞納整理指

導員としてお願いし、徴収職員に対する収納全般に対する指導助言あるいは滞納処分あるいは高額滞納者に対する実務指導等を週1回これまで受けております。さらには昨年から県の税務課内に設置されました地方税徴収特別対策室に本町から1名職員を派遣しました。それで、県職員6名と旧市町村から派遣されました9名の職員総勢15名が3班5人体制で各班が派遣研修、職員元の市町に週1回の編入職員として出向き、原則1日に2件の滞納者宅の搜索、差し押さえを行い、町税の徴収にこれまで取り組んできたところであります。平成20年度の滞納処分の徴収率が18.87%で6.02ポイントアップし、収納額としまして2,483万円の増額となっております。実施件数としましては、昨日の町長の行政報告の中でもありましたが、搜索が34件、預貯金差し押さえが294件、タイヤロックが17件、動産差し押さえが1,298件であります。取立額としましては、預貯金が1,455万円、その他債権として411万円、インターネットを含む購買代金が197万円等で、総額として2,137万円ということになります。それから、差し押さえた動産の購買会ということで、町単独で昨年は3回、それから合同購買会が5回、それからインターネット購買を7回行ったところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 税金の徴収については、かなり役場のほうも努力されてると思いますが、やはり私のほうに相談があったりするの、なかなか以前は差し押さえとかといっても預金から引かれるっていうことはなかったんですけども、今そういう実態もありますので、非常に生活が厳しい方は、人の預金からも引くのかっていうふうな相談もありましたので、その辺は慎重に、その前にどんなふうに対応されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） それにつきましては、滞納者の方につきましては催告書という形で通知を上げますので、そういったときに窓口に納税相談に来ていただければ、それなりの対応ができると思っております。そういう催告に関して窓口への納税相談がない場合は、そういった搜索だったり預金差し押さえだったり、そういう形に税務課としては取り組んでいくような形になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 毎年言っとることなんですが、「さんふれあ」からの寄附金ということで300万円上がっておりますが、町と有限会社さんふれあとの取り決めでは、年間1,234万8,000円を下らんように町に納付するというふうになっておるところであります。直営のときであれば、寄附金ということで何ら問題はないと考えますが、指定管理者制度をとった以上

は、町に対して年間1,234万8,000円を下らんように納付するというのが当然のことではないか  
と思います。そこを改めて町長に最近の考えはどうかということをも1点。

それからもう一点ですが、これも毎年言っておるところですが、昨日も代表監査委員さんの  
ほうからの報告がありました。そこで、繰越明許費ということで、今後は事業計画を十分に検  
討されたいということを書いてあります。毎年私もそこを言っるところなんです、繰越明  
許費ということで毎年数億円の金が上がってきとる状況でありますので、そこんところ十分検  
討の余地がないかどうか町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 「さんふれあ」のこの指定管理者になったってということでの町のほうに納  
めていただくといいますか、その目標額がなかなか非常に経営的に厳しい状況もありまして目  
標額までいってないということでもありますけども、「さんふれあ」につきましては町が9割を  
出資した第三セクターでありまして、この中で非常に今厳しいのは入湯者といいますか、温泉  
に入る人たちが、もうこれは菊陽町の「さんふれあ」に限ったことではありませんけども、全  
般的にどこも落ちているような話を聞いております。そういった中で、一方では燃料費の高騰  
等がありまして、非常に厳しいような状況でありますけども、そういった中にはありますけど  
も、今直売所においては出荷組合のほう、そして温泉部門それから大広間部門等につきまして  
は従業員等いろんな経費の見直し等をやりながら今努力しているところであります。そういっ  
たことで、21年度につきましても今非常に努力を重ねているところでありますので、目標額に  
達するように精いっぱい頑張っるところで、その辺ご理解していただくとともに、ぜ  
ひ皆様方におかれましては町のつくった施設でもありますし、ぜひここが活発化するようなご  
協力等もお願いしたい、またいろいろアドバイス等もしていただくならと思っているところ  
であります。

それから、繰越明許費の件でありますけども、これにつきましては、言われますように当該  
年度の分は当該年度で終わるとというのが基本的なところでもありますけども、事業等におきまし  
ては、いろんな特に用地絡みのもの、あるいはこの制度上、20年度につきましては国のほうか  
らの新たな景気対策等の後半出てきた分がありまして、そういった面で繰り越す分、繰越明許  
になった分が多いところでもありますけども、この辺につきましてはできるだけ職員体制も非常  
に厳しい中でやっておりますけども、できるだけ年度内に終わるように対応していきたいと思  
うところで思っております。そういう意味におきましては、今回も補正等で上げております  
が、できますならばできるだけ補正あたりは緊急を要するということになりますので、議案審  
議のほうも許されるならば前のほうで持ってきていただくならと思っているところでありま  
す。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 寄附金という項目と納付金という項目はおのずから違うと思います。そのところをやっぱり町民の皆さん方にはっきりわかるように、また議会としても議会を通さずに今回1,300万円ということですから、約923万8,000円ですか、それは議会を通さずに「さんふれあ」のほうに流れてるということになりますので、その辺のところはやっぱり町の金の持ち出しがあるということを考えますと、すっきりした形で決算報告と、決算書に載せるべきではないかなと考えております。何遍これを言うても町長とは平行線ですが、そのところはしっかり検討される必要がありやせんかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第2号 平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、認定第2号平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、認定第2号の平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけておりますが、この特別会計は用地取得選考事業に係ります歳入歳出を経理するものでございます。

また、1枚めくっていただきますと、平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をおつけしております。さらに2枚めくっていただき1ページ及び2ページをお開き願います。歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入につきましては、予算現額112万6,000円に対して調定額、収入済額ともに112万5,795円で、これは基金の利子でございます。

次に、項の2繰入金、項の1一般会計繰入金でございますが、予算現額3億3,352万1,000円に対して調定額、収入済額ともに3億3,351万9,423円ございまして、これは整備費、維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものでございます。

以上の歳入合計が3億3,464万5,218円となっております。

3ページ及び4ページをお開き願います。

歳出でございますが、款の1土地開発基金積立金につきましては、予算現額112万6,000円に対して支出済額112万5,795円ございまして、これは歳入で受け入れた基金利子を積み立てたものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費につきましては、予算現額9,517万8,000円に対して支出済額2,717万7,050円で、これは平成18年度に取得しました武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整

理事業地内の（仮称）多目的グラウンド用地及び複合施設用地 3 万 5, 107. 73 平方メートルの除草作業手数料で 110 万 5, 650 円、北側の（仮称）多目的グラウンド用地約 3 ヘクタールの整地等に要した費用でございます。

なお、工事費の前払い金を除く 6, 800 万円については、翌年度に繰り越しております。

款の 3 公債費は、公共用地選考取得等事業債の返済元金 2 億 1, 459 万円及び利子 2, 375 万 2, 373 円でございます。

以上の歳出合計が 2 億 6, 664 万 5, 218 円となっております。

最後の 11 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書で 1, 000 円単位の数値でございますが、区分の 1 の歳入合計が 3 億 3, 464 万 5, 000 円に対し区分の 2 の歳出合計が 2 億 6, 664 万 5, 000 円でありますことから、区分 3 の歳入歳出差引額が 6, 800 万円となっております。また、区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額の 6, 800 万円が必要でありますことから、実質収支は 0 というところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第 2 号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 11 時 1 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 認定第 3 号 平成 20 年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第 3、認定第 3 号平成 20 年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

認定第 3 号平成 20 年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書で1ページから4ページまでになっております。それから、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で具体的な予算執行状況でございます。それから、最終ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会のほうに付託されておりますので、説明につきましては1ページから4ページの款項の主なものについて説明をしまして、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきたいと思います。

それでは最初に、決算の規模でございますけれども、決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

欄外のほうに歳入歳出の総額でございますけれども記述しておりますけれども、歳入総額が28億7,692万4,180円、歳出総額が28億4,135万3,126円で、歳入歳出差し引き残高が3,557万1,054円ということになっております。それから、この差し引き残高につきましては、平成21年度の繰り越しということでございます。

それでは、歳入の主なものについて説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

表題の款項、予算現額、調定額については省略をいたしまして、収入済額について関係のある主なものについて説明をさせていただきたいと思います。

最初に、款の1の国民健康保険税、項の1の国民健康保険税で、これは一般分と退職分の現年課税分及び滞納繰越分でございます。収入済額は7億1,250万9,737円で、前年度に比べまして1億5,142万3,365円の減でございます。主なものは、減は、平成20年度から後期高齢者医療制度の導入によりまして75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移られたためでございます。

それから、国民健康保険税の全体の収納率は70.9%ということになっております。前年度に比べまして2.0%の減でございます。

それから、不納欠損につきましては2,046万2,956円ということで、前年度に比べまして1,095万44,740円、率にしまして34.9%の減となっております。

また、収入未済額については2億7,124万8,094円ということで、前年度に比べまして1,816万8,740円で、率にしまして6.2%の減となっております。

次に、款の5の国庫支出金、項の1の国庫負担金で、これは療養給付費等負担金、老人保健医療拠出金負担金、それから介護納付金負担金、それから後期高齢者支援金負担金で、制度に基づきまして34%に相当する分を国が負担するものでございます。収入済額が6億1,377万3,301円で、前年度に比べまして4,046万2,630円の増となっております。

次に、項の2の国庫補助金で、これは普通調整交付金と特別調整交付金でございまして、制度に基づいた国からの補助金でございます。収入済額が2億2,099万円で、前年度に比べまして4,881万5,000円の減となっております。

次に、款の6療養給付費等交付金、項の1の療養給付金等交付金で、これは退職者被保険者

に係る医療給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。収入済額が2億1,733万313円で、前年度に比べまして3億2,504万4,267円の減となっております。

次に、款の7の前期高齢者交付金、項の1の前期高齢者交付金で、これは国保被保険者の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入状況に応じ調整されて交付されるものでございます。収入済額が3億7,231万5,566円の収入となっております。

次に、款の8県支出金、項の1県負担金で、これは高額医療費共同事業負担金で、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るために各市町村から拠出金を財源に拠出するものでございます。収入済額が1,180万7,349円で、前年度に比べまして378万1,132円の増となっております。

次に、項の2の県補助金で、これは普通調整交付金と特別調整交付金で、制度に基づきまして県から市町村へ交付されるものでございます。収入済額は1億1,746万9,000円、前年度に比べまして148万3,000円の増となっております。

次に、款の10の共同事業交付金、項の1の共同事業交付金で、これは高額医療費共同事業交付金並びに保険基盤共同安定化事業交付金で、制度に基づきまして国保連合会のほうから収入されるものでございます。収入済額が3億5,117万7,423円で、前年度に比べまして3,048万1,642円の増となっております。

次に、款の11財産収入、項の1財産運用収入で、これは療養給付費支払基金等の預金利子でございます。収入済額が73万1,265円ということでございます。

次に、款の13繰入金、項の1他会計繰入金で、これは一般会計からの繰入金で、制度上のルール内繰り入れとルール外の繰り入れでございます。収入済額が1億4,487万314円で、前年度に比べまして3,792万1,438円の減となっております。

次に、款の14繰越金、項の1繰越金で、これは平成19年度からの剰余金で、平成20年度へ繰り越しを行ったものです。収入済額が1億753万8,702円で、前年度に比べまして6,827万7,745円の減となっております。

次に、款の15諸収入、項の1延滞金加算金及び過料で、これは保険税の滞納者に対する延滞金でございます。収入済額が390万3,792円でございます。

次に、項の4の雑入で、これは一般退職分の第三者納付金で、交通事故による医療費相当分が損害保険会社等から収入されるものでございます。収入済額が209万53円、収入未済額が19万7,789円で、前年度に比べまして12.9%の減となっております。

歳入合計でございますけれども、予算現額28億7,296万8,000円、調定額31億6,883万3,019円、収入済額28億7,692万4,180円、不納欠損額が2,046万2,956円、収入未済額が2億7,144万5,883円、予算現額と収入済額の比較でございますけれども395万6,180円となっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましても予算現額は省略しまして、支出済額の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、款の1の総務費、項の1の総務管理費で、これは国保保険事業を運営するための事業経費でございます。支出済額が1,161万2,406円となっております。

次に、項の2の徴税費で、これは国民健康保険税の賦課及び徴収事務を行う経費で、支出済額が474万6,669円でございます。

次に、款の2の保険給付費、項の1の療養諸費で、これは療養給付費と療養費の医療費との費用額を合計したものでございます。支出済額が16億8,643万9,863円で、前年度に比べまして3,500万1,531円、2.1%の増となっております。この支出済額は歳出総額の6割近くを占めているところでございます。

次に、項の2の高額療養費で、これは被保険者の一部負担の軽減を図ることを目的として実施されるもので、算定基準額を超える部分を高額療養費で支給されるものでございます。支出済額が1億8,736万4,988円ということで、前年度に比べまして2,081万474円の増となっております。

次に、項の4出産育児諸費で、これは被保険者の出産に対して支給されるもので、支出済額が1,780万円ということで、件数にしまして50件でございます。

次に、項の5葬祭諸費で、これは葬祭に関する給付でございます。支出済額が88万円ということになっております。

次に、款の3、項の1後期高齢者支援金等で、これは平成20年度に新たに創設された予算科目でございます。支出済額が3億2,192万6,681円の支出となっております。

次に、款の4、項の1前期高齢者支援金、これも平成20年度に新たに創設された科目でございます。支出済額が43万3,475円の支出でございます。

次に、款の5老人保健拠出金、項の1の老人保健拠出金で、これは老人医療に要する費用のうち一部負担を除く部分を国、都道府県、市町村の公費負担のほか、残りを社会保険診療報酬支払基金が各医療保険制度から医療費を拠出金を財源として各市町村に交付されるものでございます。支出済額が8,971万8,565円で、前年度に比べますと4億6,039万2,130円の減となっております。

次に、款の6の介護納付金、項の1の介護納付金で、これは第2号被保険者、40歳から65歳未満の医療保険者に加している方から国保税として徴収し、社会保険支払基金へ納付するものでございます。支出済額が1億4,487万1,852円と、前年度と比べまして919万1,601円の減となっております。

次に、款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金で、これは小規模保険者の運営基盤安定化を図るため市町村からの拠出金、国及び都道府県からの負担を財源に高額医療費について都道府県単位で費用の調整を図るものでございます。支出済額が3億4,190万7,896円で、前年度に比べまして1,096万7,842円の増となっております。

次に、款の8の保険事業費、項の1の特定健康診査等事業費で、これは平成20年度から新しい事業で、支出済額が1,361万4,420円の支出となっております。

次に、項の2の保険事業費、これは被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行うものでございます。支出済額が1,812万7,055円の支出でございます。

次に、款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金で、これは一般被保険者の保険税の還付金でございます。支出済額が113万2,300円となっております。それで、歳出合計が予算現額28億7,296万8,000円、支出済額が28億4,135万3,126円、翌年度繰越額0、不用額が3,161万4,874円、予算現額と支出済額の比較は3,161万4,874円となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額3,557万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成20年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 五、六年前に町のほうの国保の委員ということで文教厚生の方で入ったことがあるんですが、当時病院の先生方もそこに出席をされておりました。行政のほうばかり医療費の削減と言うても、なかなか削減できる場所がないのかなあという思いで、病院の先生方も何か医療費の削減に向けてご意見ありませんかと言ったことがあります。当時ある病院の先生のほうから、ジェネリック薬品ということで使っておりますという表札でも町からいただければありがたいですねという話がありました。最近では全国の保健センターか何か、そういうところからも関係者の方々にカードを配布をされたいと思います。そういうふうなことで、町としてもそういうふうな取り組みをされると、薬価に関しては5分の1とか3分の1とか、メーカーもいっぱいあることでありますし、そういうふうな取り組みをされる考えがないのか、町長にちょっとお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいまのご質問でございますけれども、毎年医療費関係ということで伸びているわけでございますけれども、薬につきましては旧来からある薬でも効能的には効くということでございます。町といたしましても医療費の一つの削減になることがありますので、その辺は今後PRをしていきたいというふうには考えております。

また、各医療保険者においても、こういったことでそういった薬品を使用するようにということで通知等を出されているというふうには聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） それでは、認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度老人保健特別会計歳入歳出決算書で1ページから4ページまでになっております。6ページから12ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で具体的な予算執行の状況でございます。それから、最終の13ページが実質収支に関する調書となっております。

この決算についても文教厚生常任委員会のほうに付託されますので、説明につきましては1ページから4ページの款と項等について説明をしまして、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきたいと思います。

今回の決算につきましてですけども、この老人保健特別会計予算決算の診療費、医療費は、診療月の3月から2月分までの1年間が年度区分となっておりますけども、ご案内のとおり老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度の実施に伴いまして熊本県後期高齢者医療広域連合が事業を行っているところでございます。よって、平成20年3月診療の1カ月分についてのみ平成20年度老人保健特別会計で対応する必要があり予算執行及び決算を行ったところでございますので、前年度との比較につきましては大幅に減少しております。また、この老人保健特別会計につきましては、平成20年3月までの診療に係る老人保健給付の過誤調整等に係る事務処理に対応するために平成22年まで設置することになっております。

それでは最初に、決算規模でございますけども、決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

欄外のほうに記述しておりますけども、歳入歳出総額でございます。歳入総額2億4,400万3,456円、前年度に比べまして22億348万7,522円、率にしまして90%の減となっております。

続きまして、歳出総額ですが2億4,000万9,151円、前年度に比べまして21億9,157万9,124円で率にして90.1%の減となっております。歳入歳出差し引き残高は399万4,305円で、この残額につきましては剰余金ということで翌年度への繰り越しになります。

それでは、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

表題の款項の予算現額、調定額については省略しまして、収入済額について関係のある主なものについて説明をさせていただきたいと思います。

最初に、款の1の支払基金交付金、項の1の支払基金交付金で、これは社会保険診療報酬支払基金からの収入で、医療費の負担に応じて交付されるものでございます。収入済額が1億2,964万3,629円で、前年度に比べますと11億5,398万3,538円の減となっております。

次に、款の2の国庫支出金、項の1国庫補助金で、これは医療費の負担に応じて交付される国からの負担金でございます。収入済額が7,461万1,989円で、前年度と比べますと7億1,414万9,598円の減となっております。

次に、款の3の県支出金、項の1の県負担金で、これは老人医療費に対して県が負担するものです。収入済額が1,797万9,981円で、前年度に比べまして1億7,449万4,626円の減となっております。

次に、款の5の繰越金、項の1の繰越金で、これは平成19年度からの剰余金で、平成20年度へ繰り越しを行うものでございます。収入済額が1,590万2,703円で、前年度と比べますと1,367万6,950円の増となっております。

次に、款の6の諸収入、項の3の雑入で、これは第三者納付金及び返納金でございます。収入済額が586万5,154円となっております。

歳入合計が予算現額2億4,664万1,000円、調定額が2億4,400万3,456円、収入済額が2億4,400万3,456円、不納欠損0、収入未済額0、予算現額と収入済額の比較は263万7,544円となっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額は省略しまして、支出済額の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、款の1の総務費、項の1の総務管理費で、これは老人保健事業に係る事業経費でございます。支出済額が76万1,384円で、前年度に比べまして79.1%の減となっております。

次に、款の2の医療諸費、項の1の医療諸費で、これは老人医療給付分で、歳出総額に占める割合は96.1%となっておりますけれども、支出済額が2億3,064万3,767円で、前年度に比べますと21億9,727万7,826円の減となっております。

次に、款の3の諸支出金で項2の繰出金、支出済額860万4,000円となっております。これは制度改正に伴いまして後期高齢者医療へ移行したため、決算調整により前年度からの繰越金の一部を一般会計へ繰り出しにより返却を行ったものでございます。歳出合計が予算現額2億4,664万1,000円、支出済額が2億4,000万9,151円で、翌年度繰越金0、不用額663万1,849円、予算現額と支出済額も同額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、13ページ、最終ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額399万4,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成20年度老人保健特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の歳入歳出決算書で1ページから4ページまでとなっております。それから、6ページから24ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。それから、最終25ページが実質収支に関する調書となっております。この決算につきましても文教厚生委員会に付託されておりますので、説明につきましては1ページから4ページの款項等について説明をしまして、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきたいと思います。

最初に、決算規模でございます。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

欄外のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、歳入総額が15億6,242万3,535円、前年度に比べまして1億590万6,987円、率にしまして7.3%の増となっております。

続きまして、歳出総額ですけれども15億2,893万2,730円、前年度に比べまして1億445万6,350円で、率にしまして7.3%の増となっております。歳入歳出差し引き残高は3,349万805円で、この残額につきましては剰余金ということで平成21年度への繰り越しとなります。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

表題の款項、予算現額、それから調定額については省略をいたしまして、収入済額について関係のある主なものについて説明をさせていただきたいと思います。

最初に、款の1の保険料、項の1の介護保険料で、これは第1号被保険者65歳以上の方の保険料収入で、収入済額2億8,336万7,340円で、前年度に比べまして1,118万3,520円、率にして4.1%の増となっております。

また、保険料の現年度分の収納率につきましては98.8%、前年度が98.7%ということで、前年度より0.1ポイント上昇しているところでございます。

次に、款の4の国庫支出金、項の1の国庫負担金で、これは介護給付及び予防給付に要する国の負担金で、負担率が20%から25%相当分でございます。収入済額が2億4,539万9,000円、前年度に比べまして1,013万6,243円の増となっております。

次に、項の2の国庫補助金、これは介護保険の財政調整のために国からの交付金で5%から40.5%相当分を交付されるものでございます。収入済額が9,741万4,104円で、前年度に比べまして2,242万7,469円の増となっております。

次に、款の5の支払基金交付金、項の1の支払基金交付金で、これは第2号被保険者、40歳から64歳までの分で社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、制度上の31%が交付されるものでございます。収入済額が4億3,518万5,000円で、前年度に比べまして1,676万791円、率にして4.0%の増となっております。

次に、款の7県支出金、項の1県負担金で、これは介護納付費及び予防給付に要する県の負担金で、制度上12.5%が交付されることになっております。収入済額が2億1,685万2,363円で、前年度に比べまして1,035万8,816円の増となっております。

次に、項の2の県補助金、これは平成18年度から新設されたものでございますけども、介護予防事業費並びに包括支援事業の補助金でございます。収入済額が612万299円で、前年度に比べまして255万3,982円の増となっております。

次に、款の9の繰入金、項の1の一般会計繰入金で、これは介護納付及び予防給付に要する費用に対して市町村が負担するもので、負担割合は12.5%相当分でございます。収入済額が2億3,786万4,000円で、前年度に比べまして1,084万749円の増となっております。

次に、款の10の繰越金、項の1の繰越金で、これは平成19年度からの剰余金で平成20年度へ繰り越しを行ったものでございます。収入済額が3,204万168円で、前年度に比べまして2,221万7,362円の増となっております。

次に、項の5予防給付費収入で、これは平成18年度からの事業でございますけども、介護予防サービス計画書作成費用による収入でございます。収入済額が808万8,000円でございます。

歳入合計が予算現額が15億6,443万5,000円、調定額が15億7,313万7,275円で、収入済額が15億6,242万3,535円、不納欠損額が197万6,300円、収入未済額が873万7,440円、予算現額と収入済額との比較は201万1,465円の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額は省略をいたしまして、支出済額の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、款の1総務費、項の1の総務管理費で、これは介護保険事業を運営するための事務経費でございます。支出済額が1,789万8,927円で、前年度と比べまして1,229万5,312円の増となっております。

次に、項の2の徴収費で、これは介護保険料の徴収に関する費用でございます。支出済額が107万5,051円でございます。

それから、項の3の介護認定審査会費で、これは介護認定の審査に関する費用で、主なものは菊池広域連合への負担金でございます。支出済額が1,554万3,270円でございます。

次に、項の5計画策定委員会費で、これは介護保険運営協議会の開催費及び介護保険事業計画作成費でございます。支出済額が169万5,100円でございます。

次に、款の2の保険給付費、項の1の介護サービス等諸費で介護保険給付に要する費用でございます。支出済額が13億6,928万9,418円で、前年度に比べまして6,516万7,022円、率にしまして5.0%の増となっております。この支出済額は歳出総額の89.6%を占めております。

次に、項の2その他諸費でございます。これは国保連合会への介護サービス審査に対する手数料でございます。支出済額は182万7,610円でございます。

次に、項の3高額介護サービス等諸費で、これは要介護者等が1カ月に支払った利用者負担、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる事業でございます。支出済額が2,588万8,983円でございます。

次に、款の4地域支援事業費、これは介護保険法の改正によりまして平成18年4月から地域で支えるために地域包括支援センターが行う地域支援事業でございます。

項の1は介護予防事業費で、これは特定高齢者を対象とした事業及び全高齢者を対象とした介護予防に関する情報提供、活動支援、環境整備を行う事業でございます。支出済額が1,394万9,875円で、前年度と比べまして1,051万5,466円の増となっております。

次に、項の2包括的支援事業・任意事業費で、これは地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように相談業務、家庭介護用品の助成、それから在宅介護などの支援事業費でございます。支出済額が3,271万9,181円で、前年度と比べまして1,761万8,081円の増となっております。

次に、項の3特定事業費で、これは住みなれた地域で在宅で生活ができるための支援事業でございます。支出済額が1,821万5,295円となっております。

次に、項の4の介護予防支援事業費等で、これは介護予防サービス計画作成の委託料でございます。支出済額が447万2,000円となっております。

それから、款の5支払基金積立金、項の1基金積立金で、これは介護従事者処遇改善臨時特例基金で、平成21年度の介護報酬の改定により介護保険料の急激な上昇を抑制するために国のほうから交付される額を基金のほうに積み立てたものでございます。支出済額が1,398万1,504円の支出となっております。

次に、款の6公債費、項の1公債費で、これは平成17年度に県が設置している財政安定化基

金から借入金3,500万円の返済金で、平成18年度から20年度の3年間で返済するものでございます。支出済額が1,166万6,667円で、前年度と同額の支出となっております。

次に、款の8諸支出金、項の1の償還金及び還付加算金で、これは第1号被保険者の保険料の還付金でございます。支出済額が46万5,200円となっております。

歳出合計が予算現額15億6,443万5,000円、支出済額が15億2,893万2,730円で、翌年度繰越額が0、不用額が3,550万2,270円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

25ページ、最終ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額3,349万1,000円、実質収支額も同額でございます。

以上で平成20年度介護保険特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 認定第6号 平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

この特別会計につきましては、平成20年4月から新しく制度がスタートしたもので、今回が初めての決算を迎えるために、前年度との決算額比較はありませんので、主な収入済額と支出済額について説明をさせていただきたいと思います。

お手元の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の歳入歳出決算書で1ページから4ページまでとなっております。それから、6ページから12ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。それから、最終ページが13ページになりますけれども実質収支に関する調書となっております。この決算書につきましても文教厚生常任委員会のほうへ付託されておりますので、説明につきましては1ページから4ページの款項等について説明をしまして、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の記述の

説明につきましては省略をさせていただきたいと思いを。

それで、最初に決算規模でございますけども、4ページをお開きいただきたいと思いを。

歳入総額が2億2,209万9,233円の収入となっております。

続きまして、歳出総額でございますけども、2億1,549万2,671円の支出済額と。歳入歳出差し引き残高は660万6,562円で、この残額については剰余金ということで平成21年度へ繰り越しになります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思いを。

表題の款項、予算現額、調定額については省略しまして、収入済額について関係のある主なものについて説明をさせていただきたいと思いを。

最初に、款の1の後期高齢者医療保険料、項の1の後期高齢者医療保険料で、これは75歳以上の被保険者の保険料収入でございます。収入済額が1億6,713万4,960円ということで、収納率は99.3%となっております。

それから一方、収入未済額につきましては111万4,340円ということでございます。

次に、款の4繰入金、項の1の一般会計繰越金で、収入済額が5,149万7,181円の繰り入れを行っております。

それから、款の6の諸収入、項の5の受託事業収入で、収入済額324万4,907円の収入となっております。これは熊本県の後期高齢者医療広域連合から健診受診の事業を実施するために広域連合特別会計からの健診費用額として収入されるものでございます。

歳入合計でございますけども、予算現額が2億2,499万1,000円、調定額が2億2,321万3,573円、収入済額は2億2,209万9,233円、不納欠損額0、収入未済額が111万4,340円、予算現額と収入未済額の比較は289万1,767円の減となっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

3ページをお開きいただきたいと思いを。

予算現額は省略をいたしまして、支出済額の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、款の1の総務費、項の1の総務管理費で、これは後期高齢者医療事業運営に係る事務費でございます、支出済額は77万5,905円の支出となっております。

次に、項の2の徴収費で、これは保険料徴収を行うための事務費でございます。支出済額が120万3,465円の支出となっております。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1の後期高齢者医療広域連合納付金で、支出済額が2億979万6,581円の支出となっております。

次に、款の3の保険事業費、項の1の健康保持増進事業費で、支出済額は371万6,720円となっております。歳出合計は予算現額2億2,499万1,000円、支出済額が2億1,549万2,671円、翌年度の繰越額0円、そして不用額が949万8,329円、予算現額と支出済額との比較でございますが同額でございます。

以上で歳出のご説明を終わります。

最終ページの13ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額660万6,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成20年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 認定第7号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、内容の説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） こんにちは。

認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

この特別会計は平成20年度をもちまして廃止し、平成21年度より一般会計へと移行いたしました。今後の歳入受け入れにつきましては、一般会計歳入の款の22諸収入への収納となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、7ページ、8ページを開いていただきたいと思います。

歳入でございます。款項目節、収入額の順にご説明いたします。

まず、款項目節ともに繰越金でございます。収入済額1,100万7,350円でございます。

続きまして、諸収入、貸付金元利収入、1、住宅新築資金等貸付金収入、住宅資金新築資金等貸付収入でございます。収入済額が69万3,016円でございます。こちらにつきましては、昭和56年度から平成4年度までの貸付分でございます。また、節の2滞納繰越分の収入済額が45万5,640円でございます。合計の114万8,656円となります。収入済額の合計額が1,215万6,006円というふうになります。

続きまして、9ページと10ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の28繰出金は一般会計の繰出金で

ございまして410万2,098円でございます。

続きまして、公債費、こちらにつきましては支出済額の705万4,766円でございます。これは昭和56年度から平成4年度までの償還元金のほうでございます。

また、目の2利子、節の23償還金、利子及び割引料につきましては支出済額が23万8,253円で、昭和56年度から平成4年度までの償還利子でございます。

続きまして、3の補償金、節の22補償、補填及び賠償金につきましては、支出済額が68万1,890円ございまして、これは繰上償還に係りますかんぽへ補償金として支払ったものでございます。支出済額の合計としまして1,215万6,006円でございます。

続きまして、4ページのほうを開いていただきたいと思います。

平成20年度で特別会計を廃止し、残額をすべて一般会計へ繰り出したことによりまして、歳入総額1,215万6,006円、歳出総額1,215万6,006円で、歳入歳出差し引き額0円でございます。

次に、11ページ、最後のページですけれどもお聞き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額1,215万6,000円、2番歳出総額1,215万6,000円、歳入歳出差し引き額としまして0円でございます。5の実質収支額も同額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時51分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第8号 平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） こんにちは。

それでは、認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

まず、次のページに主な施策の成果を掲載いたしております。1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、それから6ページから22ページまでが事項別明細書でございます。23ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。下水道特別会計におきましても委員会付託になっておりますので、主なところだけを説明させていただきます。

決算書の1、2ページをお開き願います。

まず、歳入について説明させていただきます。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、収入済額6億6,325万4,350円、前年度と比較しまして7,658万720円、率にしまして約13%の増でございます。20年度は大口の流入の増と自然増がございましたので、使用料がふえております。

次に、款の2分担金及び負担金、項の2負担金、収入済額4,178万2,230円、前年度と比較しまして370万4,793円、率につきまして約8.1%の減でございます。

次に、款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、収入済額2億6,000万円、前年度と比較しまして6,292万4,470円、率にしまして約19.5%の減でございます。これは国庫補助事業の減によるものでございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額3億9,000万円、前年度と比較しまして2,278万7,000円、率にしまして5.5%の減でございます。

次に、款の7諸収入、項の2雑入、収入済額333万7,653円、前年度と比較しまして478万8,650円、率にしまして58.9%の減でございます。これは消費税の還付金の減によるものでございます。

以上の歳入合計が17億5,208万3,497円となっており、前年度から1億2,667万5,449円、6.7%の減となっております。

次に、3、4ページをお開き願います。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額3,398万7,089円、前年度と比較しまして179万8,855円、率にしまして約5%の減でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額3億6,756万4,168円、前年度と比較しまして1,354万4,371円、率にしまして約3.5%の減でございます。

次に、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、支出済額6億4,031万6,586円、前年度と比較しまして1億2,434万5,503円、率にしまして約16.3%の減でございます。これは補助事業の減でございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額6億7,620万6,765円で、元金3億8,220万5,379円、利子2億9,400万1,386円、前年度と比較しまして798万8,461円、率にしまして1.2%の増でございます。

以上の歳出合計が17億1,807万4,608円となっており、前年度から1億3,170万268円、約70%の減となっております。

また、歳入歳出差し引き残額につきましては3,400万8,889円で、前年度から502万4,819円、17.3%の増額となっております。

23ページをお開きをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額17億5,208万3,000円に対しまして歳出総額が17億1,807万5,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が3,400万8,000円となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして繰越明許費繰越額の336万8,000円が必要でありますことから、実質収支額は3,064万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第8号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 認定第9号 平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

まず、1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから12ページまでが事項別明細書でございます。13ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。農業集落排水特別会計におきましても委員会付託になっておりますので、主なところだけを説明させていただきたいと思っております。

決算書の1、2ページをお開き願います。

まず、歳入について説明させていただきます。

款の1 使用料及び手数料、項の1 使用料、収入済額793万1,060円、前年度と比較しまして80万1,880円、率にしまして約11.2%の増でございます。

次に、款の2 分担金及び負担金、項の2 負担金、収入済額30万円、前年度と比較しまして12万円、率にしまして約66.6%の増でございます。

次に、款の4 財産収入、項の1 財産運用収入、収入済額5万3,788円、前年度と比較しまし

て3万5,443円、率にしまして約193.2%の増でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額2,947万6,000円、前年度と比較しまして546万8,000円、率にしまして15.6%の減でございます。

次に、款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額196万1,976円、前年度と比較しまして52万1,416円、率にしまして36.1%の増でございます。

以上の歳入合計が3,972万2,904円となっており、前年度から398万9,181円、9.1%の減となっております。

次に、3、4ページをお開き願います。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額53万9,222円、前年度と比較しまして5,456円、率にしまして約1%の増でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額803万4,601円、前年度と比較しまして81万6,326円、率にしまして約11.3%の増でございます。これは流入量がふえたことによります。

次に、款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、支出済額929万3,497円、前年度と比較しまして198万3,503円、率にしまして約17.5%の減でございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額2,082万5,263円で、元金が1,287万2,050円、利子795万3,213円、前年度と比較しまして189万5,805円、率にしまして約8.3%の減でございます。

以上の歳出合計が3,869万2,583円となっており、前年度から305万7,526円、7.3%の減となっております。また、歳入歳出差し引き残額につきましては103万321円で、前年度から93万1,655円、47.4%の減額となっております。

13ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3,972万3,000円に対しまして歳出総額が3,869万3,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が103万円となっております。実質収支額も103万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第9号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第9号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第9号までは議席に配付しました委員

会付託予定表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託予定表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、報告第6号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、報告第6号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました平成20年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から審査結果の報告がなされたところでもございます。表紙をめくっていただき、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、下段の括弧書きで記載している早期健全化基準に対しまして上段に実際の比率を記載し、各比率が下回っておれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び土地取得特別会計の普通会計の実質収支額について分析するものでございまして、4億5,127万7,434円の黒字になりましたことから、赤字比率としての数値にあらわすことはできない結果となっております。

また、連結実質赤字比率につきましては、今申しました普通会計に国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を加えた実質収支額で金額は5億6,261万1,370円の黒字になりましたことから、これも赤字比率としての数値にあらわすことができない結果となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、これは公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰入金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を、これが分子になりますけれども、分母が標準財政規模に臨時財政対策債を加えた額で割った比率の3年間、平均でございまして、なお分子分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算しております。早期健全化基準25%に対して12.9%という結果でございました。

次の将来負担比率でございますけれども、これは地方債残高、それから公営企業債等繰り入れ見込み額、組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等から基金などの特定財源あるいは

基準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を、これが分子になりますけども、分母が標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いた額で割った比率でございます。早期健全化基準350%に対し79.4%という結果となりました。

以上、すべての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、1枚めくっていただき、資金不足比率でございますが、公営企業法非適用企業として事業を推進しております下水道特別会計及び農業集落排水特別会計におきます資金不足の比率でございます。平成20年度下水道特別会計決算における歳入歳出の説明がありましたが、差し引き残額が3,400万8,889円ということでご報告があったと思います。さらにこれから翌年度へ繰り越すべき財源の336万8,000円を除き3,064万889円の黒字であったということでありました。ということで、黒字でありますので、資金不足比率を数値にあらわすことはできないということでございます。

次に、平成20年度農業集落排水特別会計についても、先ほど決算の認定の中で説明がありましたとおり、歳入歳出差し引き残額が103万321円となっており黒字でありますことから、これも資金不足比率としての数値にあらわすことはできないということでございます。

したがいまして、両特別会計ともに経営状況は安定していると言うことができると思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これにて報告第6号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第59号 工事請負契約の締結について（横道合志2号線歩道橋工事）

議案第60号 工事請負契約の締結について（下原堀川線歩道橋工事）

○議長（吉村豊明君） 日程第11、議案第59号及び議案第60号は関連議案でありますので、一括議題とします。

議案第59号工事請負契約の締結について（横道合志2号線歩道橋工事）、議案第60号工事請負契約の締結について（下原堀川線歩道橋工事）、以上2議案についてを議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第59号及び議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第59号及び議案第60号は、平成21年8月27日に指名競争入札に付しました横道合志2号線歩道橋工事及び下原堀川線歩道橋工事の請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、現在建設課と都市計画課で進めておりますJR合志線と県道熊本菊陽線をまたぐ跨線橋に歩道橋を設置するものでございまして、北側が建設課、南側が都市計画課の担当でございますけれども、工事の内容はほとんど同じでございますので、合冊入札と申しまして、経費をできるだけ安く抑えるために一本の工事として積算しまして入札しております。しかしながら、建設課と都市計画課では国の補助制度が違っておりますので、契約を分ける必要がございまして、直接工事費の額に応じて経費を案分してそれぞれに別契約とするものでございます。そういうことで議案第59号と議案第60号を一括して説明させていただきます。

それではまず、議案第59号横道合志2号線歩道橋工事についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、横道合志2号線歩道橋工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,457万5,000円。4、契約の相手方、福岡県北九州市八幡西区築地町10番、山九株式会社橋梁・産機部部長小山哲郎でございます。

次のページをお開き願います。

続きまして、議案第60号下原堀川線歩道橋工事についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、下原堀川線歩道橋工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,074万2,500円。4、契約の相手方、福岡県北九州市八幡西区築地町10番、山九株式会社橋梁・産機部部長小山哲郎でございます。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、参考資料のA3判の図面をごらん願います。

この図面の一番下、これ配置図、これは上から見た図面でございますけれども、右側の青の部分が北側、左側の赤の部分が南側でございまして、青色で示しておりますのが北側の建設課で施工する箇所、赤色で示しておりますのが南側の都市計画課で施工する箇所でございますけれども、いずれも道路の西側に車路つき階段、道路の東側に一般的な歩道橋の階段を設置いたします。車路つき階段と申しますのは、図面の一番上の歩道橋L1、歩道橋L2と書いております階段でございますけれども、これは横から見た図面でございますけれども、勾配を緩やかにしまして図面の一番右上、緑色で書いております標準断面図に示しておりますように、階段の真ん中に60センチ幅のコンクリート通路を設けまして、ここを自転車を押して上がれるというふうになっております。

1枚めくっていただきまして工事概要表をごらん願います。

表の左側、これ建設課施工分でございますけれども、横道合志2号線歩道橋工事の概要につきましては、西側歩道橋が下部工の橋脚2基、橋台1基の上に階段踊り場通路の合計延長が46メートル、階段幅員が2.5メートルの車路つき階段と東側歩道橋が下部工の橋脚1基、橋台1基の上に階段、踊り場、通路の合計が26.7メートル、階段幅員が1.9メートルの階段を仮設する

ものでございます。

また、表の右側の都市計画課施工分の下原堀川線の歩道橋工事の概要につきましては、西側歩道橋が下部工の橋脚2基、橋台1基の上に階段、踊り場、通路の合計延長が39.2メートルの車路つき階段と東側歩道橋が下部工の橋脚1基、橋台1基の上に階段、踊り場、通路の合計延長が24.3メートルの階段を仮設するものでございまして、幅員につきましては建設課施工分と同じでございます。

1枚めくっていただきまして、イメージ写真をごらん願います。

歩道橋のイメージとしましては、仮に緑色で着色しております車路つき階段のイメージ写真でございますけれども、鋼鉄製の歩道橋を工場で加工、製作した後現場へ輸送して組み立てるものでございまして、工期は平成22年3月29日までを予定しておりますが、鋼材の納入までに4カ月程度要するというところでございまして、早急に契約を締結する必要がございますので、この2議案だけ本日も審議をお願いしたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きください。

横道合志2号線歩道工事及び下原堀川歩道橋工事の合冊での指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして去る8月12日に指名審査会を開き9社を選定いたしました。指名しました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、今回指名業者9社のうち6社につきましては入札執行前に入札を辞退され、残り3社の中で最低価格で入札のあった三九株式会社橋梁・産機部を落札者に決定いたしました。

なお、税込みでございますが、予定価格1億4,241万1,000円に対しまして落札価格が1億2,531万7,500円で、落札率は88%という結果でありました。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 9社指名のうちの6社が辞退ということですが、この辞退の内容の説明を求めます。

それから、町の規約では何社以上の入札参加者があれば入札が成立するのか、2点お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 6社についての辞退の理由ということでございますけれども、辞退届を

提出いただいております、辞退には都合によりということでございます。先ほど都市計画課長が説明申し上げましたように、鋼材等の準備期間等々が関係していたものではないかなという気がしております。

もう一点の何社以上であればということの質問がございましたが、今回の件に当たりましては、ほかの他の事例におきまして辞退が今回の工事が鋼構造物の工事業種に指名しておりますけれども、この関係で辞退される業者が他の事例であったということを知りましたので、今回の入札に当たっては、1社の場合には入札は行わないということで指名通知に示しまして行いましたところ3社の入札がありましたので、成立するというところで行ったわけでございます。基本的な部分といたしましては、指名競争入札の場合であれば、1社は競争が働かないということで、入札が成立しないというふうに考えております。ただし、一般競争入札になれば、これは自由に入札してきていただく、条件をつけることもありますけれども、一般競争入札の場合には、場合によっては1社でも入札が成立するといった考え方があるということを知っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 指名の住所をみますと、全部県外ばかりなんです、県内にはこの事業を問題なく進めることができる企業というのはなかったと判断されたのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 先ほども少し申し上げましたけれども、今回の工事が鋼構造物工事業を業種とし、かつ鋼構造物工事で完成工事高のある業者ということで探してきました。また、関連といたしまして、日本橋梁建設協会会員という名簿につきましてもチェックいたしまして、最終的には九州管内に支社、支店、営業所等を設けるところから選んでいきましたところ、基本的には財務規則で定めます5社以上の10社程度をめどとして選定しようとしたところ、9社のみがあったということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（11番吉本 堅君「県内にはなかったということですか」の声あり）

○財政課長（實取初雄君） 九州管内から探しましたところ、該当するところがここに上げております9社ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号及び議案第60号についてそれぞれ採決を行います。

まず初めに、議案第59号工事請負契約の締結について（横道合志2号線歩道橋工事）について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号工事請負契約の締結について（下原堀川線歩道橋工事）について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時32分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月15日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 坂本秀則君  | 2番 北山正樹君   |
| 3番 石原武義君  | 4番 甲斐榮治君   |
| 5番 芝和長君   | 6番 岩下和高君   |
| 7番 佐藤竜巳君  | 8番 大塚昇君    |
| 9番 福島知雄君  | 10番 川俣鐵也君  |
| 11番 吉本堅君  | 12番 小林久美子君 |
| 13番 酒井良一君 | 14番 上田茂政君  |
| 15番 梅田清明君 | 16番 鍋島有志男君 |
| 17番 永野輝全君 | 18番 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|         |          |
|---------|----------|
| 8番 大塚昇君 | 9番 福島知雄君 |
|---------|----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 町 長 後藤三雄君     | 教育委員長 三島誠一君     |
| 教 育 長 赤峰洋次君   | 教 育 次 長 田中真治君   |
| 総務部長 宮本義次君    | 福祉生活部長 大川育男君    |
| 産業建設部長 服部貞夫君  | 会計管理者兼 大野秀治君    |
| 総務部審議員 吉岡典次君  | 会計課長 松本東亞君      |
| 兼総務課長         | 総合政策課長          |
| 財政課長 實取初雄君    | 税 務 課 長 廣野豊徳君   |
| 人権教育・ 渡邊幸伸君   | 福祉部審議員 眞鍋清也君    |
| 啓発課長          | 兼福祉課長           |
| 健康・保険課長 阪本修一君 | 環境生活課長 吉野邦宏君    |
| 町民課長 堀川正信君    | 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君   |
| 農政課長 荒木一雄君    | 建 設 課 長 松村孝雄君   |
| 都市計画課長 坂本恭一君  | 下 水 道 課 長 山崎謙三君 |
| 商工振興課長 平野誠也君  | 総務課長補佐 服部誠也君    |
| 教育審議員兼 帆保勇君   | 兼庶務法制係長         |
| 図書館長          | 教育審議員兼 大山晃君     |
| 中央公民館長 堀川俊幸君  | 学 務 課 長         |
|               | 生涯学習課長 佐藤清孝君    |

農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪 本 健 治 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定いたしておりますので、報告いたします。

1番小林久美子君、2番石原武義君、3番福島知雄君、4番芝和長君、5番鍋島有志男君、6番甲斐榮治君、7番吉本堅君、8番北山正樹君、9番川俣鐵也君、10番坂本秀則君の順となっております。

なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いいたします。

質問される方に、念のために申し上げておきます。

通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしくをお願いをいたしておきます。

傍聴者の方に申し上げます。

私語や拍手などはされないようお願いをいたしておきます。

それでは、小林久美子君、一般質問を許します。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） おはようございます。

町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。日本共産党の小林久美子です。

今回の衆議院選挙では、自民党は119議席へと議席を3分の1に激減させ、公明党も31議席から21議席に大きく後退し、自公政権は退場することになりました。この間、大企業が栄えれば国が栄えるというかけ声のもと、財界中心の政治が続けられてきました。しかし、それがもたらしたのは何だったのでしょうか。派遣、パートなどの不安定雇用が働く人の3人に1人、若者や女性の2人に1人にまで広がりました。懸命に働いても貧困から抜け出せない働く貧困層と呼ばれる人が1,000万人を超えました。さらに、社会保障費の削減により、医療や介護、年金、障がい者福祉などの社会保障は危機に瀕しています。農林水産業と中小零細企業が衰退に追い込まれ、地域経済と地域社会が崩壊しつつあります。

先日、連立政権の政策合意が発表されました。皆さんもご案内のように、明日は民主党中心の政権が誕生するでしょう。国民の暮らしを守る政治が期待されます。自治体を取り巻く情勢も大きく変わるのではないのでしょうか。地方議員としても暮らしを守る前向きな変化を一緒に

つくり出していく、その決意を新たにし、質問に入ります。

今日の9月議会の定例議会の一般質問では、3点上げています。

第1に、保育所の民営化や中部小の建てかえなど重要問題の町の政策決定についてです。

その一つは、町は住民への情報公開が不十分ではないか。2つ目に、住民説明会のあり方について、時期、内容。3つ目に、審議会や検討委員会のあり方について。4つ目に、住民の民意を今後どう把握していくのか。町のホームページへの意見の反映、町長への直行便など。5つ目に、議会と審議会などとの関係を町長はどのようにとらえておられるのか。

第2の項目としましては、新型インフルエンザ対策について。

行政としての対応、対策は。2つ目に、住民への周知徹底をどのように図っていくのか、家庭でできる対策なども含め。

第3ですが、指定ごみ袋制度について。

少人数家庭やひとり暮らしなどの方から、ごみ袋の小さいものをつくってほしいという要望がある。対応できないか。

以上、3つについて通告をしていますので、質問席から質問をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、早速入ります。

私は議会初日に議員研修の報告をさせていただきましたが、今どの自治体でも住民への情報公開、説明責任、住民参加のまちづくりに努力されてきました。北海道に行ってきたわけですが、自治体の財政力は非常に厳しい自治体でしたが、そういうところに努力をされてたっているのは初日に報告したとおりです。菊陽町でも第4期の基本構想の中で住民とのパートナーシップによるまちづくりを掲げ、住民と行政との協働によるまちづくりを推進していくとされています。協働とは言うまでもなく、住民、地域、団体、行政が対等な立場で互いを尊重し、共通の目的や課題に対しそれぞれの特性や能力により役割を分担しながら協力、連携することと定義をされています。町でも公募による協働のまちづくり、住民ワークショップ等々が実施され、住民と町との協働のまちづくりの意見書が作成されていました。それが今後住民参加、協働の仕組みづくりに発展していくのではと期待しています。

しかし、今の町の町政運営はどうでしょうか。この間問題になってきました中部小の建てかえや公立保育所の民営化問題など、重要な政策決定について本当にこれでいいのかという問題意識を持っています。

そこで、質問をしますが、このような大きな問題を政策決定していくときに、第一に町は住民への情報公開がまず何よりも求められると思いますが、この間この両方の問題とも不十分ではなかったかと考えますが、町長はどのようにこのことについて考えておられるのか。まず、最初にお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの小林議員の質問にお答えいたします。

議員が言われましたように、町では総合計画の中で目指す町の姿の一つとしまして協働によるまちづくりの推進の施策がありまして、具体的な施策として住民と行政の情報の共有化等を掲げているところであります。このため、町全体としましては町で出しております広報きくようあるいはホームページ等を通して情報公開を進めておりますし、また一方では住民懇談会、あるいは制度等のある場合にはその対象者をした説明会等を開きながら進めているところであります。お尋ねの保育所の民営化、中部小学校の建てかえにつきましてはそれぞれ担当課のほうから、特に保育所の民営化につきましては保護者会や、それから住民説明、学校関係は住民説明会等を開催しまして、その中でいろいろこちらからも説明もいたしますし、ご意見を聞くという形で事業のご理解を得るように努めているところであります。

それで、その情報公開っていいですか、説明不足ではないかということでもありますけども、この情報公開といいですか、説明する場合にこの住民全体にかかわるものにつきましてはそういった広報あるいはホームページ等もありますし、特に影響を受けやすいようなところにつきましてはその対象者を中心に、あるいは該当される方々についての説明を十分しながら進めているところであります。

ただ、今回いろいろその保育所の民営化、あるいは中部小の問題につきまして説明が不十分ではなかったかということは議会の中でもあったところでもありますけども、これにつきましてはできるだけそういう機会をつくっていかなければならないと考えておりますけども、小林議員はどの程度されたらその住民の説明会が足りたと思われるのかということもご意見持っておられると思いますので、そういうことも逆に聞かせていただくようなこともありますけども、今後ともこの積極的な情報公開に向けて、事務体制等の見直しも含めながら、いろいろご指摘のあった分については改善を図りながら、そういったいろいろ政策決定等にかかわるものについては、さらにその説明責任を果たしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長が私の意見を聞きたいということでしたので、お答えしますが、結局保育所の民営化にしましては、私は昨年、もうその前になると思いますけども、議会で保育所の検討委員会などがされているけれども、一番影響のある保護者の方にきちんと説明をしていただきたいというのは、議事録を見ていただいてもわかると思いますけど、再三質問をいたしました。そして、その結果実際まず保育所の民営化のほうから、そしたら行きますと、4月28日に武蔵ヶ丘第1保育園、さくら園を町が民営化をしますというのを決定したということで、熊日に報道されました。その前には保護者への説明会は全くされていなかったのではないかと思います。まずその確認をさせてください。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） 小林議員の言われたとおり、4月28日の新聞発表以後において第1保育園とさくら保育園の保護者に対しては説明会を開催をいたしております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長の質問を受けてですけれども、もう1番と2番の住民説明会のあり方にも入りますので、一緒に質問をさせていただきます。

ということは、情報公開が不十分ではないかと私は控え目に書いていますが、結局保育所の問題で言えば、決定する前には住民には全く説明をされなかったということですから、内容が不十分どころか情報公開をする責任を怠ったと言わなければいけません。一番大切な子どもを預けている保護者の皆さんには全く知らされていませんでした。その後、担当者の方がもちろんこちらの要望もありますので、ご苦労され、その後は第1保育園やさくら園で何回も開催をされているのは、私は十分わかっています。

私がここで言いたいのは、やはりこれだけ大きな問題を意思決定をするときに情報公開が不十分どころか、どの園を民営化する、どういう状況になるというのを全く知らされないまま新聞にも報道され、今進めていくという町のやり方が大きな問題であるということです。これは6月議会においても言っていますが、私はこういうことをやっているとして結局中部小の問題の二の舞になって改善されませんよというのは、本会議で十分お話をしたし、要望したはずです。

さらに、中部小の問題でいきますと、中部小の住民説明会についてです。これは後で先輩議員等々質問がありますので、余り多くは触れませんが、中部小の建設計画、もちろん皆さんもご案内のとおり3月議会で町の提案に対して議会はこれはノーですよと、できませんということで否決をしました。その後、6月議会でも進展がなく、文教厚生委員会等は開かれておりましたが、中部小の建設計画、住民説明会、8月20日から実施をされました。私は8月20日の東部町民センターでの説明会に参加をさせていただきました。ここでも問題なのはやはり住民説明会のあり方、その時期が問われると思います。保育所の民営化でも同じことです。

今年3月議会で重複をしますけれども、町の建てかえ予算は議会の修正動議で否決をされたわけです。ですから、C案は事実上成り立たないというふうに、その否決をした私たち議員は思っているわけです。しかし、説明会では相変わらずC案の若干修正されたものが入ったものになっていました。さらに、私が全員協議会で意見を出さなければ、3月議会での議員の意見も、またこの間の経過も付与されていませんでした。

私はこのような情報の町民への説明の仕方が不十分ではないかと、ないかではなくて、非常に不十分だし、議会の状況も町執行部が軽視をしてきちんととらえ切れてない、反映させていないということが大きな問題だと思っています。私はあのような説明会には町長も出席されて、町民の声を肌で感じるということが、中部小の問題にしましても保育所の問題にしましても、最終決断をするのは町長です。一番大切ではないかと思えます。3月議会で否決された後、住民の説明会がかなり時期的におくられて開催されました。これからの町政の運営を考えていくなら、本来ならば3月議会の提案前に学校の先生方、関係者、保護者の方、住民の意見を聞く機会を設けなければならなかったのではないかと私は思います。どうしてもその後になるというのであれば、6月議会の前にもできたのではないかと思います。いろんなC案、D案、E案とありますけれども、私が説明会に出席して感じたことは、住民の大方のご意見は行政と

議会と知恵を出し合って早く着手をしてほしい、スピードを持って対応できないかということでした。ですから、そういう住民の意見に沿うということが非常に大事ではないかと思えます。

もう一度お尋ねしますが、この一番の情報公開が不十分ではないか、住民説明会のあり方について、今回のやはりあり方を反省して今後改めるべきだと考えますが、町長はどのようにお感じでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご意見でありますけども、こういった非常にいろんなものを進めるときのいわゆるどの時点でどう説明していくかということは、非常に慎重にもしなければならぬところでありますけども、言われるように何ていいますか、町のほうとしてこのように進めるといような具体的な案等も持っていないと、なかなかその説明に行っても抽象的なところではできないところもあるところがございます。そういった面からいたしまして、そういう準備段階ができた段階で行くわけでありまして、時間的になかなかいろんなこの事務的な流れの中でいろんなことをやっておって、その問題だけではないというのがそれぞれの担当課の仕事でもありますが、そういう面で非常に住民の皆さんにその説明する段階で混乱を招くようなことは十分気をつけなければならないと思っておるところでありますので、今言われたような中で当然反省すべき点については十分反省しながら、このいわゆる説明責任につきましては十分その辺は何ていいますか、事務体制等も見直しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 次の3番の審議会や検討委員会のあり方に移ります。

後の質問も重なりますので、私はこの検討委員会のあり方のところは保育所の民営化検討委員会に絞って質問をさせていただきます。

今町長はやはりいろんな準備があつて、町民の方に説明するには非常に時間がかかるという答弁でしたけれども、一方ではそのように時間がかかると言いながら、片方では私が慎重に進めてほしい、子育て支援で一番大事な保育所はもっと検討していただきたい、こういうふうに再三要望しましたが、この問題はどんどん先に進められました。平成20年9月から保育所民営化検討委員会が行われました。私が議会で質問をしますと、民営化ありきではないと担当課長はしきりに答弁をされましたが、実際はどうだったのでしょうか。

この検討委員会の委員長の人選は公平、中立を基準として選定されたのか疑問です。なぜならば、保育の専門家であり、立派な方だと思います。もちろん大学の先生ですので、それに異論はありません。しかし、県内の私立保育所の理事長です。さらに、この私立保育所は昨年長洲町の公立保育所の引受法人として手を挙げられています。長洲町では5つの社会福祉法人が応募をし、選定されたのは菊陽町の検討委員会の委員長が理事長を務める社会福祉法人でした。民営化の移管法人として手を挙げられるほど私立保育所の経営や運営に熱心な理事長を選

任して、果たして公平、中立が保たれるでしょうか。果たして、これは決して民営化ありきの検討委員会ではない、多角的に問題点を検討すると言われても、県内で実際そういうわけですから、民営化をどんどん進める先生だと考えてもおかしくありません。このような検討委員会を選任するとき、町はどういう点を基準にして公平、中立を保っておられるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点ですが、北海道の栗山町の研修に伺ったときに、私たちのところではこういう検討委員会とかどんどんされて、議会の議決も経ないまま広報には検討委員会の答申でもう民営化を進めますというふうに書かれるんですけども、ほかの町村がどうされているかというのをお聞きしました。そうしますと、検討委員会や審議会は町の総合計画をつくるときぐらいに、審議会は多少性格は違う条例とかもありますけど、この検討委員会に絞りますと、町の基本政策をつくる時だけそういう検討会を立ち上げるということでしたので、私は非常に驚きました。総合計画やほかの町でもこういうことがどんどんされているのではないかというふうに思っていましたら、それは議会の第二の奥の院で決定するようなものですよ。それはやはりしっかり議員としては意見を言わないといけないですよという助言をいただきましたが、こういう検討委員会と今後の運営、また人選について公平、中立を一番大事にしてほしいと思いますが、どんな基準で選定をされているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） お答えをいたします。

まず、検討委員会の設置につきましては、17年度に策定されました第3次の行財政改革大綱の中に保育所運営については外部委託等も含めた議論を行うような、そういった項目がございましたので、その中に検討委員会を設置ということで行革大綱の中に位置づけられておりますので、本町におきましても19年2月に菊陽町の保育所運営検討委員会を設置し、1年間かけて保育所のあり方について議論を行ったということで、行革の位置づけによってこの民営化の進め方についても2つの検討委員会を立ち上げて進めてまいったということで、これはもう議員もご存じかと思います。

それから、選任につきましては今大学の学識の先生のことを言われておるとは思いますけども、この検討委員会についてはこの学識さん一人だけの検討委員会ではなくて、10人程度のほかの委員さん、いろんな多方面にわたった委員さんを含めたところで議論を重ねた結果、こういう民営化の推進ということで結論を得ておりますので、議員の言われる質問ですけども、この大学の先生だけが推進を決定したような言い方をされておりますけども、すべての委員の総意のもとで答申書をいただいて、町はそれを尊重して進めているということでご理解をいただきたいと思います。決して、この先生が民営化ありきの学識じゃないということで我々は進めてまいりましたし、中立な立場において議論をいただき、答申をいただいたということで、そういう理解のもとで我々としては委員をお願いをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） そしたら、担当課長にお尋ねしますが、このように私立の保育所をしっかりと経営をされてたっていうのはご存じだったんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） 事前には、これはたしか県の少子化対策課のほうにお願いをしてこの保育所の運営についての検討委員会を立ち上げたいが、どなたか児童福祉にたけている先生をというお願いのもとで紹介をいただいたというふうに私は理解しておりますので、その先生が民間保育所を経営されているということは後で知ったことであって、当時は、選任のときについては理解をしておりませんでした。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今第3番目の検討委員会のあり方の3回目の質問です。

今の担当課長のご答弁では、委員長一人が決めたわけではなくて、10人の委員でしっかり議論をして決めた結論であるというお答えでした。私は検討委員会の議事録をすべて読ませていただきました。いろいろな意見が出されていましたが、やはり委員長の権限っていうのは大きなものがあると思います。そしてまた、運営に至っても委員長を中心に運営をしていくわけです。さらに、現場の保育園の園長先生がいろいろな意見を出しても、それはそれで受けとめておきながら、やっぱり前に進めていかれる。役場が用意したいろいろな資料とかをもとに、検討をされてきました。確かに、全員で決めるとは言いますが、この先生は植木町の検討委員会の委員長でもあります。また、菊池市の検討委員会の委員長でもあります。どう考えても、県内で民営化を推進されているととらえてもおかしくないというふうに、私は思います。

それで、一番問題なのは、このように検討委員会が民営化をしますということで答申を出されました。議会では、議会ではといったら失礼でした、私個人としては町長にもっと慎重に進めてもらいたいっていうことは言いました。それから、保護者の心配、不安にこたえてほしいという意見も言い続けてきました。また、議会の議決が必要にもかかわらず、広報の記事や選定委員会の準備などを強引にどんどん進めていく町政運営はおかしいのではないかという指摘も行ってきました。

それで、今行革のもとに民営化を進めてきたということですが、政治も大きく変わってというのは最初に申し上げましたけど、菊陽町の行政改革、どうしてそんなに急がなければいけないのか、この点についても私は疑問を持っています。平成20年度の決算監査報告書を今決算議会ですので皆さんもお手元にあるかと思いますが、菊陽町の一般会計の20年度の歳入が約105億円、歳出が98億円、差し引き残額が6億円。黒字ですね。それから、主要な財政指標の年度別推移を見ましても、平成20年度の財政力指数は0.893で、前年度より0.08ポイント伸びています。私たち議員が北海道研修に行きましたけれども、この財政力指数は0.2から3、

4はなかったと思いますけれども、非常にそういう厳しいところを研修に行ったわけですが、菊陽町は全然違います。この指標が1を超えるほど、例えば財政力指数で言いますと今0.893ですが、これが1を超えるほど財源に余裕があるとされています。今のまた税収も町税も伸びているこの中で、今の行政改革を今後ずっと進めていかれるのかっていうのも疑問を持っていますし、やはりこういう財政のあり方もしっかり町民に知らせる必要があると私は思います。今日は財政の議論は通告にもしているわけではありませんで行いませんが、そういうふうに思っています。

5番の議会と審議会などとの関係を町長はどのようにとらえておられるのかっていうことも含めて質問をさせていただきます。

今こういうふうに検討委員会を立ち上げて、検討委員会の答申は民営化ということになりました。町が2園を決定して進められています。議会の民営化については議会の議決が必要にもかかわらず、広報の記事もあたかも民営化をもう決定したかのように出されました。それから、選定委員会の準備なども私は全員協議会で議会の議決を経た後にしっかりとやったらどうかという提案をしましたが、これは議会の議決が要らないからということでどんどん強引に進めていかれました。一番最初に言った町長の説明会やそういうのには人員も足りない、時間もない、いろいろな仕事をしないといけないというふうに言うておきながら、こういうふうに慎重にやってくださいとお願いしている問題はどんどんどんどん先に進めていかれる。この検討委員会と議会のあり方を町長はどのように理解し、考えておられるのか。この認識についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問事項ではないということで、菊陽町は財政力がいいからっていうことでは言われましたけども、現実的には経常収支比率等も年々増加しまして、18年の83.5から19年は90.0まで上がったところでありまして。そして、20年で88.4まで下がってきておりますけども、こういったものにつきましては、やはりこの行革の中でいろんな見直しをしながら経常経費の節減に努めてきたというような中であります。先般、熊本県の経常収支比率が99.8まで上がったということでありまして、そうなりますと投資的な経費にはほとんどその一般財源を持っていけないというような状況でありまして、そして財政力が高いからということで非常にいいという、それは一つの目安でありますけども、ただこの財源につきましてはいわゆる財政力と、もう一つはその普通交付税制度という中でそれを補完するというような形の中でありまして、大変この財政力が1を超えて、さらに1.幾つかずっと上になれば非常に余裕のあるようなことになるかと思っておりますけども、現状の中では非常に本町も厳しい状況にあるということでもあります。

そういった中で、やはり行財政改革大綱等をつくって、それに基づいて目標を掲げましたら、その中で節減できるものについては節減を図りながら、また新たなそういった行政需要も出てきますので、そういった面に充てるようなふうに努力すべきであるというふうに考えてお

ります。

ご質問の審議会と議会との関係をということでありますけれども、審議会等につきましては行政が意思決定を行う際に意見を求めたり、その意見を町政に反映することを目的に設置されているものであります。そして、その中には先ほど構成をされる委員のあり方についてもありましたけれども、そういった点につきましてはできるだけ幅広い中から、またその審議会の目的に応じた方を委員としてお願いする。また一方では、公募による一般の町民の方にも入っていただくような形だと思っているところであります。そして、その中でこちらからいろいろ諮問したものについて答申が返ってきた場合は、その意見は尊重しながら施策や方針決定の判断する上での参考としているところであります。

そして、議会との関係でありますけれども、こういった状況について最終的にそういった重要施策の分で議会の議決をお願いしなければならないものにつきましては、言われましたようにその重要なものにつきましては何ていいますか、その中間的なところ、進みぐあいによって状況報告しながら議会の皆さん方のご理解を求めなければならないというところでありますけれども、最終的にはその答申等を踏まえて具体的な施策がまとまりましたら、議案として議会に提出して、まず議会の最終的な判断を仰ぐという形になるところであります。これからもまたいろいろんな面でのこういった非常に菊陽町大きく動いておりますので、こういった審議会等の制度等は十分活用しながら、そして議会のほうの皆さん方にもその進捗状況等を十分説明しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長にはぜひ議会や住民の声を尊重していただいて、町政運営を進めていただきたいというふうに思います。

民営化については、保護者の方から今議会に2,400名を超える署名をつけて、公立保育所の民営化を見直してほしいという請願が出されていますので、議会の議員の皆さんの判断をよろしくお願ひしたいと思います。結局のところ保護者への説明も意思決定をした後の説明会であったと。民営化になることの不安もまだ解消されていないので、住民や保護者からの意見がこういうふうに出されていると。そして、民営化を早急に進めなければならないほど菊陽町の財政が今緊迫しているかどうかについても、私自身も疑問を持つぐらいですから、やはり住民の皆さんにも十分説明がされているとは言えないのではないかと。行革というのであれば、一番弱い子どものところを先にするのではなくて、まだほかにもいろんな改善とかもってできないのかと。トータル的にやはり考えて、いろいろ私同和予算なんかを減らしてほしいということも言ってますが、そういうところにはほとんど一般と同じで手をつけられていませんし、光の森の土地購入なども財政がそんなに厳しいのであれば見送りはできなかったのかっていうのも率直なところ。そういうところを十分町民が理解できるように、町長としても提案をするべきではないかと思ひます。住民の民意を今後どう把握していくのかについては要望だけとめておきます。

町のホームページが掲載されていますが、町民の方が例えば保育所問題で意見を出しても掲載をされないというご意見をいただきました。こういうところにも透明性がないのではないかと思いますので、今後改善をしていただきたいと思います。

それでは、次の新型インフルエンザ対策について移ります。

世界に感染が広がったメキシコ発の新型インフルエンザ、H1N1型、世界保健機構は6月11日警戒レベルを最高のレベル6にまで引き上げました。厚生労働省によると、この集団感染は8月31日から6日までの1週間で前の週の1.6倍に当たる2,318件、熊本でも43件が発生したと熊日でも報道をされています。菊池地域では新型インフルエンザの蔓延期に臨時診療所を設置するという独自の取り組みを行う計画で、今議会にも提案をされています。感染の毒性や感染の規模、人数に応じて起きている現状を分析し、感染症に対する医療供給をタイムリーに行うこと。非常にこれから医療機関は今でも人手不足の中で、これからのその地域の医療機関の連携も大きなポイントになると思います。その中で特にイニシアチブをとる行政として今どのように対策、対応を行っていかうと考えられておられるのか。それから、2番目の住民への周知徹底をどのように図っていくのか。両方あわせて質問をします。もちろん、ホームページ等にもインフルエンザの対応については掲載をされていますが、この点について担当課のほうにお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

菊池地域におきましては平成20年5月30日の感染症を対象にいたしました新型インフルエンザ対策発熱外来設置検討会を初めとしまして、20年7月、20年10月、21年2月、21年4月というふうに健康危機管理推進会議実務者会議を開くなど、新型インフルエンザの発生及びパンデミック時の対応等について協議を進めてまいったところであります。

こういった中におきまして、本町では現在菊陽町新型インフルエンザ対策行動計画、それと業務継続マニュアルの策定を進めているところでございます。これらの計画等につきましては、9月中に取りまとめたいというふうに考えているところでございます。また、先ほど質問の中にありましたように、今議会におきまして臨時診療所費を計上いたしておりまして、パンデミック時における発熱外来に対する臨時診療所の開設を可能とする対策を講じようとしているところでございます。

行政としましての対応につきましては、行動計画の中で町民への情報提供として広報やホームページ等を利用して平素から新型インフルエンザの感染防止、拡大防止に当たることといたしているところでございます。また、相談体制の確保、ワクチン接種体制の確保、ライフラインの維持、こういったものについて13項目にわたって取りまとめることといたしているところでございます。

また、パンデミック時におきましては本人あるいは家族が感染し、6割の職員しか出勤できない状況を想定しまして、従来どおり継続しなければならない事務事業、取り扱いの方法を変

えてでも対応しなければならぬ事務事業、中断、中止する事務事業、それから使用中止施設等に関するこういった業務継続マニュアルの作成をあわせて進めているところでございます。現在、既に新型インフルエンザが発生しておりますので、これらに対しましては本町のこれらの計画が策定されるまでの間は、先進事例のそういったマニュアルを現在各町内に配布いたしております。それを参考にマニュアル等の作成をお願いしてはありますが、あわせてそれに基づいて同じような行動をとるようにということで通知をいたしているところでございます。

それから、2番目の周知徹底をどのように図っていくのかということですが、一番の答えにもありましたように、菊陽町新型インフルエンザ対策行動計画の行動計画の柱に、町民への情報提供というのをうたっております。熊本県菊池保健所との連携のもと最新の情報を収集し、町民や関係機関等に提供できる体制を構築したいというふうに考えております。また、広報やホームページ、あるいは回覧等を利用して平素から新型インフルエンザの感染防止、拡大防止について情報提供を行うことといたしているところでございます。これに基づいて対策を講じていくこととしておりまして、全体的には私どもの危機管理の分ではそういった対策を講じることとしております。また、各課におきましてはそれぞれ住民の方々と接する機会があるかと思えます。そういった機会に啓発を行うということとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） インフルエンザ対策はこれから進めていかなければいけないんですが、今日は2点だけ特に強調をしておきたいと思えます。

1つは、今日の熊日の3面にあります、天草市では国保滞納世帯に保険証を新型インフル受診で特例で出すということで決めたという記事が掲載をされておりました。新型インフルエンザ対策として国民健康保険税を滞納して無保険扱いとなっている540世帯、758人に短期保険証を発送したと。新型インフルエンザ発症の疑いがある患者が滞納世帯から出た際に、速やかに医療機関を受診してもらうための特例措置というふうにあります。私はこれはぜひ菊陽町でも、もちろん菊池2市2町でまた検討されると思えますが、非常に大事と申しますか、こういう厳しい無保険者や低所得者などの方の感染しているところの対応というのは、非常に大事だというふうに思えます。通常でさえ医療を受けられない人がふえている中で、感染を拡大しないための措置として、この点は早急に町としても検討していただきたいということを1つ質問をさせていただきます。

それから、2つ目のインフルエンザワクチンの接種についてです。

厚生労働省は9月8日にワクチン接種方針案を自治体の担当者に説明をしています。費用負担については接種回数2回で、負担額は6,000円から8,000円になる見通しと申しています。また、優先順位については、1が医療従事者、2が妊婦、基礎疾患のある人、3が1歳から小学入学前の小児、4が1歳未満の小児の両親としています。また、望ましい人のところで多分

小学生、中学生、そして65歳以上の方とかということを出されてたというふうに思います。私たちはワクチン接種の優先順位は、やはり国民的な合意形成で決めてほしいということと、接種費用については公費負担にするべきではないかということで、これは国の問題もあるんですけども、接種が6,000円から8,000円というようになりますと、かなり高額になりますので、その点もぜひ検討して2市2町の合意でもいいですので、ぜひそういう会議等の場で検討していただきたいということを望みますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問、2番目の分から答えさせていただきます。

新型インフルエンザ用ワクチン接種の優先順位につきましては、私のほうで持っている情報としましては、9月9日に熊本日日新聞の1面に載っておりました情報、今小林議員が言われた分について接しているところでございます。

今接種費用の町負担ということでございますが、季節性のインフルエンザにつきましては補助を行っているところでございます。1回1,000円で接種できるような状況にしておりますので、もうこれにつきましては財政状況を勘案しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

次の国保の短期保険証の交付の件につきましては、これは担当課であります健康・保険課のほうでお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいまのご質問ですけれども、天草市のほうで新型インフルエンザに対応するためということで、無保険者の特別扱いということで保険証を発行するという記事が載っておりましたので、私も一応確認はさせていただきました。菊陽町でも国民健康保険税の滞納者におきましては、低所得者関係とかそういう納税が滞っておる方についていろいろ相談を行いまして、無保険者が出ないような対策は講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 2番目の新型インフルエンザ対策については、ぜひワクチンの町負担の問題、それから国保税の滞納があつて無保険状態の方に対する対応を行政としてしっかり前向きに検討していただきたいというふうに思います。

3番目の指定ごみ袋制度についてです。

この点につきましては、町の広報でも掲載をされていましたが、特に少人数家庭やひとり暮らしなどの方からごみ袋の小さいものをつくってほしいという要望がありました。対応できないかという質問です。

私は今日朝だったんですけど、急遽熊本市の収集袋をコンビニでちょっと買って来たんです

が、これは菊陽町の小さいほうですね、燃えるごみの小の20円の分がこの大きさなんですけれども、熊本市の場合はこれが中の大きさで、これは1枚23円でした。それから、多分住民の方がつくってほしいというのは、この程度のものなのかなというふうに思いますけれども、これは熊本市の小ということで、これは13円だったか12円だったか、ちょっとすみません、はっきりしませんけど、12円か13円ぐらいのものなんですけども、少人数の家庭の方の場合、非常にいろいろごみの分別をして随分以前よりも意識も上がってきて努力をされてるというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、担当課のほうで答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

1人世帯の方などは確かにごみの量も少なく、世帯の構成の状況によりましてはごみ袋の使用にも大きく影響するものと考えていまして、夏場のにおい、そういったものの問題もありまして、小さい袋で頻繁にごみを出したいという方もいらっしゃるかと思います。このような要望に対応していくために、もっと小さいごみ袋、先ほど熊本市15リッター、これ一応12円で予定されておりますけれども、そういった形のごみ袋の作成をということでございますけれども、現在の指定ごみ袋が袋の作成費用、それと売りさばき店の販売手数料、それに町民の皆様が処理を負担していただきます分を合計いたしまして、今大きい袋が30円、小さい袋が20円としているところでありますけれども、このうちの袋の作成費用ですけれども、作成費用につきましてがどうしても袋の作成枚数、つまり皆様を買っていただきます枚数によってその単価も大きく左右されます。極小サイズの袋が購入されます枚数によっては現在の小の袋、それよりも作成費用が変わらない、あるいは高くなるというような状況を予想しております。それともう一点、販売店のほうでどうしても買われる方が少ないために、売り場の面積等によっては置かれぬ申し出もあるというこのような状況もありまして、今の段階では袋の作成は見送っておるところでありまして、現在の小の袋で満杯にならなくても、必要な状態を出していただければというふうに考えておるようなところなんです。袋の作成費用のほうもどれぐらいになるかということを一応調査しておりますけれども、大体15リッター当たりの金額で本町の袋の作成枚数を考慮すると、12あるいは3円程度になると。それと、売りさばき店の手数料も含めると17、8円になっていくような状況でございまして、まだ作成するには難しいんじゃないかというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今日は3つの項目で質問をさせていただきました。町長にいろんな町政運営のスピーディーな決断を求める一方で、私たち議会も政策決定議決機関でありますので、議員としても今後とも努力していきたいということを述べて質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

石原武義君。

○3番（石原武義君） 皆さん、こんにちは。石原武義です。

お忙しい中、傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。

早いもので今年3回目の定例議会、9月定例議会となりました。9月は国政においては波乱含みのスタートとなります。というのも、先ほど小林議員が言われたとおり、8月30日の総選挙で民主党が絶対多数となりました。ご承知のとおりであります。その民主党の主張は無駄なところは省き、金を使うべきところには使う、そういった主張であります。例えば、教育問題については高校までを無償にするといった考え方であります。我が菊陽町においてもこういった考え方、発想が必要であろうかと思うところであります。今回の一般質問を見ますと、こういった趣旨のもとに17日は川俣議員が効率的で効果的な行政運営について質問されます。そして、明日鍋島議員、甲斐議員、そして吉本議員が中部小の問題についてそれぞれこういった見地から質問されます。私は3月議会、6月議会、そして今回の9月議会、連続3回この中部小の問題を取り上げ質問します。3回も連続して質問しなければならないことに、私は憤りを感じております。なぜなら、3月議会で現地建てかえ案は否決されました。にもかかわらず、何の対案を出すことなく、執行部は無言の構え、音なしの構えであります。3月の否決以来、約6カ月が過ぎようとしております。したがって、また3度目の質問をしなければならなくなりました。現地建てかえはだめだという私の見解、主張はご存じだと思いますので、今回は淡々と粛々と質問させていただきます。

質問内容は中部小の問題について3項目上げております。それぞれ質問席にて行います。

それでは、具体的、個別的な質問については、質問席で行わせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 質問事項に沿ってさせていただきます。その内容は、項目は1つだけ、中部小学校建てかえについて。

まず、1番目の項目は、全面建てかえであれば、教育に対する基本的な考え方が必要であるとしております。そして、細かな項目に1、2、3とさせております。2番目に、現地建てかえの場合の問題点についてとしております。同じく、細かな項目を3つ上げております。3番目に、3月議会後の執行部の取り組みを問うとしております。同じく、3つ細かな項目を上げております。そして4番、最後に住民説明会について、同じく細かな項目を3つ上げております。今申しました質問に順序に従って質問をいたします。

項目1、全面建てかえとなるならば、当然教育に対する基本的な考え方が必要であるとしております。教育は百年の大計である。この意味するところを問うとしております。教育長、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 石原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、全面建てかえであれば、教育に対する基本的な考え方が必要であるということですが、全面建てかえでなくても、教育については基本的な考え方が必要であります。したがって、教育は百年の大計というどこから来た言葉かわかりませんが、以前からこういったものを扱っていた言葉ではないかと思ひますし、端的に申しますと教育は人間教育であり、人間形成ということでもありますから、5年、10年の短期間の中では人間教育はできないよというようなことであろうかなと思ひするところでもあります。したがって、その成果を考えることは短い期間の中ではできないよ。それに伴う教育の場である施設設備であるとか、あるいは環境を整えるということも、教育とは切り離せない一つ大きな大事なものであろうというような認識をしておるところでございます。

しかし、大計というのは時代や社会変化の中で少しずつ変えていくもの、変えなければならぬ部分もあるわけでありまして、ご質問いただきました石原議員におかれましても十分ご存じだとは思ひますが、平成18年に教育基本法が60年ぶりに改正になりました。その改正っていうのは目新しいというよりか、これからの教育のあるべき姿、そういった理念を明確にしたというようなことであろうかと思ひますが、それに伴ひまして教育三法が改正になりました。教育三法については学校教育法、あるいは地方行法と言われる地方教育の行政に関する、運営に関する法であるとか、あるいは教育職員免許法、あるいは教特法と言われる公務員特別法とか、そういったものの三法が改正をされたわけでもありますから、大きな流れの中でこういった計画を見直していくという作業はどこにもあつてゐる状況でござひまして、議員がおっしゃる教育は百年の大計であるというようなことについては、そういったことで見直しをしながら私もはしていくと。ただ、教育に変化がないのは人を育てるといふ、そのことは変化がないんではないかなと思ひておられますが、そういったことで教育三法等について詳しい内容については申し上げませんが、時としてそういった教育百年の大計の中にあつても計画を見直していくというようなのは、非常に大事なことであろうと思ひます。

そこで、石原議員の今日の質問であります、すべてが中部小学校建てかえについてというようなご質問でござひますので、菊陽中部小学校建てかえについてという中身について、ほかにも建てかえについてのご質問を幾つか今議会では出されておられますので、そういったことから私は思ひますところに、8月19日からの住民説明会、8月19日から説明会に4回ほど入りましたが、そういった住民説明会、あるいはそのときのアンケート調査、あるいは菊陽中部小学校、参加をされた方のアンケート調査、それと改めて中部小学校の保護者の方に出したアンケート調査、そういったものがあるわけではありますが、そういった調査等を踏まえながら菊陽町

教育委員会として出した今後の方向性といったようなものについて少しお話をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本来ならば、このことについてはやはり議員の皆さん方全員協議会の中でもうこのことはお話をし、説明会の報告、あるいはアンケートの調査の集計等を申し上げるべきだと思いますが、何人もの方のご質問が出ておりますので、この場でお許しをいただきながら、その報告等をお話をさせていただければと思います。

(3番石原武義君「それは住民説明会という項目が私も設けておりますし、ほかの議員も設けておりますので、その詳細については今は結構でございます」の声あり)

簡単に申し上げます。

(3番石原武義君「いや、それもまだ結構でございます」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) 今教育長のほうから教育は百年の大計であると、そして人を育てる、そのことには変化がない、これまさしくそのとおりだと思います。もう一つ私がつけ加えるならば、教育に金を惜しむな、使うべきときには少々無理してでも使えという意味合いも含まれていると思います。

現地での建てかえと他の場所とでの建てかえの費用の差額は、10億円前後じゃないかと思えます。この10億円前後の差額をもって安直に判断してはならないと思います。100年という単位をもって高いか安いかを判断しなければならぬと私は思います。教育の費用については、各家庭は金がかかるから教育をさせないとはだれも言うておりません。どの家庭も言うておりません。みんなどの家庭も無理をさせて教育をさせているんです。したがって、町も苦勞しながら教育を受けさせる場を、よりよい教育環境を与えてやるべきだと私は思っております。こちらが安上がりだから、ここがというそういうような安直な判断ではしてはならないと思えます。学校は菊陽町の財産です。子どもたちに夢と希望を与える、その場所を与えてあげるのが私たちの使命ではないかと思っております。

こういうことを申し上げまして、1の②、第2項です。この意味するところ、教育の100年、教育は百年の大計であると、この意味するところをどう反映させ、青写真としてえがいているかとしております。まず、質問に先立ち申し上げておきます。教育は百年の大計であるという先人の教訓の根底にある発想は、先ほど申しましたとおり教育に金を惜しむなということです。このことを理解された上、ご答弁をお願いします。

そこで、質問をいたします。

金を惜しむなということは、今中部小の問題として2つあります、大きなのが。一つは、耐震の問題。と同時に、教育の環境の問題も解決しなければならないということです。そうでなければ、こうした教育環境の負の遺産、向こう100年間は引きずることになります。一度建て

てしまえば100年近くはかかります。この2点を、つまり耐震の問題、それから教育、環境の問題、教育の環境等の問題等は今までさんざん申し上げましたとおり、校庭が絶対的に狭い、北側ががけになって急斜面である等々、そういうことです。この2点を解決した青写真をじゃあどうえがいていくか、このことについてお尋ねします。どなたでも結構でございますが。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 青写真等についてであります。今いろいろと現地案についてのお話が出るわけですが、そのことを踏まえて今回の説明会等もしたわけですから、その辺のお話を少しさせていただきたいと思いますが、そのことは最後でなければだめですか。

（3番石原武義君「この問題に関しては、現地案は3月25日に否決になっておりますから、その否決されたそれを踏まえてひとつご答弁を願いたいと思います」の声あり）

私どもが今回提案しましたのは、今石原議員も指摘ありました私どもが言うC案、現地案でございます。それと、D案でありますグラウンド案でございます。それと、E案と申しますのは新しい土地を求めてという、そういった3案を提示したわけでございます。これは先般の全員協議会にもお示しをしたところでありますし、そのことをもって現地の説明会に臨んだということでございます。

私どもが今回持ってまいりました1、2、3案については、現地案についてはいろいろご批判もあろうかと思いますが、私どもとして3案を提示したということですから、そのことについてお話を申し上げますと、3案については1、2、3というランクづけをお願いするという住民説明会ではありませんでした。私どもとしてはこれは今私どもが考えられる、建築が可能であろうという、あるいは子どもたちが十分学校生活を安全で楽しくできるという、そういう範囲での建築ができるであろうという考えのもとでこの提案をいたしましたところであります。住民の方々への説明あるいはアンケート調査等もご出席の議員の方は見られたと思いますが、それぞれについてのご意見を伺うというそういったものであったわけでございます。

そういったことで、一応4日間の住民説明と、あと中部小学校、現在学校に行ってらっしゃる保護者の方々のご意見もということで、四百数十名の保護者の方直接アンケート調査をいたしました。アンケートの結果というようなのは、返ってまいりましたものについては非常に多くはございませんでしたが、しかしそれなりにお答えをいただいたものが返ってまいりました。そういったものからいきますと、住民の方々の意見、あるいはアンケートの集約に少し時間をとりまして、私どもが教育委員会で臨時教育委員会で方向性を出したのは9月11日でございます。9月11日に臨時教育委員会を開催して、これまでの経過を報告しながら建てかえ場所あるいは仮設校舎についての検討をいただきまして、今後の方向性について一定の合意を得ましたので、菊陽町教育委員会としてのご報告をまずここでしておきたいと思っております。

なお、この臨時教育委員会については後藤町長もいらっしゃいましたので、オブザーバーとしての出席をしていただきまして、この委員会の様子も逐次町長には見ていただいたところで

ございますので、本委員会からの報告も逐次しておりましたし、こういった委員会の様子を見られてご判断をいただき、町長のお考えもお聞きすることができるのではなかろうかと思っております。

さて、提案しました現地案については賛成のご意見もありましたが、極めて賛成は少ない状況でございました。説明会参加のアンケートは新しい地、私どもが出しておりますE案、そういったものが非常に多くございました。保護者そのもの、中部小学校の保護者のアンケート調査では、D案のグラウンド案というのが多数を占めました。したがって、教育委員会での方向性というのなのは、C案の現地ではなく、移転として新たな地あるいは町民グラウンドどちらかということに、委員さん方の意見で一致をしたところでございます。

このことについては、それぞれにクリアをしなければならない条件整備が幾つかこの2つの案にもございます。教育に金は惜しむなど言いながらも、財政はそれほど裕福で出せる状況ではございませんし、このお金を使うことでほかの事業をストップするという現実も出てまいろうかと思えますし、そういった意味でもこの2つの方向で検討するとしたら、またここではもうこういう報告にとどめますが、議員の皆さん方と十分ご意見を伺いながら、今後できるだけ早い時期にご提案をさせていただきたいと思っております。

もう一つは、仮設校舎ということでのご提案を申し上げました。仮設校舎については、ご意見の状況を集約いたしますと、賛成反対が相半ばする状況にありました。ただ、教育委員会としては一人であろうと二人であろうと、子どもの安全、子どもの命を守るという面からは、この仮設校舎については提案をしてみたいと今考えてるところでございます。したがって、このことについてはまた十分町部局と議会にお願いをしていかなければならないところでございますが、こういった形で一応私どもは教育委員会としての現段階ではそういうまとめをしたところでございます。

石原議員の一般質問の場をかりてこういった報告が適当であったかどうかわかりませんが、しかし幾つも議会での質問が出ておりますので、当初にこういった私どもの方向性といったものをお話しするというようなことが適当であろうということで申し上げました。石原議員あるいは議長、議員の皆さん方のこういったものへのご理解を心から感謝申し上げたいと思えます。町長のお考えについては、またお尋ねをいただければありがたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 1項目の②のところで2番目の質問となります。

今教育長のほうからかなり大きな一歩が踏み出されたということを私は感じたところでございます。これは大きな一歩になるかと思えます。大変私にとってはいいことだと、いい方向に行ってるんだなあと思っております。

あとは町長の判断ということですが、その前に、もうもちろん町長の判断ですけども、この現地案がなくなったとすれば、町民グラウンド、それから多分南側を想定されております新しい土地ですね。こちらを比較検討するために、当然いろんな資料が必要となってくると思いま

す。それはお互いに議員同士でも、また執行部の方ともいろいろ意見を出し合いながら、一步一步煮詰めていく必要があるかと思えます。現段階では、現地案ではだめだったということを議員一同認識させていただきまして、あとは町長の判断はどういうふうにされるか、スケジュール的に工程はいつごろに判断し、そしてその判断をする場合はどの場でされるのか、12月の一般質問でされるのか、それとも臨時議会を開いてされるのか等々について、ちょっと町長にお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの石原議員の質問にお答えしたいと思います。

本来であれば、9月の議会前に教育委員会のほうで行いました説明会の結果やアンケートの結果を議員の皆様へ報告しまして、あわせて私の考えを述べさせていただいて、9月の議会においてまたそれぞれの一般質問をお受けすべきところでありましたけれども、先ほど教育長のほうから説明がありましたように、保護者のアンケート調査が9月の当初となり、前回の全協の中でも住民説明会後教育委員会のほうの取りまとめができた段階で、全協の中で議員の皆さん方にもご相談をしながら方向性を出したいということで答えておったところでもありますけれども、そういう意味でおくれたところでもありますけれども、今教育長のほうから話がありましたように、今回の保護者や地域の方々への説明会、またその会場でのアンケートの結果、そして保護者からのアンケートの結果、さらには臨時教育委員会のほうにもオブザーバーとして出席しましたけれども、そういった教育委員さん方のご意見等を踏まえまして、一日も早く子どもたちを安全で安心な場所にとということで、そして教育には金を惜しむなという話でもありますけれども、やはりこの教育関係のほうでも将来的に見ますと、まだまだしなければならないのがたくさんあるわけでもありますけれども、そういった財政的な課題、また場所が変わるとしても、そのいろんな課題があるわけでもありますけれども、ただこういった民意っていいですか、地域、そして保護者の方々のこの意見の集約をしてみますと、教育長からありましたように、建てかえる場所でもありますけれども、このことにつきましては現在地ではなくて移転として、移転先を新たな土地あるいは町民グラウンドのどちらにするかについては議会のほうのお許しを得て、また全員協議会等を開いていただきまして、その中で皆様方と協議をさせながら進めていきたいというふうに考えておるところであります。また、仮設校舎の建設についても同様に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 大変ありがとうございました。できるだけスピードをもって、今まで執行部の方は一日も早く、一日も早くと、もう去年あたりから随分言われておりますので、その意向に沿って一日も早く決断をされ、すぐに着手させていただければと思います。

1の3番目の3回目の質問になります。

最終的にどちらするかについては、先ほど教育長も費用の問題、それから工期の問題、どれぐらい時間がかかるかという問題があるから、これからということですが、ここで3の3のと

ころにダブりますけども、今ここでちょっと申し上げますけども、問題を提起しますけども、費用の問題については当然煮詰める必要があります。住民説明会においても資料をいただきました。私もいただきました。しかし、その資料の根拠、積算の根拠、つまり用地代ですね。これは随分もっと煮詰める必要があると思います。私に言わせれば、執行部の方がお出しになったのは、机上の空論ではないかと思えます。実際、後でも出てきますけども、益城中央小学校の費用と比較しますと、全く違いますね。だから、これは机上の空論ということになります。1の3の後でまたそこをちょっと言いますけども。

それから、工期の問題。これも多分吉本議員が質問されると思いますけども、もっと短縮できると。こういうふうと一緒にやっていけば短縮できると、こういうことも言われておりますので、それもまた検討の材料になろうかと思えます。

ということを申し上げまして、あと項目の2番現地建てかえの場合の問題点についてとしておりまして、これも3月ぐらいから私も一生懸命勉強してきたところでありますけども、今教育長のほうから現地には建てかえないんだというようなご答弁がございましたので、当然これは省略させていただきます。

それから、項目の3。3月議会後の執行部の取り組みを問うとしておりました。否決された理由につき検証が必要であるとの町長の答弁であったが、どう検証されたか。

それから、これから少し変わります、項目の3。項目の2は飛ばしますので、項目の3の2、建設場所の選定につき具体的に調査、依頼等はされたのかとしております。こちらに質問を移らせていただきます。

何度も申し上げますけども、現地案は否決されました。そして、その線に沿って今教育長の一步大きな前進の答弁がございました。ということは、残るは町民グラウンドD案ですね、それから想定されてる中部小学校の南側E案ですね、当然ながら比較検討が必要となります。そのとおりだと思います。

そこでお尋ねしますが、E案につきこれは全く町民グラウンドと違って新しい場所ですね。そこに地権者は何人ぐらいいらっしゃるのか。それから、土地の大体の値段はどれぐらいなのかということ調査、依頼されましたか。例えば、不動産鑑定士にお頼みしているとか、その辺のところをお尋ねいたします。これ大山学務課長だと思いますけども。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

今のご質問は、教育長が申しあげました現在地がなくなりまして、そのあと町民グラウンドあるいは新たな土地が候補地として残っております。その点につきまして具体的な詳細な調査を行ったかという点ではないかと思えますが、現在のところそれは行っておりません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今、具体的な調査は行ってないというご答弁でしたが、これはいつからで

すかね、中部小学校の説明会のときに、これは2月5日は私も行ってますが、中部小学校で説明会がございました。そのときも資料をちゃんと出されて、E案は全く新しい土地を想定されてる中部小学校の南側、ちゃんとそのあたりのところも値段をつけてあるんじゃないですかね。不動産鑑定士に依頼もせず、何もせずに、どうしてそういうことが何年か、十何年か20年前か知りませんが、バブルのときの値段があ那时的の工事の代金がこれぐらいだったから、だからこれぐらいかかるだろうというそういう客観性のない、妥当性のない資料を提出されて、そのもとにされているということはいかななものかと思います。当然E案もD案も説明をされてるんですから、住民の方にも当然責任のある、妥当性のある数値を並べるべきじゃないかと思います。大山課長がその土地の値段を決める専門家でもないと思いますので、当然ながら客観性を持つ、妥当性を持つならば、不動産鑑定士等そういった道のプロフェッショナルの方にお頼みしてこういう数字が出たというならばまだ話もわかりますけども、ということをお願いしておきます。

それから次は、工期ですね。用地交渉のほうに非常に時間が長くかかるんじゃないかなと言われましたけども、これも実際最初に用地買収ですかね、時間は長くかかるだろうとまずだれしも思いますけども、一步進み出して何人地権者がいらっしゃるのか、それぐらいのことは当然公にするんですから、E案として別の新しい土地にする、だからこういう案があると、そこまでぐらいはちゃんとお調べになって、それから公表し、資料として出すべきじゃないかと私は思っております。大山課長も8月11日でしたかね、今新築移転中の益城中央小学校に行かれております。その際、工期はどれぐらいかかったか。その用地代はどれぐらいだったか。今中部小の南に想定される用地よりももっと広い土地ですね。あそこは4.5ヘクタールをされています。もう建築中ですね。今想定されているところの広さは、たしか3.5ヘクタール、もっと広い。それにしてもかなり金額は少ないんですよ。ここでは申しませんが。当然そういうことは比較というか、向こうがこうならば私どものほうはもうかなり金額がかけ離れておりますから、もう一度慎重にどうだろうかといって当たってみるのが、先ほどお金がないお金がないとおっしゃってございましたけども、節約するという意味では最もこれは一番必要なことじゃないかと私は思っております。そういう点がどうもまだ全然なさっていないので、3月25日以来何度も申しますが、約6カ月近く過ぎておまして、そこまでもまだされていないのかと大変残念に思っております。

だから、工期の面と費用の問題は十分煮詰める必要があると。そして、町民グラウンドのE案とD案とを比較検討し、どちらがいいのかももちろん住民の意見を聞くのもこれが一番のことだと思いますけども、これからのスタートライン、検討のスタートラインはここにあります。D案かE案か、それぞれ長所短所を持ち寄って比較検討、そして住民の意見を聞く。これだと思えます。この点を申し上げまして、念のためにもう一つ、今度は3の3項目に移らせていただきます。

益城中央小を視察されたが、参考にすべき点は何か。また、率直な感想はとしております。

この点をひとつお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お尋ねであります。私も今お話しのある学校には何遍か行ってみました。しかし、このことは他町の状況でございますので、ここで私があえて感想を述べることは控えさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 向こうも田園地帯、こちらも田園地帯、なおかつ菊陽町は田園都市を目指して、それを築いていこうということになっております。比較の対象が全く違う、熊本市の手取本町、子飼の周辺のあたりと比較してどうだこうだと言っているわけではなく、ほぼ同じような条件でありますので、当然ながら一番にそこはいろんな面で参考になるんじゃないかなと思って、こういう参考にすべき点は何か、率直な感想はというふうに項目を取り上げておきました。

今日は教育長が大きな前向きな答弁をされましたので、またこの住民説明会について云々どうこうというのは後の議員も質問をされますので、ちょっとせっかくいろんな項目を用意していろんな面をお聞きしようかと思ったんですけども、何度も申しますけども、赤峰教育長の大きな一歩をご答弁としていただきましたので、今日はほかの面はもうする必要もない項目もありましたし、割愛させていただくべき点は割愛させて、私の一般質問を終わろうと思えます。今日はどうもありがとうございました。

最後の最後に申し上げておきたいと思えます。今後執行部の皆さんは、議会は賛成のために手を挙げる、単なるボーディングマシンではないということ、裏を返せば議会は賛成多数の場を得る場ではないということ、今後事に対処していただきたいと思えます。そして、傍聴席の皆様、中部小の問題を含めこれから生じるであろう大きな問題については、何が問題の核心であるかをお互い連携をし、行政側に訴えていこうではありませんか。今日の傍聴大変ありがとうございました。これをもちまして議席番号3番石原武義、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時から始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時51分

再開 午後0時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 皆さん、こんにちは。9番の福島知雄です。

午後のトップバッターとしての質問は初めてでございますので、落ちつかない気持ちですが、どうぞひとつよろしくお願ひします。

今日は過去1年間の質問事項の進捗状況を問うということで、直近1年間の質問において検討する、あるいは取り組むという答弁をいただいている質問事項におきまして、進捗状況を質問したいというふうに思います。

2番目が本町の一つの核でもあります杉並公園、「さんふれあ」、それから図書館周辺整備について質問をしております。質問におきましては、通告に従いまして質問席にて質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、質問事項1番目の過去1年間の質問事項の進捗状況を問うということではありますが、この件につきましては昨年の12月の一般質問におきまして本町の学校外教育支援センター、杉並教室ですね、の環境について改善すべきではないかということで、これは大津町、菊陽町、合志市、それぞれの教育支援センターを写真をごらんいただきながら紹介して比較させていただき、本町においてどのように感じ取られたか、また本町の施設においてどのように考えているのか、今後どのような対策を立て方針を決めるのかということで質問をしております。その折の教育次長の答弁といたしまして、教育には環境が一番大きいだろうと思う。改善する必要があるかと思うが、財政上の問題から今のところ中央公民館以外の場所に設置することは考えていない。しかしながら、現在の教室では手狭という状況にあるので、中央公民館内に環境のいい別の部屋を使用できるよう取り組むという答弁でありました。そこで、現在の進捗状況について答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 今福島議員からお尋ねがあった件でございますが、適応指導教室である杉並教室が抱える課題につきましては、平成20年12月の議会で福島議員からご指摘があったとおりでございます。教室についてでございますが、ご指摘があったように中央公民館の1階の和室ではスペースが狭いということもございまして、2学期より3階の小会議室を使用しております。この部屋には長机、いす、そして黒板等がありまして、空調も完備されております。改善策としては使用できる部屋を1部屋ふやしまして、2部屋にしまして、現在は3階を学習ルーム、1階を相談室ということで活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 多少改善の跡が見られますみたいですね。現在、中央公民館の3階の部屋を使用しているということでもあります。前回質問しましてから10カ月を経過したわけでありまして、私が夏休みに入る前に状況を聞いたときには、夏休み期間中に改善をするということでありまして、若干おくれましたけれども設置したということで、それはそれで大いに評価を

したいと思います。ただ、その中で共同使用であると、ほかの会議等もその部屋を使っているということで共同使用であるということとして、教材、教育の教材等をその都度持ち込み、その都度持ち帰るということで、荷物も置くことができないと。それと、電話がまだ設置していないということで、生徒あるいは保護者との連絡用に絶対電話が必要であるということでございますので、その辺のところの考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 今の福島議員のご指摘のように、杉並教室の教育相談員とお話をしております。一番やっぱり問題なのは電話の件でございます。電話が3階のほうに設置していないということでございますので、これについては早急に何とかしないといけないだろうということを考えております。

それから、この小会議室でございますが、まだ若干講座が入っているということでございますので、年間を通して使えるという状況にはございません。このあたりもできるだけ早く解決しまして、その教室内に教育環境的なものをきちっと整備するという方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 電話については早急に対応するということが非常に結構であります。まだ講座が残っているということでもありますので、それは年次的な計画で入っているかと思いますが、その辺のところは順次そういった講座が入らないような計画で、この教育支援センターとして専用に見えるような状況に持って行ってもらいたいと、そういうふうに思います。よろしいでしょうか。

じゃあそういうところで、次は②の西部地区の学校外教育支援センターについてということですが、この点につきましても平成20年12月の一般質問におきまして西部方面にこれといった施設がないと。武蔵ヶ丘方面から中央公民館内にある杉並教室に通っている生徒もいると。今後西部方面はどのような対策を立てていくのかということと質問をしております。同じく教育長の答弁として、菊陽中学校校区に1つ、武蔵ヶ丘中学校校区に1つ、それぞれ適応施設を設置するのが理想的な姿だろうと考えていると、取り組んでいきたいと。大津町の教育支援センターのような立派な施設ができるよう努力していきたいということでありました。そこで、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 福島議員からのご指摘は2つあったと思います。1点目は、菊陽中学校区内に適応指導教室はあるけども、武蔵ヶ丘中学校区内にはないというので改善できないかというのが1点でございます。それからもう一つは、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター等を教育支援センターとして活用できないというふうなご指摘であったかと思っております。この件につきましては、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの中に適応指導教室の役目を果たす部屋を年間を

通して確保できないかというところで検討をしたところでございます。しかしながら、既に入っている講座がございまして、また今後もその部屋を使わないと講座がなかなか開設できないという問題がありまして、早急の解決には無理があるという結論に達したところでございます。今後も改善に向けて鋭意取り組んでいきたいと思っております。

ところで、武蔵ヶ丘中学校には県から緊急雇用創出基金事業の一環として、小・中学校サポーター非常勤職員を本年度1名配置しております。配置の目的は、生徒指導支援、それから不登校支援でございまして、先日の菊陽町の第2回目の不登校対策会議でこれまでの取り組みについて詳しく説明をしていただいたところでございます。中学校には町雇用の心の教育相談員、それから適応指導教室には相談員という形でいらっしゃるわけですが、それらの先生方と連携協力していただいている姿がよくわかったわけでございます。

以上、教育サポート事業についてもあわせてご報告をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） この杉並教室に現在武蔵ヶ丘中学校から2名のお子さんが通ってきてるかというふうに思いますけども、将来の日本あるいは地域を担う大事な子どもでありますんで、取り組みたいということではありますが、具体的にどのように取り組んでいくか、その辺をよかったら答弁をいただきたいと思います。公的な施設を検討したけども、既に講座が入っているというような答弁でありましたけども、それ何とかやりくりしながらでもできないかと。やはり武蔵ヶ丘中学校の生徒さんが2人、今後減ったりふえたりあるかとも思いますけども、依然として杉並教室のほうに通っているということは、非常に時間的にも無駄もありますし、通うのにも大変だろうというふうに思いますので、具体的に今後どのように取り組んでいきたいかということをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの中に武道場が併設されておりますが、その武道場に一番近い部屋を何とかやはり年間を通して活用できるような形に、どのぐらいかかるか期間的にわからないんですが、それが一番いいんじゃないかなと今のところ考えているところでございます。ほかの施設につきましては、なかなか利用が難しい部分がありますので、またお知恵がありましたら拝借したいなと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それで、武道場あたりでも結構ですので、とりあえずそういった施設を利用しながらでも、教育支援センターとして活用していただきたいというふうに思います。早急な対策をお願いしたいというふうに願うところです。

それでは、次に移ります。

3番目の子ども議会の開催についてということではありますが、この件につきましても平成

20年3月に一般質問しております。そのときに近い将来、国、地域を担う子どもたちに社会学習とともに行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ってもらい、すばらしい地域づくりに芽生えてもらうためにも、定期的に子ども議会の開催を提案するという事で質問をしております。そのときの学務課長の答弁として、子ども議会は大変意義あるものと思っていると。しかし、本町ではまだ実施したことがない。平成19年11月に中央公民館で青少年の集いにおいて本町小・中学校代表10名がパネルディスカッション形式で発表してもらった経緯があると。この取り組みを膨らませ、子どもたちの成長過程に合わせた形で政治や選挙に関することをテーマにして発表してもらおうということで、政治に関心を高めていけたらと考えているという答弁でありました。また、町長の答弁といたしまして、子どもたちがどういう意見を持っているか、本町に対して将来の思い、そういうもをはどんどん聞く場をつくっていききたいというふうに考えていると。また、この議場を使うのか、ほかの形式でいくのかもう少し検討させていただきたいということでありました。町長の答弁から1年半経過してるわけでありまして、その後検討し実施されたのか。町長に答弁、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては今福島議員のほうから言われたように、20年3月にこの提案をいただいたところでありまして、子ども議会としては実現にはまだ至っていないような状況であります。ただ、菊陽町青少年健全育成町民会議の中で青少年の集いの内容がこれまで検討され実施されてきているところでありまして。今言われましたように、19年にはパネルディスカッション形式の私の夢と地域でのかかわりについて、10名の子どもたちが発表しております。子どもたちが菊陽町のことを考えるよい機会であったと思っております。また、昨年ですけれども、昨年の青少年の集いでは、小・中学生からのメッセージ、夢・体験を語るというテーマで前半は自分のすばらしい体験について、後半は自分の現在の夢について子どもたちが発表をしております。菊陽町にはワークキャンプ、屋久島交流会、中学生海外派遣というそういった事業があるわけでありまして、自分も参加したいという思い入れとつながったのではないかと思っておりますし、自分の夢を持つことの大切さを感じることができたのではないかと考えているところであります。

そして、今年でありますけれども、先般関係者に寄っていただいて会議をしたわけでありまして、その中で今年につきましては11月15日菊陽町の図書館ホールでオープニングとしまして今度九州の代表として全国大会に出る菊陽中部小学校の合唱、それから武蔵ヶ丘小学校の童話発表、菊陽北小学校の御所浦宿泊体験の報告を行いまして、その後は作文発表が計画されているところであります。作文のテーマにつきましては、菊陽町の未来、こんな菊陽町にしたいなど菊陽町の将来像に迫られるようにしたいということで、青少年のそのときの会議の中でも出ておりましたけれども、学校のほうにそういう報告をしているところであります。

こういったことで、現段階ではこの議場を使ったところまでの子ども議会までは至っておりませんが、このような集い、そして図書館ホール等を使えば多くの子どもたちも、そして

この休みの日にしますので、保護者も含めてそういう子どもたちのことも聞けるということで、こういうような集いを数回踏まえまして、子ども議会の実現のほうにもつなげていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） いろいろな取り組みの中でその子ども教育のことを行っているということでもありますけども、ここに8月21日ですか、山鹿市で子ども議会があったということで、昨年菊池市で子ども議会が開催されております。話を聞いてみますと、非常に生徒たちは行政あるいは政治方面に関心を持つようになったということで、非常に成果があったというような話も伺っております。本町といたしましても、今町長言われましたが、そういったいろいろな行事、イベントは結構ですが、この子ども議会というようにはっきり目的を持って取り組んでいただけないかというふうに思うわけでもありますけども、町長再度お尋ねしますが、このはっきり目的意識を持って子ども議会の開催ということで取り組んでいただけないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今後子どもたちが出るといことであれば、学校との打ち合わせ等も要るかと思えますけども、いろいろ教育委員会のほうとも相談しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ実現できるような検討の仕方を強くお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

④番のニンジンのシンボルタワー設置についてということでもあります。これは平成20年3月に一般質問しております。

町の特産品であるニンジンを県内外にPRし、さらなるブランド化を目指すためにも、付加価値を高めていくためにも、ニンジンのシンボルタワーの設置を望むと。話題性も出てきて大変効果があるということで質問をしております。その折、町長の答弁といたしまして、ニンジンの町菊陽ということをしてPRするにはシンボルタワー等の設置というものは大変有効ではないかというように思っていると。この件につきましては、またニンジンのみならず農産物の振興のほうにもつながっていくと。相乗効果もあるようなことも考えられるところであると。JA菊池、それから菊陽町地域水田農業推進協議会というのがあるので、そういったところの協力を得てどういったデザインにするか、サイズ、設置場所、費用等も検討しなければならないというふうに思っているということで、今後検討していきたいということで答弁をいただいております。また、その後の12月の一般質問においても、2回目の同じような質問をしております。そのときにもさらに検討していくということだったんですけども、平成20年3月から今回の質問まで1年半経過したわけでもありますけども、そろそろ具体的に企画立案されたかなとい

うふうに思うわけでありませうけれども、その辺の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、もう福島議員のほうから大変関心を持っていただいて提案があったところでありませうけれども、趣旨としましては今言われましたように、エンジンの菊陽町が産地指定を受けているところでありまして、エンジンの町菊陽ということでPRするのにはエンジン、ほかの農産物の振興にも相乗効果を生むものではないかということで答えたところでありませうけれども、そのように思っているところでありませう。

その後でありませうけれども、20年度でマスコットであります、このエンジンを題材にしましたこのキャロッピーというのを製作しまして、こちらのほうは昨年のすぎなみフェスタで発表してPRに努めたところでありませう。また、一方のこのシンボルタワーにつきましては、エンジンの町ということでPRすることは有効だということで、費用等を担当課のほうに検討させましたところ、約4メートルのもので400万円ぐらいはかかるという説明を聞いたところでありませう。そして、それも400万円ぐらいかけたらどの程度のものができるかということで検討させたんですけれども、何かもうアピールするにはなかなかどうかなというようなものでありませうので、一応見合わせたところでありませう。また、この設定場所につきましても国土交通省のそのいわゆる国道沿い、バイパス沿いあたりにつくるといことになりませうと、この区域内のこういった宣伝用のターミナル等の許可というのも大変厳しいということで、なかなかこの許可がおりないということであるということの説明をさせていただいたところでありませうけれども、そのような状況の中でありまして、現段階では大津があそこの何ていうか、カライモの産地ということでこのタワーを建ててありませうけれども、結構この費用もかかっておるといことでありまして、そういった面、あるいはまたシンボルタワーとして建てるならば、町のほうのこのキャラクターでありますキャロッピーを使いたいと思うところで、今これには商標登録の手続をとるよう担当課のほうに指示しまして、今申請中でありませう。そういったものがまた決まれば、また一方では図書館の横からバイパスに出る道路等も今整備しているところでありませうので、そういった面、いろんな場所等についてもどこが一番適しているのか、そして経費的な面も見ながらもう少しそういった面でのこの商標登録が正式におりてきた段階あたりで、もう少し詰めをさせたいというふうを考えているところでありませう。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） このシンボルタワー設置については、昨年の12月にも費用的には400万円かかるということで聞いておりますけれども、シンボルタワーを設置してもアピールするには疑問があるだろうというような答弁だったかと思っておりますけれども、しゃにむにバイパス沿いに建てる必要もないと。例えば、この庁舎の北側に公園もありますし、そういったところに高いやつを建てればバイパスからも見えるわけですよ。この菊陽バイパスは1日の通行量が約2万8,000台ですよ。これは大津署に行って確認をしております。この旧バイパスを毎日県内外の

車、あるいは貸し切りバス、観光バスですよね、そういったものが通ってるわけですけども、そういった立地的には非常にいい場所なんです。だから、例えばそういった貸し切りバスが通ったときに、そのエンジンタワーがぼんとならば必ず話題性に上がってくると思うんですよ。そういった貸し切りバスに乗ったお客さんが、例えばガイドさんあたりにありゃ何かと、何のために設置したかということで、そういったときにガイドさんの説明が当然ここは菊陽町というところで、エンジンの特産地に指定されてますよということになれば、その菊陽町という名前も結構知れ渡ってきますし、エンジンの特産地菊陽町というのが定着してくるんじゃないかというふうにも思いますけども。ちょっと話はそれですけど、さんさんコンサートが毎年開催されておりますが、これに五、六百万円かかっているということで、このイベントは1日、一晩で終わるわけですね。それなりの経済効果があっていると、夜店で大体五、六百万円上がるから、それなりの経済効果があるということでもありますけども、経済効果というのは投資した額の何倍かがはね返ってこないとならば経済効果じゃないんじゃないかというふうには考えております。このエンジンタワー設置というのは、一度設置したらその多少のメンテはせんといかんでしょうけども、恐らく5年、10年はそのまま、あとは経費がほとんどかからない状態じゃないかというふうにも思います。農業問題にも関係してきます。あるいは、地元の産業関係に大いに関係してくるわけですよ。今農商工連携っていうのが盛んに叫ばれてますけども、そういった誘発剤にもなるんじゃないかというふうにも考えておりますけども、どうですか町長何か前向きに取り組むお考えないですか。再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 町長。

○町長（後藤三雄君） これについてはそのエンジンの特産、野菜指定地、国の指定地にもなっておるところでありまして、建てるというのはぜひ建てる場所で持っていきたいというふうにも思っております。ただ、場所とかどの場所がそういった効果があるのか、またそしてそのこちらの役場周辺のほうでも高く建てればということでもありますけども、さあどれぐらいの高さにするかとなるとまた非常にですね、どれぐらいの高さに持っていけば、そして経費的などともありますし、また今の図書館のほうに入ってくる道路ができ上がりますと、あそこの「さんふれあ」を道の駅的なところまで持っていきたい。そうすると、いろんな観光バス等も入ってくるであろうし、さらにはいろんなイベント等もやっておって、非常に人の集まる場所でもあるということで、農産物の直売所もあるというようなことでもありますので、そういう面もいろいろ検討しながらぜひ実現のほうに持っていきたいというふうにも考えておりますので、また今言われたようなご意見等も聞かせていただくとしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ありがとうございます。大変町長の前向きな答弁で安心しました。ぜひいろんな角度から研究、企画されて、早期の実現をお願いしたいというふうに願うところです。

それでは、次の質問事項、2番目の杉並木公園、「さんふれあ」、図書館周辺整備についてということでもあります。

①の緑はあるが花が少ないと、四季折々の花を植栽したらどうかということでもありますけども、杉並木公園、「さんふれあ」、図書館等がある地域は本町でも大変環境がよい本町の一つの核でもあるというふうに、私は考えております。しかしながら、人の目を楽しませたり、あるいは人の心を豊かにする花、非常に効果があると言われていています。花がほとんどないということで、「さんふれあ」には特に町内外から多くの人々が毎日訪れておるわけですが、最近の「さんふれあ」の業績を見てみますと、世界同時金融危機という影響も受けたか知りませんが、業績が右肩下がりということで今後の運営が懸念されるというところでもあります。そのような点も視野に入れたときに、四季折々の花を植えたり、非常にストリートがいい通りでありますので、あそこに桜の木を植えたりということでしたら、四季折々の花が見え、桜の名所にするとか、そういったことにもなるんじゃないかというように思います。そうなれば、厳しい運営を強いられる「さんふれあ」、この運営にも非常に相乗効果というものが期待できるんじゃないかというふうに考えるわけでもありますけども、この辺はどうでしょうか。町長がいいと思います。町長答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

杉並木公園ができた当時は、スポーツ広場前のちょうど杉並木公園線には中央分離帯が設置してありまして、街路樹と花を植栽しておりましたが、平成16年に街路樹が高木化しまして、木の根が道路まで入り込み道路を傷めるということから、中央分離帯を現在のところ撤去しているところでございます。花の植栽につきましては、杉並木公園管理センター前の花壇やスポーツ広場内の花壇、「さんふれあ」前の植樹帯などにはその季節の花を植栽しているところでございます。また、「さんふれあ」から西側につきましては、昨年植栽しましたコスモスが自生しまして、一時期までは順調に育っておりましたが、ここに来て雨が降らず枯れているような状況であります。このように、道路沿線の植樹帯ではその年の天候に左右されるようなことが多くありまして、今年の場合6、7月の長雨や8月の干ばつにより枯れたり、道路沿いの植樹帯での花の植栽は管理の面で無理ではないかと思えます。

以上のことから、現在のように公園内の花壇に四季折々の花の植栽をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 確かに、今課長の答弁にもありましたけども、花はあります。しかし、まだまだあの地域に行ったときに、ああ、花がきれいだなという感覚を余り持たないんですよ。こういう問題というのは恐らく一つのこの行政、本町としても町長は本町の一つの核というふうに考えていらっしゃると思いますけども、観光事業というのにもつながってくるわけですよ。今年も鼻ぐり井手祭りが計画されております。こういったイベント、行事というのは点でなくて線でしていかなければならないというふうに思うんですけども、点ですればやっぱ

り集客力も弱くなるし、じゃ例えばそこにお客さんが来て、来ただけじゃだめなんですね。やっぱりそこにお金を落としていただくということが必要なんです。ただ投資だけして、設備投資、いろんな経費投資して、投資だけして回収がなければ、そりゃ財政が非常に厳しくなります。地域の産業関係も潤いません。やっぱし投資したらそれだけのものを、よく経済効果という言葉が使われますけどね、回収すると。それ以上ものを回収するというのが一番肝心なところなんです。今本町の商工業関係っていうのは非常に厳しい立場に置かされてるんですね。これは皆さんご承知のように、リーマン・ブラザーズの破綻から端を発しまして世界同時金融危機、こういった中で倒産会社もどんどん出てきております。店舗関係の閉鎖、町にも出てきております。こういったものに活性化をもたらすためにも、そういった何ていいますか、人を呼びつけるようなことをしていく。せつかくあそこにすばらしい「さんふれあ」という施設があるわけですから。南のほうには農業土木のすぐれた鼻ぐり井手公園があります。こういったものを大いに生かして地元で金を落とすような計画をするということが大事だと思いますけど、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 観光面にもつながっていくのではないかとということでありまして、そのことにつきましては今福島議員が言われましたように、菊陽町というのはいわゆる都市化する中でも公園等を整備して、また道路等も散策できるようなところをしながら、そして平成4年につくっておりましたガーデンサブーフれあいの里づくりの中で町の全体を一つの公園とみなして、そして周域道路を整備することによっていろんな散策ができるようなふうにしていくような計画を持っておるわけでありまして、こういうことにつきましてはJRのほうともタイアップしながら、鉄砲小路のほうの散策、あるいは鼻ぐり井手のほうの散策等も実施してきておりますし、また平成23年にはねんりんピックが菊陽町ではウォークラリーが予定されておりました、そういう面で今言われたようなこの花を道路の、今も町としてはこの花いっぱい運動といいますか、こういうことで取り組んでいるところでありまして、経費もかかりますけども、これも町民の皆さんとの協働のまちづくりの一環として、今もいろいろ協力いただいている方もいらっしゃるんですけども、そういう面でも応援いただきながら、できるだけ金をかけないでこういう面につきましてはできるようなことを展開していきたいというふうに考えております。

そして、この杉並木公園でありますけども、桜につきましてはこのスポーツ広場の先に親水公園っていうのがありまして、ここに現職・退職校長会のほうから桜の苗を寄贈していただきまして、今根づいてかなり太ってきておりますので、あと何年かすればそういった花見の場所的などころでは使えるようになるんじゃないかというふうに思っているところであります。

これからもこういった花を生かしたまちづくりといいますか、こういうものにつきましては町民の皆さんのご協力等いただきながら、進めていきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひそういった形でお願いします。「さんふれあ」の近隣に休耕地もあります。そういったところを利用してひまわりを植えたり、あるいはコスモスを植えたり、そういったことで人の目を楽しませ、財布のひもを緩ませていただいて金を落としていただくというようなことも考えていただきたいと、そのように思います。

それでは、②の図書館駐車場及び周辺道路が降雨により冠水すると。改善すべきではないかということでもありますけども、ご承知のように図書館駐車場の隣に来年の4月民間保育園が開園しますけども、開園に向けて着々と準備をされております。しかし、この図書館駐車場がちょっとした降水で吸い込みが悪いもんですから冠水しまして、その道路の水があふれ出して町道側に流れ出すと。町道の排水も悪いもんですから、町道がまた冠水するというようなことで、土曜日にイベントがありましたよね、図書館で行事が。そのときにもちょっと一時的に強い雨が降ったんですけども、あの雨のときにもあの駐車場がもうすぐ冠水したんですよ。車が水没まではいきませんが、結構水の中に入っているというような感じでしたけども、来年隣に保育園が開園して小さいお子さんたちがあそこに通園されるということで、ぜひ来年の4月、3月いっぱいまでにこの周辺の環境整備をしていただきたいと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ご指摘の箇所、杉並木公園スポーツ広場に隣接した町道横道合志線の旧道部であるかと思いますが、この道路は北側と南側がともに高くくぼ地になっております。北側には農業用水路がありますが、水路が高く水路に流すことができず、道路に浸透ますを掘って浸透させている状況です。この道路には、町道杉並木線及び図書館の砂利敷き駐車場からも一部雨水が流れ込んでいる状況であるかと思いますが。また、最近では局地的な豪雨が多く、集中的に降りますと、現在の浸透ますでは処理し切れてないと考えられます。改善策として、町道杉並木公園線から流れ込んでいる雨水を横断側溝等を改良しましてカットすること、また図書館駐車場に浸透施設を設置するなどの対応が考えられると思います。また、浸透ます及び側溝につきましては、平成3年ころに設置されたものであり、土砂の堆積が見られたことから、今年の7月に側溝等浸透ますの清掃を実施しておりますので、浸透ますもかなり浸透するのではないかと思います。今後の雨の際の状況を調査をしたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ雨が降ったときに、雨の日に変な大雨でしょうけど、現地調査をしていただいて、恐らく駐車場で縦工は無理でしょうけども、浸透するようなことであそこで対応すれば、そんなにお金もかからないんじゃないかなというふうに思います。あそこに民家もありますけど、民家のほうからの苦情も実は上がってるんですよ。私のほうにも相談あったんですが、蚊が発生したり、あるいは水分が非常に多いと、湿気が非常に多いということでそういった苦情も入ってきてますんで、ぜひひとつよろしく願いをいたします。

それで、次の③番。「さんふれあ」から西小学校間が暗くて危険であると。街灯を設置すべきではないかということでありませうけども、この路線はご承知のように道の両側が歩道になっておりまして、ウォーキングする人も結構多いと。また、ミニ開発も行いまして居住地にもなっておりまして、西小学校に通ってる子どもさんもたくさんいらっしゃるということで、子どもさんの塾帰り、あるいは部活ですか、そういった暗くなってからの帰宅が大変心配であると。また、女性のひとり歩きも大変危険であるということでもあります。既に、変質者も出ているということでありまして、事件、事故が発生しないうちに街灯等の設置をしていただいて、子どもたちあるいはご婦人方が安心して歩けるような生活環境をつくるべきじゃないかというふうに思いますけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまの「さんふれあ」から西小学校間が暗くて危険であると、街灯設置をすべきではないかというご質問でございます。

街灯につきましては、これまで中学生の通学路を中心に整備してまいっております。中学生の通学路の整備がほぼ完了することとなっております。このため、今後は犯罪が多発したり、あるいは通行量が多いなど急を要するところを計画的に整備するようにはいたしているところでございます。お尋ねの「さんふれあ」から西小学校までの道路、杉並木公園線ですよね、これにつきましては平成20年6月にもこの議会で一般質問があっております。その際、現在中学校の通学路を中心に整備しているので、中学校の通学路の整備が済んだら計画的に進めるというふうにお答えしたところでございます。こういった中で、県道辛川鹿本線から西側、西小学校まではかなりの部分整備が進んでおります。東側につきましては、今年度中に整備をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。ぜひ早急な改善をお願いいたします。

本町の構想であります「人・緑・元気輝く生活創造都市」ですかね。非常に大変すばらしい構想でありますので、言葉だけで終わらないように一歩でも二歩でも実現に向けて努力、邁進していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりますが、本日質問いたしました、あるいは今本町が抱えております問題等も速やかな取り組み、また実行を願うところであります。町長の英断を期待いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時43分

再開 午後1時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 皆さん、こんにちは。

今日の最後の質問に立ちます。明日は民主党が政権をとって、新しい政府が出発をします。まことにおめでたいと思います。しかしながら、私個人としては非常に憂いの多い政権じゃないかなと感じております。まず、私の出身は元自衛官です。だから、外交と、それから防衛問題については一生懸命ずっと長い間の政策を踏襲をしてやってもらいたいと、こういうふうに願望を持っております。それからもう一つは、子育て問題に非常に重点を置かれておりますけれども、金のかかる高校生、それから大学生の家庭の方は非常に不満に思ってるんじゃないかなということと、我々が今度は逆に増税されるという可能性があると思います。なぜならば、私が待ちに待った扶養控除が今年から受けられると思って、38万円の妻の控除をこれは人生最後のチャンスだと思っておったら、これもどうも撤廃をされる可能性が出てきたら、私は一生扶養控除を受けないで人生を終わっていくんじゃないかなと非常に悲しい思いです。この中で皆さんは扶養控除を受けられた方はたくさんいらっしゃると思うんですが、幸いにして私は受けてないわけですね。これが喜びのもとだったんですけども、何か撤廃をされるような状況で、ますます増税の苦しみを味わうんじゃないかなと思っております。そういう一つの願いがかなわなかったことについてどうなるかなというふうに期待をしながら、新しい政権の行方を見守っていきたいと思います。

それでは、質問は光の森自警団の活動について、それから全国大会等の出場補助金交付についてという2点を質問をいたしますが、最初に光の森地域及びゆめタウンを中心とした産業地域の犯罪防止を目的に設けた自警団の活動状況について、それから2番目の全国大会等の出場補助金交付はいわゆるスポーツ等の普及及び振興を図るために補助金が出ておりますけれども、文化活動については余り個人的に出てないということで、この考え方について質問をしたいと思います。

あとは質問席で質問します。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 第1項の光の森地域及びゆめタウンを中心とした商業地域の犯罪防止を目的に設けた自警団の活動状況ですけれども、1項目に現在の活動状況、それから2項目にゆめタウン商業地域における犯罪発生の現状の把握、それから3番目に活動は犯罪防止に役立っているかという3項目を上げております。質問は簡単です。回答は濃くお願いをしたいと思います。

まず、1項目から現在の活動状況について伺います。

○議長（吉村豊明君） 中央公民館長。

○中央公民館長（堀川俊幸君） 芝議員の質問に対してお答えいたします。

中央公民館ということでございますが、光の森自警団、この事務局につきましては現在青少年健全育成町民会議のほうで受け持っております。ということで、私のほうでお答えさせていただきます。

商業地域のパトロール隊の活動は、昨年11月移行後は活動を停止しております。このように至った事由を簿冊日誌等を確認の上申し上げますと、光の森自警団が結成され、平成19年10月28日から毎週日曜日の昼間約1時間のパトロールを開始、翌11月から毎週金曜日の夜間パトロールを開始しました。昨年3月の芝議員の質問への回答にもありますとおり、それまで増加の一途にありました菊陽町の犯罪発生件数が光の森自警団の発足後から減少に転じ、大津警察署のデータによりますと、発足前の3カ月と比較し、発足後の3カ月は34%減少しておりました。それ以後もパトロール隊員の主力でありました役場職員、消防団幹部、教職員の方々の公務や重要な行事等から途中パトロールを中断することもありましたが、毎週金曜日の深夜と日曜日の夕方ボランティアの皆様のお力添えを得ながら、商業地域のパトロールを続けておりました。

しかし、昨年3月ごろからボランティアの域を超えた無理なローテーション、隊員個人の方のご都合から隊員の脱退や欠席が相次ぎ、パトロール実施日の参加者が3名に満たないことも再三で、このような状態ではパトロールの目的を果たすことができない上に、隊員の安全確保という観点から大きな不安がありまして、昨年の11月からやむなく休止の状態となってしまいました。

以後本町におきましては、光の森商業地域の犯罪抑止、安心・安全なまちづくりを再構築するため、地域で事業を展開されておられる事業所の皆様方にも菊陽町生活安全条例の理念に基づきまして、地域の一員として犯罪が多発する商業地域の犯罪抑止、環境浄化にご協力をお願いし、来月13日に本町役場におきまして菊陽町安全・安心フォーラムを開催し、警察のご指導、ご支援を受け、警察、町当局、町民の皆様、事業所の皆様の4本柱で商業地域の犯罪抑止、環境浄化に不可欠な対策を確立すべく取り組んでいるところであります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 質問の1項から3項目で大体内容を網羅して説明をいただきましたけれども、私はここでこの問題を取り上げた意図は何かということは、今堀川館長が回答されたとおりに、昨年11月から上層部については活動を中止をしている。そのことが今年3月の中ごろだったと思いますが、私もパトロールの一員として回っておるときに、そういう状況のお話がリーダーからあったわけです。そのことはもう4カ月ぐらいたってから、そういうことがお話があったということは、当初からその区長さんなり、あるいはリーダー等に中止をするというお話は全然なかったということについて、私は若干憤りを感じたわけです。上層部がやって、下の光の森の地域の各1から5までの町内が一生懸命やってるわけですね。私も足が痛いときもありますけれども、頑張って2時間パトロールをしていって参加をしているわけですけど

も、そういう状況で下は一生懸命やっているのに、上のほうは何だ中止をしてるのを一言も知らされないのかという状況にあったから、私はこの質問をあえて取り上げたわけです。その辺のボランティアに対する状況説明をするということについて、当局のほうはどのようなふうを考えていらっしゃるか、ちょっと町長のほうから回答をいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、この商業地域でのパトロールの活動を停止したというところでありますけれども、ただいま私どももちょっと把握不足のところがありましたけれども、この休止したときに幾つかの班があって地域ではされている状況であったというところであります、その辺私も光の森地域を夜通っていったときに地元の方々が回っておられる姿を見たことがあります。大変そのとき感謝の気持ちでいっぱいであったんですけども、さっき言いましたように、いろんな商業地域を回るパトロールの中でかなりボランティアの精神ということで役場職員あるいは消防団等を中心に、それから学校の先生方ですかね、ということで当初非常に強力に進んでおったところでありますけれども、やはり話を聞きますと、そのボランティアとは言いながら非常に割り振り等に無理なような点があって、このような状況になってしまったということではありますが、この点につきましてはそういう一方では地域のほうでは引き続き実施されておる中で、この停止になった理由等についてきちんとそういった説明がなかったということについては大変申しわけなかったと思っております。こういうものにつきましては、非常に皆さん方のボランティアの精神にお願いするものがありまして、そういう活動をされておる中で一方で休止するような場合に、そういった事情を説明しなかったということについては大変申しわけないというふうに思っております。そういうことを踏まえまして今後につきましては、後半のほうで申し上げましたように、この菊陽町安全・安心フォーラム等も来月の13日には町役場のほうで開くようにしておりますし、そういったことについては十分配慮しながら、特に活動されてる方々に対するそういう思いといいますか、そういうのは大事にしなければならないということで、今後は十分注意して取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） よくわかりましたけれども、いわゆる行政あるいは住民との協働のまちづくりの一環ですから、やはりお互いに信頼をして物事を進めるのがやっぱり一番いいわけですね。そういう意味で、この自警団が発足した当初から私はやっぱり役場の職員の方、あるいは学校の先生の方、これらの方が常時参加されるというのはやっぱりちょっと無理じゃないかなという危惧は持っていたんです。我々住民の任意のあれですね、ボランティアだったら持続が可能であるけれども、やはり昼間お仕事を持っていて忙しい業務をこなしていて夜も、あるいは休みの日にも出てやるというのは非常にやっぱり負担が大きいんじゃないかなということは、当初から私個人としては心配をしとったわけです。それが現実になったのかなあと思いますが、問題はやはりボランティアで一生懸命やっているところにはこういう状況であると

いうことは、途中で変化が起きたらやっぱり知らせて、お話をいただくのがお互いのためにいいんじゃないかなあと。一生懸命下のほうで頑張るとって上のほうは知らん顔しとったら、やっぱりちょっとしゃくにさわるといような表現は悪いですけども、やっぱそんな感じを抱く場面があると思います。そういう意味で、やっぱり町のボランティアが一生懸命やっているときは、それなりの行政あるいはそういう団体の長は心配りをさせていただきたいと。何も上が中止をしたから我々もやめるぞというような気概はないと思いますので、その辺はよく状況を把握をされて、やはり各リーダー等にはお話をいただくのが一番いいんじゃないかなと、そのように考えますので、これからはそのようにやっていただきたいと。今町長も言われましたとおりに実行していただければ我々末端の者も快く協力をできると思います。

以上で大体3項目は堀川館長がまとめて回答されましたので、次の2項目の全国大会等の出場補助金交付についてという項目で質問をいたします。

第1項目でスポーツ等の普及及び振興を図るため中央の競技団体等が主催する大会の出場に対しては補助金を交付すると要綱がありますが、文化活動についての補助金はないのかという項目です。それで、これについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今おっしゃられましたように、全国大会等出場補助金につきましては、現在菊陽町全国大会等出場補助金交付要綱に基づきまして、中央のスポーツ競技団体等が主催する全国大会へ出場する個人やチームへ補助金を交付しております。しかし、最近スポーツ以外の芸術文化活動におきましても、全国大会、世界大会、あるいは九州大会へと出場されるチームの方から、例えばアメリカで行われたダンスや音楽の世界的行事に招待された武蔵剣豪太鼓、また全国NHK学校音楽コンクールに出場される中部小学校合唱部の関係者の方からですけれども、出場に対する補助金等ありませんかとの問い合わせ、要望がございました。近年、やはり菊陽町はスポーツのほうで以前からずっと盛んでしたけれども、平成8年度生涯学習になりましていろいろ講座等そういったのに力を入れてまいりまして、そういった文化面についても非常に活発になってきておりますし、それから成績も伸びてこられるし、そういう評価も受けられる方が多くなってきたんじゃないかというふうな認識を持っております。

そこで、やはりこれから菊陽町の生涯学習を推進していく中では、やはりスポーツ活動と芸術文化活動の両面にわたって何らかの支援、機会や場所の提供、それから指導者の派遣とか活動に対する助成金などですけれども、それらの適正な支援を行うことがそれぞれの分野で活躍しておられる個人やチームの方の技術の向上あるいは意欲の高揚といえますか、そういったものに必要ではないかというふうに思っております。

それで、やはり芸術や文化活動においても全国大会などへの出場補助金があってもよいのではないかと考えておりまして、今現在ございます菊陽町全国大会等出場補助金交付要綱の改正に向けて見直しを今やっておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 見直しをやっていただいておりますというのは大変結構なことだと思います。

これが実現するように期待をしております。町の予算は限られておりますから、苦しいところもありますけれども、1,000円でも2,000円でも、例えばジュース代、弁当代でも出れば、その活動をしていらっしゃる方々の励みになると思うんです。そういう希望を持たせるような施策をやはりやっていただきたいと私は考えております。先ほどお答えにありました武蔵剣豪太鼓がアメリカに行きましたし、それで非常に絶賛を受けたということをお母さんから聞きまして、とてもうれしく感じました。これで菊陽町もアメリカの都市に行って菊陽太鼓という名のもとに、このPRができたのではないかなというふうに考えております。いつか申しましたとおり、私の住んでいる光の森は菊陽町と言っても福岡あたりではぴんとこないんです。それで、光の森ですと言ったら、あ、新しく駅ができたところかと、こういうふうになんか理解をしてくれたわけです。だから、菊陽町津久礼なんて言ったって、知らないよという言葉が返ってくるけども、光の森と言ったら、ああ新しい駅ができたところ、新しい団地ができたところというふうに認識を持ってもらえるわけです。もうそういう意味で、やはりそういう文化活動をやっている方々が他の地域に行って活動されて、ああ菊陽町の何々クラブだというふうに宣伝効果があると思うんですよね。そういう意味でやはりスポーツだけでなく、文化活動の方にも補助金を考えていただきたいと思ってこういう質問をしたわけですが、町長に伺いたいと思います。この町のスポーツ活動あるいは文化活動が他の地域に行って活動していますけれども、その辺の認識はいかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今芝議員が言われたとおり、やはりこの菊陽町出身の方がいわゆる全国レベルあるいは九州大会等、またその県代表とかなられて全国的なところで活動されるというのは、町としても大変名誉なことになりまして、菊陽町の名前をアピールしていただくということで、これは大変うれしく思うところであります。ちなみに申し上げますと、スポーツ関係ではこれは町の広報のほうにも取り上げたところでありますけれども、世界で羽ばたく菊陽人ということで北京オリンピックの日本代表として活躍された中日ドラゴンズの荒木雅博選手は菊陽町の出身でありますし、そして同時期でありましたこれも熊日新聞のほう、またテレビ等でも大きく取り上げていただいたんですけれども、スイスのチューリッヒオペラハウスのバレエカンパニー入団ということで菊陽町出身の上原絵美さんが非常にこの難関を突破されて、そこに入団されたということで、プロのバレリーナとして世界を舞台に活躍されておるといって、非常に名誉的に思っているところであります。スポーツ大会では、過去には武蔵ヶ丘中学校の女子陸上部が全国女子駅伝のほうで日本一の制覇したということもありましたし、今回は菊陽中部小学校が九州代表としてNHKホールで合唱のほうの代表になられるということで、町としても非常にうれしく思っているところであります。今日の新聞あたり見てみますと、イチロ

一が大リーグで9年連続200安打ということで新記録をつくった、史上初のこの9年連続の200安打ということで出ておりますけども、こういうこともやはり同じ日本人としては大変うれしいところでもあります。そういった面でこういったスポーツ、そして芸術文化の中で菊陽町の出身者が活躍されるということは、この後に続きます子どもたちのためにも大変名誉的なことでもあるし、ぜひこういった面についてはいろいろさっき生涯学習課長がこの補助金等の見直しも、芸術文化の関係についても今見直しをやっているところでもありますけども、そういう面でも限られた厳しい財政状況の中でもありますけども、そういった面についてはきちんと支援をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今町長がおっしゃられたとおりになるべく速やかに実現することを期待しております。先ほど福島議員が質問をしましたニンジンのあの広告塔ですね。あれもやっぱりたくさんの方が見て、ああここはニンジンの町かというふうに感じられる。あるいは、文化活動あるいはスポーツ活動で菊陽町出身ということがPRされると、やはりああ菊陽町かということになるわけですから、我々の住んでいる町が国内あるいは世界に広がるというふうなこともそれはうれしいことではないかなと思います。そういう意味で、大いにそういう活動をする方に支援をしていただきたいと思いますと私は考えております。速やかにこれが実現することを願って私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時25分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月16日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月16日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 坂本秀則君  | 2番 北山正樹君   |
| 3番 石原武義君  | 4番 甲斐榮治君   |
| 5番 芝和長君   | 6番 岩下和高君   |
| 7番 佐藤竜巳君  | 8番 大塚昇君    |
| 9番 福島知雄君  | 10番 川俣鐵也君  |
| 11番 吉本堅君  | 12番 小林久美子君 |
| 13番 酒井良一君 | 14番 上田茂政君  |
| 15番 梅田清明君 | 16番 鍋島有志男君 |
| 17番 永野輝全君 | 18番 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|         |          |
|---------|----------|
| 8番 大塚昇君 | 9番 福島知雄君 |
|---------|----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 町 長 後藤三雄君             | 教育委員長 三島誠一君             |
| 教 育 長 赤峰洋次君           | 教 育 次 長 田中真治君           |
| 総務部長 宮本義次君            | 福祉生活部長 大川育男君            |
| 産業建設部長 服部貞夫君          | 会計管理者兼<br>会計課長 大野秀治君    |
| 総務部審議員<br>兼総務課長 吉岡典次君 | 総合政策課長 松本東亞君            |
| 財政課長 實取初雄君            | 税 務 課 長 廣野豊徳君           |
| 人権教育・<br>啓発課長 渡邊幸伸君   | 福祉部審議員<br>兼福祉課長 眞鍋清也君   |
| 健康・保険課長 阪本修一君         | 環境生活課長 吉野邦宏君            |
| 町民課長 堀川正信君            | 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君           |
| 農政課長 荒木一雄君            | 建設課長 松村孝雄君              |
| 都市計画課長 坂本恭一君          | 下水道課長 山崎謙三君             |
| 商工振興課長 平野誠也君          | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 服部誠也君 |
| 教育審議員兼<br>図書館長 帆保勇君   | 教育審議員兼<br>学務課長 大山晃君     |
| 中央公民館長 堀川俊幸君          | 生涯学習課長 佐藤清孝君            |

農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

鍋島有志男君、一般質問を許します。

○16番（鍋島有志男君） 皆さん、おはようございます。

久しぶりに一般質問をさせていただきますが、この機会を含めると延べ15名の方が中部小学校建てかえで質問をされることとなります。私の22年の議員生活の中で初めてのことであります。それだけ事の重大さをあらわしているわけですが、中でも4回行われました校区の説明会に出席をして、私は菊陽町行政の矛盾をかいま見ました。この中より私なりに質問をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） それではまず初めに、教育長に質問をいたします。赤峰教育長は昨年3月議会で議員の同意を受けて教育委員、そして菊陽町の教育長にられました。そして、いきなりこの中部小学校の建てかえ問題を抱えて答弁をしなければならないことに同情をいたします。努めて私もその気持ちを含めまして冷静に質問をさせていただきます。

早速でございますが、昨日の石原議員の一般質問の中で、今後の方向性を説明させてくれとの赤峰教育長の要望がありました。その発言の中では、順番はつけていないが、地元説明会やアンケート調査の結果は現地案、これはC案ですね、C案は少なかった。新しい土地の希望者が多かった、そして多数を占めていた。その結果を踏まえて9月11日、臨時の教育委員会で方向性を出した。それは新しい土地で一致したということでした。結局、赤峰教育長の説明を聞きましたが、私どもが3月議会で否決したときと同じであります。C案を私どもは否決しましたが、それから6カ月がたってもとに戻った、この6カ月は何だったかと私どもは思わざるを得ませんが、子どもの安全のために一日も早く建てかえるため、また一日も早く仮設校舎ということは何だったんですか。この6カ月間、これからまた何カ月かかるかわかりませんが、これがいわゆる皆さん方の子どもの安全のためですか。その点をお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 鍋島議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今おっしゃったとおりでありますから繰り返すことはないと思いますが、昨日民意の集約というようなことでの話を石原議員の質問の中でさせていただいたわけではありますが、昨年私どもが提案したものについては、やっぱり民意の集約が足りないよというようなお話もご

ざいまして、そういったものを踏まえて期間的には少し遅くなったということで大変その辺については申しわけないと思いますが、そういった意味もありまして最終的には私どもが言うC案、現地案を含めて出したものは、現地での建てかえも議会等での6月議会ですかね、提案しましたものについては議会で確かにそういった否定をされたわけでありましたが、しかし十分また見直しをしながら現地案に対する非常に強い思いの方もいらっしゃるというようなことも含めて住民の方々の意見を少し聞くことは必要であろうというようなこともありましたし、昨日申し上げましたように、3案については私どもはランクづけをして皆さんに民意を問うというようなことはありませんでしたから、そういった気持ちでここであれば子どもたちが安全な学校生活が送れるであろう、楽しい学校生活が送れるであろうという可能性を秘めたものを3案ご提示申し上げたわけでございます。結果的には今鍋島議員がおっしゃったように昨年と同じような結果ではないかというようなお話でもございますが、しかしいろんな角度から私どもも検討しながら、住民の方々もかなりのそういった意見であるというようなことで、昨日お話をしたところでございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 教育長の話によりますと、ある程度の反対者もあった、そしてまた住民の声もあったということでC案を説明会に加えられてこられたような発言でございましたが、ここではっきりと議会の成り立ちについて皆さん方に申し上げさせていただきます。

私ども選ばれました18人の議会の一番大きな使命は議決権でございます。執行部が提案した案件の可否を表現する、その議決権が私どもの一番の生命でございます。そして、一たん議会で決定した議会の意思は、もはや議員個人個人の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議会とは反対の意見を表明した議員があったとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣言があったときから成立した議決に従わなければならないことになるという反対議員の責任もありますし、さらに議決した事項は議員を拘束するばかりではなく、町村議長、執行部機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であって、その町村の意思を内外に宣言したことになると、こうなっておるわけでありまして。こうなっている中で否決されたC案を私は違法性があると思いますが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 鍋島議員がおっしゃる意味もわかりますが、私どもは、私どもはって教育委員会そのものは議会の最終議決ということは十分肝に銘じておりますし、そのことはこの議会で通らないとできないというようなことは十分承知をしております。しかし、一応白紙に戻すという状況の中では、そういった角度からもう一度見直すのは必要であろうというようなことでの提案をいたしました。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） ただいま白紙ということを言われましたが、白紙とは何ぞやですね。白紙とはですね、広辞林によりますと白色の紙で何も書いてない紙ですよ。そして、意見を持

たないことになっておりますが、白紙どころじゃございません、しっかりしたC案として出してこられたわけではないですか。そのことをしっかり受けとめていただきたいと思います。

私は今回の一連の行いは、菊陽町議会を否定することだと思っております。ましてや教育という町民と議会からも尊敬されなければならない立場でありながら、議会を軽んじられたことは残念でならないことを申し上げておきます。

次の質問に移らせていただきます。

中部小学校は合唱コンクールで熊本1番、そしてまた九州大会でも1位になり、今度全国大会に参加が決まっています。父兄の方々も一生懸命になって資金集めに奔走しておられますが、この優秀な生徒を持つ中部小学校は、私は菊陽町の誇りではないかと思っておりますが、生徒たちは不便な校舎で学び、狭い運動場で遊ばなければならないわけですが、私たちにはこの中部小学校の建てかえについての生徒の言葉が伝わってきません。教育長はきっと聞いておられることと思いますが、よかったらお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のご質問は、小学校の児童に子どもたちにこの建設の話聞いたかということでしょうか。

（16番鍋島有志男君「そうです」の声あり）

子どもたちに直接聞いた状況はございません。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 子どもたちには直接聞いておらないという答弁でございますが、教育長は昨年の平成20年3月25日、議会の全員賛成で委員に同意をされました。そのときの先生の紹介では、生徒の指導から始まり、教育主事として教育行政を経験され、数々の中学校長、そして菊池郡市中学校長会長、そして教育者としてエリートコースを歩いてこられたと思っておりますし、私も人柄、経験から申し分ない教育長と思います。

そこで教育長、もし今教育長が30歳若返って中部小学校の先生だったら、小学校にどの案を勧められますか。38年間教育の振興に携わってこられた経験からお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今私の経歴までお話しいただいたんですが、決してエリートとかそういうものじゃございませんで、ただ学校に38年間おまして、本当に子どもと一緒に汗を流したという、それはだれにも負けない思いを持っております。しかし、学校運営という立場は、子どもはやはり与えられた施設の中で与えられた環境の中でいかに学校運営をするかということですから、どの案がどうだということではなくて、子どもが考えましたのは、どの案も、例えば現地案についてのいろんな意見がございましたが、運動場が狭いという絶対的な限定をされたものもございまして。しかし、与えられた状況の中でそこでやらなければならないということであれば、それなりの運営をすることができますし、それぞれの環境に応じた、あるいは施設に応じた運営をするのが、学校にもし今議員おっしゃいましたが30歳若返ることはで

きませんが、現場におれば、私はそれなりの環境の中で運営ができると考えております。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） もうこの問題では、議会を初め校区民の説明会と、いろいろと大人の議論は進んでおりますが、肝心の中で生活して勉強している子どもたちの声は全然聞こえてはおりません。できますなら早急に教育長のほうから子どもたちに今の現状を説明されまして聞いてみることも大切なことではないかと思ひ質問をしたわけですので、前向きによろしくお願いをいたします。

それから、3番の質問に移りますね。

これは大山課長に質問いたします。私は3月議会までは文教委員でありましたので、この中部小学校の建てかえについて大山課長が説明するごとく終始一貫新しい用地を確保して建てるべきだと私は訴えてきました。大山課長は用地交渉は時間がかかる、期間がネックになるとの答弁ばかりでしたが、用地交渉には何の動きもしていないさまです。何の根拠があつて期間がネックになると言われたのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

まず、1点目の新しい土地の場合でございますが、新しい土地について用地につきまして何の動きもないということでございますが、この点につきましてはやはり場所の決定がなされてからそれをするのが私ども役場の今までの流れでございます。場所の決定、現在中部小学校は当時は3カ所案がございました。その検討の中で考えていくとすれば、具体的なポイントを落としてどうのこうのということはまだすべきではないというふうに考えましたし、現在もそのような考えでございます。

それから、用地交渉につきまして時間がかかるということにつきまして、これは私どももそうでございますが、私も若干ではございますが用地取得につきましてそういった地権者の方々と交渉を重ねた経験が少のうございますが何回かございます。その経験からのことでございますし、またほかの用地を携わります部署のほうにも打ち合わせしますと、やはり用地をお願いするというのは、地権者の方々に対して私どもが誠意を持って交渉していく、その中でいろんな地権者の方々がお思いになることを一つ一つクリアしながらご協力をいただく過程というのは、やはりどうしても期間的にかかるものでございまして、そういった観点で期間がかかるという表現を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 文教委員会の中でも私は、母校の用地交渉として新たな土地を行政が相談するならば地権者の人は一人も反対はされませんよということも何回か申し上げました。この用地交渉も全然しないで用地交渉は難航するからと、結局想像だけで考えてこられてるわけですよ。この場所の問題で、そもそもの始まりはここにあると思っております。用地交渉を

何の交渉もしないのにしたように時間がかかる、期間がネックになる、こういう一言で文教委員会のときも言われましたし、またプロジェクトの内容を読んでみると、そのことが出ておりますし、そういうことで時間がかかる、期間がネックになるの一言で片づけたことになりません。

そこで、お尋ねしますが、8月24日午後7時30分からの上津久礼の公民館で校区の人たちの説明会がありましたが、大山課長、その中で上津久礼の区長さんの発言がありましたが覚えておられますか。お願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 恐れ入ります。確かに上津久礼の区長さんのほうからそういう発言がございました。内容をちょっと確認いたしますので、ちょっとお時間いただいてもよろしいですか。

（16番鍋島有志男君「課長、私のほうから言いましょうか」の声あり）

はい。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 松村区長さんの上津久礼での発言ですよ。これはもう役場がビデオを撮ってあるのをコピーとして私がもらったわけですので、そのままということで大山課長のと何ら変わりはありません。申しますよ。E案について参考として言わせていただきますが、せんだって区長会がありました。土地の価格も下がってきているのではなかろうかということで、皆さんのためなら協力するという声もありましたんで、よろしくお願いします。よろしくお祈りしますと、上津久礼のほうからお願いされましたよ。皆さんのためなら協力するという声がありましたので、よろしくお祈りします。これが上津久礼の区長さんの言葉であります。これは私はこのことは歴史に残る発言ではないかと思っておりますが、大山課長はまさかこの言葉を見下されませんよね。説明ではE案は6年かかると説明されて、土地の価格にも根拠のない価格を出された。まさにC案ありきの説明に多くの人たちの怒りの発言がありました。このことを真摯に受けて、上津久礼の区長様よりの発言で、工程も短くなり土地の価格も変わります。このことをいま一度校区の人たちに何らかの形で説明すべきではないですか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 昨日も石原議員の一般質問で教育長あるいは町長がご答弁されましたとおり、現時点でC案につきましては考えずに移転ということで、新たな土地あるいは町民グラウンドが候補地として今絞り込まれております。その状況がございましたので、これからまた議会の全員協議会等々でご相談申し上げたいと思っておりますが、現在2つに絞れております中で今ご説明がありました分につきましてはご紹介しようとは思っております。それも一つの判断材料になるかと思っておりますので、そういう中で具体的に中部小学校の建設

につきまして決定をされていく形ではないかというふうに思っております。そういう上津久礼の公民館の中でそういうご発言がありましたことにつきましては十分重く受けとめたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 重く受けとめるということでございますので、ぜひ今からそれぞれの説明会でも、その上津礼の区長さんを初めいろんな方々の思いというのを素直に伝えていただきたいと、ご要望申し上げます。

それでは、町長に質問をいたします。

中部小学校建てかえ説明会は4カ所ありましたが、一度も出席をされなかったのはなぜですか。私はスケジュール表も見せていただきましたが、公的なことは何も見当たりませんでした。私的なことで出席できなかったんですか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、鍋島議員のご質問にお答えする前に一つお断りしておきますけども、今回副町長のほうにもこの質問があつているところでありますけども、これはもう議会の開会当初にお話しすればよかったんですけども、今副町長が体調を壊して入院中でありまして本議会に出席しておりません。そういうことでお断りしておきます。

それでは、ただいまの質問でありますけども、今回の住民の説明会になぜ出席をしなかったかということでもありますけども、教育委員会から出席するかの照会ありましたけども、日程調整等で町の公的な行事予定を出しとる以外にもいろんなことがあるわけですので、そういった面もありますけども、今回の説明会でもありますけども、今回はこの建てかえる場所の3つの案やこの仮設校舎の必要性について保護者あるいは住民の方から忌憚のない意見を聞く、いわゆる民意を聞くところの場でありまして、教育委員会のほうで開催をしたところでありまして、この説明会が町としての考え方、あるいは私のほうでいろいろ何かその方針的なものを出して理解を求めるといふ説明会であれば万障繰り合わせて出席しなければなりませんけども、そういった面があります。

そして、この学校の建築、建設等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも、地方公共団体の長という者は教育委員会の申し出を待って教育財産の取得を行うという規定があるところであります。そういった法を、いわゆるコンプライアンスをいいますか、法令遵守という意味でもありまして、そういう法律がありますけども、教育委員会とは一体的に進めなければならないということは自覚しておるわけでもありますけども、出席すれば私としましては今年の当初予算で現地案で出したところでもあります。そういったものもいろいろ出席すればそれぞれの会場であいさつするようになると思ひまして、そういった系統にも話すようなことになると思ひましたし、またトップとしての発言ですね、いろんな質問があつたときに答えれば、そこで答えっていいですか、いろいろ非常に重い発言の内容になるというよう

なこととなります。

今回の説明会に入る前に、この説明会の件につきましては全員協議会の中でもこの教育委員会における住民説明後にその結果が出た段階で全員協議会のほうに議会のほうに報告して議会のほうとも相談しながら今後のことを取り組んでいきたいと言ったところでありまして、そういった面から出席のほうは見合わせたというところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 町長は出席ができなかった理由をいろいろと申し上げられましたが、つまるところトップとして説明をすれば、校区民の発言に対して説明をしなければならないからというような感じがいたしましたが、このことはもとはといえば今年の3月議会、3月2日の所信表明の中でその施政方針で、現在地で全面建てかえと言われたことから始まった問題です。その結果、議会で否決されて、慌てて地元説明会を開かれた。議会で1度否決したそのときから、町長はこの問題に前向きに対処するために表に出るべきではなかったかと、そういう思いでおりますが、なのに自らは一度も出席せず、私から言わせれば、これは教育委員会に丸投げですよ。あなたの町長としての任期はあと一年残っておりますが、私はこの中部小学校の建てかえが一番大きな事業だと思っておりますが、本気で建てかえをやろうというお考えがあるのですか。それをもう一度確かめたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今年の当初予算のところでは予算計上をお願いしたということで、もう一刻も早く建てなければならぬというように思っているところであります。

そして、現地案のところでは否決されたということで、もうそのことについては議会で決定したと言われますけれども、私とその3月議会で修正動議が出された中で、議員さん方から修正動議を出された議員さん方も白紙に戻しもう一度検討すべきだという説明もありました。そしてまた、新しい土地にするか町民グラウンドにするか現地にするかという点については、さまざまな意見が修正動議提案者にもありますが、一致した意見は今の計画が拙速過ぎる、すべての面からもう一度、もう一回総合的に考え直したらどうかという発言もいただいております。そういう意味で、記憶としては敷地が狭い、あるいは5階建てがだめだというようなところも非常に意見としてあったところでありますが、そういうものを見直したところでの3つの案というのを教育委員会のほうでつくって説明に回ったというところでもありますので、何も建てる気はないかと言われますが、もう一刻も早く建設のほうに取りかかりたいのが私の心情であります。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 一刻も早く建てかえたいというようなお気持ちであるならば、自らは出席して校区の人たちの生の意見を聞くべきではなかったかと思っております。赤峰教育長は4カ所の会場で厳しい質問の中でありましたが、一生懸命親切丁寧に答弁されましたよ。私ならば自

分が就任する前に決めた問題ですので、当事者に聞いてくださいと言いたいような気持ちになることでも、すべて親切丁寧に立派に答弁をされました。町長は生の声を聞いておられませんので一言申し上げますが、お集まりの人たちの中から町長はなぜ出席しないのか、最終決定は町長がしなければこの問題は片づかないと、強いおしかりの言葉があったことを申し上げておきます。

次の質問に移りますが、副町長に質問しようと思って質問事項を出しておりましたが、どうも風のうわさでは副町長は入院をされとるというような話であります。この際これも町長に質問をさせていただきます。

副町長も町長と同じく全く出席がございませんでした。普通なら町長が出席できないならば副町長が出席するのが当たり前ではないかと思いますが、副町長の日程を調べてみますと、後半のほうでは韓国の方に行っておられました。これは韓国の方で加藤清正の400年何とかかんとかという話をちらっと聞きましたが、県からお願いされたことかと思いますが、県の仕事よりも町の仕事の方が大切ではないですか。その辺のところも含めてなぜ出席されなかったのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 副町長が出席しなかったということでありまして、副町長につきましても私が先ほど出席しなかった理由を申し上げましたけれども、同等の理由で、考え方としては教育委員会のほうから行って、今回の説明会が住民の皆さん、保護者の皆さん方からの民意を聞く場ということでありまして、そこに行けばいろいろ執行部としての考え等、そういったものについて発言をするようなことは差し控えた方がいいんじゃないかというところで出席はしなかったというような気持ちであったと思います。

そして、この説明会の結果につきましては、その説明会後にさっき持とられました会議録等も説明会の内容につきましては教育委員会のほうからいただいております。それを見て十分にどのような状況であったかということは把握しているところであります。確かに現場に行ってその会場での雰囲気といいますか、その生の声を聞くということも非常に大事だと思いますけれども、出席を私たちがすればしたで、やはりこの町としての考え等がいろいろ質問等もあるかと思えます。そういった発言の中で、鍋島議員も一方ではこの現地案というものがこれはもう否定されたと言われますけれども、そういったことについても何らかの行政としての考えを述べなければならぬ、そうすればまたこの現地案誘導ではないかというような意見もいろいろ出るかと思っております。そういった面で差し控えたところであります。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私には副町長の役割がまだわかりません。中でも執行部のほうからの依頼で全員協議会が何度となくこれまであつてきましたが、一度も副町長は出席をされません。これは何ですかね。町長が出席しない方がいいからと命令されたのですか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、私が出席をしますので、私が出れば出席はしなくてもいいんじゃないかというところがありますし、また一方ではいろんなほかの行政のほうも動いてるということで、出席のほうは私一人であったというところでもあります。今後につきましては、必要に応じては2人出ても議会のほうで特にいいということであれば、今後につきましては、2人出れるような時間帯に調整がつけば、出席をさせていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） これはもう副町長がそこにおられて発言したいことですが、私が聞いた話では、副町長は3枚の別々の名刺を持っておられるそうであります。それを菊陽の中で出される、このことを聞けば、私どもとしては菊陽町の副町長は副町長だけだろうという思いがする中で非常に残念でたまりません。今回の出席されないことも同じであります、副町長と私どもは余り面識がございません。しっかり町長のほうから副町長も管理していただきたいと、そういう思いであります。結局町長も副町長も一度も出席ができずに校区の説明会が終わったわけですが、そのために校区民の生の声も一度も聞かれませんでした。いろいろな答弁で教育委員会の分野だからと考えておられるようでございますが、これは議会で否決された段階から前にも一步も進まずに、このこと自体を今の町長のやり方に町民の人たちは後藤町長に疑問を持っていることをお伝えしておきます。

次の質問に移りますが、これも町長にお願いいたします。

平成16年度ですね、中部小学校の耐震診断を行われました。それで中部小学校の耐震問題が出てきましたが、その耐震診断を見て、その結果を判断されて、引き続き17年に中部小学校改築基本構想策定をライト設計にお願いをされた。これは大体何のためにされましたか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 町長ということでございますが、事務的な部分でございますので、担当主管課であります学務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（16番鍋島有志男君「どうぞ。早目をお願いします。もう時間が迫り……」の声あり）

目的でございますが、ご承知のとおり平成16年度に中部小学校の耐震診断を行いました。この結果につきましては既に議員の皆さん方ご承知のことと思いますが、それに基づきまして平成17年度にこの建てかえをどうしていくのかというところを検討する必要があるということで委託したものでございます。これにつきましては、今後の方針のたたき台ということがございまして、その内容は現在の中部小学校の教育の学習あるいは学校管理運営はどうなっているのか、あるいは施設利用上の活動状況とかそういった課題、あるいは改築に係るための基本的な図面、そういったことの作成をいたしまして、今後の方針のたたき台としての作成というところ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 今後の方針のたたき台と言われましたが、耐震診断とこの基本構想設計は同じライト設計にお願いされております。私も最近、課長も知っておられますように基本構想の策定案の報告書を見ました。まあ40ページぐらいありますかね、両手でやっと思つぐらいの分厚い報告書でありました。その中で最後のほうに載っておりました、読ませていただきますが、このライト設計の報告書によれば、新しい敷地に建てかえた場合、制限なく自由度がある、仮設校舎を建てずに新校舎を建築できる、これは仮設校舎の金額が要らないと書いてありますよ。すべての施設、これはもう学校の給食、プールの施設、いろんなすべての施設の学校の施設を工事期間中利用できると、こういうよい点として報告をされておりますが、まとめの報告書として、新しい用地は既存校舎の問題点を解決し、無駄な支出が出ず、すべての金額を児童の生活環境向上に利用できると判断し、本改築基本構想での策定案とすると結論を出されております。耐震診断は金額は忘れましたが、この報告書自身ライト設計に220万円予算を組んでお願いして出しておられます。私はこれを見て、まさにこれだと思いました。立派な報告書だと思いましたが、なぜこの基本構想を採用しなかったのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） これは先ほど申しましたとおり一つのたたき台でございました。この時点でこれが策定された以降、少し変更がございまして、その関係で実は改定をさせていただいてるところでございます。

それは、一つは建築基準法がその後19年6月に入りまして改定がされております。いわゆる既存建物、いわゆる現地建てかえの場合になりますけども、その場合の増築する場合のところが改定が一つございます。それから、もう一つ大きな形として、基本構想自体緻密に作成をされておられますけれども、実は事業費の算定のほうがもう少し必要であった部分がございました。これはどういうことかと申しますと、当初の基本構想でございますと、計画建物の配置図と総面積だけでございまして、具体的に中部小学校の必要とします普通教室の数やそういった特別教室等々各階の平面図、そういった部分が添付されておられません。これがどういうことになるかと申しますと、この部分が国庫補助金等々の算出をする際の大きな材料になります。そういったことで最低限の見直しをする必要があるということで、今申し上げました形で見直しをした経緯でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） そういうことで見直しをしなければならぬということならば、ちゃんと専門家のライト設計に話して、そしてぴしゃっとした策定案を出してもらうべきではなかったかと、そういう思いがしますが、もう次に行きます、時間もありませんので。

平成16年度耐震診断、そして17年度基本構想策定の結果、その時点でもし建てかえに取り組んでいたならば、私は今ごろは新しい小学校の姿が見えているころだと思います。わざわざ220万円の税金を使って専門家に頼んでできた策定ですよ、それをその後職員のこれは寄せ集めでつくった15名ですか、プロジェクトチームのたった3回の会合でこの策定案を改正されております。専門家は、ライト設計は1年かかって基本構想策定をされたのに、私から言わせれば素人の人たちの寄り集まりで専門家の立てた策定案をたった3回の会合で改正された、なぜですか。そこがどうもわかりません。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 確かにご指摘のとおり、プロジェクトでは職員15名の構成で行っております。ただ、職員の中には現在中部小の保護者の職員もおりますし、またそれぞれの庁舎内の建てかえに関連します直接的な部署の職員もおります。ということは、その部門から関係機関に問い合わせするのも可能でございます。

それと、3回と申しますが、確かに会議自体は3回でございますが、役場の庁舎内の職員でございます。会議自体は3回ではございますが、その都度必要があれば打ち合わせという形で行っておりまして、形のある会議というのは3回だったというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） これは私の考えですが、ライト設計が出した結論が自分たちの考えと違っていたので、プロジェクトチームでC案にまとめたのではないですか。校区説明会で基本構想策定の結果もしっかりと説明しなかったのはなぜですか。私から言わせれば、都合の悪いことは隠し、自分たちの都合のよいことだけ説明する、このことは町民をだましたことになりはしませんか。これが今の菊陽町行政のやり方ですか。簡単にお答えください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 説明会時点では既に現在地案、それから新しい土地、そして町民グラウンドの3案をご提示しております。確かに基本構想段階では、その報告書では新しい土地が望ましいという形の方向性が出ておりましたが、ご承知のとおり18年3月議会におきましては当時の富永町長のほうからもそういったところが、新しい土地が望ましいが財政事情等々もあるということでの発言がありましたとおり、やはり基本構想段階ではあくまでも建物のプランということでございまして、それがもとで財政的な部分というのは今後詰めるという形であったかと思えます。その流れの中で、はい。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） せっかくの説明ですが、もう時間がございませんので、どうも。恐らく大山課長も教育長も隣の益城中央小学校の建てかえ工事があっておりますので研修に行かれたことと思いますが、私も文教委員のときに研修をさせていただきました。しっかり覚えとってくださいよ。益城の学校建設の技術者の職員の話では、小学校を耐力度調査を全部したとこ

る耐震補強ができない状態になっていたが、発表すれば保護者の動揺が広がるので内密にして建設をしているということです。そしてまた、もちろんその耐力度不足の小学校も今は離れたところでしっかり生徒たちに使われております。仮設校舎はと尋ねますと、仮設校舎は無駄になると、はっきりおっしゃられています。だから、最初から仮設校舎は対象にしなかったという話であります。大変これは今後の菊陽町のこの建てかえ問題に参考になると思いますが、本当は菊陽町役場のプロジェクトチームの中でこういう考えや発言はなかったのかお尋ねしたいところでございます。しかしながら、私は時間がございませんので、それは省略いたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わりますが、3月議会で否決された結果を真摯に受けとめておられたならば前向きなことができていたと思いますが、結果を受け入れられなかったおかげで、この6カ月間経過をしましたが、いまだ方向性が見えません。中部小学校の生徒、保護者の皆さん方の不安は募るばかりです。今この問題で必要なのは、私は決断力ではないかと思っております。その決断力を発揮できるのは、町民から選ばれたただ一人であり、その人の決断力が問われていることを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さん、おはようございます。

中部小の問題については、傍聴者の方もご意見はさまざまだと思いますけれども、これだけ注意を払っていただけるということに対して感謝をいたしたいと思います。身が引き締まる思いです。

最初に、昨日ちょっと不測の事態がございましたので、質問の形式をとれませんので、ここでちょっとこの演壇におるのが長くなるかと思っておりますけれども、ちょっとそのことに触れさせていたきたいと思っております。

私は1年生議員ですけれども3年目に入りました。姿勢としましては、執行部とは一步離れて二歩離れずと、なぜなら私たちはチェック機関であるし議決機関であります。そういう姿勢が必要であろうということでもいつも心に秘めております。果たしてそうなってるかどうかは、これは私の判断ではなくて有権者の判断ではないかと思っております。そういう姿勢であります。しかも、昭和52年の自治省の行政局長通達でも、この中部小の問題については予算の修正が絡みましたが、そういったことにも触れて、町と議会が良識をもって十分話し合い、妥当

な結論を出すことを期待していると、こういう基本姿勢が示してございます。私はそのとおりであろうと思います。しかし、自分はそういうふうに思っておりますけれども、相手が遠ざかっていく分には手の施しようがありません。一步離れて二歩離れずと思っておりますも、相手がどんどん離れていけば、引きとめるわけにもいきませんので、ちょっと戸惑っております。

今日は中部小の建設計画と町立保育所、ここまで時間が足りかどうかはちょっとわかりませんが、民営化の問題を取り上げたいと思います。この2つの問題についても、今申し上げたような感を非常に深くしております。

まず、中部小の問題ですけれども、これは平成16年に耐震診断が出ております、約700万円かかっております。それから、その後現後藤町長が今年の3月議会で現地に建設するということを表示されて、そして今年の3月、また改めてその方針を確認をされて、既に半年経過をいたしました。先ほど鍋島議員の質問にあったとおり、もとに戻った状態で進捗はほとんどない。全然ないというのは、また語弊がありますけれども、なぜそうなのか。非常にこの問題については不自然なことが多いと私は思います。本来はこれは一つの学校を新しくする、いい教育環境をつくるという大変めでたい事業です。ですから、議会も執行部も盛り上がって、いい学校をつくろうというふうになるのが普通の状態ではなかろうかと思いますが、現実には皆さんもごらんのとおり混迷をきわめております、非常に残念です。

先ほど不自然なことが多いと申し上げましたけれども、現中部小は一番規模が大きいのに校地が狭い、それから校舎も迷路のようになっております。職員室から運動場あたりも見ることができません。そういう状態を解消する、特に執行部は耐震の問題を言っていられちゃいますから、この急傾斜地、急傾斜地ではないとおっしゃいますけど、私はあそこは傾斜地だと思います。耐震なのになぜあんなところに建てなければいけないのか、これわからない。最初は何と一部5階建てで出てまいりました。ちょっとやっぱり信じられないですね、小学校の建設としては。そういう不自然なことがありましたので、議会としてはやっぱりこれは100年を考えてもっときちんとした学校づくりをしなくちゃいけない、二十数億円もかけるのであれば、平地にできれば平家建て、せいぜい3階建て以内の校舎をつくらなくちゃいけない、それが議会の思いでした。ところが、執行部としては先ほどから出てますように現在地に非常に固執をされました。それから、もう一つ不思議なことは、場所も決まってないのに仮設校舎に異常にこだわっていらっしゃいます。これ一体何なのか、非常に不思議です。

先ほど申しましたように、事業としては非常にめでたい事業なんです。ところが、盛り上がりません。何か疑心暗鬼が先に先行する、こういう状況で現在に来ております。みんなが参加できる配慮がなされていないからだと思います。ごく一部で議論がされて、ある日突然ぽんと出てくる。これではせっかくのいい事業もよくなる、本質がゆがんでしまうというふうに思います。

それで、私たちは9月8日に一般質問の事前通告を出しました。そして、それから町の方針

の変更、その他も知らされずに昨日がやってまいりました。その石原議員の一般質問の中で突然町の方針の変更が告げられた。私は2日目です。ですから、一般質問の事前通告をしておいても、それを若干修正をしてこのようにして一般質問することができます。ところが、昨日石原議員は、それこそ一般質問というのは大変なんで、前の晩は寝られんぐらいにしているいろいろ考えます。そして、問題を整理して事前通告を出すんです。それを昨日のような形でいきなりぼんともう方針が変わったことが出されたら、これはもう石原議員は非常に戸惑われたと思うし、ジェントルマンですから余り顔に出されませんが、非常に怒ってらっしゃると私は思います。

慣例として予決算を審議する3月と9月の議会にあつては、町長の所信表明の翌日に一般質問の事前通告が締め切られます。議員は町の方針を踏まえて事前通告をして質問を行う、こういうふうになっております。しかるに中部小建設計画に関する限り、昨日の石原議員の質問時までに我々は町の方針の変化を知ることができませんでした。9月8日までは建設場所についてはC案、D案、E案3案が鼎立をした状態、仮設校舎についても執行部が必要というのみで具体的提案はない状態であった、これが議会の始まる前の状態です。ところが、昨日教育長の説明によれば、地域説明会参加者と中部小保護者にアンケートをとった結果、建設についてはC案の賛成者が少なく、つまり現地案ですね、説明会参加者ではE案、新しい土地です、それから保護者ではD案、町民グラウンドが多かったと。したがって、現地案というのは断念をしたと。ところが、仮設校舎については賛否相半ばしたので、これは今後提案させていただきたいと思つてると、こういう表明でした。9月11日にこういったことを踏まえて臨時教育委員会を招集して検討した結果、先ほど言いましたように建設地はD案かE案、仮設校舎については議会に提案することで意見が一致した、教育委員会がですね、よつてその方向で行くと、昨日そのことが石原議員の一般質問の最中に出てきました。私などはちょっと血の気の多いほうですから、もし私であつたなら本当にその場で席をけてやめたと思います。そして、町の方針の変化等について十分な説明を求めるために全員協議会なり、あるいは文教厚生委員会なりでそういうのを開いて、そしてあとの日程も議運を開いて変更すべきだと、そう思いましたが、石原議員の一般質問の最中でありましたので、それは発言を控えました。

結果として今申し上げたとおりなんですが、昨日の教育長の発言でも、C案がなくなったということは一定の前進だというふうに思いますが、まだ問題はたくさん残っております。少なくとも従来の執行部の姿勢からするならば、議会と執行部の争点にかかわる大きな方針の変更、C案を断念するということがあつたわけです。これはやはり何らかのことで議会にちゃんと伝えるべきであると、私はそう思います。議会は無視されたなど。しかもこのような方針の変更にもかかわらず、6カ月間遅延したそのことについての反省は一言もない。どうでしょうか、皆さん。こういうことを私は非常識だというふうに言うほかありません。これまで幾度かこの町のやり方については指摘をしまして、昨日小林議員も懸念をして手順の問題を指摘をされました。こんな形で大きな方針変更を示していいのか。もしもそれを認めるとするなら、

議員の一般質問も事前通告の必要はない。爆弾的にやっても差し支えないんじゃないかと、そう言われても仕方がないと思います。これは明白な審議規則違反であります。

それから、もう一点です。昨日教育長は石原議員の質問に対して、石原議員が全面建てかえとするならば基本的に教育的見地が必要だというふうな質問を書いていたんですけど、全面建てかえでなくても要るんだというふうな、そういう返事のされ方ですね。それから、益城中央小学校の見学をされたと思うが、それについての感想はどうかと聞かれたときに、教育長は他町のことについては感想は差し控えるという意味の答弁をされた。先ほど鍋島議員がおっしゃいましたように、教育長はこの問題の矢面に立っていらっしゃいます。いろんなことを真正面から受けているいろいろ対応されてます。その辺でやっぱり私たちもチェック機関ですから批判もしますので腹に据えかねることもあるかもしれませんが、執行部は執行権を持ってらっしゃるんです。我々はチェックするんです。その辺を考えて、塔は高いほど風当たりが強いんです。ですから、教育長ともなれば、さまざまな批判を、これは場合によっては身に覚えのない批判も出てくるかもしれません。だけど、それはやっぱり執行部の枢要な地位にある者として余り感情的な表現はされないほうがいいんじゃないかと、私はそういう感想を持ちました。

以上のことは本来ならば質問席に帰って問いただしたい、そう思いますが、事前通告にない質問はできないルールになっております。今はだからルールに従ってこうして問題を指摘して、感想を述べる以外にないと思ってちょっと長くここに立ちました。もし反論があるなら、場所と時間を変えていつでも承りたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、前置きをいたしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それでは、事前通告に従って私の質問をいたしたいと思います。

先ほどから鍋島議員の質問にもありました、多少ダブるかもしれませんが、4回の地区説明会をどう評価しているか、ちょっとこれは抽象的な表現になるかと思いますが、説明会の目的ですね、何のためにこの時期に説明会をやったか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 再三、民意の集約というようなお話が出ておりましたので、最大の目的は民意の集約でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これは見解の相違かもしれませんが、民意の集約ということであれば、もっと以前の段階でやるべきではなかったか。いろんな評価の仕方をされてると思いますが、私はそう思います。

次です。この資料ですね、説明会に出されました資料、特に土地代、用地費ですね、それから開発費、それから工期、仮設校舎の費用ですね、この辺について要するにD案とE案、町民グラウンドと新しい土地はいずれもたくさんの費用がかかる、たくさんの期間がかかるというふうな資料の編成になっておりました。これも先ほどからいろいろ聞かれておりますけど、改

めてお聞きをいたします。これで本当に公平な資料と考えていらっしゃるのかどうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、事業費につきましては、現時点では実際の設計書等々はできておりません。いわゆる概算という考え方で、統一的な考えでお出しをしております。

それから、工期につきましては、実際これもやってみないとわからない部分がございますが、現時点で想定されるというところで工程を組んでおります。これにつきましては、また実際やってみますと、また工期が短くなるかもしれませんし長くなるかもしれません。ただ、どちらにしろ、その工期につきましては現時点で予測をし得るという形で表現をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これも、もう前の質問者が何度も聞かれたことですから、あえてまたこれ以上は聞きませんが、私はこれはもう一見しただけでC案に世論を誘導するための資料ではないかと、非常に公平性に欠けるというふうに判断しております。しかし、これは見解の相違ということを言われるでしょうから、次に移ります。

3つ目です。この説明会の地域の設定ですが、中部小学校の校区をその説明会の対象地として選ばれた、それはよくわかります。ただ、1点聞きたいと思えますけれども、この問題は中部小学校区だけではなくて町全体の問題だというふうに私は考えておりますが、その点は教育長いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 再三そのことについてもいろんなお話の中で聞いたところでありますが、やはり中部小学校という一つの今までの伝統ある校区ということで、校区を中心に位置を考えました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） このことも重ねて申しませんが、執行部案にしましても二十数億円を、今はもうなくなりましたけど、その二十数億円を費やすようなそういう事業については、これやっぱり町民全体の問題であるというふうなことを申し上げておきたいと思えます。というのは、校区外の者が何を言うかという意見が途中でありましたので、こんなに大きな予算を伴うことについては、やっぱりこれは町全体の問題であると、そういうことを確認をしておきたいと思えます。

次です。②に移ります。町長の本事業に対する姿勢について。これは鍋島議員が先ほど詳しく聞かれましたので、意見だけ申し上げておきたいと思えます。町長がここに出られなかった理由としては、出れば自分の発言が非常に重くなって、その結果を問われるというふうな、そういうことになってまいかなので行かなかったと。それから、法令上の問題も出されました。

しかし、私は町民の生の声を聞くというのは町長の基本姿勢であるべきじゃないかと。行っていいんですよ、行ってその場で、私はこの方向性とかそういったものについてはまだ議論中ですから意見を差し控えさせていただきますが、皆さんの声を黙ってこの場で聞きますと、これはできるはずですね。なぜその姿勢がなかったかというのは、これはまだ私はやっぱり疑問に思っております。その点、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっき言いましたように、私としては今回のこの中部小学校の事業でありますけども、もともとこの小・中学校の耐震化事業の一環として取り組むということでありまして。そういった中でこの取り組みをしてきたところでありまして、学校としては小学校、中学校合わせて武蔵ヶ丘小学校、菊陽北、菊陽中部、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校の6校が該当するというところで、そういう中での取り組みであったところでありまして。そして、そういう中で今年の21年度の予算の中で現在地のところというところでの予算化を提案してほしいところでありまして、当然その場に出れば、そしてその中で3つの案がまた出てきるということで、そういったことについて経緯あたりも当然出ればそういう話も、なぜこの現地案で出したかというようなこともきちんと話をしたい思いもあります。しかしながら、今回というのはそういった議員の皆さん方にもできるだけ保護者あるいは地域の方々の意見を優先させていただきたいというようなところでの、説明会に入る前でもありましたし、今言われるような立場で出てきておる方法もあったかと思っておりますけども、私としては先ほど説明したような内容で出席は見合わせたところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この問題が全然進捗しないと、その辺の一つの原因ですね。私はやっぱり、先ほど町長は一刻も早く建設をやりたいというふうなことをおっしゃいましたけれども、どうもやっぱり熱意が伝わってこない。問題はこれだと思います。やっぱり町民の皆さん方に対しても、逆に言うならば私はこう考えております、皆さんこれでひとつ協力をしていただけませんかというふうなことであれば、また流れは違ったほうに行くんじゃないか、これは意見として申し上げておきます。

それから、もう一点ですけども、先ほど私が演壇で申し上げましたけれども、実はこの9月議会の議案が回ってまいりまして、中部小学校の議題が全然出てない。それから、保育所の民営化の問題についてもほとんど出てない。一体町は何をなさるんだろうと。特に中部小については急ぐ急ぐというふうなことが仮設校舎に絡んで言われてきましたけれども、9月の議会にも出さない、一体どうなるのかと思っておりますら、先ほど申し上げたようなことになりました。この議会に対する町長の姿勢、例えば昨日みたいな大きな変更があった場合に、もっと対処の仕方があったと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 昨日も言いましたように、議会のほうでのいろいろな意見がありまして、

その後3つの案について、特にC案についてはいろいろご指摘のあった点については教育委員会のほうで見直しを行い、新たな案としてできた内容で、そしてほかの新しい土地での2つの案ですね、新しい土地を求める方法、そしてまた町民グラウンドのほうを利用するというようなところでの3つの案について住民、いわゆる保護者の皆さん、そして地域の方々のご意見を、その辺をきちんと状況を把握した上でどうするかということも判断して進めたいというふうに考えておったところでありまして、そういう中でその時期がこの9月議会の、昨日も言いましたようにこの集約が間に合っていなかったということで、この一般質問の締め切りをされる前にその報告ができなかったということでもあります。一般質問が出された後で教育委員会の臨時教育委員会にも出まして教育委員会としての方向性も出たということで、できるならば全協のほうを事前にと思いましたけども、この一般質問が出るとということで、やむなくその報告につきましては昨日教育長のほうから全体的な中できちんと説明すべきですけども、時間的なところがないということで、昨日の石原議員のお許しを得て教育委員会の方向性、それに対してまた石原議員から私のほうに質問がありましたのでお答えをしたところでもあります。

それと、少し時間をいただいてどういう状況の中でこの耐震化事業に取り組んでおるかということをお話しして、この現地案を出したかということも述べていただきたいと思いますけども、今この小・中学校関係につきましては、耐震化とともに老朽化による大規模改修の時期が小・中学校のほとんどの学校に到来しているような状況にあります。そういった中で、児童・生徒の増によるまた増築あるいはグラウンド整備が急がれるような学校もあるわけでありまして。そうしますと、教育委員会のほうからのいろいろ将来の施設整備にどれぐらいあてられているかということをお話ししていろいろ調べて聞いてみましたところ、今後10年から15年間ぐらいの間で約70億円から80億円程度かかるんじゃないかということでもあります。それに教育全体のこれは……

(4番甲斐榮治君「いいですか、時間もありますので、それではまた別の次元で」の声あり)

こういった点については、またそういうことであれば、全協あたりでそういう内容の説明はしたいと思っております。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 話の途中で打ち切って申しわけないんですけども、今おっしゃられたようなことは全協でお話をいただければ、それは十分時間がとれると思っておりますけども、本席はちょっと時間が限られておりますので、もう一点だけですね、結局この問題というのは、あとはもうD案、E案、仮設校舎の問題、これがありますが、議会との意見調整ですね。それはもうもちろん地区の地域の方の意見ももちろん大事なんですけども、最終的にはやっぱり議会との意見調整ができないと、これは前に進まないわけです。その辺については、議会との意見調整は町長どのようにやられようと思っておりますか。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本議会が30日まで予定されとるということでありまして。その後また資料等も教育委員会のほうで説明会のときとられたアンケート、また保護者、全家庭からアンケートされた結果等も取りまとめてありますので、そういった面の集約したものをきちんと説明しながら、今後については今現地から離れたところでありまして、これも最終的には議会の皆様方の議決を得ないと先に進めないような状況でありまして、そういうところを全協の中で語りながら、臨時議会でも開いて急がなければならない予算措置等についてはお願いしたいというように考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ぜひ情報をできるだけ出してオープンに議論していただければ、先ほど言いましたようにこれは本来前進的な事業ですので、そんなにもめることはないというふうに思います。どうぞその辺については配慮をいただくようお願いをしておきたい。

次に移ります。

本事業に対する教育委員会の役割についてですけれども、時間の関係で3点ちょっとまとめて申し上げますが、この中部小学校の事業に対する教育委員会の討議状況を、これも時間がかかりますでしょうし、いずれどっかの時点で議事録ですね、教育委員会で使われた資料、これに関するですね、こういったものを出していただけるかどうか1点。

それからもう一つは、地域の説明会がございましたが、これはもうほぼ教育長と教育次長、学務課で主に対応をされて、教育委員長は老人福祉センターの昼の部でしたですかね、一度出られました。それから、あと3名の方が同じく老人福祉センターの説明会に参加をされておりましたが、どうも私から見て、あれ、教育委員会で町長はもう教育委員会にこれはもう委託しとるというふうにおっしゃいますので、とするならば、教育委員とか教育委員長というのはやはり前の席において当事者として対応すべきではなかったかと思いますが、その辺も非常に奇異な感じがいたしましたので、どういうことだったかお答え願いたい。

3つ目、教育委員会はどの時点までこの問題について中心的役割を果たされるつもりなのか。どっかではこれはもう建設に移りますから変わるんだろうと思います、どの時点まで教育委員会は役割を果たされるのか。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、教育委員会の動きでございまして、教育委員会は定例を毎月今までは開いておりました。それに加えて4月からは臨時教育委員会ということで、中部小を検討する時間が必要でございまして、臨時教育委員会を開催しております。臨時教育委員会の中でこの中部小学校の件につきましてご議論あるいはご検討いただいとるわけですが、この定例教育委員会につきましては議事録を作成しておりますが、臨時教育委員会につきましては議事録は今のところ作成しておりません。と申しますが、これは臨時につきましてはまだ議論が途中だということで作成をしなかった経緯がございまして。

それから、教育委員会が主催して説明会を開催いたしました。教育委員長以下教育委員さん方のご出席でございますが、教育委員さん方は非常勤の特別職の先生方でございます。これは非常勤であり、かつ教育委員長は教育長と教育委員も兼ねております教育長のほうがその代表する形で参加ということでさせていただいた次第でございます。

それから、教育委員会と町との役割でございますが、これにつきましては教育委員会のほうといたしましては、私どもの権限につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条及び第28条等々で、特に28条でございますが、この中で教育財産は地方公共団体の長の統括のもとに教育委員会は管理をする、第2項では地方公共団体の長は教育委員会の申し出を待って教育財産の取得を行うものとする、第3項には地方公共団体の長は教育財産を取得したときは速やかに教育委員会に引き継がなければならないという項目が一つございます。ですから、私ども教育委員会としましては、当然なことでございますが、教育全般を管理しておりますけれども、私どものほうには予算が教育委員会独自の財源というのはございません。そのために今後具体化していく中で当然予算措置が必要になってまいります。それから町の役割というふうに考えております。

なお、予算執行に当たりましては、私どもに配当されました部分の予算の中で、執行につきましては補助的な形でまた教育委員会の職員が執行していくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 何か最後のほうは私が聞いてないことを答えられたようで。要するに教育委員会の議事録ですね、これは意思形成途中だから出さなかったということですが、もう大体意思が一応まとまったという報告がありましたので、これいづれ見せてもらえますか。

（教育審議員兼学務課長大山 晃君「はい」の声あり）

それから、どの時点まで教育委員会が携わるかという質問でした、この中部小の建設について。

（教育審議員兼学務課長大山 晃君「すみません、1点、まず議事録の点だけ確認をさせていただければと思います」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 失礼しました。

議事録につきましては、9月11日の臨時教育委員会の議事録については作成する準備を始めております。それ以前の議事録につきましては、現在作成しておりません。

以上でございます。

（4番甲斐榮治君「どの時点まで」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ご質問でございますが、当然ご存じのように学校の完成時までというこ

とになるわけでありますが、事業等についてはいろいろと入札が出てまいりましたり、そういった状況も出てくるわけでありまして、そういったものについては町部局に行くという、そういう状況が出てまいります。したがって、今課長がちょっと申しあげました後の関連にもなりますが、地教行法の第23条とか第28条とかというような状況からいきますと、私どもが職務権限としてやる部分は計画とかそういったものでございますから、でき上がりましたら一度設置者という形での町部局にお返しをし、さらに町部局から管理をする教育委員会にその教育財産を管理せよという、そういう流れになっていくのではないかなと思っております。ですから、工事については途中ではそういった私どもの手を離れて入札をするとか、これはあくまでも議会の議決を得てやろうという段階になってからそういった状況で町部局に行くという状況もあろうかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 次に移ります。

④ですけれども、平成20年8月ごろに設計業者の変更がなされておりますけれども、その辺の経緯についてどなたかわかる方ご返答願います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 設計の変更ということは、これは基本設計とそれから基本設計改定というのを業務として出しておりますが、その業者の変更ということでございますか。

（4番甲斐榮治君「はい」の声あり）

実は、この件につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、菊陽中部小学校の基本構想見直し業務を平成20年度の予算で執行させていただきました。その契約書等々につきましては、コピーを既にお配りしておりますご記憶があるかと思いますが、平成20年6月25日に契約を行いました分でございます、これは当初平成16年度で契約を行いました業者さんとは別の業者ということで契約をしております。この成果品につきましては、既に説明会等で使ってる資料が成果品でございますが、この部分、実は委託発注の場合、設計金額が50万円までは随意契約でございます。これは私ども原課で行うわけでございますが、これを超過するとご承知のとおり競争入札という形で別の部署で入札を行う経緯でございます。それは指名審査等々を行う部署がございまして、そういったことを行うわけでございます。実は武蔵ヶ丘中学校の耐震工事の実設計をこの20年のこの時期に発注いたしました、これは指名審査に係る案件でございます、私ども学務課のほうもこの事業内容の説明のためにこの審査会に入りましたが、そのときに指名されました業者が6社ほどございました。その中に平成17年度で委託しました基本構想を実施されました業者さんが入っておられませんでした。このために武蔵ヶ丘中学校の指名審査のときに県内大手6社が指名されておりますので、その中から学務課といたしましてはこの基本構想見直し改定のための業者を委託するための業者3社を抽出して指名をして契約、先ほど申しあげました業者と契約に至

った次第でございます。ということでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、今から申し上げることでそれに関してちょっとお答え願いたい。

この中部小に関しましては、先ほど鍋島議員の質問にありましたようにライト設計ですね、ここがずっと担当してましたですね。平成16年6月30日に中部小学校の耐震診断の調査の入札をして、一定期間をかけて737万1,000円が支出されておりますね、これ耐震診断についてですね。それから、平成17年8月5日、これは先ほど出ました基本構想ですね、これが220万5,000円の支出で基本構想ができ上がったという、そういう状況ですね。これがずっとライト設計が担当してその後きてるんですけども、平成20年2月8日に実はこのライト設計は20年度、21年度の指名願を提出しております、これは間違いございませんね。町も受け付けております、それ私確認しておりますけれども、ところがその後がちょっとよくわからないんです。平成20年7月2日、学務課の松本課長補佐だと思いますけれども、からライト設計に連絡があって、指名願が提出されていない、こういう連絡があったと。それで、ライト設計の今坂社長と森脇常務が立ち会いのもとで本役場の財政課に確認したら、データ上に登録されていなかったと、指名願がですね、指名願を受け付けて、それをデータ上に登録されていなかったと。だから、指名願が提出されていないと松本課長補佐が連絡をしたと、こういうわけですね。ライト設計としては役場を訪問して出しましたというふうなことを言ったら、財政課の担当者がライト設計の指名願ファイルを別の場所から持ってきたと。それには受領のスタンプが押され、受領番号も記入されておった、受け付け番号2万18番ですね。時の財政課長がミスを認めたと。どういうふうにしてその理由を言いましたかと聞きましたら、いや、理由は言わずに、ただ頭を下げるだけでしたと、こういうことですね。7月2日のこれは事件ですね、7月3日に明るる日に役場庁舎の耐震診断の入札があったので、そのメンバーに入れましょうかという応答は役場はしてるわけですね。しかし、ライト設計としては他社にかかる迷惑も考えてそれは断ったと、こういうことでした。その後平成20年8月7日に西日本建設業新聞、これは業界紙ですね、ここに菊陽中部小基本構想見直しに着手という記事が載ったと。ですから、ライト設計はやっぱり今までずっと自分たちが担当してきた、そういう気持ちだったんでしょう。ですから、常務さんが役場に来られて課長補佐に問い合わせたら、中部小の基本構想については他社と契約をしたと、こう言われたということですね。ですから、何も私はライト設計のひいきをしてるわけでも何でもありません。どうもわからんもんですから、どうしてこういうことになるのか。例えばデータ上に登録されないという、そういうことが起こり得るのかどうかですね。そして、しかも登録されてない、それを役場のその職員がライト設計に対応するときに申しわけありませんでしたと頭を下げるだけと。一体これはどういうことなのか。菊陽町の信用にもかかわる問題、このままであればですね、と思いましたので、その辺の事情についてだれか知ってらっしゃる方、回答をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問につきましては、財政課長である實取がお答えいたします。

今ご質問にもありましたように、業者の指名願につきましては、今現時点のものにつきましては、1年とか2年とかいろいろあるんですけども、当該業者関係につきましては県内の部分ということもありまして、平成20年と21年度の分の指名願については昨年2月8日から、さっき2月8日というお話があったかと思えますけども、3月21日までの期間をもって指名願の受け付けをお願いしたところでございます。それに対しましてライト設計から、先ほども質問にありましたように指名願の台帳と申しますか、資料については提出され、かつ受領印が押されていたというようなお話がありましたけども、その分につきましては3月31日までに担当のほうでパソコンを通じて台帳に登録すべき作業があるんですけども、その登録作業をその業者のみだったんですけども怠ってしまったことから、平成20年4月1日以降の指名競争入札の指名対象になることができない状態が、先ほども話がありましたけども業者さんが来られてたしか出したんですけどもというような問い合わせがあった時点までに登録が漏れたということでございます。その後7月4日であったかと思うんですけども登録を行いまして、先ほど7月3日の入札の件の業者との協議等もあったんですけども、結果的に頭を下げただけということでもございましたけども、登録漏れしとった部分と当該業者さんを指名するような案件というのがあったかどうか、その辺の関係も含めて申しわけなかったと申し上げたつもりであります。

また、もう少し申し上げますと、耐震関係につきましては、これは指名のときの内部の話でございますけども、耐震診断事前審査専門委員所属あるいは日本建築防災協会耐震診断講習会受講といったある程度耐震の関係に精通した業者さんを中心に指名審査会等では協議いただいて指名するような傾向がございまして、ただし甲斐議員もおっしゃったように、平成16年には中部小の耐震診断をライト設計が受けておりますし、また平成20年度においてもいきさつもございましたけども菊陽中央公民館の耐震診断業務も受けてるというようなこともありますが、指名が偏らないというようなというような基本的な部分等々も含めていきますと、ライト設計さんだけを入れたか入れなかったかという議論になりますと、また微妙な部分があるんですけども、いずれにしても基本的な部分として登録漏れしとったということでおわび申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この問題については、まだよく私のみだめませんが、要するに整理をしますと、中部小学校の耐震診断についてはライト設計が行って700万円余の支出が行われてる、それから改築基本構想の策定については200万円、両方で1,000万円近い支出があつて、その業者が指名願が提出されていないということで外れてしまったということですね。その理由がデータ上に登録されてないと。受け付け表は私も確認しましたがけれども、これはちゃ

んとあります、これは間違いないですね。そういうことがあって、そして平成20年8月19日には、もう中部小の基本構想、今まではずっとライト設計がやってきた1,000万円程度も支出をされてる、それがもう中部小の基本構想については他社と契約したと8月19日に役場から言われたと。何かよくわからない。これはまだ何も根拠もなしに言うわけにはいきませんので、いずれまた機会を見てこの件については質問を留保していきたいというふうに思います。今の財政課長の答弁だけでは全然腑に落ちてないということを申し上げて、次に移ります。

この業者が変わってますよね、ここだけ教えてください。ライト設計に何か不都合があったのかどうか。どうですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

（4番甲斐榮治君「どなたでもいいですよ」の声あり）

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

設計関係の発注は原課私ども学務課のほうでとり行っております。私どもの見解といたしましては、改定案を発注するに至った経緯につきましては、先ほど鍋島議員のところでお答えしたとおりでございます。その必要性が生じたために、また改定という形でございますが、業者に発注をする必要が出ました、委託業者、委託業務を発注する必要がございました。その中で私ども発注の中で指名をされております、指名願が出ております業者の中から選ぶという作業を行っただけでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それはこの次にまた質問をするということで、この場合は留保しておきたいと思います。

あと時間ありませんので、私が今の質問をしたのも、1つは根拠もなしに疑ってはいけませんけれども、そういった業者の不自然な変更があつてるとというのが1点ですね。それからもう一点は、仮設校舎が妙に前面に出てくると、これやっぱりどうしても理解できないわけです。普通、今もう移っておりますけども、仮設校舎ですね、6番目にもう移っております。この仮設校舎というのは、大体普通は建設場所が決まってから、じゃこういう工事の関係でこうなるので仮設校舎が必要だというふうに来るのが普通だと思うんですけども、なぜかひとり歩きをしてる。建設場所と余り変わらんぐらいのあれでひとり歩きしてる。理由は、執行部、教育委員会の言をかりれば、今の現在の校舎が危ないから安全・安心のために一日も早く仮設校舎をと、こういうことですがけれども、どうもやっぱりそれは現在の教室棟についても毎回ありますように、若干補強をすればこれは使用可能というのが出ております。その辺から考えたら、この仮設校舎がこんなに出てくる必要はないと思うんですけども、その辺について教育委員会はなぜ仮設校舎を言われるのか、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、仮設校舎の必要性でございますが、実は私どもも

反省すべき点があったんですが、当初のプランの提案時の中では、現地建てかえの場合が仮設校舎が必要、それ以外ならば必要ないということで20年3月時点からご説明しておりました。大きく私どものほうで流れが変わってまいりましたのが、ご承知のとおり平成20年5月に起きました中国四川省においての大地震でございます。これを受けまして国のほうもI s値0.3未満の校舎を持つてる市町村については早急に対応しなさい、かつまた国庫補助率も引き上げる、かさ上げをするということで動いておりますし、また県の施設課長等々が私どもに訪問された件については既にご説明したとおりでございます。やはり地震がいつ襲うかわからない状況の中で建設の工事期間中そのまま置いておくことはいかかなものかという判断でございます。それにつきまして私どものほうといたしましては、保護者がお一人でも耐震上不安があるということでご希望があれば、それはこたえるべきでありますし、かつまた私どもとしては当然万一のことを考えまして仮設校舎をどのパターンであってもどの建てる場所であっても必要ではないかというふうに判断に至った次第でございます。そういうところでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ちょっと最後まで行く時間がなくなりましたが、民営化の問題についてはこの次に、もう2回これで流しますけども、この次にまた行いたいと思います。

今の仮設校舎の問題ですけれども、これをまた提案したいというふうにおっしゃってますので、この仮設校舎については収容の規模、全校生徒を収容する、期間も長い、引っ越しが2回これあります、それからランニングコストもトイレ、空調、それから今安全性が言われますけれども、にわかな校舎に日常的に子どもたちが暮らす危険性ですね、これについても指摘をしておきたいと思います。ですから、仮設校舎が建設地に先立ってひとり歩きするような、そういう提案の仕方はひとつ避けていただきたい。それを申し上げて、私の一般質問を閉めたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さん、こんにちは。吉本でございます。

中部小学校の件を今回も私は質問項目に上げておりますが、今回の中部小に関しては私が最後のようでありますので、教育委員会の皆さん方、どうぞよろしく願いしておきます。

1番目が137ヘクタールの町有林を生かすにはということで5項目、2番目が誘致企業との

信頼関係を保つにはと、3番目が中部小学校建てかえの争点とはということで4項目を通告しております。あとは質問席のほうで質問をしますので、どうぞよろしくお願ひしときます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） それでは、まず1番目の137ヘクタールの町有林を生かすにはということでの質問から入ります。①としまして、町が町外に町有林を取得した経緯はとしております。菊陽町が大津町瀬田、それから阿蘇市車帰ですか、等の5カ所に137ヘクタールの町有林を所有しておりますが、この町有林はいつごろどのような経緯で菊陽町の町有林となったのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

この町有林は、土地所有者大津町外10カ村山林原野組合と地上権設定契約をまず菊池郡原水村が大正元年、12年、昭和22年、また津田村が昭和28年、菊陽村が昭和31年、32年、36年、37年に契約し、造林する種目として杉、ヒノキ、クヌギを植栽し、持ち分で現在の管理町有林となっています。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2番目の町有林が果たす役割とはということでしております。町有林が果たす役割をどのように認識されておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、町有林は木材を生産する機能に加え水源涵養、土砂災害の防止、保健休養等の提供など極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。また、野生動植物の保護などに加え二酸化炭素吸収効果もあり、地球温暖化防止に寄与していると考えています。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 3番目の町有林に杉、ヒノキを植林してきた目的はとしてしております。菊陽町の町有林にはほとんど杉、ヒノキが植林されておりまして、樹齢が45年から70年ということです。町が町有林に杉、ヒノキを植林してきた目的とは何かお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 2で申しあげました役割と、建築資材等として公的機関への利用や売買し財源にする目的ではないかと考えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今年10年ぶりに菊陽町の町有林を視察に行きました。そのときの森林組合の方の説明では、場所によっては一番利用しやすい木のサイズになっているという説明がありました。町有林にほとんど杉、ヒノキが植林されているということは、今課長が言われたように昔は建築材として利用することを目的として植林されたことがうかがえますが、町で

は今まで町有林の木を利用されたことがあるのか、また町は今後木材としてどのような利用を  
考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 町としては今まで建築資材等に利用したことはないと思います。これ  
からにつきましては、利用できるものであれば利用し、また売買できるものであれば売買し財  
源に充てていけるなと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 4番目の山に見合う植林の仕方とはとしております。植林場所によっ  
ては、同時期に植林をしたヒノキが大きく育った地域とその3分の1も育たない地域があるよう  
です。山に見合う植林の仕方とはどのようなことかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えします。

町有林は四、五百メートルの高い位置にありますので、今言われたとおりヒノキ、杉中心の  
山林であります。森林整備方法では育成複層林で整備いたしまして、必要に応じて除間伐を行  
い、そこに新たな同種の苗を植栽していく方法が理想と考えられます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 杉やヒノキを植林しても木の生育が悪く木の活用をされないのでは  
あれば、何のために植林をするのかということにもなりかねません。植林をしなければ枝打ち、下  
刈り、下草刈り、間伐を繰り返す必要はなく、経費も必要としません。そうであれば、桜の苗  
を育てるとか、クヌギを植えればカブトムシやクワガタが集まり、子どもたちが楽しめる場所  
にもなります。また、針葉樹よりも広葉樹のほうが根の張りがよく、山が安定するというこ  
とのようにです。杉やヒノキの植林に限らず、それぞれの山に合った山づくりが必要ではないかと  
考えます。町はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 町有林の今菊池市にありますけど、そちらのほうには台風風倒木で倒  
れたところについては今桜を植えております。それと、木が伸びないというようなところにつ  
いても除間伐等を行い、2で申し上げました町有林の役割を果たす機能があると思いますので、  
そういった方向に進めていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 5番目の今後の町有林の維持管理の仕方とはとしております。菊陽町が町  
有林を所有してから現在まで毎年、森林組合の見積りに基づき菊池森林組合に年間約三百数  
十数万円で管理委託をしてきたようです。今後も今まで同様の考えで森林組合に管理委託をさ  
れる考えか、検討の余地はないか、今後の町有林の維持管理の仕方をどのように考えておられ  
るかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 町有林の管理といたしましては、約137ヘクタールを3名の方にお願  
いし、現状の把握のために巡視を委託して毎月報告をいただいております。また、地下水涵養  
や土砂災害等を防ぐためにも下草刈り、枝打ち、除間伐等植栽の適切な整備を行っておりま  
す。

また、今ずっと菊池森林組合にお願いしておりますが、森林組合は菊池管内の市町村有林を  
整備し、隣接した所有者も加入されているため、現在の菊池森林組合にお願いしてるところ  
です。これからも今のところお願いしていくならと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町有林といえば町の財産でありまして、町民の方々に町有林をもっと身  
近に感じていただき、間伐材が必要な方にはお譲りをするとか、キノコ栽培あるいは苗木を育  
て老人会の収入にするとか、シルバー人材センターには簡単な軽作業ですか、の提供等、何か  
有効活用をする必要があると考えますが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町有林の管理につきましては、もう冒頭で言われたように137ヘクタール  
があるってということで、今継続的に管理をしておるということでもあります。機能としましては  
さっき担当課長が申しあげましたように、今は非常に木材として利用するというのは、人件費  
等でなかなか採算といいますか、採算ベースになかなか合わないようなところでもありますけど  
も、中には吉本議員も言われたように60年位たったのもありますよね、こういったものは木材  
として使えるわけでありまして、それを切り出して加工して使えるようにするということ  
になれば、結構経費もかかるということでもあります。

そういう意味でありますけども、いろんなこの地下水の涵養や土砂災害あるいはこの地球温  
暖化防止等にも寄与しておるということで、近隣の市町村、そして本町のほうもこれまで管理  
してきたところでありまして、そういう管理は必要でありますけども、今言われたようにまず  
町民の方々もこの町有林等いろいろ行けば森林浴とかいろんな楽しみ方もありますし、そうい  
った面での活用、そして今言われたような間伐材とかいろいろ針葉樹以外のものについても利  
用等があったり、楽しみ方もいろいろあると思います。こういう面でのPRをしながら、時には  
いろんな町民の人も参加して、今度一緒に維持管理するというような、そういったことにも  
町の町有林であるということで、いろんな活用の仕方については今後現状のような管理の仕方  
だけではなくて、いろんなできることは町民の皆さんにもPRしながらこの町有林を大事にし  
ていくというような方法について取り組んでいくならと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 菊陽町に町有林があることはわかっているけども、どこにどれだけの面積が  
あって、どのような状況であるのかというのは、ほとんどの町民の方々が理解されていないん  
ではないかなと思います。毎年町有林の維持管理だけをするのではなく、もっと町有林を有効

利用していただくことを期待しまして、町長の言われたとおりですね、次の質問に移ります。

2番目が、誘致企業との信頼関係を保つにはと。①で、県や町の誘致企業に対し町が期待するものとしております。熊本県内には数多くの企業が誘致され、それらの企業が熊本の経済を支える重要な役割を果たしておられます。菊陽町にもソニー、富士フイルム等の世界を代表する企業の進出があり、雇用を初め町の活性化にとって大変期待されております。町長は県や町の誘致企業に対しどのようなことを期待しておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致の必要性につきましては、ご承知のとおり企業誘致における効果というのは非常に大きいものがあります。効果と申しますと、直接的な効果と間接的な効果が期待できるわけでありまして、具体的に申し上げますと、直接的効果としましては法人税、固定資産税の増収の増加があり、また菊陽町に住んでいただくということであれば住民税のほうの増加にもつながります。また、間接的な効果といたしまして、多岐にわたってこの町全体を活性化させるものであると考えております。今言われましたように、本町では近年ソニーセミコンダクタ九州株式会社や富士フイルム九州株式会社といった大規模の工場も立地されまして、町全体の活性化に寄与されているところであります。企業が立地しますと、雇用機会が創出されまして、その企業を訪れられるビジネス旅行者や関連産業の進出も期待できるところであります。このことは本町を訪れられる外部からの流入者がふえるということでありまして、その流入人口が増加すれば、サービス産業や関連産業の進出にもつながっていくものでありまして、そこにまた新たな雇用の機会が創出されるといった相乗効果があらわれてきます。現に本町においてもその効果は多大なものがあると考えてるところであります。企業を誘致することで関連企業や第3次産業等の進出、これらの進出による雇用機会の創出、またいろんな附帯条件等が整備されれば、若者が本町に定住し、また集うことにもなります。町のほうでは区画整理事業等も進んで住まう場所もいっぱいあるところでありますので、そして商業施設等も整っておりまして、若者が集うことで地域が活性化され、本町の発展につながっていくものということで大変効果があるということで期待しているところであります。

そういった面で直接的な効果はもちろんでありますが、間接的な効果も期待できるということで期待しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2番目の県内の誘致企業に対する町長の認識はとしております。県内の誘致企業といいましても、町内外に企業の進出があつております。町長はこのような県内の誘致企業をどのような感覚で受けとめておられるのか、県が誘致した単なる企業という認識を持たれておられるのか、それとも熊本県のために貢献されている大切な企業という認識か、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致は単独の町だけで誘致できるものでないというふうに考えており

ます。特に熊本県及び近隣市町村との連携、また県全体における地域資源が必要と考えているところであります。具体的には企業が立地する際に求められるものは多岐にわたっておりまして、立地選定に際し決定要素というのがありまして、大きく分ければ4つに分類されるということであります。1番目が水ですね、水等の自然環境の資源が整っているか、また製造品を出荷する場合の道路、港湾等のインフラ整備、それから従業員の住居環境、ビジネスや本社との連携を図る上で人を運ぶ交通機関ということが上げられるところであります。これらの要素が整って企業の立地が決定されるわけでありまして、これらの要素は本町だけではなくて県全体に依存することになります。本町に立地されてる企業が近隣市町村及び熊本県に与える影響も多く、その経済効果は本町だけではなく、また他市町村に立地した企業でも菊陽町に従業員の方が住んでいただくということになれば、隣接する市町村にもこの立地している企業については大変効果があるということであります。そういった意味で熊本県、特に隣接する市町村に立地している企業に対しましては、その動向等については気を使わなければなりませんし、また発展を願うところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長のほうから、菊陽町へ進出された誘致企業ばかりではなくて、隣接の市町村に対しても県内全域やっぱり大切にしなきゃいかんというふうな答弁だったかと思えます。

それでは、引き続きまして3番目の、世界的な不況の中、自動車業界唯一の県の誘致企業、本田と名前を出しております、に対し町が協力できることはとしております。

最近では世界経済全体が不況に陥り、アメリカの自動車業界の破綻を初め、日本の自動車業界も大打撃を受けており、まだまだ回復の兆しは見えません。隣の大津町では、平成21年度法人税税収が対前年度比20億円ほど減少するという記事がありました。それだけ本田技研工業関連の企業においても深刻な状況であるということです。菊陽町には本田技研工業あるいはその関連企業の社員の方々が数多くお住まいであり、雇用面あるいは労働条件に対する不安が伺えます。

そのようなときだからこそ、菊陽町に進出された誘致企業だけでなく、菊陽町の隣接市町に進出された企業に対しても上手につき合う必要があると考えます。菊陽町の取り組みの一つとして、町の庁用車を全部本田車に買いかえるぐらいの考えが必要かもしれません。今後町の庁用車を買いかえるとき本田車に買いかえをするというような提案について、町長はどのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われましたように、本田技研の熊本製作所の従業員のうち、約430人の方が菊陽町に住んでおられるような状況であります。全体の雇用者数が3,300人ということですので、約13%を占めるということになります。こういった方が住んでおられるということになりますと、さっき言いましたように住民税、あるいは家を建てておられれば固定資

産税等の税収等にもつながるところであります。そういった意味で、町としましてもそういった本田の製品等について、本田で製造される商品の需要拡大に努めなければならないというふうに考えております。

町の庁用車を本田車に切りかえるべきではないかというようなご質問でありますけれども、町の公用車の状況について若干申し上げますと、町が管理する公用車購入52台、またリース4台があるわけでありますけれども、消防団の積載車を除く56台のうち、本田車が12台で全体の21.4%を占めているというところであります。

購入またはリースによる車の選定に当たっては、価格を重視して担当のほうで決定しているような状況でありますけれども、どちらかと言いますと販売店との値引きによるものが大きく影響していたものと考えます。購入に当たっての姿勢でありますけれども、これにつきましては第3次の行財政改革大綱の中では低公害車の購入を項目の一つにしておりますし、菊陽町地球温暖化防止対策の具体的な取り組みの中では、環境負荷の少ない商品を積極的に購入または更新するように心がけることとしております。

ハイブリッドカーの選定方法でありますけれども、今年の6月の議会定例会で補正予算措置を行いました備品購入費の280万円は、国の補正予算による経済対策の中の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして、地球温暖化対策として出張用の5人乗りハイブリッドカー1台を購入予定したものであります。そこで、対象となる車としましては2つのメーカーのものがあまして、CO<sub>2</sub>排出量を抑制することが最大の目的であるということから、燃費等の点を評価の重点事項として、これ担当のほうでやっておりますけれども、この燃費の点を評価の重点事項として、価格、出張車としての広さや馬力、そういった面も配慮しながら購入の選定を行いたいというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、本田車のほうでこういったハイブリッドカーがありますので、できるだけ、菊陽町にも従業員の方がおられるということで、いろんな面を考慮しながら導入のほうにも、比較検討するところはありますけれども、念頭に置いた中での購入ということで取り組んでいくならと考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 大津町の庁用車は全車本田車ということです。それは熊本県の誘致企業であり、大津町で営業をされておりますので、大津町の取り組みとしては当たり前のことだと考えます。

本田技研工業は、県の誘致企業の中で唯一の自動車会社でありまして、菊陽町にも本田技研工業あるいはその関連企業の職員の方々が数多く、先ほど町長のほうから430人とかという数字も出されましたが、お住まいでありまして、菊陽町としても大変お世話になっております。このように世界経済が厳しい状況のとき、菊陽町の取り組みとして庁用車を買いかえるとき、本田車に買いかえるということも積極的に検討すべきと考えます。

菊陽町の庁用車として私は70台から80台と資料を見たんですが、消防自動車とかという話で

今町長の話では52台と。うち12台ぐらいは本田車を採用されているということでありましたが、菊陽町がすぐにそういう対応をとったとしても、本田技研工業あるいは関連企業がすぐに売り上げアップにつながり、経営が安定するわけではありません。しかし、そのようなことが企業との信頼関係につながり、将来の企業誘致につながるものと考えます。全国の市町村が企業誘致を考えている中で、菊陽町が率先して企業誘致を成功させたいと考えるなら、ふだんから誠意を持って企業とのおつき合いをすることが大切であると考えます。しかし、幾ら誠意があっても、それを前面に出さないことには企業には伝わらないと考えます。原水工業団地の分譲地もあと半分残っております。そのほかにも企業誘致を考えられるのであれば、他市町に負けないような取り組みが必要と考えます。このように冷え込んだ経済状況時の町の対応こそが企業誘致につながるいい機会かもしれません。

次の3番目の、中部小学校建てかえの争点とはと、①の町長が平成19年度に職員プロジェクトによる検討を指示された理由はというところに入ります。

鍋島議員、甲斐議員外4名の方々が質問されまして、重なるところもあるかもしれませんが、平成17年度に中部小学校建てかえ基本構想が策定され、新たな場所での建設計画ができ上がっていたということです。ということは、当時後藤町長が総務部長としての立場で前町長に対し基本構想に関する適切な進言をされたことが予想されます。ところが、後藤町長就任直後、職員プロジェクトによる検討を指示されましたが、検討を指示された理由とは何だったのか。先ほど大山課長のほうからの答弁もありましたが、町長のほうにどういう理由だったのかということでお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今言われましたように平成17年3月ですか、耐震診断の結果が出たということでありまして。そして、ほかの学校につきましても耐震の必要性があるということで、17年度から19年度は武蔵ヶ丘小学校の耐震対策と、そして武蔵ヶ丘小学校につきましては非常に老朽化が進んでおりましたので、耐震とともに大規模改造についても工事を進めたというところでありまして。

そういった中で、この中部小学校の耐震化に向けた事務処理がなかなか進んでいない状況にありましたので、職員のプロジェクトチームを立ち上げ、早急に取り組めるように指示したところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 小学校を建てかえるに当たり、職員プロジェクトによる検討を指示された理由として今町長が少し述べられたんですが、建てかえ期間、事業費等の見直しをされたことが考えられます。

それでは、小学校を建てかえるに当たり、どれだけの投資までならば菊陽町事業として財政的に可能であると考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、現地での建てかえの中でも3案あって、現地で17億円程度だったと思いますけども、そういったものから25億円から26億円、全面的にやればということでありまして、非常に財政的に見れば耐震につきましては武蔵ヶ丘小学校は大規模改造まで終えたところでありまして、菊陽北小学校が20年度で実施しておりまして、その中で大規模改造までということでは約7億円ぐらいかかるというようなことであつたと思います。そうしますと、いろんな残っておるもの、特に中部小学校についてはそういった詰めをする中で、もう建てかえをしないと耐震だけではできないというようなところがありまして、北小学校については耐震だけを済ませて、とにかく耐震化対策をすべての学校早く終わって、次の段階で大規模改造のほうに入るといふような考えでありました。そういう意味からしますと、1つの学校で25億円から26億円というのは非常に財政の中でどう位置づけていくかというのは非常に厳しいところがあるわけですけども、中部小学校の場合はそれをしないと解決できないということで、当時25億円、26億円ぐらいのところでは対応できればというふうにご考慮しておつたところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 何の事業をするにも高品質のものが早く安くできるならばこれにこしたことはありませんが、ただ漠然と事業費が高い、安いでは説得力に欠けると考えます。今町長のほうで幾つかの案の中で、十何億円とかの案が出つたと思いますが、25億円から26億円というふうな話をされたと思いますが、中部小学校の保護者の方々への説明会前に、町長が教育委員会に対して中部小学校建設予算は大丈夫だよと言われた裏づけはどのようなことだったのか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小学校の予算を教育委員会にですか。

教育委員会のほうで現地ということでは出ておつた26億円ぐらいかかるということに對しましては、厳しい中でもそういう取り組みは進めていこうということでは思つておりましたけども、説明会に入るときに教育委員会のほうにどれぐらいまで大丈夫とか、そういう話はしておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の話は第1回目の中部小学校での説明会のお話でした。

次に移ります。

平成20年度基本構想改定に至るプロセスとはしてあります。

前町長時代の平成17年度に策定された基本構想を、後藤町長は平成20年度3月議会施政方針では現在地で中部小学校建設をすると基本構想を修正されました。その後、ほかの場所も含め検討し直すべきではないかという質問があつて、すぐさま中部小学校建設はほかの場所での建設も考えると施政方針の撤回をされました。

それでは、平成19年度に職員プロジェクトによる見直し会議を3回されたということでは

が、何課の係長以上の方々が、先ほどの答弁では15名というふうな答弁が上がっていましたが、どのような検討をされたのか、また町長が満足される基本構想策定に至るまでのプロセスとはどういうものであったのか、できれば町長にお尋ねいたします。簡潔によろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 私のほうから職員プロジェクトのほうの職員構成というか、担当課をご説明したいと思います。

まず、総務課交通防災係、それから総合政策課の総合政策係、それから財政課財政係、管財係、それから農政課農政係、農業委員会、それから建設課の管理係、工務係、それから都市計画課の都市計画係、下水道課の工務係、それから産業建設部長、教育次長と事務局として私も教育委員会学務課のほうが入っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今メンバーは理解できましたが、それでは平成17年度に策定された基本構想の見直しにしても、平成20年度基本構想改定にしても、後藤町長が本当に納得された基本構想だったのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 基本構想といいますか、17年、それから20年の中でということでありすけども、構想から具体化していくという中でいろんなそれぞれ課題があるということで、そのプロジェクトの中で詰めをさせまして、そういった中でこのプロジェクトチームが出してきた内容でありまして、教育ということで教育予算に金を惜しむなという話は確かにありますけども、やはりいろんな将来のこと、ほかの学校関係もありますけども、その他の事業、それからハード面、ソフト面いろいろある中で、学校のほうの中部小学校のことも解決していかなければならないということで、理想とするならば非常にそういうことを全然気にしないでできれば一番いいんですけども、そういった面を出してきた案というのが、それはいろんなことを考えながら出てきた答えでありますので、それを尊重したいというところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 話はちょっと変わるんですが、光の森の22億円の公共用地取得に関し、町長は平成21年6月議会における北山議員への答弁で、公社の事業が終盤を迎え、住宅供給公社との関係で用地を買わざるを得なかったという答弁からしますと、この件は何の目的もなく町が用地取得をされた案件ということが明らかになりました。このように、今回もまた菊陽町は20億円、30億円以上もの予算を伴う事業を無計画に予算編成をされているように受け取れます。一度決定していた建てかえ計画を後藤町長自ら見直しをされ、議会に提案された案件が否決後、議会に対してあるいは町民説明会に対して教育委員会だけが出てこられました。これは何人もの方が今まで今回の質問で言われました。

これは教育委員会だけの説明責任ではないと考えます。中部小学校建てかえに関し、今回の9月定例議会には何も提案されませんでした。新たなところの不動産鑑定はまだしていないということでした。先ほどの大山課長の答弁では、建設場所が決まってから調査にかかりたいと、今もその考えは変わらないというような答弁があったようです。議会はわざわざ当初予算を否決しながらも、これらの調査予算を計上したところであります。どうして今まで不動産鑑定をされなかったのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については教育委員会のほうから答弁があったとおりであります。どの場所ですというのが具体的に決まっていなかったということで、不動産鑑定のほうまでは入ってなかったというような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次に移ります。

基本構想改定案（C案、E案）を問うとしております。

新たな場所での建てかえ案（E案）における中部小学校建てかえ工程は、21年度からの計画から始まり、児童が28年度でやっと新校舎に移る工程になっております。もし21年度で不動産鑑定を済ませ用地の話し合いがうまく進んだとしたら、22年度、23年度の2カ年で計画されている農振除外というところの2カ年間で不要になることが考えられます。といいますのは、農地法の改正が今年の6月24日に公布され、施行日は公布日から六月以内とされているそうですが、まだ施行日は決まっていないということです。この施行日まで中部小学校の計画を進めることができれば、農振除外、農地転用は不要と考え、約2年間の工程短縮が可能と考えます。また、25年度に計画の開発工事と、26年度、27年度に計画されている校舎及び体育館建設を同時着工することが可能であれば、ここでさらに1年間工期短縮することが考えられます。そうなりますと、合計3年間工期短縮することも不可能ではないと考えます。さらに、C案の床面積よりもE案の床面積が711平米拡張されており、この分の費用が増額され総額45億円の事業とされております。経費を安く抑えたいのであれば、その部分をC案の床面積にあわせることができれば、そこだけでも4億5,000万円の減額となります。開発費等に関しても、それなりの減額が見込めないか、工期短縮は考えられないか、いろいろ先ほども答弁があつとりますが、再度これに関して町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 町長ということですが、事務的な部分がございますので、私のほうでその分につきましてはご答弁させていただきたいと思っております。

先ほど吉本議員のほうからは、現時点では新たな農地を取得すると農振除外は不要だということ発言だったかと思いますが、これはやはり必要だというふうに認識をしております。現時点でも農振除外の手続は必要でございます。

それから、床面積についてでございますが、ご指摘のとおり、確かに床面積、これは現在地

案と比べますと新たな土地、あるいは町民グラウンドの床面積は広めにとっております。これは私どものほうも苦慮したところでございますが、現在地案の形での床面積を提示するののも一つの方法ではございますが、ただプラン図をごらんいただきますとおり、議会からもゆとりのある校舎建設を考えてはどうかというご提案をいただいております。それにあわせる形で図面を引いております。その関係で事業費が伸びたということございまして、これがもしこれからの議論の中で現在地というくらい、いわゆる補助対象基準内という話になりますけども、その面積でっていうことであれば当然事業費は変わってくるというふうに想定をしております。

それから、全体的な工期につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、これは実際やってみないとわからないものもございまして、確かに県の協議等々ございますので今のところ短くなる可能性もありますし、逆にこれより長くなることもあるっていうことございまして、にさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、大山課長のほうから今の現時点でも農振除外の必要性はあるということでしたが、私はつい最近県庁のほうの担当課のほうで問い合わせをしたところです。どっちがほんなこつか、そこんところはしっかり再度町のほうも検討をしていただきたいと。私も確認はします。

昨日の中部小学校建てかえに関する教育長、町長の答弁では、現在地案は考えず、新たな場所案と町民グラウンド案の2案に絞ったということでした。それでは、事業費は現在地に建てかえる案（C案）が一番安く上がる案でありましたが、どうしてこのC案をあきらめられたのか。また、新たな場所建設案、町民グラウンド建設案はどれだけの事業費までならば財政的に大丈夫とっておられるのか、町長にお尋ねいたします。簡潔によろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現在地の案を断念したということにつきましては、昨日石原議員のところまで答えておりますので、それでご理解願いたいと思います。

それと、新たなところに移った場合の事業費はどれだけかかっていうことでありますけども、この辺につきましてはいろんな今出ておりますけども、そういった面にすれば非常に財政的には非常にどう対応していくかかっていうのが大きな課題だと考えておりますけども、これにつきましても民意を大事にしながら、そして議会の皆さん方の同意を得ながら進めていくということになればなかなか実現のほうに向かっていきませんので、そういう面につきましてはできるだけそういった中でも安く上がるような方法については十分検討しながら取り組んでいきたいということで、金額的にどこまでというのはこれは財政のほうにもいろいろ、どういう形で建設事業あたりが過去の決算の中で見てみますと、投資的な経費というのが大体一般財源ベースで7億円から8億円、ほかのも入れて10億円しか出てないので、そういった中でどうおさめるかというのはほかの事業のほうに影響していくこともあるかと思っておりますけども、学校

の整備を優先させてやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の町長の答弁では、大体幾らぐらいまでならば大丈夫だということは余り考えておられないということのようですね。

小学校建てかえに関する住民説明会での意見としては、新たな場所を期待される意見が数多く出ました。また、昨日の中部小学校建てかえに関する教育長、町長の答弁では新たな場所建設案と町民グラウンド建設案の2案に絞ったということでした。しかし、関係地権者の方々のご意見を聞かないままに小学校の建設場所を決定しても、後で用地の確保ができなかったでは小学校建てかえがさらにおくれることとなります。このように工期短縮、事業費の削減が考えられる状況であっても、新たな場所に関しての調査をされないということは理解できません。新たな土地の不動産鑑定をし、関係地権者の方々に具体的な買収価格を提示し、協力が得られそうかどうかご意見を伺うようなことをされる考えはないか、町長にお尋ねいたします。あるかないかでいいです。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そういうところにつきましては、教育委員会のほうともよく調整した上で、そしてまた全協の中で今回の説明会の結果を取りまとめた上で議会のほうとも相談していくということにしておりますので、そういった場面でお答えしていきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次に移ります。

小学校建てかえに向けたプロジェクトチーム結成は不要かとしております。

この小学校建てかえ事業は、菊陽町一般会計予算の3分の1にも達する三十数億円も投入するような一大事業です。急を要する事業であるにもかかわらず、いつまでたっても事業が進みません。この件は町長が議会に設計予算を提案され全額否決された案件であり、待ったなしの案件です。何度も言いますが、ここまで来たら教育委員会だけの問題ではないと考えます。この事業に関しては農振除外、農地転用、開発行為、建築設計、土木建築工事、下水道工事等があり、いろいろな分野の協力が必要になります。町全体で取り組まなければならない一大事業と考えます。ところが、現状は町長の指導力が発揮されておらず、一日も早く事業を進めたいと言われても伝わるものがありません。本当に一日も早く小学校の建てかえを済ませたいのであれば、小学校建てかえに向けたプロジェクトチームを早急に立ち上げ、役割分担をされる考えはないか、今の体制で責任を持って町民の負託にこたえられると考えておられるのか、教育長、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） プロジェクトチームということになると、町の一つのチームというふうなことでありますから町部局でこれはしていかなければならないと思いますが、先般基本構想においては私は検討委員会についてどうかと尋ねられたときには、検討委員会はつくりません

と、置かないというお答えをしたのではなかろうかと思いますが、今回こういった形で具体的に基本構想から基本設計という形になっていく状況の中では、検討委員会等は何らかの形で組織としてつくっていききたいと今検討しているところでございます。

(11番吉本 堅君「検討委員会ではないんですよね」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） プロジェクトチームという形であれば、町でこれは当然議員がおっしゃるような形でつくっていくというようなことでありますから、私どもでつくっていったほうが良いというようなことであれば、検討委員会かなというようなことでございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） どの場所であるかということが、そういう方針が決まった段階では言われるように一日も早くいろんな諸手続を終える必要がありますので、関係の課の職員等の応援体制といいますか、プロジェクトが必要なものについて教育委員会だけではなくていろんな、例えば農地の問題であれば、そちらになればそういったことも出るかと思えますけども、具体的にどういった方向に進むかっていった段階で支援体制が必要なものには体制をとっていききたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長は今具体的な段階でと、方針が決まった段階でということでしょうかね。

菊陽町では、職員削減に向けた取り組みをされどこの課も人手不足かもしれませんが、この件は何とかやりくりをしなければなりません。教育委員会学務課が現体制で菊陽中学校耐震工事等の準備を並行して事業を進めておられることを考えますと、もう教育委員会のほうは手いっぱいではないのかなあと。今教育長のほうから言われましたように、そういうプロジェクトであれば町部局というふうに考えられておられるようであります。私の考えからしますと、もう一日も早くそういう体制をとって、先ほど農政課長だったですか、大山課長だったですか、農振除外は現時点でも必要ですという話もありましたが、どちらが本当なのか私も興味を持つところなんです、そういうことも含めて、やっぱりぜひとも急いでやっていただきたいなというふうに思います。

現在隣町の大津町でも児童数370人の大津小学校分離新設校建設設計画が進められております。この計画は、美咲野団地東南部に敷地面積4.3ヘクタールの用地を事前に確保され、公募型プロポーザル方式で設計者を今年の9月8日まで受け付けるということのようです。平成21年度基本設計、22年度実施設計、23年度、24年度で校舎建設を終了予定ということです。

このように益城町、大津町の学校建設状況と比較しましても、菊陽町の事業計画の工程は余りにも時間がかかり過ぎであると考えます。一日も早く建てかえをするという考えにおける町民グラウンド建てかえ案では、将来菊陽中学校建てかえ時のいろいろな問題、それから中学校のクラブ活動の利用等での町民グラウンドの必要性、さらに新たな町民グラウンドを探し建設

をすることを考えますと、新たな場所（E案）に建設することが理想ではないかと考えます。保護者の方々が町民グラウンド案（D案）工期期間3年ですね、新たな場所（E案）は工事期間6年などの町から配布された資料での判断をされるのであれば、だれしも町民グラウンド案（D案）を選択されることが予測されます。町長が近日中に新たな場所（E案）の決断をされれば、現在の計画案より私の考えですが3年近く工期短縮の可能性があるということ、また大幅な事業費の削減の可能性があるということを申し上げ、町長の早急な決断を期待するところです。

菊陽町が住民の方々の意見を全く聞かれないままに中部小学校建てかえ計画を進めてこられ、実施設計予算が3月議会で否決されました。最近になって住民説明会が4回計画されましたが、町長、副町長の出席は一度もなく、現在の後藤町長の中部小学校建てかえに取り組まれる姿勢は理解できません。また、今年9月11日に臨時教育委員会を町長出席のもと開催をされたのであれば、町民グラウンド案と新たな場所案の2案とせず、そのどちらかの案に決めるべきではなかったのか。今後は議会と話し合いながら場所を決めたいとは、水面下の根回し議会と受け取られても仕方がないと考えます。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時10分

再開 午後2時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの吉本議員の質問に対する答弁の中で誤りがあり、訂正したいとの申し出が教育委員会からありましたので、これを許可します。

学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 先ほどの一般質問の吉本議員のお尋ねの中で、私のほうが農振除外の手続は今でも必要というふうにご答弁を申し上げましたけれども、確認しましたところ、現在町作成の計画につきまして、農振除外の手続は協議で済むということでございます。農地の転用につきましては、許可不要という手続となっております。

これが今回、現在法律が通っておりますが施行日がわかりませんが、新たな法律の中では農地につきましては農地転用は許可が必要とするために農振除外の手続が必要ということでした。大変勉強不足で失礼いたしました。訂正方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） 皆さん、こんにちは。今日最後の質問をさせていただきます。民主党の北

山でございます。

今日、たった今国会では首相指名の投票が始まりました。やがて民主党の鳩山代表が総理大臣につき今後の新しい日本の道筋をつくっていく、そんな幕あけの日ともなっております。

民主党は公約として予算の枠組みの考え方の方向を180度転換し、私たち国民の暮らしに直結するさまざまな施策に重点を上げていく、そんなことを掲げて今回の総選挙では勝利をさせていただきました。新たに施行される政策がある半面、無駄とされている事業の削減は避けられません。天下りを多く受け入れている団体の存在価値の精査などを初めとして、今、一つの指標としてOECDということを持ち出せば、加盟30ヶ国の中で教育費予算は最下位、病院の先生方とかそれから医療に関する指標はおおむね22位から26位と先進国の中で最下位、その中であって公共事業は断トツの1位。このいびつな財政出動に対しても恐らくはメスが入っていくものと思います。日本の中にたくさんある建設業界の方々には自ら生き残り策を模索していただくことが出てくるかもしれません。ただし、実務を受け持つのは官僚の皆さんです。官僚の皆さんとしては戦後60年間やってきたのとは全く違った形を今後行っていきますので、いろいろな意味で戸惑いやふなれのために事業業務が滞る、そういった一時的な混乱があるかもしれません。願わくば、多くの国民の皆さんが厳しい目を向けていただいても結構ですが、中には民主党政権というスタートしたものを温かい目ではぐくんでいただく、そういう姿勢をもっていただくことを願ってやみません。

今回の選挙の注目するということは、有権者が自分たちの意思を持てば政権がかわられる、そのことを実感をしていただいた、そういう意味でかなり有意義な選挙でした。4年前の小泉時代、そして2年前の参議院選挙、そしてこの間の東京都知事選、そして今度の衆議院選挙です。今までは一部の団体、これは労働組合も含めますが、一部の団体、一部の企業、一部の人たちに支持されていれば選挙に通るという時代から、国民に支持されなければ支持されない、そういう時代に突入したというところで、まさに革命的な選挙であったと、私はそのように考えております。

国民、有権者、納税者の存在を強く意識してこれからこの菊陽町の中でも議論を、そして行政の皆さんは政策を施行していただく。そして、私たち議員のほうは常にそこに有権者、納税者がいるということをきちっと目に据えて納税者のために議論をしていく、その姿勢が以前より増して追求される時代に入ってきたと、そう思って身を引き締めて今後の残りの任期に全うしていきたいと、そのように考えております。

さて、昨日芝議員から民主党の公約であります子育て支援、一部の方にとっては増税になるというような指摘がありましたので、そのことについてちょっと触れておきたいと思います。

扶養家族手当を廃止して、財源の一部として子ども1人2万6,000円を支給していくというのを民主党のマニフェストに載せて重点政策としておりますが、政策とは租税と使い方そのものです。つまるところ、富の再配分なんです。ですから、豊かな人に多くを負担していただいて広く施策に活用していく。これは今までの自民党の時代やほかの国のやり方と基本的には変

わりません。幸い芝議員は今まで扶養家族手当は必要としなかったというぐらい裕福な方です。ですので、これからもきちっと納税をしていただけるものと。よろしくお願ひしたいと、そのように思っております。

子育て支援をなぜ民主党が重点政策に上げてきたかと、その理由なんです。今日本の中に1億2,700万人ほどの国民がおります。今のままの少子化が進んでいけば、平成50年あたりに日本の人口は9,000万人台まで下がります。その中で40%余りが65歳以上のお年寄り。そして、現役世代ではない子どもたち、お年寄り子どもたちを省くと、現役世代と言われている人たちの人口が約5,000万人ほどになります。今のおよそ半分ぐらいまで減っていく予定です。人口減少というのは国力の低下そのものです。5,000万人ほどになった現役世代でどうやって膨大な社会保障を担ぐんでしょうか。だれが1次、2次、3次産業を支えていくんでしょうか。もしそういう時代になれば、防衛や外交、もちろん日本の中の経済、さまざまなことが脆弱化し、まさに国としての機能をなさなくなります。この少子化問題というのは日本だけではなく、欧米諸国も、米は違いますね。ヨーロッパ諸国もかなりそのことに危機感を持ってさまざまな子育て支援を取り入れております。子どもを産み育てる、社会で育て、そして未来の国を守っていく。そのために子育て支援は必要です。ぜひこのことをご理解いただきまして、増税になる方もおるかとも思いますが、基本的には税金を取って、そしてそれを施策に充てていって国の運営に充てる。租税とその使い方ということでご理解をいただければと思います。

長くなりましたが、今回の質問は3項目ほど上げております。

早速質問に入ります。

放課後子ども教室の今後の実施方針についてです。

夏休み、西小学校で昨年に引き続ききらきら教室が開かれました。その実施結果もあわせて答弁のほうをよろしくお願ひします。

残りについては質問席にて行います。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

放課後子ども教室につきましては、今年度は菊陽西小学校と南小学校で実施しました。2校になります。西小学校で夏休み期間中実施し、約180名の参加がありました。野菜の苗植え、工作、絵手紙、英会話、室内ゲームなどを行いまして、昨年は120名でしたのでかなりふえております。南小では隣接する南部町民センターで、長期休暇期間を除く毎週水曜日の放課後にゲームとか英語の学習などを行っております。今年度南小では21名の参加ということでございます。

前回は保護者のほうからはよかったというような評価でしたけれども、今回西小学校で指導をされてこられましたコーディネーターの方にやった意見をお伺いしたんですけれども、やはり子どもたちの遊ぶ笑顔が見れてよかったし、そして地域とのつながりも深まったというようなよい評価をいただきました。しかし反面、登下校時を含め安全面の指導、また地域のアドバ

イザーといひましようかお手伝いをされる方の不足などが課題としておっしゃっていただきました。

ご質問の今後の方針ですけれども、基本的に放課後子ども教室は学校の余裕教室をお借りして放課後などに実施する事業でありますけれども、現在菊陽町におきましては放課後に利用できる余裕教室のある学校は限りがあります。また、実際の実施に際しましては、学童保育クラブとは異なり、地域の方々の協力を得て体験活動や交流活動、学習活動を行います。さらに、子どもたちを指導する地域からのコーディネーターや安全管理者の方も必要です。これらの条件や協力がそろって実施できる事業でありますけれども、生涯学習課としましてはこの事業が本当に子どもたちと地域をつなげていくという意味がありますので、この放課後子ども教室の事業の普及を努めていきたいと考えています。来年度も、今年2校でしたけれども、希望のある学校に説明を行い、指導に伺いまして実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ありがとうございます。

コーディネーターをどのぐらい集めるのかというところで充実したものができるかもう少しか、それは言われているとおりだと思います。去年行われまして、去年も相当好評でした。先日行われました校長先生に話を伺ったら、大変児童も喜んでいたし、保護者も喜んでいたと、そういうことでした。ですから、西小では2年連続夏休みということになりましたし、南小は今年から始まったということです。ですから、できればすべての学校で取り入れて、異学年でいると、同年代が一つのクラスに入っているというのとは違う、別な教育環境ができますので、多角的な子どもたちの育成につながっていくと思います。

そのスタッフの確保の中で、今課長も言われたとおりスタッフをどれぐらい集めるかが大変だということもわかってるんですよ。僕も注意して見てたつもりですけどもちょっと気がつかなかったのは、例えば保護者であるとか、それから保育園の元保育士さんで現在は離職をされている方とか、それから退職者、元学校の先生でもいいですけど、老人会、そういうところかなり声をかけられたというような形跡がちょっとなかったような気がしますが、そのことについてどうだったんですか。ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） その点ですけれども、西小学校の場合に保護者を中心にアドバイザーあるいはお手伝い、安全管理者のほうを集めて、そして実施される方、実際子どもに指導される方ですけれども、農業されている方というようなことで探したんですけれども、ともかく人数が多くて、幾つもの日にちを設定する必要がありましたんですけれども、なかなかその辺が探し切れなかったというようなことでコーディネーターの方から学習アドバイザーを探すのが非常に大変でしたということで、地域の方も含まれますけれども、ボランティアされてる方とかあるいはいろいろ近隣の町民センターあたりで実施されてる絵手紙だとか、そのグループ

をお願いしたという経緯がございます。課題としてはおっしゃるとおり、なるべく地域の方と密接につながりながら実施していく必要があるというふうに反省いたしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 西小の子どもたち、また南小の子どもたちもいっぱい参加をしているということからしても、この事業というのは全町に広げれば全町の皆さん方が喜んで利用するすばらしいシステムだと思うんですね。ですから、ぜひ来年度に向けて早目のところから計画を立てて、そしてコーディネーターならコーディネーター、コーディネーターっていうのはいろいろどういうことをするのかっていうプランを立てないといけませんので、できれば1年ぐらいかけてプランをつくって行って、やれるときにそれを使っていくと。今回もちょっとはっきり言うと僕は確認はしなかったんですが、ほかの学校の先生方が西小なら西小、南小のほうに行ってみ学されたというようなところも、ちょっとほかの先生の側に聞いても、いや来ましたよというような答えがなかったんですが、その辺のところはちょっと残念だったかなと、そう思っております。できれば同じ町の中でやるんだから呼びかけて、そういう面では学校公開日じゃないですがそういう形でもって広くこういうやり方がありますよということをアピールしていただいてもよかったのではないかなあとということをちょっと最後につけ加えさせて、この件については終わりました、次に移りたいなど、そう思います。

今度通学路のことについて話を進めていきたいと思っております。

一部ちょっと訂正がございます。小学校の通学路（北沖野団地2号）と書いてあるのが、実はこれ新山5号線ということで私の間違いです。ちょっと訂正をしていただきたいと思います。

とりあえず、これはこの道についてということではなくって、例え話といいますが、その形でこれを取り上げていきますが、実際には井口、辛川から南小に行く曲手線のところをずうっと子どもたちが歩いているとか、それから道明の子どもたちが交通量の多いところをずうっと歩いていくとか、それから光の森の子どもたちが、道の名前としては武蔵ヶ丘団地2号線ですね、武蔵ヶ丘中学校の北側から県住のほうに抜ける道ですが、大体300から400メートルぐらいの道ですけど。そのところで歩道と車道が区別されていないところをずうっと歩いていく、そしてその横を車がどんどんどんどん通っていくっていうところが菊陽町の中にはあります。後で商工振興というところでもちょっと触れておきたいと思うんですけども、先ほどのほかの議員の中でもそのことに触れてますが、菊陽町はほかから企業を誘致して、ですから通勤とかでいっぱい菊陽町の中を通っていくわけですね、ほかの町の人も通っていきます。そういう意味では通り抜ける道にも使われているんです。でも、そこを子どもたちは毎朝狭いところを通ってます。この新山5号線ですけども、新山5号線っていうのは幅5メートルぐらいですね。5メートルのところでもって双方向、結構車の往来が多いんですよ。カラーでもってここは歩道ですよっていうカラーでイメージしてましますけれども、子どもたちやそこら辺の保護者に聞けば、や

っぱり離合するときはそのカラーのほうに車が入り込んで離合していくと。子どもたちはそれを避けて通っているということがあります。

もう一つは、地名で言うと沖野っていう地名があるんですね。沖野っていうところから杉並台のほうに実は道路を横断するんですが、横断歩道が一個もないんですよ。ですから、車の往來を縫うようにして子どもたちがばらばらばらばら横断してるわけですね。いつ事故があっても不思議じゃないんですよ。これは町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、菊陽町のまちづくりとして通学路に対してどのように考えていくのか。そのことについてちょっとお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 通学路につきましては、それぞれ学校のほうで道路の指定とかされているかと思いますが、できるだけ歩道がついとったが一番いいわけですが、そういう拡幅が可能なところは計画的に進めていかなければならないと思います。

また、横断歩道とか速度制限等につきましては、歩道は必要なものはできるだけ早くすぐ公安委員会ですかね、管轄ということでそちらのほうに上げていきますけども、速度制限とか進入禁止等について非常に近隣の人にも制限がかかるということで、そういう理解を得ながら進めなければならないと思っております、歩道についてそういう子どもの通学路については交通安全の見地からも安全対策という意味で最も力を入れていかなければならない一つの分野だと認識しております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） だから、町は原水工業団地もまだ半分残ってますから、要するに企業は誘致したいわけですね。企業を誘致することが菊陽町の財政もよくするから、これはやっていくわけですよ。原水工業団地につくった企業に対して、菊陽町の人間が100%そこで勤めるわけじゃない。ですから、隣の合志市であるとかいろんなところから来るわけです。通り道になるわけですね。ですから、町としての生き残りとして原水工業団地、要するに企業誘致をしていくっていうことを掲げているんですから、ですから通学路の安全はある意味学校のほうに任せてるかもしれませんが、時間的に一方通行にするなり、武蔵ヶ丘団地2号線は時間的にはもう一方通行になってますけど、要するにそういう形で規制を町として取り入れていくとか、もしくはスクールバス構想を取り入れていくとか、もしくは今菊陽町の中では防犯パトロールっていうところを、そりゃあ雇用対策っていう形ですけど、そういうのを取り入れてますから、そういう人たちがそこに時間的に張りつけておくとか何かやってかないと、とりあえずは企業誘致します、とりあえず子どもたちは学校単位に任せてます、拡幅できないところはちょっと難しいですっていうことではね、町としての方針がちょっと見えない。ですから、この辺については事故があってからじゃあ遅いので、ただ明日から道路を広げましょうということではできないと思いますし、公安委員会のほうとの協議も必要でしょうけども時間制限、少なくとも。そういったことについて取り入れていく、その方向が見えたとしたらやっていくっ

ていうおつもりが町長のほうにあるかどうか、その辺のところだけちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致によってそこにいろんなところから、確かに言われるように生活道路まで今車が入ってきとるような状況にあります。企業等においても努力されておられまして、朝の登校時間帯に企業のほうから交通指導するのを配置したり、また時差出勤等あたりも対応されているところでもありますけども、安全を確保するという意味で時速の制限等については、これは後で担当課長のほうから詳しく説明させますけども、そういう必要性の高いところについては制限等加えていくという方針で進めております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 西小学校の正門のほうから真っすぐ北の沖野っていう地域に行くところの栗林があるんですが、そこに大体5メートルぐらいの道があるんですね。そこはもう時間でもって車は通行禁止なんです。でも、そこを大体毎日四、五台双方向車が通っていくんですよ。このことはもう総務課のほうの皆さんにはお伝えしてありますんで、今でも通ります。

次の防犯パトロールの任期っていうほうに移っていきたくと思いますけど、この防犯パトロールの方が時々立っていただいて、ここは時間制限ですよって言うと、ああそうですかっていうところでぐるっと回る、でもない日はまたそこを通るということになってるんですよ。ですから、企業の努力、個人の努力っていうところではやはり安全は守れないかなあと、そういう感じがします。ですから、これは菊陽町としてのシステムの問題です、システムの。ですから、町としては子どもたちの安全ということをどういうふうな具体的な政策でもって守っていくっていうことの、形としてはちょっと見えない。ですから、子どもたちがずうっと通るんだったらそこは時間制限でもしますよとか、スピード制限はかなり遅くしますよとか、そういうことをしていく必要もあるでしょうし、住宅会社がいろいろまちづくりをしていく中で、よくスピードが出ないように互い違いにスピードの出ないような道をつくったりしますよね。そういうような形をするなりして、町のランドデザインがこの件についてはないんじゃないかと思います。ですから、その辺のところ今後の課題としてきちっとつくっていただきたいと、そのように思います。

この防犯パトロールの任期と計画に対する達成度というところなんですけど、これは今青色灯を回してぐるぐる回っていただいています。地域の方も結構そういうことで防犯に役に立っているという意見がある半面、個人としての任期は半年ですね。ですから、ある時間帯である場所はちょっと要注意、濃淡があるはずなんです。パトロールするにしろ時間とか日にちとかがですね。そういうものがきちっと引き継げていけるのかどうかっていうところと、とりあえず今のところ5カ月ぐらい終わりましたが、その5カ月ぐらいたった中でのどれぐらいの評価点があるのかっていうところ、とりあえずその2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えしますが、その前に新山5号線というのがその前の質問に若干ありましたので、まず通学路の件についてどういうふうになっているかということでお答えしたいと思います。

新山5号線というのは延長が900メートルで、幅員が狭いところで、おっしゃったように5.1メートル、広いところで6.7メートルとなっております。南側の県道側から100メートル区間については平成15年度に用地買収を行いまして、歩道設置を行っております。また、それから北側につきましては、平成12年度に歩道設置の要望があつてゐるようでございますが、道路沿いに住宅が張りついておりまして歩道ができない状態でございます、道路の拡幅そのものも困難な状態にあります。道路を最大限有効に利用するというので、道路敷いっぱいまで通行できるように改良いたしたところでございます。その際、道路に今おっしゃったように立体的に見える表示を行つてゐるところでございます。

現在の状況での歩道設置というのは大変厳しいものと考えておりまして、そういった中ではありますけれども、児童・生徒の安全を図るためにはどうしたらいいのかというようなことがありまして、速度制限と横断歩道の設置、こういったものについて検討しておりまして、大津警察署を通じましてこういったものが、先ほど町長の答弁にありましたように県の公安委員会の設置になりますので、要望をいたしてございましたところ、速度制限につきましては最高速度を30キロの制限速度に今年度中に制限ができるだろうと。それから、横断歩道につきましては、早ければ今年度中に設置をします。遅くとも来年度中にはできますよと。横断歩道については地元の方と相談をして、どこが一番適当な場所かということを決めた上で行うということでございます。こういった状況で、通学路につきましてはそれぞれ地元の方は非常に詳しい状況にございますので、そういった規制が必要な部分がありましたら、大津警察署を通じてそういったものの設置というのは要望していくようにしておりますので、それに対応したいというふうに思つてゐるところでございます。

それから、今の質問の本質のところでございます。防犯パトロールとおっしゃいましたけど、スクールパトロール隊の件であると思つています。

これにつきましては、現下の雇用失業情勢にかんがみまして、緊急雇用創出事業臨時特例交付金つていうのがありまして、これが都道府県に交付されまして基金を造成して、この基金を活用して運用されております。離職を余儀なくされた非正規の労働者の方、あるいは中高年齢者等の失業者に対して次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出する、あるいは提供するという事業を実施しているところでございます。これらの者の生活の安定を図ることを目的とした緊急雇用創出事業の一環でこのスクールパトロール隊というのは実施しているところでございます。

その実施要領の中で、新規雇用する労働者の雇用就業期間は6カ月未満となっております。更新は状況に応じて可能とすることが規定されております。状況に応じてそれが6カ月間延ばすことができるということでございます。したがいまして、私どものこのスクールパトロール

隊については、一部の方を更新をしようと。詳しい人が残っていないと先ほどのような状況になるということがあるかもしれませんので、そういった引き継ぎというのを行っていければというふうに思っているところでございます。

また、さらに計画に対する達成度ということでございますけども、これは数字であらわせるような達成度というのはなかなか難しいものがありまして、スクールパトロールの目的といたしますのが、学童を犯罪、各種事故から守るとともに、人々の安心・安全を確保するということがありまして、現在のところ、子どもたちが事故に遭ったりとかという状況が、犯罪の対象になったりするようなことがあっておりませんので、少なくともその成果というのは発揮できているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 先ほどの交通安全というところとちょっと矛盾するんですけども、朝は車が危険、子どもはね。不審者に対して危険っていうのは、実は午後なんですよ。1年生と2年生って、要するに子どもたちは行くときは集団で登校しますが、帰りはばらばらになると。ですから、車が危ないので今の新山5号線で言えば、1人で行くのは危ないから、だから住宅街の中を通るっていうのはいいんですけども、住宅街も全く昼間通ってみると人がいない。そういうところを小学生の女の子が1人で通っていくというところがありますので、できればスクールパトロールをこの臨時雇用というところではなくて、何らかの形で子どもたちの安心を守るというところの町の子育て支援という意味ですかね、そういう形に取り入れていただいて継続的にやっていただければなど。そういうことをちょっとお願いをして4番目に移りたいと思います。

武蔵ヶ丘中学校です。武蔵ヶ丘中学校の現在の生徒数が628名ですね。これは3年生が卒業して6年生が入ってくるということを単純に計算をすると、3年後は750名ぐらいになりますね。ですから、もう今でこそグラウンドが狭いですよ。今教室が3クラス分余ってるということらしいですけども、決して決してそれで足りるような状態じゃありません。ましてや、用地はもう買収して確保されているんですけど、工事待ちだけになっているという形です。

まず、基本的に聞きますが、これの拡張計画はいつを予定しておりますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） グラウンドの拡張ということでお答えしたいと思います。これにつきましては22年度以降では早急に対応すべきというふうに考えておりますが、ご承知のとおり学務課のほうで抱えております事業の中で、今早急に対応をしておりますのが武蔵ヶ丘中学校の今耐震工事をやっております。それから、現在設計をしております菊陽中学校につきましては、来年度何とか実施したいと考えております。加えまして、今議会でも議論となっております菊陽中部小学校の耐震の建てかえということで、ですからこの私どもの今の考え方で申しますのは、耐震対策事業をやっぴり優先すべきだろうというふうに考えておりま

す。その次に対応すべきが児童・生徒数の増加に伴います教室不足に対する増築については、これは優先的にせざるを得ないだろうと。その間にこのグラウンド拡張の工事に入ればということで、現時点では今のところまだ具体的に実施時期というのはまだ定まっていないのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） そうなんですよ。さっき町長が学校関係でもって70から80億円ぐらいかかるというのは、恐らくその中部小から菊陽中学校、西小学校の増築は23年ごろってこの間答弁がありましたよね。ですから、学校関係だけでもってメジロ押しなんですよ、ずっと。子どもたち、中学生ぐらいになったら部活動も物すごく大事になりますので、もう目指したい子どもはもう甲子園だとか、あるいはプロ野球だとかっていうことを明確にもう進んでいる子どもたちもいっぱいいるんですね。それだったら今光の森の公有地を部活動のグラウンド用地に充てるっていうことも検討されていますか、どうですか。この件についてちょっと。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まだ内部的な段階で検討はしておりますけど、まだ内部的な段階でございます。当然部活で使うとなりますとデメリットが出てまいりますので、その辺まだ十分に検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） そうなんですけど、子どもたちの1年というのはそのときの1年ですよ。ですけど、仕事でいえば20年、30年っていう計数で流れていきますけど、子どもたちってというのは中学校は3年しかないし、1年生のときは1回、1年しかないわけです。ですから、そういうことを考えると、小学生も大事だけれども中学生ぐらいになってきたときに、勉強と体を動かして自分の中である種の達成感を持って次に挑戦していく飛躍台でもあるわけですよ。ですから、そういうときにいろんなことをやんなくちゃいけなくて、お金も回らないからまあ我慢してねっていうことでずっと我慢してきてるはずなんです、あそこは。でも、光の森のほうから今現在ずっと集まってきてますし、今度光の森の東地区ですね。西小学校のケースですけど、そちらのほうにも今後どんどん家も建っていきますので、この750名というのが僕はこれからふえることはあっても下がることはありません。ですから、グラウンドの話をしておりましたが、校舎のほうの教室等の増築っていうところももう進んでいかなければいけないと思います。ですから、ここら辺のところはおおむね、いつぐらいかぐらいはもう答えられる状態でしょ。ちょっとお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

私どものほうで今議員さんが武蔵ヶ丘中学校の生徒数をご説明されましたけど、私のほうで現在つかんでおります5月1日現在の数値ですけれども、武蔵ヶ丘中学校につきましては

638名でございます。これを平成27年まで推計をいたしますと857になる見込みでございます。これは転入、転出含まれておりませんで、単純な住民基本台帳人口からの推計でございますが、かなりふえるという認識を持っております。

議員さんご心配のとおり、教室がどうなのかという点、私も気にかけておるところでございますが、この生徒数を具体的に1年生から3年生までの学年に分けてクラスを具体的に追っていきますと、現在21年度は19学級ございます。これが27年度になりますと26学級の見込みとなっております。そういうことで、クラスが必要になってくるわけでございますが、現在武蔵ヶ丘中学校のほうでは26教室ございます。この部分で、転入、転出の関係がございましたけれども、今のところ何とかなるのではないかと。ただ、これはあくまでも見込みでございまして、これ以上転入なり何らかの事情でふえた場合には当然増築はあるけれども、今のところでは現在のところ増築が必要になるところを早急に手当てをすることまでは行ってないのではないかというふうな判断をしております。

ただ、現在武蔵ヶ丘中学校の耐震対策工事を今行っております。この関係で8月改めて確認をいたしましたところ、来年4月1日の配置になるんですけども、学校の先生方の数が5名ほどふえるということで、現時点では職員室に入らないような状況が想定されます。教室以外にもそういったところが出てまいりまして、この件につきましては現在作業を進めておるところでございますが、最終日にでも現在工事をしておりますが、変更契約のお願いを議案として提出したいというふうに考えております。

そういうことで、教室はなんとかいくようなんですが、それ以外の部分、学校の先生方の職員室、県費負担の職員室の机が入らない状況も生じております。そういうことで、なかなか今後動きといたしましては気を緩めなくて注意深く見守っていきたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ということは、800名超えても今の教室で足りるということですね。

（教育審議員兼学務課長大山 晃君「はい」の声あり）

1クラス結構人数になりますね、じゃあ。わかりました。子どもたちが、これは西小のときもお願いしましたけれども、間違ってもプレハブで一時的に我慢するというようなことにはならないように注意深く運営をしていただきたいと思います。

じゃあ、2番の農業のほうに入っていきたいなと思います。これについては農業委員会もしくは町長のほうにお答えをしていただきたいと思います。

後継者が本当おりません。農業センサスってところの平成18年度のデータを見ても、農業を担っている人のピークが、男性ですと70代の前半、女性ですと60代の後半です。これ平成18年度のデータですね。これは今で言うともう70代中心と。この状態がなぜピークにあるかというと、要するに若い人が育ってきてないってことですよ。このことについて、町長は昨年度までは農業委員会の委員長でしたので、その観点からこの現実をどのようにとらえているの

か、まずお答えをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

農家の数でございますけど、議員さんは18年と申されましたけど、平成17年の農林業センサスの統計で農家数が559戸、専業農家が217戸、総農家のうち後継者がいる世帯が320戸となっております。現在、町の認定農業者が192戸で、後継者も若干ふえてきていると思いますが、就農しない理由としましては、会社等に勤務の後継者は毎月給与、休み、定期的といった安定した生活があります。しかし、農業は環境、労働時間、報酬や価格の低迷や資材の高騰を含めて採算が合わないことと懸念され、就農しないと考えています。また、高齢化による離農ということで、高齢化の方も後継者がいない場合は現在機械化されています関係で機械操作が難しくなることや、やはり価格が安定しないことで離農されていかれますが、農作業委託組織を利用しながら農業をされている方もおられますけど、少しずつ管理ができなくなった農地については集落の農家に貸し付けられています。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 農家の数はわかりました。ありがとうございます。

価格の低迷とかそういうところだと思いますけども、熊本県の農業動向年表ね、これをずっと眺めていくとやっぱり価格がどんどんどん下ってますよね、取引価格ですけど。まず、農産物価格指数が平成7年を起点として、これでいうと平成19年という85%に下がります。生産資材価格指数っていうのが110%、つまり10%ほど値上がりしている。この2つを合わせた交易条件指数が76.93ですので、全体として25%弱ぐらいですけど下がってるわけですよ、収入が。ですから、理解していただくため仮に750万円ぐらいの年収をもらってらっしゃる方がいるとするでしょ。すると、12年間で750万円の年収が570万円ぐらいまで下がるわけですよ。ですから、現在の農家を引き継いでいらっしゃる方は、自分の子どもたちや孫に、農業っていいから絶対いいからお前やれよって言えないわけですよ。だから、どんどんどんピークが年々高いほうに高いほうに行くわけですよ。これが実態でしょ。ですよ、僕の考え方間違いないですね。ですから、こうなってくるとあとしばらくすると今農業の第一線でやっていたらっしゃる方は70代の後半、80代になってくるとやりたくてもできなくなる、気持ちを持つこともできなくなる、後継者はいないっていうことになると、離農って方がどんどんどん出てきますよね。

町長はたしか前に、農業は町の基幹産業の一つということを何回か述べられています。今の状態で離農されている方がどんどんふえていくかもしれないこの菊陽町の本町の農業を、今後どのような施策をもって支えていくおつもりがあるのか、町長のほうにご答弁をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この農業、いわゆる農家の問題というのは今言われましたように非常に後継者がなかなか農業で生活をしていくためにはいろんな不安定なところがありまして、後継者ができてないのが現状であります。こういったものにつきましては、町のほうでいろんなできることにつきましてはいろんな単独の関係でいろいろ取り入れたものもありますけども、国のほうも力を入れているところでもありますけども、そういった日本の農業をどう守って、そして安心して自給率を高めるための施策につきましては、やはり国の国策としての制度等が充実されない一つの町ではなかなか難しいところがあります。そういった、やはり農業というのは農産物、いわゆる食料を生産する産業ということで、いろんな国の制度、また県の制度、それをまた町が補完するような形で農業に対しては、菊陽町に住んでおられれば、この農産物が生産されて生活できるようにするためにはいろんな支援というのは講じていかなければならないということで、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 平成20年の決算書によれば、農業に関する補助金額を全部ずうっと足すと大体十七、八項目でもって3,700万円余りですね。でも、これは一つ一つ訪ねていけば全部ひもつき補助金ですよ、要するにね。何々するから何々の補助金が出ると、そういうものですよ。機械を借りればそのときのリース代としての補助があると、そういうことです。ですから、その目的を持った農家の方には恩恵があるけれども、リースをする必要もない、借り入れをする必要もない、新たな事業に転出する必要もないということになると、基本的には裸の状態での厳しい価格の状況とかそういう農業の現場に農家の一人一人が向かっていくということになります。今年のひもつき補助金でやっていって、確かに町長がおっしゃるとおり国策がなければ難しいってことはわかるんですけども、国策を待っていて菊陽町で何もしないってことで農業は基幹産業の一つって言うのはちょっと寂しい感じがしますよね。ですから、この中でちょっと、もう時間がなくなってきましたので、もう2番、3番というところをまとめて質問をさせていただきたいと思うんですけども、今後の問題として、離農されていく方がいたら耕作放棄地っていうのがどんどんどんどん出てくると思うんですよ。その耕作放棄地の再生利用っていうことについて、農水省のほうから1つ今年度の7月に新たな概要というのが出てますが、そのことについて本町ではどのように取り組んでいかれる予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） 農業委員会のほうから取り組み状況についてお答えします。

耕作放棄地の再生利用緊急対策事業につきましては、昨年度は県の単独交付金を実施されまして、菊陽町では解消面積約4.3ヘクタールのうち1.7ヘクタールをこの事業で実施しました。今年度は国の耕作放棄地対策事業が創設され、21年度から5年間の期間に解消を図るべく解消事業及び関連事業について補助されることとなりました。その要綱で市町村において対策協議

会の設置を求められていまして、今後の国の交付金及び県の単独交付金は市町村対策協議会に対して交付され、その後解消された耕作者には市町村協議会から交付する制度となっています。

本町では、本年7月1日付で農業委員及び農業関係団体を中心に菊陽町耕作放棄地対策協議会を設立しまして、7月10日に熊本県協議会の承認を受けました。その後、耕作放棄地の解消に向けて各地区農業委員が努力されまして、圃場整備実施地区などの大区画の農地については順次解消できているような状態です。

事業の内容でございますが、農振地域の農用地区域は国の対策事業で実施することとなりまして、基本的には解消経費の2分の1で10アール当たり5万円まで、それから営農定着として10アール当たり2万5,000円を1年間、土壌改良が必要な農地には10アール当たり2万5,000円を2年間まで交付されます。その後、解消事業に重機を必要とするような農地にはその経費の2分の1までを限度に補助されるものです。また、農業振興地域の白地の地域は県の単独交付金事業で実施するものと設定されています。県の交付金は10アール当たり3万円の交付となっています。今後につきましては、菊陽町耕作放棄地対策協議会において解消できるものから順次個別対策事業の認定、実施計画書の作成及び予算化を行い、解消を図っていく予定でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） その10アール当たり3万円とかっていうようなその補助ですけども、これもさっき言った小出しの補助にしか僕にはちょっと見えないんですけども、それを必要とする人だけはそのときに補助を受けれるんですよ。でも、それを受けない人っていうのは、外国から大量に入ってくる安い農産物だとか、平成2年にひのひかりが2万円余りで取引されていたのが、昨年度でいくと1万3,600円ですよ。米価もどんどんどんどん下がっておるわけですよ。この下落率でいうと32%ですよ。ですから、一方で資材がどんどんどんどん上がっていて、高齢化をしていて、そして自分のところに入ってくる収入が減っていったら、ほらやっつけられんでしょ。何か補助を受けたいときに何かをすれば確かに補助はありますよ。でも、それ以外になったら補助は受けられないから、だからその補助を受けたときには何かやれるけど、それがなかったときにはもう支え切れなくなって、もう放棄してしまう。

ちょっと少し飛ばしていきたいと思うんですけども、要するに耕作放棄地が出たら、それを農業委員会があっせんをして耕したい人に借りてやってもらう、そういうことですよ。僕は点在している農家が、確かに耕作面積が10ヘクタールから20ヘクタールにかなりふえたとする、でも点在している農地をやっても結局作業量のほうがふえていくと、年とともに作業が厳しくなって維持できない。だから、こういうことが果たしてできるのかどうか、面的集約云々っていうふうにも書いてありますけども、その面的集約云々っていうのを菊陽町農業委員会としてはどのようにとらえているのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） 面的集積につきまして、今度の新たな農地法の改正に伴いまして、農地は耕作者自らが所有するところから農地を利用するという考えに改められております。その中で、農地の面的集積の促進を図ることを目的に、市町村公社等の公的機関でまとめる仕組みを導入すると記述されております。

これにつきましては、農地法の法律の改正案分につきましては6月に出ましたけれども、それに伴う政省令につきましてはまだ出ておりませんで、どのようにして仕組みをやっていくのかというのがまだ明示されておられません。6カ月ですので、12月までには必ずそれが出てくると思うんですけども、現状のところの対応として農業委員会なのか市町村なのかJAなのか、そこが不明でございます。

答弁にはなりませんけども、以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） まあいいです。

4番目に、農業委員会の指導力、権限の強化っていうところで、僕はそういう地区の耕作放棄地、あいた農地の貸し借りを進めていくっていうのは僕はやっぱり農業委員会しかないと思います。そりゃあもう、町の行政がやるっていうことはとてもとても難しいので、やっぱり農業委員会がやる。農業委員会が単なるあっせんということではなかなか面積的な集積は難しいかなと、いろんなものの利害が絡んできますので。僕としては農業委員会に大きな権限、これは町長のほうにちょっと答弁をしていただきたいと思うんですけども、僕は半強制的な権限、緩やかな強制力って言うてもいいんですけど。要するに単なるあっせんじゃなくって、やはり農業委員会から言われたらもう仕方がないあつて。じゃあ私がもう作業できない農地をじゃあ農業委員会に1回ゆだねて、農業委員会からある人に耕作面積を譲っていく。そういうやり方をすべきだと思うんですね。ですから、農業委員会の権限を強化っていうことを僕は非常に大事な要素だと思っておりますが、町長としてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 農地の貸し借りににつきましては、農業委員会のほうで高齢化している農地をだれかに貸したい、また借りたいという人があった場合、そういったあっせんあたりはやっておりますけども、ただこの場所にもよりますで、今機械化されてもう実際農業を主にやっておられる方は相当の耕作面積をされておるわけでありまして、そういった中でなかなか機械等が入れないようなところがやっぱり耕作放棄地のほうにつながっていくんじゃないかと思っておりますけども、そういういろいろなことありますけども、農地を受け持ってもいいというためには、やはりそれに応じた、いろいろ農地が荒れないようにするためにはやはりそこに何かのそれを引き受けてもらうところに恩典が出てこないとなかなか難しいかなというところもありますが、これはその農業委員会の権限の強化といいますか、これは法的なところもあると思

ますけども、できる限り法の範囲内とか、また工夫次第でできるようなことについては、今農業委員会のほうでも農業委員さんたち非常に菊陽町の農業をどうするかっていうことを真剣に取り組んでおられますので、そういった中でいろんなこういうことはやはり町のほうから支援をしていただきたいということであれば、そういった面で毎年農業委員会のほうから町のほうにも建議ということで制度の改正とか県の農業会議まで上げるようなことも出てきておりますけども、そういうものについては出てきたものについてはきちんと対応していくことが大事じゃないかと思います。それには予算を伴うところがありますので、そういったことがありましたらまた議会のほうにも予算化して提案していきたいと思っておりますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 最後になりますが、先ほど全国農業新聞っていうのをちょっと見せていただいて、今年度の7月に農水省が定めた耕作放棄地に関するコメントが載っておりました、その新聞のですね。そこには期待される農業委員会っていうところで大きな見出しで書いてあるわけですね。読んでみると、私が考えているのと本当よくぴったりなんです。農業委員会がその地域の農業を育てて、そして個々の農家の方々の収入アップを図っていく。経営規模の確保をしていく。これはもう農業委員会しかない。ですから、そういう面でいけば確かに国の施策は大切でしょう。でも、国を待っていたら何もできないと思っておりますので、農業委員会の方々に一生懸命努力をしていただいて、菊陽町の農家の方々の後継者問題というのも解決していただくようお願いしたいと思います。

3番目のほうについては、もう時間がなくなりましたので、今回は割愛します。ありがとうございます。

終わります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時24分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月17日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 請願第1号の取り下げについて

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 坂 本 秀 則 君 | 2 番  | 北 山 正 樹 君   |
| 3 番  | 石 原 武 義 君 | 4 番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 5 番  | 芝 和 長 君   | 6 番  | 岩 下 和 高 君   |
| 7 番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番  | 大 塚 昇 君     |
| 9 番  | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 11 番 | 吉 本 堅 君   | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君   |
| 15 番 | 梅 田 清 明 君 | 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 |
| 17 番 | 永 野 輝 全 君 | 18 番 | 吉 村 豊 明 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 8 番 | 大 塚 昇 君 | 9 番 | 福 島 知 雄 君 |
|-----|---------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                   |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 教育委員長             | 三 島 誠 一 君 |
| 教 育 長             | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長           | 田 中 真 治 君 |
| 総 務 部 長           | 宮 本 義 次 君 | 福祉生活部長            | 大 川 育 男 君 |
| 産業建設部長            | 服 部 貞 夫 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 野 秀 治 君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長   | 吉 岡 典 次 君 | 総合政策課長            | 松 本 東 亞 君 |
| 財 政 課 長           | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長           | 廣 野 豊 徳 君 |
| 人権教育・<br>啓 発 課 長  | 渡 邊 幸 伸 君 | 福祉部審議員<br>兼福祉課長   | 眞 鍋 清 也 君 |
| 健康・保険課長           | 阪 本 修 一 君 | 環境生活課長            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 町 民 課 長           | 堀 川 正 信 君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村 田 保 孝 君 |
| 農 政 課 長           | 荒 木 一 雄 君 | 建 設 課 長           | 松 村 孝 雄 君 |
| 都市計画課長            | 坂 本 恭 一 君 | 下 水 道 課 長         | 山 崎 謙 三 君 |
| 商工振興課長            | 平 野 誠 也 君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 |
| 教育審議員兼<br>図 書 館 長 | 帆 保 勇 君   | 教育審議員兼<br>学 務 課 長 | 大 山 晃 君   |

中央公民館長 堀川俊幸君

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○10番（川俣鐵也君） ちょっと演壇に上る前に、執行部、菊陽町を担う課長さん以上の人たちが出席をされておりますが、気合いは入っておりますか。ちょっと今日は、皆さん方、菊陽町を背負って立つ幹部職員に激励をすると同時に、考えを再考していただく部分も多々あると思いますので、そのつもりで私の一般質問をやりとりをしていただきたいと思います。

皆さん、おはようございます。

昨日、民主党政権が誕生しました。これは、表目には、今の世の中非常に平和で穏やかな世の中と思われるかもしれませんが、この民主党政権ができたということは非常に革命的な出来事じゃないかと思えます。今までは、政治に関心のある方々の動向で大方の政治の動きというのは決まってきたと思う、そういう動きをしてきたと思えますが、今度の政権交代ほど潜在的な声なき声が、今まで自民政権60年に対するうっぶん、不満、自分たちの厳しさ、これを表に出した結果はないと思えます。私たちも、それぞれの主義主張は別にして、この新しい政権に大いに期待をしたいと思えます。

それともう一つ、先進民主国では、政権交代があった場合、マスコミも1年間はどういう失政があろうとも政権の批判はしないという大人の暗黙のルールがあるそうです。そういう点、今マスコミを見てみると、政権を担う前に、新政権に対する不安をあおるとまでは言いませんけど、そういう風潮があるということは、やはり私は大人げないと。だれでも初めて、政権を担うにしても、何をするにしても、素人です。意気込みを持って新しい形に変わったということであれば、やはり温かく見守る期間が必要じゃないかという気持ちを私自身は持っております。

今度の9月の議会、非常に大事な議会で、一般質問者も10名です。その中で、今年の3月の議会から、中部小学校問題を初めとして、いろんな行政と議会との対立という非常に不幸な構図になっております。今は、議会からするならば行政不信、行政からするならば、何とわからない議員だろう、議会だろうという思いがあると思えますが、すべて不信感に満ちて、レッドロックに乗り上げるとような状況だと思えます。

こうなってきたときに、やはり私たちがこの解決糸口を見つけるには、初心に戻るというつもりで、今日は菊陽町のまちづくりの憲法と言われる菊陽町の構想、それから平成11年から出

てきました行財政改革を中心に、これをなぞりながら、今菊陽町が抱えてる問題は何かと、大いに執行部と議論をしたいと思います。

今日私は、この一般質問をするために少し勉強をして、寝ながら頭を訓練をしてきました。午前3時に表に出て空を見上げると、満天の星でした。人間、空を見上げて星を眺めると、非常に純心無垢な子どものときに返ったような気持ち、そういう気持ちで朝を迎えました。

また、5時半に出ました。そしたら、東の方向に細い左弦の月と1つの星が輝いておりました、やはり私たちもやっぱり身を、3カ月に一度一般質問をしますが、それほど、やっぱり一般質問をするということは、私も真剣な気持ちでここに臨んでおります。そういう思いで、行政の方々もこの質問に真摯に自信を持って答弁をしていただきたいと思います。

質問は質問席から行います。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 演壇でも申しましたが、今この菊陽町の一番大事な時期に、行政と議会がうまくいっていません。一番端的に、やはり教育問題として中部小学校の建てかえ問題。本来なら、先日も甲斐議員が言いましたように、非常にみんなが喜んで、賛成して、新しい校舎をつくること、それに一丸となって進んでいい、これは執行部にしても、議会にしてもそうです。何がこういう問題をこじらせるかということを解明するためにも、やはり基本に戻りたいということで、平成13年から平成22年まで、町の憲法と言われる第4期総合計画が10年間立てられております。いつも町長が言われるように、菊陽町は将来像として「人・緑・元気輝く生活創造都市」をつくるんだということで、これももう後半期に入っております。その中で、平成17年から行財政改革の名のもとに、平成27年まで行革に取り組むということで、この町の憲法であるこの「人・緑・元気輝く生活創造都市」をつくるために、これに沿って施策が行われていると思います。

おさらいをする意味で、菊陽町は37.57平米の面積を持っています。一番高いところでも原水のふれあいの森センター、南では熊本空港カントリー、ここらぐらいが一番高いところで、ほとんど平地です。これほど天災が襲うこともなし、気候変化にも恵まれた土地はない。もう一つ、近い将来実現するであろう70万都市を超える熊本市の政令都市を控えています。大消費地を控えております。国道道路を真つすぐ行くと熊本駅に出ます。国道57号線、旧国道57号線、豊肥線、基幹道路が町の真ん中を走っています。

そういう立地条件に恵まれたところで、昭和30年の3村合併以来五十数年、これほど発展してきた町はないと思います。現に、熊本県下でも3万5,000を超える人口を抱える町は菊陽町だけしかありません。お隣の天津町がこの地の中心でした。そことも約5,000人の人口の差があります。益城町の人口も追い越しました。昔から裕福だった植木町の人口も追い越しております。そういう一番力のある、そして歴代の町長の先見の明があったということで、100ヘクタール、100ヘクタール、100ヘクタールと3次にわたる土地区画整理事業で基盤整備もほとんど整っています。財政指数も、この20年の決算が出ておりますが、どの数字を見ても非常にいい

数字が出とるわけです。

こういう環境の中で、行政の人たちが一生懸命努力してきた結果と、これは大いに認めます。だから、自信を持って仕事をしてもらいたい。これは褒めよつとですよ。自身を持って仕事をしてもらいたいが、どうしてこのところいろんな問題が出てくるかと。やはりそこには、この効率的で効果的な行政運営という一つ一つの項目を今から洗い流していきますが、どこかに問題があると。よく町長も、うちの議長も言いますが、あいさつで、行政と議会は車の両輪だと。実際そうです。立場は違っても、町をよくしていきたいという方向は変わらない。ところが、ここ1年、突然暴走するかと思うたら急ブレーキがかかる、急ブレーキがかかったら動かない。やっぱりそういうふうな姿勢は、形は非常におかしい。一番個性を発揮できる、潜在能力のある町がこういう状態ではおかしいんじゃないかと思います。

もう一つ、おさらいです。菊陽町の町花、これは菊です。菊陽町でも、その役場の下あたりに菊を大量生産されてる優良農家があります。菊陽町の花は菊です。鳥はヒバリ。菊陽ボールの横に、昭和48年に「スカイラーク」という展望のラウンジレストランをつくりました。その名前は「スカイラーク」と言います、ヒバリです。空高く舞うヒバリです。当時は、菊陽町よりもスカイラークのほうが県民的な知名度は高かったと思います。不幸に25年の歴史を閉じましたけど、それもやっぱり町の鳥というつもりでネーミングをしたつもりでおります。ヒバリです。もう一つ、町の木、これは杉ですね。今旧国道57号線に杉並木が植わってますが、この杉という縁で、合併しました屋久島町との都市縁組もできると、こういう流れの中にある町だと。

私が何でこれを言うかというのは、職員の中にも菊陽町出身者じゃない優秀な人がふえとります。ただし、やっぱり町政を担うからには、町の歴史、町の成り立ち、そこらあたりを十分認識をしていただいて、いいまちづくりをしなければ、目先の施策だけの町政じゃいかんと。やっぱり郷土を愛するためには、町の成り立ち、町の歴史ぐらいは、非常に近ごろ優秀な人たちが入ってきとりますが、そこらあたりも町長には十分やっぱり職員教育をしていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたので、一つ一つ提示したことについて質問をさせていただきます。

特に、町の基本構想について問うということで1から6までしとります。この中で強調したい項目は3と5と6です。ですから、1、2、4は簡単にいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1番、事務事業の徹底的な見直し、特に効果的であったことは何かと。これはどなたでも結構です。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えいたします。

事務事業の徹底的な見直しは平成18年度からやっておるところでございますが、大きな効果があった事業としては、職員自らが一係一事業の見直し運動をやっているところがございます。

す。それから、嘱託員の報酬の削減、それから議員定数の2名削減、こういったのが特に効果があった事業と思われまます。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） これについてちょっと言いたいんですけども、やめときましょう。

2番目、次移ってください、外部委託の推進ということで。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これにつきましては、括弧書きの検討委員会の活用は十分されたかというようなことをごさいます、改革のプランには、保育所の民営化の検討につきましては、平成18年度保育所運営検討会が設置され、平成20年度に保育所民営化検討会が立ち上げられまして検討されてきたところをごさいます。その他の検討委員会については設置されておりません。

以上のような状況です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今外部委託の推進ということで、検討委員会の活用で、保育所民営化推進協議会というのを設立して半年以上にわたって検討してこられたと。私は、この方向、これはもう行財政改革の中身にもうたってあります。確かに方向づけとして研究してこられた、これについては私も評価します。しかし、せっかく方向として正しい方向を推進していったとしても、それを実現するためのやり方、これは非常にまずいものがあるんじゃないかと。1つは、もちろん専門職による検討委員会というのは必要でしょう。しかしながら、今の行政の対議会、議会に対する情報開示と開示の仕方、それとタイミング、ここらあたりがそれぞれ組織的にばらばら。どうしてかと。やっぱりそこに一つの基本的な考え方、基本的な線がないのじゃないかと。保育園の民営化の問題が出ましたので、この前の段階で、中部小学校の学務課の問題で紛糾をしております。これも、さっきも言いましたけど、喜ばしいことの事業をするのに挫折をするという、その考え方、進め方、議会に対する情報の提供、地域住民に対する説得、そこらあたりが今の行政の姿勢に一番欠けるとるんじゃないかと。これについて町長の見解をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけども、これまで、何ていいますか、いろんなこの検討委員会に限らず、いろいろ審議会とか協議会とか持ってますけども、以前は、議会のほうの皆さん方のご理解も得るということで、そういった中にも、それぞれの委員会がありますけども、そういったほうからどなたか1人委員のメンバーとして入っていただくということできずと取り組んできた経緯がありますけども、議会のほうからそういった委員会、協議会の中に、議会はいわゆる議決機関であって独立しとるんだから、そういうところに入るのは避けるべきだという、一般質問等でも相当ありました。そういう関係で、現在は、どうしても入ってもらわんといかん部門については入っていただいておりますけども、それまでいろいろ何か

を進める場合は、理解を得るためにも議会のほうからの立場ということで入っていただいて、入られた後は、もうそのメンバーとしていろいろ発言なり意見を出してもらわなければならないわけですが、そういったものも一つなくなったのも、そういうところに入っておられれば、議会の立場として、こういう段階ではいわゆる中間的な報告等もすべきじゃないとか、いろいろその辺の連絡も密にいくと思いますけども、そういったものが欠けて、行政のほうとしては、精いっぱいいろいろやって、最近その進め方に問題があるということでご指摘を受けて、こちらも十分反省すべき点は反省しなければならないところも感じておりまして、いろいろ質問がありまして、本当はやはり新しいことを、大きな金をかけるときは同じような気持ちで進めたいという思いはあります。

そういった面で、今後その辺十分我々もまた、さっき言われたように、県下の中では一番人口が増加している。そういう中で、県内の人口が年間に6,000人から7,000人減る中で、菊陽町は1,000人を超えておりました。最近、不況になって若干減っておりますけども、それでも県内の中で一番人口もふえておるようなところで、それは長い歴史の中で先人の方々が取り組んでこられて、そして今現在に引き継いどる中でこういう発展を遂げているわけでありまして、そういうところも、議員さん言われるように、自身を持って取り組まなければならないと思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 町長には、大きな題目で、ちょっと後で質問事項で議論をさせていただくと思いますので、よろしくお願いします。

今町長のお答えがありました。やっぱり、これは私たちが、その単純に言う、その事情がわからなくて、言いつ放しで言うのには非常にちょっと抵抗もありますが、やはり先ほども言ったように、本当に政策的に早急に大事なことで進めなければならないという政策については、いろいろ行政のほうもやっぱり一番事情のわかった状態で進められとるわけですから、町のためにこういう方向が一番いいと。そりゃもう情報量も、実際の企画立案権も提案権もあるわけですから、そこらあたりはやっぱり説得のできる内容で、説得のできる方法で、一番スムーズにいくように、そして議会もやっぱり納得をさせられるような情報提供、やり方、そこらあたりはもうちょっと工夫をしていいんじゃないかと思えます。

3番に移ります。組織機構の見直し。見直しの効果はどうだったかということで質問をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、ただいまの組織機構の見直しについてご説明を申し上げます。

組織機構につきましては、平成13年度以降の基本構想についてということですので、それ以降の分の主なものについてまず申し上げます。

平成14年に農政商工課を農政課と商工振興課に分離、それから下水道課を環境生活課に改

称、それから平成17年には行財政改革推進室を新設、保健衛生課を健康・保険課に改称するとともに、介護保険を福祉課から移管しております。18年には、部制を施行するとともに、総務課の行政係を庶務法制係に改称いたしまして法制事務の強化を図っております。さらに、企画財政課から財政係を総務課へ移管し、企画財政課を総合政策課に改称いたしまして、情報管理係を総務課から移管しております。健康・保険課にさらに介護予防係を新設いたしております。平成19年に財政課を新設しております。総務課から、財政及び管財の両係を移管しております。さらに、健康・保険課内に高齢者医療係を新設するなど、社会経済状況の変化あるいは権限の移譲、それから国の制度の新設等に対応できるような組織機構の見直しを行ってきたところでございます。この結果、各課間の連携あるいは専門性の向上等を図ることができたものと考えております。また、効率的な行政の執行ができていないかというふうに考えているところでございます。

なお、今後も、社会経済状況の変化あるいは制度の変化、新設等に対応するためには、今後必要に応じて組織機構の見直しというのは必要があるというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今総務課長の答えがありました。確かにそうですね。ただ、私たち議会側から見て、今菊陽町は、その組織もそうですし、部長制をしいて、3人の部長にその関連の総合調整機能を担わせるという機能になってますね。それと、審議員さんという部長級の審議員が三、四人おられると思いますが。その考え方はすごく、別に反対するものではありません。しかしながら、その連携機能といいますか、そこらあたりの組織、この前も1度言ったと思いますけど、町、役場の機能というのは、国や県が縦割りのできたやつを、やっぱり広く町民に、一番末端の町民に接しとる役所だけに、やっぱりその横の連携というのが国や県と違って必要じゃないかという気がします。その横の連携が本当にとれとるのかという疑問を持っていますが、それについて課長はどういう感想を持っていますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問ですけども、横の連携につきましては、部内の分につきましては、その決裁の権限等に基づいて、それぞれの課からの分が1人の部長に集まってまいりますので、その範囲の業務の状況というのは1人が把握します。その分については十分その部制によって図られてるというふうに思います。それから、部間の状況につきましては、現在毎週部長会議を週の当初に開いておりますので、そういったものの中で協議を進めておりますので、そういった意味では、以前に比べるとかなり連携が図られてるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） ちょっと指名が間違うとりましたね。宮本総務部長にちょっと感想を聞いてみたいと思いますが。町をまとめる部長さんですけど、今の組織機能が十分働いとると思とるのか、ちょっとご意見をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務部長。

○総務部長（宮本義次君） ただいまのご質問でございますが、部長制がしかれまして、私も部長になりまして3年目ということでございますが、ただいま総務課長のほうで申し上げましたように、毎週月曜日、いろいろな課題、各部においての課題等についていろいろ相互調整をやっております。それと、仕事関係、職員、ライン部門としての働きはある程度いつてるんじゃないかと思えます。

それとあわせまして、今度はスタッフ部門、それについてのもろもろの問題等もあろうかと思えますが、そういった部分では、各部長が各課長に相談なり、いろいろ検討させているというようなこともあります。

部制で、今部長が、会計管理者もおりますが、いろいろと課題、それがどうしても解決できない場合につきましては、もう一つ政策調整会議というのが部長会で組織しておりますが、各課等によります政策的な課題等につきまして検討をしております。その後、最終的には庁議ということで、町長、三役のほうが入られてまして最終決定というような方向でやっておりまして、ただ職員間につきましても、相互支援体制という制度を設けておりまして、各課、先ほど総務課長が申し上げましたように、各施策の展開によりまして、総合的、横の連絡調整並びに支援体制ということで、各部間におきまして、職員がその一定の職場、自分の担当部署でなくて、他の部課に応援体制をするようなシステムの構築をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 部長、よろしゅうお願いしますね。しっかり機能するように。あなたが実務ナンバーワンなんだから、お願いしますね。

4番目、定員管理。これは、行財政改革のところで、将来の27年までの町の人口見積もり予測というのが出とりますが、もうはるかにオーバーしとりますね、町の人口は、町が予測しとる人口増というのは。その中で、将来的に4.6%職員を削減をするという行革の方針が出とりますが、これも総務部長に答えていただいて結構ですが、今の菊陽町の3万5,000、3万6,000近い人口がふえたこの町の中で、今217名かな、ちょっとはつきりとわかりませんが、職員1人当たりの人口というのは近隣市町村と比べても非常に高いと思えます。だから、それなりに職員さんも効率的に頑張るとると思えます。そこらあたり、総務部長としてどう考えているのか、ちょっとそこんところの答えをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務部長。

○総務部長（宮本義次君） ただいまの質問でございますが、定員管理ということで、ただいま議員のほうからおっしゃいましたように、4.6%、10人の削減ということで数値目標を定めてお

りますが、21年、今年の4月1日ですが、職員数が211人で、6減いたしたこととなっております。また、目標を達成するためには、来年4月にあと4人減らすべきということで、目標としては定めておりますが、これは、第3次菊陽町行財政改革大綱を策定した17年の人口、将来見通しでは、平成21年10月1日の人口を3万4,994人としておりましたが、平成21年4月1日で既に3万5,470人となっております、予想を超えて人口が増加をしているような状況です。このため、現状の職員に余裕があるとは言えない状況にありますが、職員一人一人の質の向上を図り、行政サービスが低下しないように努めることが必要であると思います。

それから、職員1人当たりの住民ですが、平成4年から職員定数、条例で218から221ということで、3人ほどふやしております。当時、平成3年3月31日ですが、人口が2万4,506人、その中で185人という職員がおりました。中でも保育園と学校のほうで52名ということでございますので、単なる事務員を比較しますと、事務職員だけで133人、当時でありますと、1人当たり184人ということになります。現在を申し上げますと、今人口が3万を超しておりますが、それで今218人ということでやっております。この中に、保育所が39人、それから学校が8人ということで、47名を引きますと171名ということになっております。職員、事務職員数は28人ほどふえておりますが、住民に対しましては、1人当たり204名ということになっておりまして、事務職員数は若干、以前と20名ほど住民相手がふえているというような状況ではございますが、定数条例に、その221の中に、行政委員会、監査、教育委員会とか農業委員会、選挙管理委員会などもありまして、そういう中で、現在では非常に少ないような状況であります。これは、比較しますと、県下の47市町村の中でも、1人当たり住民に対する職員が一番少ないんじゃないかと思えます。

ただ、特異性がありまして、うちの場合は公立保育所が8、小・中学校が8校ということで、そういうことも含まれておりますので、それを差し引けば、一般事務職員につきましては相当厳しいような状況です。というふうに申し上げますのも、ご案内のように、都市計画、それに下水道といったハード部門が相当占めておりますので、類似団体という定員管理であります。この中でも保育園関係等につきましてはプラス要因と、それから都市区画整理、それから下水道についても類似団体としますとプラス要因ということになっております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） よくわかりました。

次に移りますね。5番、人材育成と確保ということで、ちょっと町長にこれはお聞きしたいと思いますが、人事異動とか職員の管理とかというのはもう町長の専権事項ですから、私たちがいろいろ言うもんじゃないと思いますが、やっぱりこれだけ人口も多くなり、都市化をし、やっぱりいろんな住民サービスの多様性ということを考えれば、やはりもう少し専門職、その専門職を置くべきじゃないかというのは、育てるべきじゃないかと。これは、都市計画にしても、福祉関係にしても、図書館あたりにしても、いろんな分野にして、やはりゼネラリストだけじゃなくて、定期異動でそれぞれかわる。そしたら、かわったすぐはわけがわからんという

のは失礼だけど、そういうことじゃなくて、やっぱりそこに行けばあの人がおるからこの分野についてはすべて答えられるという人材育成、人事制度をとるべきじゃないかのご提案申し上げたいんですが、町長のご意見をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、ちなみに本町職員の212名の内訳を申し上げますと、そういった専門職といいますか、土木技師が16名、建築技師が2名、それから保健師が8名、保育士が31名、調理員が16名、それから司書が正職は1名で、あとは一般行政職員が139名となっているところであります。

司書とか、保育士、保健師とか、そういう専門職につきましては、もうその専門部門ですと在職し終わっていくわけでありまして、土木技師が、人事異動でいろいろ動かしておりますけども、非常に同じところに長くおると、やはりほかのところも、ほかの部門のところも経験してみたいというような職員が結構出てきます。気分転換的に二、三年ぐらいたまた事務職のほうも経験させるのもいいんじゃないかということで、今させて、最終的にはまたその専門職に戻ってもらうというような考えでやっておりますけども、やはり菊陽町、さつき川侯議員が言われましたように、人口3万6,000も超えて、今市が14ありますけども、その中でも菊陽町はもう10番目、先般人吉市よりも、その前に阿蘇市、上天草市、水俣市よりも人口規模からいうと上位にありました。先々月ぐらいから、もう人吉市とも人口規模では入れかわったような状況でありまして、そういったもともとの市あるいは合併して職員数も多いところについては、そういう専門職をしながら、より、いわゆる行政、住民の皆さんにとってサービスが届くようなところの専門職も抱えているところでありますので、そういうような面から見ると、非常に菊陽町は、そして都市化も一番激しく、人もふえておるといことは、そういう人が望まれるところであります。なかなかそういう限られた中での採用というのも難しいところもありまして、専門職については現時点では必要最小限のところにとめておりますけども。

ただ、一般職のほうにつきましても、人にとっては、もうその特定のところに10年も、それ以上も専門職的な仕事をしてる人もおるところはあります。ただ、育成という面からは、専門知識の習得のために、市町村の中央研修あるいは全国市町村国際文化研修所、それから民間でありますけども、日本経営協会、このあたりがかなり専門のそういう研修があります。それから、全国建設研修センター、これ土木建設部のほうが行きます。それから、県のほうの市町村職員研修協議会等にも参加しておりますので、そういった面に積極的に参加させる中で、専門知識の取得の機会を与えながら、職員の資質の向上に努めているところであります。

特に最近、さつき総務課長も言いましたように、この庶務法制関係、法律関係が非常に、いろんな専門的に入っていきますと、そういった法律等に準じて、従ってやっとなるか、または条例等をつくっていく場合、そういうのが必要ということで、庶務法制係というのを置いて、そこにはできるだけそういうものに関心を持って勉強しておる職員あるいは大学の法学部を出た、そういった勉強をした、そういう人たちを配置しながら、今この都市化の中での町とし

て、職員の資質を上げるようなところに努めているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） ちょっと時間がなくなりよりますので、6番目に行きます。

定期的な調整会議の開催、調整会議が有効に働いているかと。ここですね。さっき総務部長がお答えで言いましたが、確かに会議はやられてその調整はされとると。されとるでしょう。しかし、有効に働いとるように見えんから、レッドロックに乗り上げとるわけでしょう。そこからあたり、そういうところが不足しとるから、なかなか議会も説得できない、住民も説得できない、混乱を起こす。原因はどこにあるか。その次は町長に個別的にしとりますので、総務部長にお願いします。どう思うのか。

○議長（吉村豊明君） 総務部長。

○総務部長（宮本義次君） 調整会議の機能と申しましては、先ほど申し上げましたように、各部からいろいろ課題、各課等によります課題等でございます。この調整会議は、部長クラスで編成しておりますので、ある程度トップ、町長のリーダーもわかりますが、もう責任は私たち部長クラスでほとんどやるというふうなほうがまともなことじゃないかと思えます。特にリーダーとしましては、要するに町の住民に対しまして、木を見て森を見ないことのないようにとか、それから行政のアンテナになるとか、それからない物ねだりをせずある物で考えるというような、そういうニュアンスの中でやっておりますので、調整会議の今後の機能としましては、一層強力に進めていきたいというふうには思っております。いろいろな情報を各課長等から提供いただいてやっていくという方向でいきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 菊陽町は、もう形、設備、これは完璧です。町民センターだって学校単位にあるし、大津あたりは1つ、2つしかないんですよ。やっぱりそういう役場の組織でもそう、もう形は完璧ですよ、本当に。だけど、それが本当に有効に機能してるかどうかと、これはやっぱり十分工夫をしてやっていただきたいと。部長よろしくお願いしますよ。

次、大きな題目で、2の町長の姿勢を問うというのをしとります。

個性と強力なリーダーシップを発揮すべきじゃないかと。これは、私は町長を応援するつもりで聞いていただきたい。

本当に今のこの菊陽町の置かれとる立地条件、それと財務内容、役場のスタッフ、これだけ抱えていて、なかなかスムーズな行政運営ができないということはどこにあるかと。この前議員研修で、蒲島県知事が「さんふれあ」の研修センターに来られました。政治というのは決断とリーダーシップだと。自分は政治学者としてやってきたけど、知事になってつくづくそう思うという話をされました。私は、今まで蒲島知事というのは、どうも器量が余りようないから評価しとらんだったんですけど、あの言葉を聞いて物すごく感銘を受けました。この人はすごいなど。その中で、県の財政は、この前町長が言われましたけど、もう何をするにも金がないからでけんというような状況の中にあるわけです。

ところが、翻ってみて菊陽町は、町長のリーダーシップと個性を発揮していただければそれなりに工夫する余地は十分あるんじゃないかと思います。町長のまじめさは人一倍買いますが、やっぱり人間的にまじめというのと、やっぱりリーダーというとは違うんじゃないかと。ですから、基本的な条件はすべて満たされとるわけですから、あとやっぱりこの菊陽町という船団をこの目標の「人・緑・元気輝く生活創造都市」を実現するために、町長の果たされるリーダーシップと決断というのは今こそ大事なときじゃないかという気がします。町長、かかんでご答弁されんで、正々堂々と真つすぐでちょっと答弁をしてください。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この町政の中でのリーダーシップということでありまして、私なりに考えているところについて申し上げますと、やはりこの市町村の、特に町の場合の中での、どう町政を運営していくかということになると思いますけれども、やはり一番大事なものは、これまでの伝統と歴史ある、そしてその中でも、県下の中でも注目を浴びるような人が外部からも入ってきてここまでになってきたという、町になったということは、やはりこれまでのこの町の中で先人の方たちが真剣に取り組まれたところで今こういうような結果になつとるわけでありまして、そういう中で、時代の潮流といいますか、今どういう時代の中でこの町が進んでいるかということ踏まえて、そしてそれを町民の目線に立って、やはりそこに住んでおる人、子どもから高齢者まで、すべての人にとって安全で安心で、この町に住んでよかった、生まれてよかったと言われるような住みよいまちづくりというのを肝に銘じながら取り組まなければならないと思つてるところであります。

そういった中で見てみますと、今100年に一度という経済不況の中で、かなり厳しい、国も地方も財政状況にあることはもうご承知のとおりであります。そういった中で、一方では少子・高齢社会が急速に進みまして、一番大事な若者の失業者がふえとるといような大きな影響が出ているところであります。そして、いよいよ、もう今日の新聞に出て、政権交代による鳩山内閣も誕生し、これから国の政治のほうも、さっき議員さん言われましたように、大きく変わっていくのではないかと思つてるところであります。

そういった制度等の改革による市町村への影響がどう出るかということで、このためには、部長のほうにも言われましたけれども、いわゆる現在の、これを実際に取り組んでいくのは職員であります。職員をどう、こういった時代の流れの中で意識改革をさせ、そして取り組んでいくかっていうことが一番大事じゃないかと思うところであります。いろんな進める中で、行財政改革、これも進めなければ、先ほど財政的な数字はいいと言われましたけれども、今年の、19年度の決算では経常収支比率は90%まで上がったところであります。20年度で88%まで落ちましたけれども、これも経常収支比率が90%といいますと、経常的に入る収入で経常的に出ていく経費が90%あるということで、政策的に回せるのはもう10%しかないというような状況なんです。そういうことになりますと、そういった中で、やはり財政の硬直化、かなりそういう

面では一方ではしているような状況でありますけども、そういう中では、やはりこの行財政改革というのは強力に進めなければならないということでもあります。

そして、一方ではやはり、そういう中でも、厳しいと言われる中でも、菊陽町というのは非常に、もっと厳しいところがほかの団体あるわけですから、そういう中では、今議員さんが言われたように、その辺の、本当に活性化するような町にするためには、さらに自分たちの、やはり常に反省もしながら、評価もしながら取り組みが必要だと考えます。

さっき言われました、制度的にはいろんなものを備えてあると言われますけども、その辺は私も同じような感じで、なかなか思うように動かないというのが現状であります。今思っているのは、やはり部長制度はしいておりますけども、もともと町で部制がなかったところで、まだ年数も長いということで、うまく機能してないものがあるかもしれませんが、そういう面では、人口の同規模またはもう少し大きなところでうまく動いているようなところに部長クラスを研修にやって、どうしたらそういうことがうまく流れるかとか、そういう勉強もさせなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 町長、余りまじめに考えんでえんですよ。ある程度はええかげんに考えて、やっぱり時々は、昨日の鳩山新首相じゃないですけど、失敗もあるかもしれないと、そういうつもりで、まじめさはもうわかってりますから、やっぱり「おお、すごいな」と思われるぐらいちょっと破天荒なことを一回やってみられたらええんじゃないかと、激励をします。

最後、幹部職員の姿勢を問うということで、これも毎回言っております。課長さん、今部長さんがおりますけん、課長さんはたまに遊んどってよかですよ。たまに町の中をぶらぶら、たった37.57平方キロしかない町だから、自分に与えられた施策、やっぱり現場を知ることが一番、現場の中間の責任者としては、判断を下す、下から上がってきたことに対する判断を下す一番判断材料になると、これは私もう毎回言うんですね。

こうして見ても、もう座っておられて、全然楽しそうな顔しとる課長は一人もおらんですよ。いつも暗い。たまには、やっぱりここだったらまじめな顔しとらんといかんけど、やっぱり自分ところの部署に帰ったら、人が訪ねてきたら、「わあ、あの人は今日は笑いよんかった。よかこつがあつたばいな」って思うぐらいの喜怒哀楽ぐらい出せるような職場の雰囲気であれば仕事はできないと私は思うんです。せつかく一番、8時半から5時半まで、天道さんの上がつとる間、一番よか時間を職場で過ごすわけだから、やっぱりタイミングを見て、長靴を履けとは言わんから、外を回って、気分転換をして、町民と意見を交わす。外に出たら、そりゃ文句言われることが多いでしょう。だけど、たまには激励をされたり、この農村地帯で今できとる収穫物をくれたり、やっぱりそこらのところが人間関係ですよ。

今まさに天高く馬肥ゆる秋です。芸術の秋、読書の秋ですよ。そういう感覚も余りないでしょうか。だから、顔にそげんかいてある。やっぱり末端の役所だから、それなりにきちっと毎

日背広を着て、むちゃよか格好しとかんでええですよ。やっぱりそういうふうな考え、柔軟な考えで仕事をしていくことが町民のためにもなるし、自分たちも気が楽になるし、たまには私たちが議員も遊びに行きましょうて、なかなかそがん言うといかんかとも思いますけど、それぐらいのやっぱり余裕があつていいんじゃないかと。

私たちは25万円の貴重な報酬をもらいよるけど、あなたたちのほうが高給取りだから、たまには一杯おごりますよて、いやいや、たまにはそがん冗談でも言えるような、そういうふうな気持ちで町民のためにお互いに頑張っていこうと思いますので、よろしく願いして、私の一般質問は終わります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。最後になりました議席番号1番の坂本です。

まず、訂正をお願いいたします。質問事項の4番の農業問題についての①の「菊陽町営農生産組合の会員は」のところで、「の会員は」を削除してもらい、その後に「農業機械に対して」をつけ加えてもらって、「菊陽町営農生産組合は、農業機械に対して国の補助及び助成事業が受けられない状況である」に訂正よろしくをお願いいたします。

本日は、質問項目1から4番まで質問させていただきます。

それでは、質問席で行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、質問事項1番のALT（外国語指導助手）の活用に対する疑問点についての①の菊陽町雇用及び勤務なのになぜ熊本市に居住しているかについてですが、今ALTさんは、2名の方、アメリカ出身のカサンドラさんとカナダ出身のキャサリンさん、ともに女性の方2名を雇用されてるようですが、居住地が熊本市武蔵ヶ丘の公団に住まわれてるということです。熊本市の公団に住まわれる特別な理由があるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

現在町で雇用しております外国青年指導助手、ご指摘のとおり、今現在2名でございますが、この居住地につきましては、現在、ご指摘のとおり、熊本市の武蔵ヶ丘にありますところに住んでおります。この経緯をご説明をいたしますと、実はこの外国青年招致事業は昭和63年に開始をいたしました。この当時、町で初めて受け入れるに当たりまして検討をしたわけでご

ざいますが、外国から初めて日本にお見えになる、しかも英語が余り通じない、日本語もほとんどおできにならない状況ということで、子どもたちに英語を教えるという期待はありますけれども、しかし生活はどうなるんだろうか、そういった不安を抱いておられるのではないかと、いうふうに考えました。このために、実はこの不安を少しでも和らげたいという気持ちがございます、いわゆる住環境につきましてはやはり十分配慮すべきではないかということになりました。住環境をどう配慮するかと申しますと、通常の買い物が住居のそばにある。いわゆる食料品とか、あるいは日常雑貨品になりますけれども、こういったものが、買い物が便利なところが1つ要件になるだろう。次に、やはり母国との連絡には、現在はメールとかそういうのがございますが、当時は電子メールがございませんので、やはり郵送の外国郵便になるということで、やはり郵便局も近くにあるべきだろう、あるいは通常お金の支払いにやはり銀行も必要になるということで、郵便局あるいは銀行もそばにあるところがよろしいだろう。なおかつ、交通アクセスが問題になります。これは、外国青年が必ずしも車を運転しない状況にあるというのが1つございます。そのために、JRやバスの交通アクセスに近いところということで、実は検討いたしました。

なおかつありますのが、いわゆる一戸建てのアパートではなかなか難しいだろうと。アパートのほうが、かぎが1つで戸締まりができます。なおかつ、アパートの場合、木造ですとどうしても隣の部屋とかの生活音が聞こえてくる状況にある、そういったことを避けるためにはやはり鉄筋コンクリートのアパートが好ましいのではないかと、こういう状況の中で住居を検討いたしました。

今でこそたくさん町内にもそういった鉄筋コンクリートづくりのアパートがございますが、63年、約20年ほど前になりますけれども、当時はやはり民間のアパートっていうのは少のうございました。また、そういった生活の利便性の高い立地条件のところというのは場所的に限られてまいります。そういうことで、実は武蔵ヶ丘にございますご指摘のアパートをお借りする経緯に至ったわけでございます。

ここでございますと、いわゆる武蔵ヶ丘中学校にも徒歩で通えます。かつまた、菊陽中学校、あるいは役場に対しても、JRを使う、あるいはバスで来るということが可能でございます。こういった経緯で、実は武蔵ヶ丘にありますアパートを借用してるというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） もう最初の昭和63年当時の公団で住まれるいきさつはわかりましたけれど、今現在、役場周辺にも鉄筋のアパートもできております。また、郵便局もすぐ隣にありますけど、この役場周辺に居住すれば、通勤時間、役場に来られる通勤時間も短縮されると思われれます。また、菊陽町内の住民さんとの触れ合いもでき、昨今の不況の中、アパートも空き部屋が目立っております。空き部屋の弁償にもつながると思われれます。特に外国人登録など等の

手続が、わざわざ市内の役所まで行く必要もなくなると思います。その分仕事に専念できるかと思いますが、居住地を役場周辺に変えるということはできないんですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 実は、お二人の、毎年雇用につきましては、外国青年お二人ということで今進めております。そのお二人をいわゆる役場周辺に住ませると、今度は武蔵ヶ丘に行くという、逆に通勤距離が出てまいります。2人一緒のやっぱりアパートという形になりますので、そりゃもう役場周辺に行くか、武蔵ヶ丘、要するに場所を変えるかっていう話になりますので、どちらかは中学校に遠い、近いって問題も出てまいります。ご指摘の点は、今後やはり検討をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 質問事項の2番の国際交流について、ちょっと益城の国際交流協会みたいなインターナショナルクラブの代表の方にこの点をちょっとお聞きしましたけど、そういう、益城町では考えられないと、ALTさんが自分とこの町に住んでないということはどういうことですかと言われたんですけど。武蔵ヶ丘の方面だったら武蔵中学校に近いと、じゃあ菊陽中学校には遠いんですよね。せめて真ん中の三里木周辺とかに住ませたらどうなんですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 私が申し上げましたのは、2人一緒の生活が望ましいだろうということでございまして、いわゆるどちらかによるとそういった弊害が出る、弊害といえますか、どっちかが遠くなる、そういった三里木に住むことも今後検討したいということでございまして、お一人ずつそれぞれの中学校の校区に住ませることは考えてないという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） ぜひとも町内に居住させていただきようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番のALTをもっと活用し、英会話講座の会場をふやすべきではないかに移ります。

現在、三里木町民センターと西部町民センターのみ、大人向けの英語講座が行われているようですが、中央公民館や南部町民センターなどの講座の会場をふやす考えはないか、また大人向けだけではなく、幅広い年齢が受講できるよう、時間帯などの工夫はできないかをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

外国青年の活動内容の主なものは、中学校や小学校、町立保育園で英語指導補助を行い、ま

たご指摘のとおり、一般町民向けに英会話の講師として活躍をしていただいております。

具体的に申し上げますと、中学校に月平均大体15日ほど勤務をいたしまして、月に1回ずつ、小学校3校を半日ほど訪問いたします。また、保育園4園を月に1回半日巡回し、毎週水曜日の午後は教育委員会に参りまして、日本語学習あるいは教材作成等々を行っていただいております。

英会話講座につきましては、毎週第1、第2、第3水曜日の午後7時から9時まで、センター主催の英会話講座の講師を務めていただいております。会場につきましては、今ご説明あったとおりでございます。

実は、町と外国青年とは労働条件の契約を交わしております。その内容は、勤務時間が月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時30分までの7時間を基本といたしまして、週35時間以内の勤務となっております。また、勤務日数は、月20日以内の勤務となっております。この勤務時間が、週35時間、月20日以内のこういった制限といたしますか、縛りがございます。このため、町民向けの英会話講座の会場をふやす、あるいはその時間をふやすということになりますと、その英会話に、一般町民向けなり、あるいは幅広くということでございますが、そういったことで活動の時間をふやすということになりますと、中学校、小学校、保育園、そういったいずれかの活動時間を削るという事態に至るかと思っております。保育園では外国青年と園児が触れ合うことを楽しみにしておられるようでございますし、小学校は小学校で、ことしから英語の授業が始まったということで、青年の派遣をふやせないかというご相談もあっている状況でございます。そういうことで、これらの時間を削ることはやっぱり難しいだろうというふうに理解をしております。

一方、中学校での活動時間が多ございまして、その中学校の活動時間を減らすことにつきましては、これは教育委員会といたしましては、外国青年を招致しております目的が中学校の英語教育の充実を図るために招致をしているところでございます。そういうことから、中学校の活動時間を減らすことは、これは絶対的に避けたいというふうに考えております。

こういったことで、せっかくのご提案でございますが、一般町民向けの英会話につきまして、これをふやすという方向では現状では困難というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。じゃあ、次の3番に移ります。

小・中学校の英語力向上のためALTの学校派遣をふやすべきではないかに移ります。

平成23年から新教育課程が実施されるに当たって、先駆けて、本年度から本町では小学校の外国語の授業時間を20時間、さらに22年度は35時間に決められたようですが、現在のALTさんの小学校、中学校への派遣状況をまず教えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 先ほど申し上げたとおりでございます、月20日のう

ち、中学校に大体平均15日程度、それから小学校につきましては、月に1回、小学校3校を半日程度の訪問ということでございます。

以上です。

(1番坂本秀則君「月に1回、半日」の声あり)

すみません、失礼しました。小学校につきましては、月に1回ずつ、小学校3校を半日ずつ回ります。よろしいでしょうか。

(1番坂本秀則君「お二人おるから、3校に……」の声あり)

ええ、だからその倍になります。

○議長(吉村豊明君) 坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) 現在グローバル化が進んで、英語の教育が重要視されている状況ですの  
で、ALTさんには苦勞をかけると思いますが、派遣回数はどうそれが限界なんですか。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 先ほどの答弁との繰り返しになりますけども、週の35時間、それから月の20日という縛りがございます。この中での外国青年指導助手に活動いただくという形になりますので、どこか、先ほど申しましたとおり、どこかをふやせばどこかを削る必要があるというふうなことでございます。ですんで、結論から申しますと、こういう形、今の形が一番よいのではないかなというふうなことを考えるところでございます。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) じゃあ、この中学校に15日間、小学校に半日を3校、ほかに保育園にも行かれてるようですが、この時間の割り振りはこれがベストなんですか。どうなんでしょう。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) ベストかどうかは私ども判断つきかねるところでございますが、それぞれの、保育園なりのご要望、また園児が、先ほど申しましたとおり、月1回ではございますが、保育園の子どもたちと触れ合うことをまた外国青年も楽しみにしておりますし、園児も楽しいようでございます。小学校につきましても、少ない回数かもしれませんが、訪問をしておる形でございます。

やはりメインにつきましては中学校ということを考えますと、改めてまた検討する必要があるかもしれませんが、満遍なくしつつ、かつ重点的に活動していく中で、押さえるべきところという、やはりどうしても中学校における英語教育の充実でございますので、あるいは国際交流もあるかもしれませんが、そういった中で、また先ほど申しましたとおり、英会話教室もやっておる形で動かしております、検討すべきところはありますが、ベストかどうかと、ではないにしろ、それなりに効果を上げているところではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） もう時間が、仕事の時間が限られているようですので、効率的に活用できるようによろしくお願いいたします。

続きまして、質問項目の2の国際交流協会設立についてですが、まず1の町内居住の外国人向けに町内での生活ガイダンスが必要ではないかについてですが、町内では、現在外国人登録の国籍の内訳を申しますと、中国の方が一番多く139名、アメリカの方が18名、韓国の方が5名、次いでネパールの方が4名、タイの方が2名、それからブラジル、インドネシア、カナダ、シンガポール、マレーシア、ルーマニア、ポーランド、トルコが各1名ずつ、計190名の方が登録されております。当然異文化から来た人なので、自分たちの常識が日本の常識と異なるわけです。特にごみの分別方法など、町独自のことは大変戸惑っておられるとお聞きしました。県の国際交流会館には外国人向け生活のガイダンスがあるらしいですけど、町独自の外国人向けのガイダンスが必要だと思われそうですが、作成する考えはないか、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） こちらのほうからお答えをいたします。

議員が今おっしゃいましたように、本町の外国人登録の国別人員はそのような状況だとこちらでも把握しております。役場では、まず来庁された場合のことになりますが、総合窓口案内において英語と韓国語のできる職員を配置しておりまして、役場の関係のご案内をしているところでございます。

中国に関しましては、一例といたしまして、学校現場では、中国から転入してくる場合、既に菊陽町に居住しておられる方と何らかのつながりがある世帯が多いため、ある程度の事前情報が入ってまいります。この場合、学校と学務課で連絡をとり合い、日本語指導員として雇用している方に通訳として付き添ってもらって対応している状況でございます。福祉課においても、同じ日本語指導員の方の活用をしております。環境対策の面から、平成18年度に中国語のごみカレンダーを作成いたしまして配付したところでございます。ごみの分別の基本的な部分是不変変わらないということで、それを現在も活用しているところであります。

以上の状況でありまして、現段階としては、統一的な生活ガイダンスのための説明会とか、それから概要書、そういったのは作成しておりません。しかしながら、ご相談の内容に応じまして、各担当者のほうから詳しく資料を取り寄せまして対応させたいと思っております。

また、今現在ホームページの再構築を検討しておりまして、その中で、ホームページの内容を英語、中国語、韓国語に自動翻訳する機能がございまして、そういったのもあわせて導入したらと考えます。そういった翻訳機能を使いまして、職員がそれを活用いたしましてサービスの向上を図りたいと、かように考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 町内には誘致企業もあり、今後外国人の労働者がふえると思われれます。今課長の答弁では、今後作成の方向でということで、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、2番のオーストラリアからのホームステイ生徒及び先生たちを囲んでの一般市民との交流会はできないかについてですが、中学生海外派遣事業で、本年は中止になりましたが、毎年12名の町内の中学生がオーストラリアのほうに留学、ホームステイされています。そのかわりじゃないですけど、オーストラリアのバックスマーシュグラマー校から2年に1回程度ホームステイに来られているようですが、交流が中学校内での出来事にとどまってるとお聞きしました。せっかくオーストラリアから来られたのですから、外部との交流もできないかと思います。とても残念で仕方ありません。できれば、生徒及び同伴の先生たちを囲んで、一般市民との交流会などできないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

オーストラリアからのホームステイでございますが、ご承知のとおり、オーストラリア、今年につきましては、私どものほうから中学生を派遣することあるいはオーストラリアからこちらにホームステイというのはインフルエンザの関係で残念ながら中止をさせていただいた次第でございます。オーストラリアからのホームステイということですけど、ここ3年ほどは毎年お見えになってるような状況でございます。平成20年度は9月15日から9月27日まで、生徒8名、引率2名で菊陽町へ来られております。菊陽町でのホームステイ期間は約1週間ですが、平日は中学校での授業に参加するほか、茶道や華道体験、それから県内の観光名所見学などを行い、休日はホストファミリーとともに過ごして交流を深めておる状況でございます。滞在期間中には、ホストファミリーを交えての歓迎会、日程が短いので、日程次第ではお別れ会になるんですけども、そういった日程をしながら実施をしております。こういった日程につきましては、事前にオーストラリアにありますバックスマーシュグラマーズスクール校との打ち合わせを行いまして日程を組んでおる状況でございます。

こういう日程の中で、一般市民の方と交流の機会を設けるといたしますと、どういう形で交流をするのか、あるいはそういった目的とか内容、所要時間を事前にオーストラリア側にお伝えする必要があり、協議をさせていただくことになるかと思っておりますので、その辺につきましてはもう少し詳しくお尋ねなりをしていただきまして、今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 例えば日本の農業の作業の体験とか、せっかく日本に来られて、日本の文化や郷土料理、また菊陽町の風景とかを体感し、それを本国に持ち帰って体験談を伝えられると思うんですよ。農業の形式もオーストラリアとは全然違いますので、そういうことができないかと思い、質問いたしました。どうですかね。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） よろしければ、議会終わりましたら、また詳しく打ち合

わせさせていただいてということでしょうか。

(1番坂本秀則君「はい」の声あり)

この場ではちょっと時間がまたかかると思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長(吉村豊明君) 坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) それでは、次に移ります。

3番の町民との協働で町内居住の外国人及び外国語指導助手を含めた交流活動を発展させるためにも国際交流協会の設立が必要ではないかに移ります。

隣接する大津町、合志市、菊池市、益城町には、民間主導ではありますが、国際交流協会がございます。特に大津町と合志市では、本町の頭上を飛び越えて交流会などがなされております。益城町では、県の国際音楽フェスティバルのホストホームステイに積極的に協力されておられまして、また資金面などで、益城町では、県の21ファンドや民間の笹川ファンド、ほかに150程度のファンドがあるそうですが、このようなファンドを利用して、必要に応じて助成を受けられているようです。本町の武蔵剣豪太鼓のアメリカでの文化交流の際もこのようなファンドが利用されたんじゃないかと思いました。また、大津町では、国際交流協会が独自で、これですね、県の国際協力事業助成を受けて、町内登録外国人向けの町内マップなど作成されているようです。

本町にも幾つかのグループが国際交流をされているようですが、このようなグループを輪にして、ALTを含め町民と協働で国際交流協会を設立したら国際交流活動を活発にすることができないのではないかと思います。また、人権のまち菊陽フェスタでの熊日の記事の中で、中国残留日本人を祖母に持つイノウエアカネさんの言葉で、中国人に対する差別がなくなってくればうれしいと載っていました。このような差別の解消にも寄与できるかと思われ申します。そして、2番目の質問の中のホームステイ先の受け皿とかこういうのにもこの協会が寄与できると考え申します。

そこで、菊陽町でも国際交流協会を立ち上げてはいかかと思ひ申しますが、どうでしょうか。

○議長(吉村豊明君) 総合政策課長。

○総合政策課長(松本東亞君) 菊陽町の現在の外国人につきましては、15カ国約190名に及んでると申すようなことは先ほどお答えしたところでございます。そして、今議員がおっしゃいましたように、中国人の方々につきましては、先日の図書館ホールでありました人権のまち菊陽フェスタにおいて、武蔵ヶ丘小学校中国アジア文化クラブとその児童による、これには帰国児童も含まれますが、中国語の朗読劇があったところで、日ごろの学習とその交流の成果をいかに披露してくれたところでございます。それからまた、東部町民センターにおける識字学級、これは中国の方とフィリピンの方でございますが、ともに学んだ成果や、その学びを通じた交流が紹介されたということで、生活に密着した交流が進んでると、関係者のご協力によりまして進んでるようなところでございます。

その他の国籍による交流の状況は、ちょっと私どものほうでも現時点ではちょっと把握して

おりませんです。

それから、外国語の指導助手の活用については、先ほどの勤務時間等、運用においても課題がありまして、議員のおっしゃるように、町としては協会のご趣旨は理解しておりますが、個々の民間の交流の実態がどのようになってるか、またはどのような活動をされておるか、そういったものの把握ができておりませんので、そうした調査を教育委員会と連携とりながらちょっとやりたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） そのグループの把握ができていないということですが、早急に把握してもらって、先ほどの生活ガイダンスの作成時とかにそのグループのリーダー的な人を集めて、一緒に作成に協力してもらうのを機に結びつきを強くされて、そこから国際交流協会の設立に結びつけていけばどうかと考えるんですが、どうでしょうかね。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今述べられたように、行政主導ではなく、民間の方々の活動と、交流となりますと、人的な交流は特に時間をかけてゆっくり、相手方とのことも考えながらということで考えておりますので、行く行くはそういうことも考えなければなりません、現時点では手前のほうから進めたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 最初は、もう立ち上げのときは、なかなか各グループが結びつくのは難しいと思います。そこで、行政の力をおかりして、波に乗るまで、設立ができるまで力添えをよろしく願いいたしたいと思います。

では、質問項目事項の3番の小・中学校における新型インフルエンザの対応についてに移ります。

1番の、小・中学校における新型インフルエンザ感染拡大が懸念されるが、感染防止のための対策は十分にできているかについてですが、9月14日に商工振興協同組合から新型インフルエンザ感染予防に対し消毒液が18リッター缶で25缶寄贈されたとのことです。これ、小・中学校、保育園向けですか、大変ありがたいことです。町では、小・中学校での集団感染が懸念されると思いますが、感染防止のため、どのような対策をしてるのか、またどのような予定があるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 坂本議員と同じように、町教育委員会としても、新型インフルエンザの拡大というのが非常に懸念されているということで、心配しているところでございます。

菊陽町の小・中学校の児童・生徒につきましては、昨日9月16日現在で22名の感染が確認されておりまして、出席停止の扱いがなされてきておるわけでございます。それから、学級閉鎖につきましては、小学校1校、1学級とられておったわけですが、昨日から授業が再開されてきております。

ご質問の感染防止のための対策でございますが、菊陽町、それから熊本県の関係がございますので、それについて少し申し上げたいというふうに思います。

熊本県教育庁新型インフルエンザ対策部会というのがございますが、会長は県の教育長の山本先生でございます。そこから各市町村の教育長あてに新型インフルエンザの対応についてメールが配信されてきております。一昨日来ましたので、現在37のメールが配信されてきております。その内容でございますが、かいつまんでご報告したいと思います。

5月18日付の第1報は、熊本県教育委員会新型インフルエンザ対応行動計画に基づいた対応策についての通知でございました。中身は、修学旅行への対応、それからスポーツ大会等への参加、それから健康管理の徹底、臨時休業に備えた対応等が示されております。

また、6月24日付の第17報でございますが、これは感染拡大防止のためにうがい、手洗いのさらなる励行、それから健康状態のより一層の把握に努めること、そういった内容のことについて徹底するように通知されております。

そして、7月7日付の第20報では、臨時休業等の基準、それから臨時休業等に際しての対応例が通知されております。

さらには、8月28日付でございますが、これが第31報でございます。臨時休業等の基準が再度示されております。それにつきましては、新聞等で報道されておりますのでご存じかと思いますが、例えば学級閉鎖の基準につきましては、学級で2名以上が発症し、かつその割合が学級の10%を超えたときというふうになっております。先ほどの学級閉鎖はそういうことで行われているということでございます。

さて、先ほど述べましたように、新型インフルエンザに関する対応について県から通知が配信されてきておりますが、即座に各学校にその通知文はおろしております。また、町内の定例の校長会がございますが、その中で内容を確認して、教育委員会として指導をしているところでございます。

本年度は2学期が、議員もご存じのように8月27日から始まっております。26日に臨時の校長会議を開催しております。その中身でございますが、新型インフルエンザの感染防止等について、それから新型インフルエンザ発生の疑いが生じた場合の対応について、さらには新型インフルエンザと確認された場合の対応についてマニュアルをつくっておりますので、それについて説明をしているところでございます。そのような対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 9月14日の商工振興協同組合からの消毒液はもう配備なされたんですか。どうでしょう。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 配備がされてるところとされていないところがまだあるようなんです。

が、先ほど学級閉鎖になった学校がございますが、そこにはもう配備済みでございます。早速使ってるという状況にあります。

それから、先ほど町内の臨時の校長会議ということで申し上げましたが、先ほどおっしゃった消毒液につきましては、もうこの時点で各学校に配備していただくようお願いしてあります。ですから、各学校ではもう使ってる状況にあるわけです。そして、先ほどいただいたものを今後使っていくというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） じゃあ、2番の感染者が判明した場合の措置は迅速にできるかですが、感染者が学校内で判明した場合、先ほど基準を教えてくださいましたが、学級閉鎖及び学校閉鎖の措置をとられると思いますが、この措置が長期間にならないように迅速に措置ができるのか、多分大丈夫とは思いますが、どうでしょう。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 新型インフルエンザと季節型のインフルエンザの違いが少しありますので、それについて少し申し上げたいと思います。

1点目は、報告の流れでございますが、学校から新型インフルエンザの感染者が発生した場合は、発生速報を菊陽町教育委員会、それから菊池教育事務所、さらには菊池保健所のほうにすぐ知らせるようなことで対応しております。その後は、学校でございますが、学校医、それから教育委員会等と相談しまして、出席停止、それから学級閉鎖等の措置をとることになっております。それから、拡大防止の意味で、学校行事の延期もしくは中止、それから部活動の自粛等の措置をやはり相談をしてとるような形にしております。

それから、2点目でございますが、新型インフルエンザの場合は、同居家族の中に感染者が出た場合は家族全員が外出を自粛していただくということにしております。そういうことで、新型インフルエンザに感染していなくても、感染拡大防止という観点から出席停止になるお子さんが出るということになります。そういうことで、できるだけ拡大防止に努めているところでございます。これにつきましては、県の基準もございまして、それに沿って対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） じゃあ、次の3番に移ります。中学、高校受験への影響も懸念されると思われるが、受験者対象に新型インフルエンザ用ワクチン接種を優先することはできないかについてですが、優先順位が、これも熊日の新聞からの引用ですが、1番が患者を診療する医療従事者約100名、2番が2つありまして、妊婦約100万人、2番目が基礎疾患のある人約900万人、3番が1歳から就学前の幼児約600万人、4番手に1歳未満の乳児の両親約200万人、次に優先接種が望ましい者として、仮に5番手としますけど、小・中高校生約1,400万人。

菊陽中学校では、平成20年にはしかの集団感染がありまして、2月6日から13日の間8日間の学校閉鎖がありました。特に3年生は高校受験で大事な時期でした。このはしかの感染で、1名の方が私立高校の受験を取りやめた経緯もあります。

集団感染すれば、高校受験、人生を左右する大事な高校受験で貴重な時間が、勉強時間が短くなると思われます。優先順位が望ましいと小・中高校生もされておりますので、受験生を特別扱いするのもいけないかと思いますが、優先順位を4.5番目ぐらいにできないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいまのご質問に対してお答えしたいと思います。

ただいま、坂本議員のほうから優先順位について、新聞報道された内容についてお話が少しありました。私のほうで、この新型インフルエンザワクチンの接種に関する、国といたしますか、厚生労働省の方針等について少し述べさせていただきますと思います。

まず1つ目なんですけれども、新型インフルエンザのワクチンの接種でございますけれども、これにつきましては、国民の大多数の方が免疫を持っていないということでございます。ですから、これから秋、冬に向けて、季節性のインフルエンザを大きく上回る感染者が発生し、医療を初め日本の社会経済に深刻な影響を与えるということでございます。このため、今回のウイルスの特徴を踏まえまして、新型インフルエンザ対策の目標を、国民生活や経済への影響を最小限に抑えるという感染拡大防止を防ぐとともに、基礎疾患を有する方を守ることにより死亡者や重症化を防ぐということになっております。

インフルエンザのワクチンにつきましては、一般的には重症化予防、それから死亡数の減少を主な目的として使用されておりますけれども、今回の新型インフルエンザに対する予防接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすと、それからそのために必要な医療確保をするということが目的ということでございます。

優先接種の必要性についてですけれども、ワクチンの接種につきましては、確保できるワクチンの量が限られております。本年度中に1,800万人分が製造されると言われております。一定量が順次供給されることから、死亡や重症者の発生をできる限り減らすこと、及びそのために必要な医療確保をすることという目標に即し、優先的に接種する対象者を定めるべきであるという見解が出されておるところでございます。

優先接種の対象者については先ほど議員が言われたとおりでございます。そのほかに必要な方ということで、現在国内の事例等を見ますと、発症者の7割が10代以下の若年層ということになっております。また、現時点では、新型インフルエンザの感染者数が総体的に少ないため、基礎疾患を持たない高齢者の重症事例が多く報告されているわけではございませんけれども、今般の新型インフルエンザが季節性のインフルエンザと類似した性質を多く持っているということから、基礎疾患を持たない高齢者も重症化のリスクが高い可能性があると言われております。こうした観点から、小学生、それから中学生、高校生、それから高齢者についても

優先的に接種することが望ましいということで言われております。

以上のように、ワクチンの供給量というのが、先ほど申しました1,800万人分ということで限られております。また、接種のできについても、10月下旬から国が示した優先順位に、医療事務従事者からハイリスクの高い方に対してワクチンの接種に応じて確実に接種する必要があるということで、これにつきましては国が直接関与するということになっております。よって、ご質問のことでございますけれども、国が示した優先順位で接種されるということになると思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 国の方針だそうですが、できれば受験生には、もう行き渡った後すぐにも集団接種とかをしてほしいと思います。

次に、4番の農業問題についてに移ります。

1の菊陽町営農生産組合は農業機械に対して国の補助及び助成事業が受けられない状況であると。農協サイドもかなり努力されているが、町は農業発展のためにもこの状況をどうとらえているかに移ります。

菊陽町農業生産組合がなぜその農業機械に対しての国や県の事業に取り組めないかですが、本来ならば各集落ごとに組合が設立されなければならなかったのですが、本町においては、露地野菜の作付が多く、交付金の対象作物の米、麦、大豆などの普通作物の生産者が少なかったため、町で一つの営農生産組合になったわけです。この組合の会員数が約350名で、国や県の事業に取り組む際、組織が大き過ぎるため、組合内の機械の保有台数、作物別の耕地面積等の事務作業に時間がかかり、事業に取り組めない状況でございます。

ちなみに、大津町では、法人のアグリ大津を核として白川流域の17集落が各組合を設立し、それ以外の地区の対象作物生産者は、近くの組合に入会したり、直接アグリ大津に登録して、機械導入の際、国や県の事業を活用しているそうです。

J A菊陽中央支所の、ちょっとこれ総会資料ですが、国の事業への取り組み準備についてをちょっと読み上げますと、当営農生産組合は、平成19年、20年と国の作物に対しての交付金に関する事業に取り組んできましたが、機械等に関する事業に取り組むことができませんでした。国の事業については会計検査対象となりますので、事業申請をするためには体制整備が必要となります。このため、事務局を含めた体制について及び申請条件等について、関係機関と協議検討したいと考えてますと明記されております。

今後、どのように組織運営をしていけばいいか、J Aでもかなり知恵を絞って検討されているようですが、なかなか答えが出てきません。この現状を町として今現在どうとらえているか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

営農生産組合等ニーズについては、今坂本議員が言われたとおりでございます。事務局もJ Aで、町としても協力体制をとっております。また、国の補助金制度というのは、営農生産組合の団体向け、また認定農業者に地域担い手経営基盤強化総合対策事業、また融資と、認定志向農業者には資金融資などの個人向けがありますが、現在町の営農生産組合のために、ハード面での機械補助及びソフト面での事務経営、国、県補助等の紹介を随時行っておりますが、それと補助事業につきましては、菊陽町営農生産組合として申請は可能であります。しかし、21年度につきましては、事業の取り組み準備ということで要望がありませんでした。

今後、事業申請条件や将来性、必要な機械の合理化計画等を検討し、購入する目的、利用者、管理者を明確にし、使用できる方法を組合、関係機関と協議をする必要があると思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。じゃあ、2番の今後の対応と対策はないかについてですが、菊陽町には菊陽町に向けた集落営農組織の形態をつくり上げなければいけないと思います。そうじゃないと、生産組合が長続きしないと思われます。

この菊陽町の美しい田園風景を守っていくためにも、食料自給率向上のためにも、普通作の重要性は高いと思います。農業が発展する上で、機械力と土地の条件は最重要課題です。北海道研修の際、由仁町では、水田面積を1筆当たり2ヘクタールにする2回目の基盤整備が行われていました。今後、本町でも何年か先に新たな基盤整備が必要になるかと思われます。

また、機械に対しては、大津町では、集落営農生産組合が国や県の事業に取り組んだ際、2分の1の補助を受ける場合、町が1割プラスして、組合が残りの4割、3分の1補助の場合、町が30%補助を行って、これも組合が4割負担で済むよう町独自の補助もされているとのことでした。

そこで、こういう町の補助は別として、今後菊陽町に合う営農生産組合をつくり上げるために、町として対応とか対策、また考えとかあるならば、ちょっとお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

先ほど大津町の件を申されました、17団体があるということです。菊陽町は、営農生産組合1つということですけど、まず組織の分散化、これは集落単位で組織化を図る必要があると思います。

また、さきに実施されました菊陽町営農生産組合の営農形態に関する調査票が、結果が出ておりますので、今後この営農生産組合でこういった方針を図られ、それに対しても町としても協力していきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 例えば、各集落のリーダーとなられるような人を営農生産組合の先進地、

スムーズな運営が行われている組合とかに町がそのリーダーの人を募って研修に行かせるとか、そういうことはできないのでしょうか。どうでしょう。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 一応JAと協議しまして、そういったことも考えていきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今菊陽町の営農生産組合は、本当大き過ぎて、活動ができない、機械に対する助成への取り組みもできない状態であります。菊陽町に合った営農生産組合ができるよう、本当私祈っております。

これで私の一般質問を終わります、皆様、3日間の一般質問、お疲れさまでした。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 請願第1号の取り下げについて

○議長（吉村豊明君） 日程第2、請願第1号の取り下げの件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しました請願第1号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号の取り下げは許可することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時7分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年9月18日（金）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年9月24日（木）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年9月25日（金）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月28日（月）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成21年第3回菊陽町議会 9月定例会)

平成21年 9月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第47号 菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第2 議案第48号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第3 議案第49号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第50号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第5 議案第51号 菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定について  
日程第6 議案第52号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第3号)について  
日程第7 議案第53号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第1号)について  
日程第8 議案第54号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第9 議案第55号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第10 議案第56号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について  
日程第11 議案第57号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第1号)について  
日程第12 議案第58号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 8番 | 大塚昇君 | 9番 | 福島知雄君 |
|----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 町 長   | 後藤三雄君 | 教育委員長  | 三島誠一君 |
| 教 育 長 | 赤峰洋次君 | 教育次長   | 田中真治君 |
| 総務部長  | 宮本義次君 | 福祉生活部長 | 大川育男君 |

産業建設部長 服部 貞夫 君  
 総務部審議員 吉岡 典次 君  
 兼総務課長 實取 初雄 君  
 財政課長 渡邊 幸伸 君  
 人権教育・ 阪本 修一 君  
 啓発課長 堀川 正信 君  
 健康・保険課長 荒木 一雄 君  
 町民課長 坂本 恭一 君  
 農政課長 平野 誠也 君  
 都市計画課長 帆保 勇 君  
 商工振興課長 堀川 俊幸 君  
 教育審議員兼 志垣 敏夫 君  
 図書館長  
 中央公民館長  
 農業委員会事務局長

会計管理者兼 大野 秀治 君  
 会計課長 松本 東亞 君  
 総合政策課長 廣野 豊徳 君  
 税務課長 眞鍋 清也 君  
 福祉部審議員 吉野 邦宏 君  
 兼福祉課長 村田 保孝 君  
 環境生活課長 松村 孝雄 君  
 武蔵ヶ丘支所長 山崎 謙三 君  
 建設課長 服部 誠也 君  
 下水道課長 大山 晃 君  
 総務課長補佐 佐藤 清孝 君  
 兼庶務法制係長  
 教育審議員兼  
 学務課長

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本 健治 君  
 書記 山川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第47号菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

武蔵ヶ丘支所長、内容の説明を求めます。

○武蔵ヶ丘支所長（村田保孝君） おはようございます。

議案第47号菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

内容は、住居表示の実施により支所の所在地に変更が生じるため、支所設置条例を改正するために議会の議決を求めるものでございます。

最後のページをお開き願います。

左側が現行で、右側は改正案となっております。改正する箇所は、第2条の表1の欄でございます。大字津久礼3566番地14を右側の武蔵ヶ丘3丁目50番1号と改めるものでございます。

なお、この条例は平成21年10月5日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第48号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） おはようございます。

議案第48号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この議案は議案第47号と同じでございます。武蔵ヶ丘地区内の住居表示が実施されることに伴いまして、その実施区域内に保育所の所在地がございますので、変更を行うために議会の議決を求めるものでございます。

それでは、最後のページをおあげいただきたいと思います。

新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条の名称及び位置について変更をするものでございます。変更部分についてはアンダーラインを引いております。下から2行目の菊陽町立武蔵ヶ丘第1保育園の位置について、現行につきましては大字津久礼3566番地15を武蔵ヶ丘3丁目50番2号に、それから町立武蔵ヶ丘第2保育園の住所、大字津久礼3600番地161を武蔵ヶ丘1丁目13番1号に変更するものでございます。

改正文に戻っていただきますと、附則の中にこの条例は平成21年10月5日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第49号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第49号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） おはようございます。

それでは、議案第49号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町境界確定事務取扱要綱の制定及び施行に伴い、菊陽町手数料条例を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、町道法定外公共物の境界立ち会いについて菊陽町境界確定事務取扱要綱を制定するところでございますが、境界確定事務取扱要綱第10条の境界証明書の交付で境界証明願の申請があった場合、町道法定外公共物境界証明書を交付することとしておりますが、その際要綱第11条で手数料を納付するものとしております。これに伴いまして菊陽町手数料条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をお開き願います。

菊陽町手数料条例の第2条の徴収すべき事項の別表の抜粋でございます。アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。別表その他の項の手数料を徴収する事項の欄に「町道法定外公共物境界証明書交付手数料」を追加し、手数料の欄に「1件につき」及び「300円」をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この条例は平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第50号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第50号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第50号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い本条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。

左側のほうが現行で、右側が改正案でございます。今回の一部改正は第7条に関する内容で、附則のアンダーラインの部分のとおり第2条を加えるものでございます。平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例、第2条で被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支出する出産育児一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのを39万円と定めるものでございます。

施行期日なんですけども、平成21年10月1日からとしております。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第51号 菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第51号菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第51号菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザの蔓延期において菊陽町内での感染拡大を防止するために新型インフルエンザの専用の診療所を設置するための条例を制定する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。

この条例は、第1条から第9条からになっております。第1条で設置等について定めております。第1項で、新型インフルエンザの蔓延期において新型インフルエンザの専用の診療所を設置することにより町内での感染拡大を防止するため菊陽町立診療所（診療所という）を臨時的に設置する。第2項で、診療所の開設及び休止の時期は菊池地域新型インフルエンザ対策協議会（熊本県新型インフルエンザ対策協議会設置要綱第7条の規定により地域対策協議会（以下対策協議会という））において重症度や地域での発生状況を勘案して決定する。

第2条で名称及び位置について定めております。第1号で名称を菊陽町立診療所、第2号で位置は菊陽町大字久保田2623番地の菊陽町老人福祉センター内に設置するとしております。

第3条で診療科目について定めております。診療科目は内科、小児科とする。

それから、第4条で診療時間について定めております。診療所の診療時間は第1条第2項に定める開設期間の午前9時から午後9時までの12時間とする。ただし、菊池地域の他市町と協議の上、開設期間の4週間につき1週間は午後9時から午前9時までの時間外診療を行うものとする。

第5条で診療事項について定めております。診療所は問診、診察及び薬剤の投与を行うものとする。

第6条で診療費について定めております。診療費は診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）に基づいて算定した額とする。

第7条で従事職員について定めております。第1号で医師及び看護師は対策協議会で選定し、地方公務員法第3条第3項に定める特別職とする。第2号で医師及び看護師の報酬は菊陽町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。第3号でその他の従事者は町長が職員の中から選定する。

それから、第8条で所管について定めております。診療所の設置、運営に関する事項は、菊陽町新型インフルエンザ対策本部が所管し事務局を健康・保険課に置く。

第9条で委任について定めております。この条例の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則1で施行期日を定めております。この条例は公布の日から施行する。

附則2で菊陽町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表中の第27号を第29号とし、第22号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の2号を加えるとしております。

それでは、参考資料をお開きいただきたいと思います。

条例の新旧対照表の改正案のアンダーライン、番号22、区分の町立診療所医師を追加し、報酬額を1時間1万円と定め、ただしということで勤務時間、第2条第1号に規定する勤務時間をいう。次号において同じ。以外は1万2,000円を定めております。

次に、番号23、区分に、町立診療所看護師を追加し、報酬額を1時間2,500円と定め、ただし書きとして勤務時間以外は3,000円と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第51号菊陽町立診療所の設置等に関する条例の制定について質問をいたします。

小さなことです。第1条の第2項、表現の問題ですが、中括弧が4つそこにありますですね。ですから、これは例えば以下対策協議会という部分のこの括弧を違う種類の括弧にすべきじゃないかと思いますが。小さなことですけど。

以上です。

括弧がどこまでかわからないということです。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） 今のご質問ですけれども、これ一応条例を策定するとき基本的なこういった書き方でされておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（4番甲斐榮治君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第52号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第52号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第52号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものまたは不用額が見込まれるものがあり、さらに状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいいたします。

まず、表紙をめくっていただき1ページをお願いします。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出の予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,451万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億5,982万4,000円と定めるものでございます。

また、第2条で債務負担行為の追加を第2表の債務負担行為補正で、地方債の追加及び変更を第3表の地方債補正で計上しているところでございます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

12の地方交付税は1億6,618万9,000円の増額、次に16の国庫支出金1,615万6,000円の増額は国庫補助金の増額、17の県支出金2億2,427万4,000円の増額は主に県補助金の増額、20の繰入金1億5,336万2,000円の減額は基金繰入金の減額、21の繰越金3億127万7,000円の増額は平成20年度からの繰越額が決定しましたことによるもの、22の諸収入5,492万円の増額は下の3ページで雑入の増額、次に23の町債1,710万円の減額は民生費の減額等によるものでございます。歳入合計といたしましては補正として5億9,451万3,000円を増額し、歳入総額を108億5,982万4,000円としております。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費2億6,216万7,000円の増額は主に総務管理費の増額、3の民生費6,963万3,000円の増額は児童福祉費の増額、4の衛生費5,832万7,000円の増額は保健衛生費の増額、6の農林水産業費3,048万円の増額は農業費の増額、下の5ページで7の商工費は4,961万3,000円の増額、8の土木費5,651万9,000円の増額は主に道路橋梁費及び都市計画費の増額、10の教育費3,018万1,000円の増額は主に教育総務費、小学校費及び中学校費の増額によるものでございます。

6ページをお開きいただき、14の予備費を3,337万8,000円増額しております。

歳出合計といたしましては、補正として5億9,451万3,000円を増額し、歳出総額を108億5,982万4,000円としております。

下の7ページをごらんいただき、第2表の債務負担行為の補正で追加を行っております。

まず、新地方公会計制度関連業務委託は、期間を平成22年度から23年度までとし、限度額を1,500万円としております。また、「さんふれあ」温泉熱エネルギー供給事業は、期間を平成22年度から35年までとし、限度額を7,217万1,000円としております。

8ページをお開き願います。

第3表地方債の補正で追加として3事業を、変更については限度額のみ調整を行っております。まず、追加につきまして起債の目的及び限度額について説明させていただきます。

安心こども基金特別対策事業は、変更の3番目にあります次世代育成支援対策施設整備事業からの組み替えで2,190万円を、菊陽杉並木公園園路舗装改修事業は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費補助金分で1,500万円を、公園施設長寿命化計画策定事業は公園施設長寿命化計画策定事業費補助金分で200万円をそれぞれ限度額として定め、地方債総額としては3,890万円を追加し8億5,700万円とするもので、なお起債の方法、利率、償還の方法については掲載しているとおりでございます。

次に、変更として臨時財政対策債は普通交付税の算定の結果2,180万円を増額し4億3,180万円に、役場庁舎耐震補強事業分は120万円を増額し560万円に、次世代育成支援対策施設整備事業分は組み替えにより0に、老人福祉センター空調設備改修事業分は地域活性化公共投資臨時交付金の充当により0に、県営上井手かんがい排水事業分は40万円を増額し970万円に、県営下井手かんがい排水事業分は20万円を増額し130万円に、土地区画整理事業分は1,210万円を減額し8,100万円に、武蔵ヶ丘中学校耐震補強事業分は1,110万円を増額し4,640万円としております。したがって、地方債総額としては5,600万円を減額し8億100万円とするものでございます。

9ページ以降は補正予算に関する説明書としております。主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の12地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税は1億6,618万9,000円を増額しておりますが、これは普通交付税の算定の結果2億5,488万9,000円とするものでございます。

なお、平成20年度の1億7,621万円と比較しますと7,867万9,000円の増額となり、44.7%の増となりました。

次に、下の13ページで款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の3土木費負担金、節区分の2公共施設管理者負担金43万円は、合志市からの説明欄の負担金を計上したものでございます。

次に、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の節区分の4経済危

機対策補助金で地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、今回4,385万8,000円を増額し限度額の1億4,330万9,000円とするもので、歳出予算への充当といたしましては土地改良費に1,685万8,000円を、企業誘致費に1,400万円を、防災管理費に200万円を、小学校管理費に300万円を、中学校管理費に800万円を充当しております。

下段の地域活性化公共投資臨時交付金は、後で説明します都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費等補助金の補助裏分の90%の範囲で交付される分を計上したものでございます。

次に、目の2民生費国庫補助金で節区分の3児童福祉費補助金1億2,937万円の減額は、説明欄の交付金を県補助金に組み替えるもの、節区分の7子育て応援特別手当給付事業交付金は国の補正予算による平成21年度分の交付金を計上したものでございます。

次に、目の3衛生費国庫補助金で節区分の2老人保健費補助金635万4,000円は、国の補正による女性特有がん検診に対する補助金を計上したものでございます。

14ページをお開きいただき、目の6土木費国庫補助金で節区分の2土地区画整理事業費補助金1,650万円の減額は説明欄の交付金の事業費の減額に伴うもの、節区分の3市町村道改良費交付金2,750万円の増額は南方大人足線道路改良事業費に対する説明欄の交付金を計上したものの、節区分の6公園費補助金1,700万円は新たに設けたもので説明欄のとおりでございます。

次に、款の17県支出金、項の2県補助金では、目の2民生費県補助金で節区分の3児童福祉費補助金2億2,057万2,000円の増額は、民間保育所2園の施設整備に対する国庫補助金からの組み替えとして説明欄の補助金を計上したものでございます。

次に、下の15ページで、目の5商工費県補助金で節区分の1商工振興費補助金227万3,000円の増額は、緊急雇用創出交付金を増額し1,887万5,000円とするものでございます。

16ページをお開きいただき、款の20繰入金、項の2基金繰入金につきましては、歳入が確保できました範囲で減額による調整を行っておりまして、当初予定しておりました基金繰入金6億4,751万2,000円から1億5,336万2,000円を減額し4億9,415万円としております。内訳といたしましては、財政調整基金繰入金を5,336万2,000円減額し2億8,000万円に、減債基金繰入金を1億円減額し1億円としております。

次に、款の21繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金、節区分の1繰越金を3億127万7,000円増額し4億5,127万7,000円としておりますが、平成20年度からの繰越金が決定しましたので補正するものでございます。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入で、節区分の2臨時診療収入は、議案第51号で審議いただきました新型インフルエンザに対する発熱外来診療所の設置に伴う診療収入5,700万円を計上しております。

次に、下の17ページで款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

18ページをお開きいただき、下の19ページをごらんください。

歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異

動による組み替え等でありますことから、説明を省略させていただきます。

なお、総額で申し上げますと、一般職の職員の給料は1,612万円を減額し7億7,752万4,000円に、時間外手当及び退職手当を除く職員手当は2,307万9,000円を減額し3億5,846万7,000円に、社会保険料を除く共済費は768万9,000円を減額し1億9,826万2,000円としております。

20ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費では、目の1一般管理費で節区分の18備品購入費39万9,000円は、生活安全対策関係で防犯用備品として青パト散光式蛍光灯1基を予定しております。

次に、下の21ページで目の3財政管理費で節区分の28繰出金は、光の森の（仮称）多目的グラウンド整地後の管理費として土地取得特別会計に187万2,000円を繰り出すものでございます。

次に、目の5財産管理費で節区分の12役務費112万円は、町有施設から排出するごみについて10月から処分手数料が発生しますことによる経費を計上しております。

次に、目の6企画費で節区分の13委託料250万円は、新しいまちづくり交付金事業についての調査委託料を予定しております。

次に、目の8財政調整基金等費で節区分の25積立金2億3,000万円は、地方財政法第7条第1項の規定により平成20年度歳計剰余金4億5,127万8,000円の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

次に、目の11電子計算費で節区分の13委託料483万5,000円は、説明欄の委託料を増額するものでございますが、ホームページリニューアル関係の増額、住居表示や子育て応援手当関係などのシステム変更に伴う経費を補正するものでございます。

24ページをお開きいただき、24ページでございます、項の3戸籍住民基本台帳費では、目の2住居表示事業費で節区分の13委託料51万円は、武蔵ヶ丘地区の住居表示の案内板の設置を予定しております。

26ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費では、目の1社会福祉総務費で節区分の28繰出金597万5,000円の減額は、説明欄記載の特別会計への繰出金について調整するもので、また緊急雇用創出交付金102万3,000円を受けて行います雇用創出分を含んでおります。

次に、目の2老人福祉費で節区分の13委託料144万4,000円は、国庫補助金を受けて実施します25名程度の生活介護支援サポーター養成のための委託料でございます。

28ページをお開きいただき、目の8老人福祉支援センター管理費は、老人福祉センターの空調設備改修事業の財源入れかえでございます。

次に、下の29ページで項の2児童福祉費では、目の1児童福祉総務費で節区分の19負担金補助及び交付金5,408万7,000円は、説明欄にありますように民間保育所2園の設置に対する次世代育成支援対策施設整備交付金を安心・安全こども基金特別対策事業補助金に組み替えて増額

するものでございます。

次に、目の4保育園費で30ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費447万5,000円で、施設改修工事は武蔵ヶ丘第1園のトイレ及び武蔵ヶ丘第1園の砂場、屋根、支柱の改修を、駐車場整備工事は白鈴園駐車場の防護さく等を設置する費用で増額するものでございます。

次に、目の8子育て応援特別手当給付事業費5,122万5,000円は、3歳から5歳までの児童1人当たり3万6,000円を支給するための事務費及び手当を計上しております。第1子まで拡大されたものと思います。

32ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費、下の33ページで目の4老人保健費471万9,000円は、国の補助を受けて女性特有がん検診の無料クーポン券を送付して受診を促進するための経費でございます。

次に、目の5臨時診療所費は、議案第51号で審議いただいた臨時診療所の費用を計上しております。

34ページをお開きいただき、下の35ページで款の6農林水産業費、項の1農業費で目の1農業委員会費75万円は、農業委員会において耕作放棄地解消のための事業を推進するものでございます。

36ページをお開きいただき、目の8土地改良費で、下の37ページの節区分の13委託料110万円及び節区分の15工事請負費の施設整備工事800万円は鼻ぐり井手公園のトイレの設置費を、節区分の15工事請負費の農道舗装工事1,850万円は3カ所の農道舗装を予定しております。

38ページをお開きいただき、目の17農業構造改善事業費で節区分の15工事請負費の下水道排水設備工事400万円は、総合交流ターミナル「さんふれあ」の流量計の設置工事費でございます。

次に、下の39ページで款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費で節区分の13委託料125万円は、緊急雇用創出交付金を活用して町シルバー人材センターに説明欄の業務を委託するものでございます。

次に、目の2企業誘致費で節区分の15工事請負費4,581万円は、南方大人足線改良工事費の追加及び熊本県との連携により実施いたします下大谷1号線の改良工事費でございます。

40ページをお開きいただき、下の41ページで款の8土木費、項の2道路橋梁費では、目の2道路橋梁維持費で節区分の11需用費は町道の修繕費の不足額483万6,000円を、節区分の12役務費は軽作業による道路清掃等手数料で382万5,000円を、節区分の15工事請負費は1,288万7,000円を増額し4,994万5,000円としておりますが、道路維持工事は道路の舗装工事等でございます。

42ページをお開きいただき、項の3都市計画費では、目の1都市計画総務費で節区分の13委託料3,500万円は、都市化の著しい菊陽町の航空写真撮影及びデジタルデータでの都市計画基本図の作成業務を委託するもの。

次に、目の2 土地区画整理費は、補助対象経費の減額に伴う調整を行っております。

次に、目の3 公共下水道費で節区分28繰出金1,318万3,000円の減額は、下水道特別会計繰出金の額を調整しております。

次に、目の4 公園管理費で節区分の12役務費84万円は軽作業等の手数料等を、また節区分の13委託料で公園施設長寿命化計画策定業務委託料460万円は公園を調査して長寿命化を図るための計画の策定を、実施計画等委託料200万円及び44ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費で公園整備工事3,080万円は菊陽杉並木公園の園路舗装工事等を予定しております。

次に、項の4 住宅費では、目の1 住宅管理費で節区分の11需用費は、町営住宅の修繕費として155万2,000円を増額しております。

下の45ページで款の9 消防費、項の1 消防費では、目の2 非常備消防費で節区分の18備品購入費214万2,000円は消防団への投光器を、目の4 防災管理費、節区分の18備品購入費283万5,000円は災害避難場所15カ所への防災マットを配置するものでございます。

46ページをお開きいただき、款の10教育費、項の2 小学校費、目の1 学校管理費では、下の47ページで節区分の15工事請負費407万円は武蔵ヶ丘小学校音楽室へのエアコンの設置費を、節区分の19負担金補助及び交付金86万8,000円は、菊陽北小学校で取り組まれる事業に対し県補助を受けて説明欄の補助金をそのまま交付するものでございます。

次に、目の教育振興費で節区分の11需用費101万8,000円は、小学校英語活動補助教材の購入費でございます。

48ページをお開きいただき、項の3 中学校費では、目の1 学校管理費で節区分の15工事請負費1,019万7,000円は、菊陽中学校及び武蔵ヶ丘中学校の音楽室へのエアコンの設置費を計上しております。

下の49ページで項の5 社会教育費では、目の3 公民館費で節区分の13委託料268万8,000円は、中央公民館の耐震補強設計委託料でございます。

50ページをお開きいただき、下の51ページで款の12公債費、項の1 公債費、目の1 元金は、特定財源として減債基金繰入金を充当しておりましたが、一般財源への財源の入れかえのみを行うものでございます。

52ページをお開きいただき、最後に款の14予備費を3,337万8,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ7ページです。「さんふれあ」温泉熱エネルギー供給事業7,217万1,000円、もうちょっと詳しくどういう事業をされるのか、それとせつかく温泉の排水

がありますので、その辺の排水利用というのは考えておられるのか、それが1点です。

それから、中部小学校の件ですけど、中部小学校の建てかえということで46ページですか、建てかえということは載ってないんですが、一般質問あたりも5人ほどの方々が一般質問されました。町長は1案、現在地というのは、もうそこはないということで、あとの2案ということで絞りましたということのようでしたが、これを見る限り本議会にも何の提案もされませんが、農地法の改正あたりを考えますと、6月24日の法改正からして六月以内に施行されるということを考えますと、町長はその辺はどのように考えておられるのか、間に合うような工程で不動産鑑定あたりにもう発注されているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） ただいま吉本議員さんの質問についてお答えいたします。

まず、「さんふれあ」の温泉の熱エネルギーにつきましては、事業の内容としましてこの事業につきましては富士フィルム九州株式会社に現在供給されています天然ガスを、この熱エネルギーの一部を「さんふれあ」温泉のお湯を加温したいということでございまして、それとともに気候変動に関する国際連合枠組条例の京都議定書の中で地球温暖化の原因となっております二酸化炭素、CO<sub>2</sub>でございますけど、温室効果ガスの削減につきまして先進国におきましては削減率を平成2年、1990年を基準としまして日本は6%を削減すると、最近では先ごろありました気候変動サミットにおきまして鳩山首相より2020年には25%を削減する目標を立てられております。このように大企業におきましては削減する方法といいますか、これにつきましてクリーンな開発とか排出量の取引、それからCO<sub>2</sub>排出の吸収源の活動、さらには国内クレジットの制度ということを設けられてございまして、今回「さんふれあ」が利用するのはこの国内クレジットの制度ということで、国内のCO<sub>2</sub>排出を減らすために政府が平成20年10月につくった制度でございまして、中小企業や医療機関がCO<sub>2</sub>を減らした分を大企業が排出枠として購入すると、そうすればCO<sub>2</sub>は削減したことになるということでございまして温室効果ガスが削減されると。今回は先ほど言いましたように富士フィルムさんが隣で天然ガスを使っておられますので、「さんふれあ」独自で天然ガスを引いてかえるということにはちょっとできない相談でございますが、そういったことで「さんふれあ」温泉の熱エネルギー供給事業につきましては、現在温泉、それと洗い場の温泉の加温につきましては、「さんふれあ」のボイラーだきですね、ボイラー5基を使いまして灯油をたいております。これを富士フィルム九州で使用されておる天然ガスをこれによりまして熱エネルギーを切りかえたい。「さんふれあ」温泉の燃料費が安くなるのはもちろんでございますけど、CO<sub>2</sub>を削減した分については富士フィルムのほうから国内クレジットで販売したいということでございます。さらにはこの工事をするとなれば、今議会の債務負担で議決をいただいた後、工事を大体10月以降着工するならと考えております。それにつきましては、あくまでもこの事業を富士フィルムのほうに熱を供給されております新日鉄エンジニアリングさんのほうで施工をお願いしたいと。それにつきまして天然ガスに切りかえると。その場合にここに限度額の7,217万1,000円を出しておりますけ

ど、一応概算の工事費としましては5,596万5,000円、それとそれに伴います金利分と固定資産税、償却資産税を含めまして1,620万6,000円、これを合わせましたのが7,217万1,000円となります。これを債務負担でございますので13.5年間、平成35年9月まで町が延べ払いするということになるわけでございます。そうすることで、この富士フィルム九州のほうに熱を供給しておられる新日鉄さんのほうからこれが15年間の契約ということで、あと残りが13.5年間ございますので、その分について「さんふれあ」、町、それと富士フィルムと契約するというので、途中もしも富士フィルムが撤退した場合は、これ天然ガスが来なくなりますので、そのために債務負担を起こさせていただきまして単年度単年度の支払いということで、1年間には534万6,000円の町の支出ということになるわけでございます。

先ほど言いました国内クレジットの制度というのがどういうものかといいますと、先ほどもちょっと言いましたが政府がつくった制度でございます、「さんふれあ」の温泉は天然ガスの熱で加温することで灯油と比較しましてCO<sub>2</sub>の削減、減った分を富士フィルムのほうへ売却したいということでございます。この売却額については、使用した実績に基づいてお金が計算できるわけでございますけど、大体の計算方法としましては、年間323トンの削減ができるということで、大体トン当たり1,500円と計算しますと、年間48万3,000円を富士フィルムのほうに売却したいということを思っております。

さらには「さんふれあ」のメリットとしまして、現在「さんふれあ」で使用しておりますボイラーは温泉水と洗い場の水を加温しているボイラーが4基、さらには外のほうにかまぶろ蒸気がございまして、このかまぶろ蒸気サウナのほうにはボイラーが1基ございます。今回はこのかまぶろ蒸気サウナのほうは、もうそのまま現在と同じ灯油を使ってやっていただくと、あと4基のボイラーについてが灯油を天然ガスのほうに変えたいということで思っております。そうすることによりまして灯油の年間の使用料、これが蒸気ボイラーのままならそのままでございますけど、温泉水と洗い場のお湯の加温ボイラーにつきましては、大体年間に現在「さんふれあ」のほうでは37万6,007リッターの灯油を使っておられます。大体ドラム缶で1,880本ぐらいですかね。これを燃料費で見ますと19年、20年には特に単価が高うございましたので、19年度は実績で3,958万3,000円、そうすると平成20年度では3,676万円の灯油料が支払っておられるようでございます。これは現在は灯油の価格がリッター60円弱で推移しておるそうでございます、「さんふれあ」で計算をしてみますと、かまぶろのほうはそのまま使えますので544万4,000円かかります。それと、温泉水と洗い場の湯につきましては、55円でしたら2,076万8,000円の費用がかかって、計2,621万2,000円の費用が発生すると、これ55円で計算した場合ですね。今回灯油だけのかまぶろのサウナはこのまま計上しますので、これは544万円かかるとしまして、天然ガスに切りかえますと、年間の天然ガスの熱エネルギー利用は大体1,117万9,000円で試算しております。それとメンテナンスの328万4,000円で、合わせまして1,990万7,000円で見えております。さらには富士フィルムのほうに国内クレジットの売却としまして48万3,000円を売りたいということで、年間のメリットとしましては668万円の差益が灯油

と比べて生じるということでございますので、大体事業内容としては以上でございます。よろしく申し上げます。

それから、温泉水の排水の利用については、やはり量の問題もございますけど、それと熱です、農業用に使えればとは一応思っておられますけど、現在のところはそちらのほうに使う計画はありません。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

（11番吉本 堅君「町長にお願いしたいんですが。もう学務課はいいです」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 吉本議員の中部小に関する予算の関係が出ていないというようなことと、土地の鑑定はどうしたかということでもありますけども、この予算措置関係につきましては、先般一般質問の中でもありましたように、この補正予算の編成時期までにそれぞれの説明会、そして保護者に対するアンケート結果等がまだ出ておりませんでしたので、今回のこの予算措置のほうには出しておりません。近々また全員協議会等もお願いしたいと思っておりますので、そういった時点でいろいろ議会のほうとも相談しながらということではしておりますので、そういった状況を見て、また補正等については臨時会の対応になるかと思っておりますので、その時点でお願いしたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今服部部長のほうから「さんふれあ」温泉熱エネルギーに関してはちょっと説明があったんですが、これは町だけの費用負担でしなきゃいかんのでしょうか。富士フィルムさんの天然ガスを利用するということであれば、富士フィルムさんとしても熱エネルギーということで世界的にメリットのあるところでもあるでしょうし、町負担だけなのか、富士フィルムさんのほうにはそういう工事あたりの負担をちょっとばかりお手伝いできるのかというところを1点ですね。

それから、1つ忘れておまして、ページ39ページです、目の2の企業誘致費のところ、工事請負費の道路改良工事の中で下大谷とかという説明をちょっと今先ほど實取課長のほうでされたんですが、場所がどの辺なのか、もうちょっと具体的に教えていただけませんか。その2点です。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 富士フィルム九州さんの協力はないかということでございますが、当然天然ガスを向こうで使っておられるのをこっちに回してもらいますので、その点には協力していただいております。それと、その間に温泉をぬくめるために蒸気で90度以上のお湯を持ってきますその500メートルぐらいの送水管とか、それが要るわけですけど、それについては敷地内を通させていただくというような協力もいただいておりますので、いろんな面で協力していただいとるということでございます。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 下大谷1号線の箇所ということでございますけれども、ご承知のように県道大津植木線がございますが、ソニーへの入り口の道路でございます。

（11番吉本 堅君「交差点」の声あり）

はい。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありますか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ちょっと何点かお尋ねをいたします。

まず、21ページをお願いします。ここで企画費で委託料、先ほど新しいまちづくり企画というようなことがありました。この件につきまして町のほうとしては新しいまちづくりの基本的な考え方を示しているのかどうか、示しているのであればどのようなものを示しているのかお答えいただきたいと思います。

それと、26ページをお願いします。老人福祉費のやはり13委託料です、生活介護支援サポーター144万4,000円がありますが、これはどのような介護支援を念頭に養成をしていくのか、その内容についてお尋ねをします。

さらに、39ページです。商工振興費の13委託料、ここは緊急雇用ということで高齢労働者就業促進というのがあります。これも前回にもありましたが、緊急雇用なので雇うのが目的で、仕事の質については余り考えていないような答弁がありました。今回もそういうことなのかどうか、具体的に緊急雇用として高齢者という方々にどのような内容の仕事、どのような質の内容の仕事をあらかじめ考えてらっしゃるのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 21ページの委託料の内容でございますが、町全体の大きな基本構想というのは来年度総合計画の中でつくっていくわけですが、ここで取り上げて新しいという意味は、既存の中で必要な具体的にちょっと詳しく設計と委託をお願いして固めていかなければならない事業というような趣旨でございます。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） 26ページの老人福祉費、委託料の144万4,000円の件でございますけれども、この事業の目的なんですけれども、これにつきましては町の地域包括支援センター、それから町の社協、それから民生委員と連携をいたしまして福祉支援を必要とする人の在宅生活やそれから悩み、それから介護の相談、それからひとり暮らしの高齢者等の安否確認、それから見守り、それから認知症サポーター活動を行う生活介護支援サポーター等を約25名程度養成をいたしまして、住みなれた地域で高齢者の在宅生活を支援をするシステムでございます。

事業内容なんですけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、社協に委嘱しています地域サポーターを核といたしまして国の補助要件を満たす生活介護支援サポーターを養成する事業を同協議会に委託をすると、その事務関係の費用でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） お尋ねのこれ緊急雇用対策ということで、事業内容についてはもうご存じのとおりでございますけども、一応今回この補正に上げておりますのは追加ということで事業を上げております。緊急雇用対策につきましては、現在これを含めると5事業ほどやることになるわけですが、一応この説明で書いておりますように、高齢労働者就労促進、労務管理等の業務委託ということですが、現下の高齢化社会ではあります、やはり就労したいという高齢の方はたくさんいらっしゃいます。そういうのを何とか就労させたいということが目的としてはあるわけなんです、一応コーディネートをしていただこうと、まず高齢の方で就労したい方は登録をしていただいて、その後高齢者の方を雇い入れていただけるような企業の調査等やって、そういうのを確保した上で就労させたいというような考えでおります。ただ、緊急雇用につきましては、もうご承知のとおり短期の事業であります、これが引き続きできるような形になればいいなあとというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ページ31ページの子育て応援特別手当が19の負担金のところでありますが、先ほど説明では3歳から5歳、1人当たり3万6,000円ということでしたけれども、この概要と町内の対象者ですね、あとこれ期限がどうなっているのかということが第1点です。

それから、ページ43ページの款土木費の4公園管理費の中の節の13の委託料ですけれども、これ600万円の委託料がありますが、実施設計等委託料が200万円、公園施設長寿命化計画策定業務委託料が460万円で、先ほど公園調査、寿命を長くするのに調査をするということでしたけど、これはどういう内容でどういう業者が受け持たれるのか、その辺がもし状況がわかれば、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、ページ44ページの工事請負費の節の15の公園整備工事ということで杉並木公園等という説明がありましたけど、これが内容がちょっとつかめなかったのも、すみません、その3点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） ページ31ページの目の子育て応援手当給付事業の具体的な内容ということでございますが、先ほど財政課長のほうから若干説明申し上げましたけども、この子育て応援特別手当につきましては、平成21年4月10日に決定されました経済危機対策の一環として国の平成21年度の第1次補正に盛り込まれた事業であります。

まず、目的であります、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担に配慮する観点から、これは平成21年度限りの措置として幼児教育期の子ども1人当たり3万6,000円を支給するものであります。対象となる児童につきましては、平成21年度において小学校就学前3

学年の児童であります。具体的には生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの児童であって、基準日において菊陽町に住民登録している方または菊陽町に外国人登録している方のどちらかに該当する児童を対象といたします。支給対象者は、基準日において対象となる児童が属する世帯の世帯主であって菊陽町に住民登録している方または菊陽町に外国人登録している方のどちらかに該当する方を対象といたします。ちなみに基準日につきましては平成21年10月1日が基準日となりますので、1日以降に約6カ月をかけて支給をしたいということで、菊陽町の対象者につきましては現在のところ1,355人を予定したところで予算をお願いしておるところでございますけども、10月1日が基準日でございますので、もう少し期間がありますので、確定数値については現在のところわかっておりませんが、予算では1,355人ということで想定をしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 43ページの公園管理費の委託料についてご説明申し上げます。

実施設計等委託料200万円、公園施設長寿命化計画策定460万円、これに関連して15の工事請負費も出てくるわけなんですけども、まず公園施設長寿命化計画460万円についてご説明申し上げます。

内容につきましては、将来的には公園施設の老朽化に伴う維持管理費が増大することということで、将来について改築時におけるコスト低減を図ることを目的として、業務内容としましては公園施設の設置状況の把握、点検実施体制の構築、修繕補修実施判断基準の設定、公園施設の健全度の把握、点検頻度の設定、施設の改築計画の設定等の業務を委託するものでございます。一応この長寿命化計画を策定していないと、平成26年度以降において公園を改築したい、国庫補助としてやりたいといっても、この計画を策定していないと採択にならないという条件になっております。菊陽町に90の公園がございますけども、全公園を対象としております。業者さんについては、測量設計の業者さんになるかと思っております。

次の実施設計等委託料につきましては、早速この長寿命化計画策定を行いまして、杉並木公園の園路の舗装の補修をやろうと考えておりますけども、その実施設計を行うこととしております。これが200万円でございます。

次のページの工事請負費の3,140万円ですけども、このうち3,080万円につきましては、杉並木公園の園路の補修の改築を行いたいと思っております。これについては都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業が今年から創設されたということでございまして、これが単年度事業費で3,000万円が補助対象となっておりますので、その国庫補助を利用して改築をやりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時15分

再開 午前11時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第53号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第53号平成21年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第53号の平成21年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、ご質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,986万1,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節区分の一般会計繰入金187万2,000円の増額は、管理に必要な額を補正したものでございます。

下の9ページをごらんいただき歳出でございますが、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地建物管理費187万2,000円の増額は、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業地内の（仮称）多目的グラウンド用地の整地後の管理に必要な経費を計上しておりますが、節区分の12役務費40万円は、お願ひ事項を掲載いたします看板2カ所の経費を、節区分の18備品購入

費135万円は物置き、散水機一式などを予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第54号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第54号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第54号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正についてですけれども、第1条、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,818万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を29億4,293万8,000円と定めております。

今回の補正につきましては、歳入については国庫補助金及び前年度からの繰越金の補正を行っております。また、歳出でございますけれども、これにつきましては後期高齢者支援金及び老人保健拠出金への補正増を行いまして、不足分については予備費で調整を行っておるところでございます。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の5の国庫支出金、項の2の国庫補助金、目の4の介護従事者処遇改善臨時特例交付金、節で同じでございますけれども231万5,000円の補正増を行っております。

それから、目の5で出産育児一時金補助金で30万円の補正増を行っております。

それから、款の14繰越金で、その他繰越金ということで1,557万1,000円の補正増を行っております。

次に、下のページなんですけども、歳出について説明を申し上げます。

款の1の総務費、目の1の一般管理費で49万2,000円の補正増を行っております。

それから、款の2の保険給付費で目の3の一般被保険者療養費で404万1,000円の補正増を行っております。

それから、次ページなんですけども、項の4の出産育児諸費、目の1の出産育児一時金ということで60万円の補正増を行っております。これは今年10月1日から現在38万円の出産育児金が4万円加算されるということで、その分の補正増を行っております。

それから、款の3の後期高齢者支援金等で目の3の後期高齢者支援金1,780万円の補正増を行っております。これは平成21年度の高齢者支援金の確定通知によりまして補正増を行っておりますのでございます。

下のページなんですけども、款の5の老人保健拠出金、目の1の老人保健医療拠出金で840万2,000円の補正増を行っております。これも拠出金の確定通知によりまして補正増を行ったところでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

款の6の介護納付金、目の1の介護納付金ということで1,030万7,000円の補正減を行っております。これも確定通知により当初予算よりか額が減少したということでの補正減でございます。

次に、下のページなんですけども、款の14の予備費ということで349万7,000円の補正減を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案第55号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第55号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の補正についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,364万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を16億7,980万3,000円と定めております。

今回の補正の主な内容についてでございますけれども、歳入につきましては国及び支払基金の収入の補正増及び平成20年度からの繰越金の補正増を行っております。

それから、地域支援事業費の一部を補助対象事業費へ予算を組み替えを行い、国、それから支払基金、県からの補助金を増額を行っております。それから、一般会計からの繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出についてですけれども、国、県等への返還金及び地域支援事業費の一部について予算の組み替え及び基金積み立て等により補正の増減を行っております。

一応8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の4の国庫支出金、目の2の地域支援事業交付金ということで、現年度分151万3,000円の補正増を行っております。それから、節の2の過年度分の収入ということで精算でございますけれども43万5,000円の補正増を行っております。

それから、款の5の支払基金交付金、目の1の介護給付費交付金でございますけれども、これは介護予防事業でございますけれども、節の2の過年度分で105万2,000円の補正増を行っております。

それから、目の2の地域支援事業交付金、現年度分で181万5,000円の補正増を行っております。それから、節の2で過年度収入分で精算ですけれども54万1,000円の補正増を行っております。

それから、款の6の県支出金、目の1の地域支援事業交付金ということで、現年度分75万6,000円の補正増を行っております。それから、節2で過年度収入分、これも精算ですけれども21万7,000円の補正増を行っております。

次に、下のページなんですけれども、款の9の繰入金ですけれども、繰入金全体では597万5,000円の補正減を行っております。内容については、目の1から5まで説明欄のとおりでの補正の増減を行っておるところでございます。

次に、款の10の繰越金、目の1の繰越金ということで3,329万円の補正増を行っております。

す。

10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものについて説明を申し上げます。

款の1の総務費、一般管理費で924万8,000円の補正増を行っております。主なものは、23節の償還金で過年度分、前年度分の返還金で、実績より超過分を返還するものでございます。

それから、款の2の保険給付費、目の1の介護サービス等諸費でございますけども、ここにつきましては補正額は0ですけども、財源の入れかえを行ってるところでございます。

それから、下のページをごらんいただきたいと思えます。

款の4の地域支援事業費、目の1の介護予防特定高齢者施設事業719万円の補正増を行っております。補正の主な内容は人件費関係でございます。

それから、12ページをお願いいたします。

項の2の特定包括的支援事業2事業でございますけども、項の2の地域支援事業費、それから任意事業費、それからその下の項の3の特定事業費につきましては、補正の増減を行ってはいませんが、予算の組み替えでございます。

それから、下のページでございますけども、款の5の基金積立金、目の1の介護給付費準備基金積立金1,627万9,000円の補正増を行っております。

それから、款の8の諸支出金、目の1の第1号被保険者保険料還付金ということで87万7,000円の補正増でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第56号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、議案第56号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第56号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ574万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億4,586万7,000円と定めております。

今回の補正につきましては、歳入でございますけれども、繰越金の補正増を行いまして、歳出については広域連合への納付金の補正増によりまして予算の調製を行っております。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてですけれども、款の4の繰入金、目の1の事務費繰入金ということで81万1,000円の補正減を行っております。

それから、款の5の繰越金ということで655万6,000円の補正増を行っております。

下のページなんですけれども、歳出でございます。款の1の総務費11万7,000円の補正増、それから款の2の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども562万8,000円の補正増を行っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第57号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第11、議案第57号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） それでは、議案第57号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ377万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を18億2,955万6,000円と定めております。

第2条で、債務負担行為については第2表債務負担行為によると定めております。また、第3条で地方債の変更を第3表の地方債補正で計上しているところでございます。

4ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、企業会計に移行に係る資産整理業務委託料について期間を平成22年度から平成23年度までとし、限度額を1,100万円としております。

5ページをごらんください。

第3表地方債の補正で限度額のみ調整を行っております。流域下水道事業負担金が減額になりましたことから、660万円を減額し限度額を4億3,620万円としております。

10ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を1,000万円増額し6億2,826万1,000円としておりますが、これは処理人口の増加分を考慮して増額としております。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を1,318万3,000円減額し4億4,667万円としておりますが、これは使用料の増額と繰越金の決定により一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

次に、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を1,355万5,000円増額し3,064万円としておりますが、平成20年度からの繰越金が決定しましたので補正するものでございます。

次に、款の8町債、目の1土木債、節の1土木債の660万円の減額でございますが、これは先ほどご説明しましたとおり流域下水道事業負担金の減額によります補正でございます。

11ページをごらんください。

歳出でございますが、人件費につきましては職員の人事異動による組み替えでございますので、説明を省略させていただきます。

款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の11需用費100万円の増額は修繕費でございまして、マンホール周辺の舗装費でございます。節の13委託料は増減はございませんが、水質調査業務委託料の入札残を管路等の補修業務委託料に組み替えたものでございます。次に、節の19負担金補助及び交付金の1,081万7,000円の増額でございますが、熊本北部流域下水道維持管理負担金でございます。歳入の内訳でもご説明しましたが、北部流域下水道への流入量が当初の予想より多くなりましたので増額になっております。

次に、目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費、節の23償還金、利子及び割引料の

71万1,000円の減でございますが、20年度の精算確定によるものでございます。

次に、款の3事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金補助及び交付金の658万6,000円の減でございますが、流域下水道処理場建設負担金の今年度負担分の確定による減でございます。

次に、目の2流域関連公共下水道事業費、節の9旅費8万円は、構造検査用の旅費でございます。次に、節11の需用費450万円の減でございます。これは消耗品でございますが、これを減額しまして委託料などに回しております。節12の役務費の20万円でございますが、これは節13の委託料、17の公有財産購入費にも関連しますけれども、辛川地区の污水管を布設する際に一部民地に管が通りますため用地買収が必要になります。その際の不動産鑑定料になります。節13の委託料60万円は、先ほどの用地買収に伴います登記委託料でございます。実施設計等委託料154万2,000円の減額は入札残でございます。下水道現場技術業務委託料の504万円につきましては、昨年6月の補正でも計上しましたが、事業費に対しまして課の職員が不足しておりますので、設計、積算、現場管理ができます専門的な技術を擁する技術員を1名雇用する予定でございます。次に、節14の使用料及び賃借料の3万8,000円の減額でございますが、これは入札残でございます。次に、節15の工事請負費は215万円の増額になりますが、污水工事改築更新工事の入札残と節22補償補填及び賠償金の地下埋設物の移設補償費の不用分を整理しまして増額しております。節17の公有財産購入費は、先ほどご説明しました辛川地区の用地買収費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第58号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第12、議案第58号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第58号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページを、表紙をめくっていただきます。今回ご承認をいただきたいのは、下原29号線、杉並台団地13号線及び新山21号線の3路線でございます。内容につきましては参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

参考資料をお開き願います。

まず、下原29号線はJ A菊陽中央支所南側で、開発行為によって設置されたものでございます。

次のページをお開きください。

杉並台団地13号線でございますが、合志市境になりますが、これも開発行為によって設置されたものでございます。

次のページをお開き願います。

新山21号線でございます。この路線につきましても、開発行為によって設置されたものでございます。

以上、3路線の町道認定について議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時53分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成21年9月30日（水）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成21年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成21年9月30日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第3号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書(案)について

日程第3 発議第4号 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)について

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第61号 工事請負契約の変更について

日程第2 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書(案)について

日程第3 発議第6号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する意見書(案)について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

15番 梅田清明君

4. 会議録署名議員

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教育委員長 三島誠一君

教 育 長 赤峰洋次君

教育次長 田中真治君

総務部長 宮本義次君

福祉生活部長 大川育男君

産業建設部長 服部貞夫君  
 総務部審議員 吉岡典次君  
 兼総務課長  
 財政課長 實取初雄君  
 人権教育・ 渡邊幸伸君  
 啓発課長  
 健康・保険課長 阪本修一君  
 町民課長 堀川正信君  
 農政課長 荒木一雄君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 平野誠也君  
 教育審議員兼 帆保勇君  
 図書館長  
 中央公民館長 堀川俊幸君  
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

会計管理者兼 大野秀治君  
 会計課長  
 総合政策課長 松本東亞君  
 税務課長 廣野豊徳君  
 福祉部審議員 眞鍋清也君  
 兼福祉課長  
 環境生活課長 吉野邦宏君  
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
 建設課長 松村孝雄君  
 下水道課長 山崎謙三君  
 総務課長補佐 服部誠也君  
 兼庶務法制係長  
 教育審議員兼 大山晃君  
 学務課長  
 生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
 書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

本日は梅田清明君から欠席の届けがでされております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（吉村豊明君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず初めに、総務常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。総務常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

総務常任委員会に今回付託されました付議事項は、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定について、認定第2号平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第1号境の松区公民館及び広場用地購入に関する請願については今回は取り下げがありましたので、3議案が付託されました。

9月18日、24日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答等を行い、慎重に審議いたしました。

なお、平成20年度土地取得特別会計の中で、用地先行取得事業としての武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業地内の多目的グラウンド用地及び複合総合施設用地約3万5,000平方メートルの現地調査を行い、各担当課より説明を受けました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料を配付されておりますので、その中の主なものを各課二、三点を報告いたします。

それでは最初に、西部町民センターの歳入歳出について、委員より、委託料について、業者はどこか、またその選定方法はという質問に、所長より、見積徴収にて選定しているとのことでした。

また、その業者は毎年同じかという質問に、現在は同じであるとの答弁でした。

それから、ぜひ地元の業者をお願いしたいという意見も出されております。

次に、児童館の歳入歳出についてです。

委員より、児童厚生指導員とはどのような役割かという質問に、所長より、児童館の企画や児童館での業務、行事での作成準備などを行っているという答えでありました。

次に、三里木町民センターを行います。

消防設備点検は業者か消防署か、また常設の消防署があるのだからそちらにお願いはできないかという質問に、総務課長より、これは法定の点検であり、事業所による点検となっている。消防署は点検後の査察を行うという答弁でありました。

次に、男女共同参画社会推進の件につきまして、行動計画作成について、業者に委託しないといけないのか、自分たちで作成すべきではないかという質問に、所長より、町としては初めて計画策定するものであり、男女共同参画は全庁的な業務であるが、各課全部の取り組みを把握するのは困難であり、業者委託を行っているとのことでありました。

次に、東部町民センターです。

委員より、隣保館とは何かという質問に、人権教育・啓発課長より、人権問題、特に同和問題を解決するため国からの補助で建てられた施設、隣保館から現在の東部町民センターへ名称が変わってきているとの答えでありました。

次、人権教育・啓発課の一般会計についてであります。

委員より、報償金の支出で400万円となっているが、どのような方に対する支出なのか。答えてしまして、人権教育啓発課長より、教育集会所で行っている小・中学生の学習会での先生に対するもので、たまには外部からの講師に対するものもあるという答弁でありました。

次に、人権教育・啓発課の特別会計としまして、平成20年度住宅新築資金等貸付事業特別会計についての審議でございます。

委員から、滞納繰り越しの2,800万円は一般会計の中でやっていくということかという質問に、課長より、そうです、平成20年度末で廃止ということで、一般会計の中でやっていくということでありました。

次に、総務課に移ります。

委員から、不正経理についてはどうなっているか、またその調査はという質問に、課長より、本町においては、平成18年度に職員を処分しており、これ以前についてはこのとき調査している。これ以降の平成19、20年度を調査中である。平成19年度は調査が終わり、現在平成20年度分を調査しているとのことでありました。

次に、総務課の中の消防費について、委員より、団員報酬は年間幾らかという質問に、係長より、年報酬は2万円という答弁でありました。

また、委員から、旧来の部落には消防団があるが、新興住宅地にはない。アンバランスがあるが、不満は出ていないかという質問に、係長より、団員に頑張ってもらっている。今のところ不満は直接聞いてないという答弁でありました。

次に、総合政策課に移ります。

質問としまして、わがまちづくり支援事業補助金が北地区に偏っているというのはなぜかという質問に、行政改革推進係長より、地域を限っているわけではない。3月に区長会で説明し、募集を行う。20年度は入道水、柳水、光の森地区の3地区で申請があっているという答え

でありました。

次に、総合政策課の中の土地取得特別会計歳入歳出決算の中の政策面での質問であります。

委員から、多目的グラウンドにベンチ、トイレ設置の要望があるがという質問に、課長より、ベンチについては寄附等のベンチを考えている。トイレについては前向きにただいま検討しているとの答弁でありました。

次、9月24日、2日目の審議に入ります。

最初に、税務課の歳入についてであります。

委員から、滞納処分を強化されて徴収率が向上しているが、生活困窮世帯等への対応はどうされているのかという質問に、係長より、通常の財産調査で財産が発見できない場合、家宅捜索等を実施して財産調査を行い、最低生活保障を検討しながら滞納処分の執行停止等実施しているとのことでありました。

次に、歳出についてですが、委員より、還付金の内訳はという質問に、係長から、大きな原因は、国の財源移譲、所得変動に伴う個人への還付金約2,500万円ほか法人町民税の還付がほとんどであるとの答弁でありました。

次に、財政課に入ります。

委員から、借入れについて、高い利息のものは他のところから借りてでも返したほうがよいのではないかなど、経費を抑える努力をすべきであるという質問に対しまして、課長より、町としても繰上償還して返したいというのはやまやまだが、国等も長期財政計画に沿って菊陽町に貸しているものなので、利子も含んだところで返済が見込まれており、自由にならないところがある。もう一つは、補償金免除の繰上償還があるが、財政力指数が低い市町村に限られているなどの事情があるという答弁でありました。

次に、土地取得特別会計歳入歳出の財政面での審議に入ります。

学校建設基金があるが、これは耐震の事業に使えないのかという質問に対しまして、課長より、学校建設基金の処分としては、学校の建設またはその他町長が必要であると認めるときと定めてあり、学校の耐震についても基金の目的の範囲で活用することができるものと認識しているとの答弁でありました。

次に、委員より、借入金の利子は高く、預入金（基金）の利子は低い。そこで、地方債に頼らずに基金を活用すべきと考えるがいかがかという質問に、課長より、地方債残高を抑えるように努めていることを基本とし、各年度の予算編成における財源の確保、世代間の負担の調整等の点を踏まえ、有効な財源確保手段として地方債を活用していきたい。

なお、普通会計地方債残高約120億円のうち臨時財政対策債が約25億円を占めている点は、今後気になっているところであるという答弁でありました。

次に、会計課ですが、平成20年度一般会計、特別会計の当初予算約166億5,900万円のほとんどの窓口であったかと思えますけれども、特に質疑等はありませんでした。

最後に、議会事務局ですが、これも主に申し上げるところはありませんでした。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました3議案につきまして、予算の執行が適正にかつ効率的に運用されているか、またその成果が出ているか等を慎重に審議した後、採決を行いました結果、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、賛成多数により認定と決しました。

認定第2号平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

次に、認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連しておりますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第2号平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第2号平成20年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

この事業については、もう皆さんもご案内のとおり、同和対策事業として、対象地区の住宅環境等の改善を図るため、昭和54年から平成4年までに町が私たちが払っています税金から貸し付けた資金の回収に努める、そのための特別会計でした。それで、この特別会計は、法の失効とかもありますけれども、平成20年度末で特別会計は廃止をされました。

私は、今回この廃止をされて、今後貸付金の回収については、一般会計の中で償還意識を促し、滞納金処理に努力しますというふうにありますけれども、これは非常に今の取り組みでは改善できないかという懸念を持っています。といいますのは、一方で、今総務委員長の報告にもありましたように、私たちがもし生活が困窮して税金を滞納しますと、今は非常に厳しくなって、徴収のチームがつくれ、通常の財産調査で財産が発見できない場合は、家宅搜索等を実施して財産調査を行い、もちろん最低生活保障は検討しながらとは言っていますが、滞納処分が実施されます。私の知ってる方でも、もう既に通帳から生活費が引き落とされたということもあります。これは、今後慎重に、面接も行って十分対応するという一方で、取るほうはそういう状況でした。

この住宅貸付資金というのは、同和事業の改善、住宅の改善のために町がお金を貸した分です。それなのに、この間、私は15年目になりますけれども、毎年この問題についてはもっと対応が必要ではないかっていうのを再三議会の中で取り上げてまいりました。ほとんど改善が、どういふふうに町が対応されてきたのかというのに疑問を感じています。

平成16年度の、本当は10年間の状況を見ると、よりもっとリアルにわかると思うんですが、平成16年度の要するに滞納分、この滞納未済額が3,415万円、平成17年度が3,363万円、平成18年度が3,325万円、平成19年度に2,888万円あります。20年度、この特別会計も廃止をされるというのに、19年度から20年度に幾ら改善されたかといいますが、19年度が2,888万9,520円、20年度が2,844万9,635円ですので、43万9,855円しか改善をされていません。となりますと、この滞納、いわゆる焦げつきと言われても仕方がないこのお金が、今後一般会計の中で町が運用していくということになりますけれども、今でさえも特別会計をこれだけ取り上げて、今まで取り組んできたにもかかわらず、わずか四、五十万円しか返しができてない、これは税金を払わないといけない人が払ってない問題とは違って、お金を借り入れしている人が、財産があるにもかかわらず返してないお金ですので、行革、行革とこれだけ言うのであれば、こういうところはきちんと対応した上で、一般会計への繰り入れを行うなり、そういう対応が

必要にもかかわらず、それを怠っていると云わざるを得ない問題だと考えますので、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 議案第7号の平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

今小林議員、るる指摘されましたけれども、本案件は平成21年度から一般会計に移行するというので、最後の特別会計決算であるわけですが、これまでに示されておりましたように、やはり法が停止になったということを境に、これまで調査を進めた結果、一般会計法に移行するに当たって、引き続き差別要件は解消できない部分が多いということで、各市町村、県、市町村で取り組みを促しておりました。そういうことを受けて、基本法が、県の基本法、町の基本法が制定されて進められてきているところであります。

一般会計のほうでも同様なことで指摘がありますけれども、そういうことを受けて、町は引き続き予算を施して対応をしていくということの一環としてこの住宅資金も位置づけられているというふうに理解しております。

確かに滞納があるわけですが、報告もございましたように、その都度家庭訪問や、あるいは滞納者への連絡を進めていながら取り組みをされております。それでもなおかつ厳しい状況にあるという報告のようでございますので、さらなる努力をお願いし、今後の取り組みを進めていっていきべきだというふうに思います。

そういうことの観点で、本案件に賛成するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第7号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） おはようございます。文教厚生常任委員会からの報告をいたします。

今回文教厚生常任委員会に付託されました案件は、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳

入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定について、認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、それから請願が3件、請願第2号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、請願第3号医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願について、請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願について、8議案が付託をされました。

9月18日、24日、25日の3日間、各担当課長及び係長から詳細の説明を受け、請願に関しましては、紹介議員であります上田議員からは詳しい説明書を、甲斐議員、小林議員からは直接委員会に来ていただいて説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

なお、この委員会付託、この期間について、24日は一日かけて公立保育園8園、それと私立のキャロット保育園、9園を現地調査をし、園長に公立保育園の現状並びに私立保育園の実態調査を行いました。

審議の経過については、要点の内容が資料配付されておりますので、その中で主なものだけを報告をいたします。

いろいろ順不同になりますけど、皆さん方にお配りをした資料に沿ってご報告をいたします。

まず、図書館。

ホールの使用期限について、1カ月前までとしている部分について見直しをお願いをしていたけども、その経過はどうなっているかという質問に対して、館長から、現在のところ、条例等の改正までは行わず、ただし書き部分の運用で行いたいと考えていると。期間については、15日前や20日前で検討しているが、催しの内容によっても異なると思われる。ふるさと創生事業による技術陣の育成にも1年ほど時間を要すると思われるので、もう少し検討の時間をいただきたいという答で、委員から、その養成機関が1年というのはいかにも遅過ぎやしないかと、もうちょっと短期間で養成をしてほしいという要望がありました。

それから、職員配置について、図書館の臨時職員には、自ら各地の研修に参加し、自己研さんに努めるなど優秀な人材がいると聞く。専門家を育てていくことなどは考えていないかという質問に対して、図書館の司書職員は大変意識が高く、頑張っていると。人材確保という観点からも、専門家として育てていくことを考えなければならないという答えがありました。

次、生涯学習課。

委員から、全国大会出場等の補助金の対象はスポーツ大会だけなのかという質問に対して、課長からは、現在のところスポーツだけだと。

今回菊陽中部小学校の合唱団が全国大会に行くけども、そこらあたりの補助はないのかという質問に対して、今回は学校予算で補正し、今後対応を考えていくと。文化の部分について

も、全国大会等出場補助要綱の整備をしていく予定であるという答弁でした。

次に、体育施設費の町民総合運動場管理業務委託料について、どこが請け負っておるかという質問に対して、課長から、通供産業ということでした。

結構予算的に使うもんですから、グラウンドの管理であれば地元の業者もいるし、これだけの経費を課の見積もりで決めたのか。もっと厳正に入札をして、もっと安くできると思うし、地元業者の育成にもなるので検討してほしいという強い要望が出ております。

次に、中央公民館。

耐震の結果はどうだったか、また中央公民館も相当古いため、施設の建てかえの計画があるかという質問に対して、館長から、建てかえの計画はないと。施設の補修について、平成22年度で耐震補強工事にあわせて、その他悪いところも工事を計画をしていきたいという答弁でありました。

南部町民センター。

昨年は盛大に鼻ぐり井手築造400年祭が開催され、南校区の活性化に向け事業に取り組んでおられるわけだが、今後はどのように考えているかという質問に対して、矢野所長が、今年度も鼻ぐり井手実行委員会を立ち上げ、鼻ぐり井手祭に向け進めていると。昨年並みの催しを計画中で、地域とともに盛り上げる必要がある。昨年は、鼻ぐり祭後の井手視察ということで約7,000人の来場があり、4月から8月まで、1,400人の視察が県内外から来訪されていると。その対応に当たっているのがボランティアガイドで、センターで鼻ぐりのDVDを見ていただき、現地で説明をしている。現在、現地にトイレ、物産館等がないので、加工開発した鼻ぐり菓子類、季節野菜類は販売できない状態であると。今後は整備した中で、販売が可能になると思うということでした。

次、北小の隣にありますふれあいの森研修センター、ここでは特別質問はありませんでしたが、ふれあいの森研修センターは、今正職員が1名、臨時職員2名、それとキャンプ場がありますので、社会教育指導員が1名、計4名で運営をしとるということでした。

次、学務課。

学務課は、いろんな学用品の予算執行というのがかなりいろいろ多岐にわたって多いものですから、それに関連して委員から、備品購入の際の見積もりの取り方はどうしているかと。何社に見積もりをとっているか。できるだけ効率よく、同じものなら安いものを購入して節約をしたかどうかという質問に対して、3社見積もりを行って購入をしていると。

また、委員から、役所のほうも実勢価格をもうちょっと十分把握をすべきじゃないかという希望がありました。

それと、臨時職員の司書補等の夏休みの任用はどうなっているか、継続的な任用ができていくかという質問、それとスポーツ振興センター保険負担金はPTA保険とダブることはないのか、また支払いの流れはどうなっているかという質問に対して、司書補等の任用については、1学期で一たん任用を切り、2学期に改めて任用し、引き続き任用していると。PTA保険は

個人単位で加入するもので、スポーツ振興センター共済は全国的に加入するものであり、義務的なものであると。支払いについては、一たん本人が負担をして医療機関に支払った後、手続を経て本人口座に振り込まれると、そういう資金の流れになっているという答弁でした。

次、武蔵ヶ丘支所。

委員から、年間の来庁者数は何人ぐらいいるかという質問に対して、支所長の答えは、手数料ベースで1万5,560件、それ以外を含めると、大体年間2万人ぐらいが支所を利用しているということでした。

次、町民課。

委員から、町の顔であります1階の庁舎内、特に1階の見通しが非常に悪いと。キャビネット等を整理して、どうにか明るくできないかという質問がありました。私も非常に暗いと思います。答えは、書類やキャビネット等の整理に努めると。これは整理に努めるの確認をしたいと思います。

町民課の時間外手当が他の部署と比べて少ないと思われるが、仕事はできているのかという質問に対して、毎月第1・第3水曜日の2回、夜の7時まで窓口延長を実施しているが、時差出勤で対応していると。そういうことで時間外が少ないと。効率よくやっているという意味でしょう。

次、環境生活課。

狂犬病予防でお金が出ているが、実際の菊陽町にいる犬の頭数は、それと予防措置をとらない犬、そこらあたりの分析はできているかという質問に、課長のほうから、現在2,123頭が登録をされ、平成20年度は1,705頭に予防注射を実施し、約80%の実施率になっているということでした。

また、委員から、野良犬、野良猫の捕獲、退治についての現状はどうかという質問に対して、現在は原水地域のほうで頻繁に見られるような状況になっていると。昨年の捕獲頭数が、50頭ぐらいの犬を捕獲していると。牛舎等生き物がいるところに集まってくるような状態であり、去年は、ソニーの入り口の南側に牧場があるが、その子牛が襲われたと。そこには危険な群れが五、六頭いて、何とかその群れは、危険なものも含めて捕獲していると。それでも、やはりイタチごっこで、なかなか完全に捕獲ということにはならないという状態ということでした。

次に、福祉課に行きます。

福祉課の審議に入る前に、町長のほうから、今回の保育所民営化についての議案提出を見送った理由の説明がありました。そういうことで、後で請願が出ておりますので、そのときに報告をしたいと思います。

福祉課で、地域活動支援センター及び相談支援事業の委託先の基準はいかがになっているかという質問に対して、課長のほうから、障がい者施設で、実績等を勘案し、選定している。委託料は主に人件費に充てられるが、障害者自立支援法は、基本的に国が示した事業を自治体が

行うものであるため、国、県がそれぞれ2分の1、4分の1の費用負担を行う。ちなみに、地域活動支援センターを菊陽病院、相談支援事業を菊陽病院と菊陽学園に委託をしているということでした。

それから、保育所入所者負担金、現年度、過年度を含めての未済額の理由はという質問に対して、現年度及び過年度未済額については、母子家庭や失職に伴う生活困窮により支払いが困難である世帯が多いと。

また、私立園における園児1人に係る経費は幾らかという質問に対して、今現在菊陽町では1つの私立保育園がありますが、キャロット園が、111名に対して1億2,000万円の補助金を払っていると。1人当たり107万1,000円であると。なお、国、県がそれぞれ2分の1、4分の1の費用負担を行うので、大体1園に対して三千四、五百万円の財源の持ち出しになっているということでした。

次、健康・保険課。

10月から始まる検診の無料クーポン券はいつから配布になるかという質問に対して、村田補佐のほうから、無料の対象は、子宮がん検診と乳がん検診になると。また、無料クーポン券の配布については、既に9月上旬に送付をしていると。

それから、子ども医療費扶助はどんな内容かという質問に対して、対象者はゼロ歳から12歳まで、医療機関を受診した際の一部負担金、保険適用分の全額が助成の対象となるということでした。

この健康・保険課の中で付託をされた菊陽町国民健康保険特別会計、それと認定第4号の老人保健特別会計、それから認定第5号の菊陽町介護保険特別会計、これについては特別に報告するような内容のものはありません。

次は請願に移ります。

まず、教育予算の拡充を求める意見書の採択に対する請願。

これは、趣旨は、教育予算の拡充を求める意見書を採択し、国及び関係省庁に提出していただくように請願をしますということで、内容的にこれは初めての請願事項ではありません。もう三、四回これについては請願が出て、そのときにも議論をされて、これについてはこの説明、皆さん方にもお配りしとる資料説明で、質疑は出ませんでしたので、一応そういうことで検討をしました。

それから2番目、甲斐榮治議員から出ている請願、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願について、これも皆さん方にお配りをしとる中身については特別な報告をすることはありません。この趣意書を皆さん方に、その前に、請願ということで趣意書が出ておりますが、この趣意書の内容で、この両病院とも先端的な病院業務、私立に移行すれば、採算の合わない先進的な内容をやっつかないといかんとか、特殊な科目、それともう一つは、南に偏っている日赤とか中央病院とか南に偏つとる病院だけじゃなくて、やはり菊陽町と隣接をすることで総合病院が欲しいということ

で、皆さん方からのそういう意見で終わりました。

それから、一番議論の対象となるのは、次の保育所民営化の請願だろうと思います。これについては、もうかなり議論が、いろんな意見が出ました。請願議員であります小林議員にも出席をいただいて、ここに菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育の内容の充実を求める請願書ということで、菊陽町町内から1,881名、町外を含めると二千強の民営化……

(12番小林久美子君「2,405です」の声あり)

全体で2,405ですね、の反対意見が出て、請願内容が出とります。これについて、委員のほうから、署名はこれだけ読んでなされたものなのか、担当課は説明会をされているが、そういう説明を聞かずに署名されたものなのかと。皆さん方にはこの請願の中身がありますからわかると思いますけど、傍聴席の方はなかなかわかりにくいと思いますけど、一応検討があった内容をすべて報告をしますので、それから質疑を受けます。

委員から今の質問に対して、小林議員が、署名については、請願とは別の文書をつくって、それでとられていると。

また、この請願の文書の内容はだれがつくったかという質問に対して、保護者の趣旨に沿って私も手伝ったが、保護者の方が中心につくられたと。

また、質問として、「弱者にしわ寄せを押しつける問題」などとあるが、この点はどうなのか、どういうしわ寄せなのかという質問に対して、小林議員のほうから、民営化によって子どもが影響を受ける。子どもが泣いて保育園に行かない、移行期間にけがをしたりなど、そういう影響を受けるということであると思うと。

また、委員から、請願は保護者会会長8名が出されているが、この方たちは、キャロット保育園など私立保育園をじっくり見られているかと、保育園の実態がわかっての請願なのかという質問に対して、小林議員、直接8人全員と話しているわけではないと、そこはよくつかんでいないということでした。

また、公立でない保育ができないという論調である。民営化された保育所もたくさんある。民営化されると今の保育ができないと決めつけている理由は何かという質問に対して、待機児童の解消や子育て支援は民営化しないとできないことではないかということをも慎重に考えてほしいということであると思うと。

また、委員から、保護者の声として、財政難のしわ寄せを子どもに向けるのはやめてください。公立保育所は町の財産とあるが、公立でないといけない保育とか、何か偏った意見で趣旨がつくられているように思えると。8名の方は、趣旨にこのようなことを書くのであれば、私立を見てもらったり、そこの保護者がどのように言っておられるのか聞いてもらいたいと。公平さに欠けていると思うという意見に対して、小林議員、公立よりも力を入れている私立もあるが、私立になると、トータル的に見て経営者の意向があり、厳しいところもあると。公立は一定の質を保つためにやっている。また、働く職員も長期的に働けるし、こういうことで保育の水準が維持できるという答えでした。

また、委員から、4名の議員が紹介議員となっている。町が性急にやっているところがあるが、検討委員会など、順序を踏んでやっている。また、「弱者へのしわ寄せ」と書いてあるが、民営化で保護者の負担など関係ないと思う。1年間で年間、公立保育園を私立保育園にすると約2,000万円の経費節減と内容を知った上で紹介議員となったのか。子育て日本一を目指している合志市や大津町でもほとんど私立保育所である。このあたりも把握して紹介議員になられたかという質問に対して、小林議員のほうは、十分承知してると。

また、請願の趣旨は民営化について反対の意見であるが、請願事項として、今回の計画については見直すということになっているが、この「今回」とはどういうことかという質問に対して、小林議員、町立8園の歴史を大事にしてほしい。新しくできる2園の状況をもっと知ってほしい。私は、1年ぐらい様子を見て検討してほしいということであると。新しい私立のほうは、自分の土地、建物を買ってスタートする。しかし、今回の民営化では無償譲渡でやることになっている。一定の不公平感も出てくる。時期は混乱を生じているのではないか。1年ぐらい様子を見てやってほしい。また、先に説明会をやってもらい、進めてもらいたい。財政の問題もわかりやすく説明し、決めるときも保護者の意見を聞いて進めてほしいということで、それが今回の計画の見直しということであると。

また、委員のほうから、請願の趣旨の文章を見ると民営化反対と見えるが、他の状況を見てからでも遅くないのではないかとということか。また、この民営化に永遠に反対なのかという質問に対して、小林議員、保護者は今回の民営化をやめてほしいということであると。この保護者8園の代表は、今回は民営化をやめてほしいということであると。しかし、私は、この先の民営化も、小林議員、請願者である小林議員は将来ともこの民営化には反対であると。今度の請願は、今回の計画を見直せばいいということだと思おうという答えでした。

これ、同じことですけど、委員から、1年延ばせばいいのかという質問に対して、小林議員は、私は違うと。

また、委員のほうから、8人の保護者会長が私立保育園を見学されて同じような意見を持たれるのかどうか、提出を一度持ち帰ってもらって、それから改めて提出していただくことはできないかという質問に対して、それはできないと。

それから、昨日9園を見て回ったが、子育てに対する取り組みに公立も私立も変わりはないと。行革の一環で、町立8園のうち一、二園を民営化して、余剰が出た資金についてはほかの種類の子育て支援に使いたいということで、同じ保育園を運営することで貴重な財源が浮いてくる。その財源を、公しかできない保育をするということで、そのあたりとの兼ね合いはどうかという質問に対して、大津町、合志市で日本一の子育て支援を目指しているが、菊陽町は公立が8園あることが子育て支援の一番の応援になっている。行革で余剰を他へ回すことについては、公立8園あることが大きな子育て支援であると思っているので、とらえ方が違うと。行革ということであれば、他の部分を改革できると思うと。

また、同じ保育園を運用することにおいて、同じ状態で余分な金を使うこと、民間でも補え

ることで無駄な金を使うことはないじゃないかという質問に対して、雇用も考えないといけないと。保育士の雇用ということでは、一定の枠がある大切な雇用の分野でもあると思っている。これは大事なことだと思っていると。

そういうふうな、この民営化の請願に対しては意見でした。

それぞれ、今報告をしましたが、文教厚生常任委員会に付託をされた案件、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に関する事項の認定については、全員賛成で認定といたしました。

また、認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、これも全員賛成で認定をいたしました。

認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、これも全員賛成で認定をいたしました。

次の認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これも全員賛成で認定をいたしました。

認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、全員賛成で認定をいたしました。

それから、請願に移りますが、請願第2号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、これも全員賛成で採択といたしました。

請願第3号医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願についても、全員賛成で採択としました。

請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願については、この請願者の内容、やっぱり行政の進める保育所民営化、これが平成20年度から約1年度かけて6回の会合を重ねて、一応保育所民営化検討委員会においては民営化の方向でいこうという結論を出されました。それを受けて、議会に対しても、それから関係当事者である保育園に対しても、説明のないまま新聞報道がされました。これに対する、民営化に関する、やはり関係部署に対する説明不足、方向的には、文教厚生常任委員会6人の意思としては、方向的にはそういうことで必要だという流れでしたけども、結果的には、今の時点でこれだけの請願者数がおるということで、結論を出すのは早急じゃないかと。もう少しその行政の民営化に対する必要性、プラス私立の保育園の実態も把握して判断をするべきじゃないかということで、時間的に今回結論を出すことは無理があるだろうということで、この件については継続審査ということで、全員の賛成を得て、そういうことで決定をいたしました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件についてのご報告を終わります。

質疑がありましたら自席でお答えしますので、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

菊陽町の国保の世帯数は4,435世帯、世帯数全体の3割を占めています。保険者数が8,500人です。国が国保財政に対する国庫補助を削減したことにより、資格証の発行など、国民生活に重大な影響をもたらしています。

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものです。現在、国民健康保険の加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年の非正規雇用の加入などもふえています。加入者の所得は低下をしているため、支払いが困難になっている世帯もふえています。

国民健康保険は、被用者の保険の事業日数負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めています。国保税が高い原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことによるものが大きく影響しています。滞納者への資格証の発行等により、安心して医療が受けられない事態となっています。町も、低所得者への減免制度等を実現をしていませんし、また特に今問題となっているインフルエンザの敏速な対応、今後の問題ではありますけれども、このためにも、保険証の発行など、対応すべきであることを述べ、反対討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える地域保険としての役割から、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。少子・高

齢化の進展、低迷する経済状況などの社会情勢により、医療費は増大し、保険税収入は減少するなど、依然として厳しい財政状況にあります。

また、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を持続可能なものとするために、医療制度改革が平成18年度から順次実施されることになり、後期高齢者医療制度の創設、生活習慣病に関する特定健診、保健指導の医療保険者への義務化など、国民健康保険事業に大きな変化をもたらす改革も実施されております。

このような状況の中、本町の平成20年度国民健康保険特別会計においては、健全で安定的な運営を図るため、平成18年度に税率改正を行い、保険税収入が確保され、また病気の早期発見、健康管理のための人間ドックの健診助成やその健診結果による生活習慣病予防対策としての訪問健康指導事業が実施されております。

決算については、3,557万円の繰越金が生じて、医療費等の支出に対しては適正な収入が確保され、厳しい中にも財政運営が行われていることが確認できます。今後とも、国保税の収納対策には、低所得者には配慮を加えながら、収納率の向上に努めていただき、また疾病予防のための生活習慣病予防対策事業を実施され、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを町執行部をお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第4号平成20年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論を行います。

皆様ご案内のように、介護保険の施策については、平成20年度、1,006名の要介護認定を行っているとあります。保険給付につきましては、在宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス、特定入所者介護サービスとして13億6,928万9,000円が支出されています。ただ、介護保険が非常に高齢者の方に負担になっている状況もありまして、この施策の成果のページ4ページを見ましても、介護保険料の収納状況が、平成16年度97.2%が、平成20年度では96.4%まで低下をしています。

また、要介護認定については、国は要介護認定見直しを今年4月1日強行実施を行いました。それにより、介護度を下げられる方がふえるというふうな状況も生まれています。

介護保険料、この制度につきましては、介護保険料を払っても介護サービスのとき、受けるときに自己負担が必要なため、保険料あって介護なしという事態も生まれています。このことは、再三私も議会の中でも取り上げてきたところです。介護保険については、みんなが安心して受けられるサービスへの改善が必要なことを述べ、反対討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論します。

いろいろ新しい制度で、また経過が、年数がそうたっておりませんけれども、5年経過した平成18年度に介護認定の区分の変更がありまして、総合的に高齢者の生活支援を行うという地

域包括支援センターあたりの設置もなされ、地域における認知症の対策を踏まえて、密着型サービスなどと言われて今日に至っております。

本町でも、人口増に伴い、高齢者がふえておりますので、その介護に要する費用も増加してきている現状であるわけですが、20年度の決算におきましては、繰越金も出るような適正な、計画に沿った運営を見ることができるといふふうに判断をいたします。

これからも、人口動態あたりをとらえながら、さらなる緻密な介護制度になるように努力をしてもらいたいということを含めて、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第5号平成20年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

国の予算のうち、医療に係る費用を削減するために導入されたのが、75歳以上の高齢者に重い負担と差別医療を押しつけるこの後期高齢者医療制度です。2008年4月にスタートしました。世界に例を見ない仕組みであり、国民、高齢者の怒りが集中しました。

この差別医療の仕組みは一刻も放置できません。この制度は、2年に1回、高齢者の人口の増加や医療費増に応じて保険料が値上がりを行います。最初の値上げは来年4月です。70歳から74歳の窓口負担の1割、今まで1割に据え置いていたものも2割への引き上げが行われ、これも来年3月に行われる予定です。

私は、国民の願いにこたえて一刻も早く後期高齢者医療制度を廃止することが必要だと考え、この認定に反対をするものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 確かにご指摘のようにいろいろと課題があり、問題をはらんだ後期高齢の医療制度であるわけですが、高齢者がふえていって、そしてなかなか医療費が下がらないというような対策として前の政権が打ち出したものであるのはもうご存じのとおりであります。しかし、ネーミングだとか、あるいは年金からの天引きだとか、プライベートなところでの問題もありますので、この前の選挙においても一つの争点になっていたようでございますし、新たな政権が発足しておりますから、見直しも行うという政策も出されているようですし、今後の課題も期待しながら、今回は20年度の決算でございますので、そういう課題を抱えながらも、目的に沿った処置をなされてきているというふう理解したいと思います。どうぞひとつそういう意味でご賛同いただければありがたいと思います。

以上で賛成討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第6号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第3号医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願について、委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願については、委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 委員長に質問をします。

菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願書は、紹介議員が小林久美子、鍋島有志男、芝和長、甲斐榮治4名で出しています。それから、保護者の、8園の公立保育園の保護者会長さんの連名で提出をされたものです。これは、署名がついていて、署名の総数が2,405名、町内が1,881名、町外が524名です。

先ほど川俣委員長の報告にありました文教厚生委員会の議事録のページ5ページを少し読み上げさせていただきます。福祉課の部分です。「福祉課の決算審査に先立ち、後藤町長から菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例（武蔵ヶ丘第1保育園を削除する改正）を9月定

例議会に提出しないこととした理由を説明」とあります。その後、後藤町長の答弁を紹介をします。「保育所民営化に係る菊陽町立保育所設置条例の改正議案を9月議会に提出し、冒頭で審議をお願いしたいと考えていた。しかし、民営化の見直しについての署名及び請願が提出されたことにより、議会事務局とも打ち合わせをしたが、議案審議は請願が出されると、委員会に付託をされて、最終日に議案審議になるということであった。これにより、議案が議会で可決されたとしても、平成22年4月からの合同保育、平成23年4月からの民営化に向けての必要な事務の時間が不足して、日程が非常に厳しい状況になるということで、9月定例議会の議案提出は見送ったところである。また、民営化計画の見直しを求める請願、署名運動があったということで、そういうことも踏まえて再検討する考えである。今後についてであるが、8月30日の衆議院議員選挙の結果により民主党政権となり、それにより、国の子育て支援策、保育所に関する施策がどうなるか、そのあたりの動向も見きわめる必要があると考えている。また、来年4月に私立の新設保育所が2園開園するが、その私立保育所の状況等も検証した上で進めていきたい」。

これは、後藤町長が文教厚生委員会でお話をされた内容で、文教厚生常任委員会の議員以外には全くこのことは知らされていません。ですから、よく文教厚生委員会は最近頻繁に開かれてまして、全員協議会前等にも文教厚生委員会が行われていますが、こういう大事な問題を全議員に知らせる必要があると委員長は答えられなかったのかどうか第1番目の質問です。

それから、第2つ目の質問です。4点ありますので、ゆっくり言います。2番目ですけど、この閉会中の継続審査申出書がありますよね。この中の理由に、「継続をしたという理由の一つに、請願の趣旨が町が進めている民営化の必要性について保護者の理解が十分得られていないという点」とありますけども、これはどういう内容を示すのかということです。

2番目が少しおかしいと思うんですが、私は文教厚生委員会に行きまして、先ほど委員長からも報告があったように、かなり詳細に、40分から45分質問攻めにあって、しっかりと質問に受け答えをしたのにもかかわらず、この2番、「今回の公立保育所民営化計画については見直しを行うこと」というのが、お母さん方の見直しを行ってほしい、不安だという願いがこの2,405名なわけなんですけれども、この後がおかしいんですね、「「今回」というのは、時間的に余裕を持って民営化を進めてくれという意味なのか、趣旨がわからない」って書いてありますけど、これはだれが判断されたんですか。これだけ民営化を白紙にして検討してほしいって言うてるにもかかわらず、時間的に余裕を持って民営化を進めてくれという意味っていうふうに文教厚生委員会が受け取られること自体が余りにもかけ離れておかしいのではないかと。だれが書かれたのか、これ2点目です。

それから、第3点目です。これは署名の重さをお伝えしたいと思います。私自身は4期目で、今15年間議員活動を行ってまいりました。町民の皆さんのご意見を、しっかりやはり福祉や教育を大事にしたいと思って、かなり議会中は緊張もしながら、身を削りながら皆さんに届けてまいりました。今回の署名数については、川俣議員はその前の何年かはご存じないかもし

れませんが、15年間において初めてこういうふうに出されたものです。この重さを、町長も、この5ページでは、見直しを求める請願、署名運動を尊重されて今回議会に出されていないにもかかわらず、文教厚生委員会ではこの重みをどういうふうに理解されたのかに私は非常に疑問を持っています。

今回こういうふうに出された理由は、言うまでもなく、4月28日の町の突然の発表、武蔵ヶ丘第1園、さくら園を23年度まで民営化するということでしたが、その以前に、保育園の関係者、保護者、地域の人、議員、だれも2園が民営化の対象になってるということを知りませんでした。ですから、こういうふうな民営化の進め方をやめてほしいというのがこの請願に込められた趣旨です。

しかし、私が再三議会で慎重にと言ったにもかかわらず、行政執行部は、7月、8月にはもう条例を出すということを移行計画に掲げていたではないですか。8月には、委託法人の選考委員会の準備も文教厚生委員会で既に説明をされています。人選をだれにするかも考えているということも文教厚生委員会では聞かれていたはずですよ。ですから、当初は7月、8月に民営化の条例を提出すると言われたので、保護者の方は、5月、6月、7月とそんなに早く決めてほしくないということで、これだけ一人一人回られて署名を集められたわけです。それが、今回の見直しをやめてほしいという、急いでほしいという内容にもかかわらず、なぜ継続審議にされるのかということです。

文教厚生委員会の委員長は、多分こういう署名数は経験が今までもないと思いますけど、この重みをどう受けとめられたのかということです。

それから、次の問題ですが、これを今後継続したということは、全会一致でされたというのをお聞きしました。全会一致で継続をしたときは、この議員必携にもありますけれども、結局継続をしますと、その責任は議会の権限で、執行機関の意見はあくまで参考にすぎません、ですから執行機関に、行政に調査をお願いして、それで考えるということとはできないんです。議会が自主的に勉強をして、判断して、結論を出すべきなのがこの継続審査です。そして、12月には、委員長はもうご案内だと思いますけれども、結論を出さなければいけません。

私は、文教厚生委員会はすごく努力をされて、24日に8園の公立保育所へアンケートもとられ、回られ、話も聞かれ、キャロット保育園にも行かれています。それだけ慎重に審議をされたにもかかわらず、その可否ができずに、こういうふうに町がどんどん進めてくる今の段階で、町民が今の不十分な説明の中での民営化計画は見直して保育内容を充実させてほしい、今回の公立保育所の民営化計画については見直しを行ってほしいと言ってるのにもかかわらず、この時間的に余裕を持って民営化を進めてくれという意味なのかというのを実際だれが書かれて、この趣旨がどうなのかっていうことも質問をしたいと思います。

請願の内容というのは、言うまでもなく、願望が妥当であるか、実現の可能性はあるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか。委員長というのは自己の意見を述べることができないうのも書いてありますので、その辺も、もう十分ご存じだと思いますけれど

も、そういう請願であると。そして、急ぐ内容で、町がどんどん進めるものですから、本当は7月、8月に出さなければならない内容だったにもかかわらず、こういうふうになってきたわけですけども、町長でさえこういうふう認められてる請願を、なぜ住民の代表である議員自身がそのことを十分受けとめられなかったのかについてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

（12番小林久美子君「前でいいです、前で」の声あり）

自席で結構です。

（12番小林久美子君「いや、前のほうが」の声あり）

自席で結構です。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 文教厚生常任委員会で、この保育所民営化の反対をするという請願について十分検討をしました。それで、この継続審査にした理由、まず1番、請願の趣旨が、町が進めている民営化の必要について保護者の理解が十分得られていないと、これはその請願の出されておるその趣意書の中にも書いてあるわけですね。私たちも、今小林議員が言われたように、町がその保育所民営化検討委員会を20年9月にスタートをして、その構成メンバーが、学識者2名、それから民生児童委員の代表が1名、私立の園長が1名、公立保育園の園長が1名、また町民代表として、私立の保護者の代表、公立の8園の保護者の代表、それと子育てサークルの代表という、その計9名で6回の審議を重ねて結論が出たのが平成21年4月17日です。これが、翌日、菊陽町としては8保育園うちの保育園を民営化をしないと、いずれかを民営化したいというのが、4月8日、それから4月28日に、先ほども言いましたけど、私たち議会に対しての説明もなし、また当該の保育園ないし保育園の保護者に対しても説明なしに、4月28日にもう固有名で2つの公立保育園の民営化の発表があったと。それから、こういうふうな動きが出てきたと思います。ですから、この請願についても、その後その動きが出てきたと思いますが、この小林議員外3名おられますが、この請願の事項が、この請願の趣旨、ちょっと読んでいいですか。

（12番小林久美子君「いえ、読まなくていいです。もう皆さんわかっているから」の声あり）

そしたら、何を言いたいわけ。

（12番小林久美子君「その時間的に余裕を持って民営化を進めてくれっていうのはだれが書いたんですか。川俣委員長の申出書にあるでしょう」の声あり）

請願の理由。

（12番小林久美子君「継続審査の理由」の声あり）

はいはい。継続審査の理由。継続審査の理由は、先ほども言いましたけども……

（12番小林久美子君「一番最後の文章はだれが書いたんですか」の声あり）

これは、審議の中にでも、小林議員が委員会に出てきてこられたときも、福島議員の質問の中で、「今回の公立保育所民営化計画については」となっとるけどもどうかということで、その議論の中で、ここさっき報告したじゃないですか。

(12番小林久美子君「余裕を持って民営化を進めてくれっていうのはだれが言ったんですか」の声あり)

だから、時間的な余裕をくれということでしょう、結論的には。そういうことで、小林議員も委員会に出てきたときに……

(12番小林久美子君「民営化を進めてくれって書いてありますよ、これは。私は民営化をやめてくれっていう請願を出してるわけでしょう。何でこの民営化を進めてくれっていうふうに書いてるんですか」の声あり)

民営化を進めてくれって、民営化を考えていくという意味ととってください。民営化を進めてくれと、そういうきめつけたことじゃなくて、文教の委員会としては、やっぱりその方向としては民営化のほうが一番妥当だろうと、いろんな町の将来像を考えたみた場合も。そういうことで、文教の6委員、構成委員のほうとしては、その進め方には問題があるけども、今町の状況からするならば、行政の進めとるその民営化というのは妥当だろうというふうな総意のもとでこういうことになっとるわけですよ。これでいいですか。

(12番小林久美子君「だめです」の声あり)

いえ、だめですって、もう委員会の決定だから。

○議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 川俣委員長が、閉会中の継続審査の申出書の中に、今回の公立保育所民営化計画については見直しを行うこととなっているが、「今回」というのは時間的に余裕を持って民営化を進めてくれという意味なのか、趣旨がわからないって書いてありますが、だれも民営化を進めてくれって全く請願書にないのに、なぜこういう、議員はもちろん民営化の方が大半かもしれません。そうなれば、町が条例を出したときに、そのことは十分意見を述べればいいことであって、今回はこの請願に対して議員としてどうなのかというときに、余裕を持って民営化を進めてくれという意味っていうふうに、なぜこういう文章がこれから見直されるのか、全く理解できないんですけども、そのことについてお願いします。

○議長(吉村豊明君) 川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) 趣旨は小林議員も理解してもらえますと思いますが、確かにこの言葉じりだけを見たら非常に問題がある、そりゃもう私も認めます。ただ、先ほども言いましたように、文教厚生常任委員会の全員の意見としては、やはり公立を民営化することだけが、この請願に書いてありますが、公立から私立にするというのが弱者いじめなのかと、そりゃ違うじゃないかと。だから、やっぱり民間の保育園の実態もきちっと理解をしてくれと、そのためにも時間的な余裕が必要じゃないかという意味合いでこういうふうな、継続審査とい

うことで結論的にはなったということで委員長としてはお伝えをしております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「まだほかのを答えてないですよ、署名の重みとか」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「いや、答えてません。質問したことを完全に。4項目質問してるのに」の声あり）

川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 先ほどのこの8保育園の代表者、その後ろにいる署名、2,504名の人の署名の重みをどう感じるかということですか。

（12番小林久美子君「4つ言ったでしょう」の声あり）

いきなりそれを、この場で4つと言ったって、あなたの質問の内容を聞いとかにやいかんし、そんな……。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議長、回数に数えなくて、1つずつもう一度言います。

私は、かなり今回1つずつわかりやすいように言ったつもりですけど。

まず1つ、ゆっくり言いますので、メモを書いてください。文教厚生常任委員会の議事録の中に、ページ5ページ、町長がこういうふうに説明をされています。それで、この間、中部小の問題とかいろいろありまして、議員にきちんと情報を伝えるというのがお互いのルールというか、お互いこの間頑張ってきたことなんですが、これだけ重要な町長の、これは町長、9月定例議会の冒頭にも、条例を設置しないのはこういう理由だっていうのは説明されませんでしたので、文教厚生常任委員会だけに説明をされました。ですから、これは全議員に説明するべきではないかと委員長は考えられなかったのかっていうのが第1の質問です。わかりましたか。

それから、第2の質問が、今言いました、閉会中の審査の申出書が、今回というのは時間的に余裕を持って民営化を進めてくれという意味なのか、趣旨がわからないっていうのは、私が三、四十分委員会で説明したのは何だったんだろうと思いますので、この部分は不適當であれば、委員長認められましたので、もうそこを削除して再提案をお願いしたい。

それから、第3番目です。先ほど言いましたでしょう、私は4期15年間でこういう署名が菊陽町では初めてのことでしたと。その重みをしっかり受けとめるのが議員の役割ではないかと思いますが、その点について委員長はどうお考えなのか。

それから、第4点目。書かれましたか。第4点目、継続審査で12月にももちろん再度決定するわけですがけれども、この継続審査というのは、行政の方に何かを調べてほしいとか、行政が10、11、12といろんな調査をして進めてほしいとか、保護者説明会をしてほしいという中身では全くありません。請願審査というのは、文教厚生委員会に判断をしてください、町民が願

いしますということですから、文教厚生委員会はこの12月議会までに何を調査をされる予定なんですか。その4点です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） じゃ、1つずつ説明しますね。

文教厚生委員会で、この審議に入る前に、福祉課の説明に入る前に、町長のほうから保育園のことについて少しお話をさせてくれという申し入れがありましたから、それは受け入れました。その内容については、私どもも全くどういう内容かということは承知しておりませんでした。検討に入る前に町長が来られて言われた内容については、このレジュメのとおりです。これをどうしてほかの議員に文教厚生常任委員会として公表しなかったかということですか。

（12番小林久美子君「はい」の声あり）

だから、それは、いつも問題になりますけど、一応保育園民営化についての請願という状況が出とるもんですから、それについては、その内容にかかわらず、文教厚生常任委員会として、やっぱりこの町長の趣旨はある程度踏まえた上で判断をしていく、議論、判断をしていかんといかんということで、そこまで全員にこれは知らせる必要があるかどうかという、そこんところまでは私は考えが及びませんでした。そういうことで、あくまでも文教厚生常任委員会としてフェアな、町長の意向は別にして、もう提案は出ておりませんが、請願が出とることについて、その請願の趣旨を判断するために文教独自で審査をするという姿勢でやりました。

2番目、今回の公立保育所民営化計画について、時間をかけて、余裕を持って民営化を進めてくれという、これを削除してくれということですか。

（12番小林久美子君「そうですね」の声あり）

民営化を進めてくれということは削除しても構いません。ただし、時間をかけてじっくりと検討していくという姿勢は固辞していきたくと思います。そういうことです。

3番目、署名の重みと言われました。これはもう小林議員がうちの委員会に来て、お互いの5人の委員さんとの議論の中でも、確かに新聞発表があつて、いきなり固有名詞が出て、2つの保育園の民営化っていうのがもう決まったような状況で進める、進んでいくということに対してこの署名が出されたと思いますが、私たちも、文教常任委員会としても、執行部とは違った意味で、やっぱり公立保育園の民営化については真剣に町の将来のことを考えて検討していくべきだという思いがありますので、全体的な流れからすると、先ほども言いましたように、今度新しい私立の保育園が2園、来年の4月開園予定です。さっきの報告にありましたけど、1園については大体3,000万円近い町の持ち出しがある。菊陽町は、ありがたいことに、子どもがふえるということは本当に一番ありがたいことですが、ふえるからといって、無尽蔵にその子どもに対する手当を出せるかといった場合、やっぱり考える部分はあると。だから、そういう意味で、同じ保育の内容、それ以上に子育てができる私立ということで、その機関が変わる、変えて、私立で担えるものであれば、その民営化することによって1園につき2,000万円余裕の財源ができるのであれば、やっぱりそういう方向もあわせて考えていくべきじゃない

かということで、やはりこの署名をされた保護者の方にも十分私立の実態というのを知っていただく必要があると。そういう意味で、やっぱり時間的に今回結論を出すべきじゃないじゃないということですね。そういうことでそうになりました。

確かにその署名の重みは十分感じながらも、やはり全体的な、行政と違って、やっぱり議会としても町のこの子育て、子どもに対する手当てというのを考えていく、違った意味で将来の町の姿も考えていかにやいかんということでそういう結論に達しました。

4番目が、継続審査は議会が判断することですよということです。もちろん議会で判断、継続審査という結論に達した以上は、議会で判断していかんやならんと思います。ですから、やはり私たちも、公立だけじゃなくて、まだまだある程度時間をかけて、やっぱり皆さんが公から私ということだけで弱者いじめと感ぜられるような私立と保育園の実態調査あたりも、十分皆さん、反対されとる保護者あたりも説得できるのであれば、やっぱり私立の優位性あたりも勉強してお話し合いをしていかんといかんのじゃないか。もちろん結論は議会で出さんといかんから、議会ですつもりしております。

今日、こういうのがあったもんですから、私も昨日1日お休みがあったから、熊本県の私立保育園連盟の理事長さん……

(12番小林久美子君「すいません。簡単に言うと、何を文教としてするかっていうことを聞いてるんです」の声あり)

いや、だから、本当にその民営化をするのがいいのか、それとも公立で残しとるのがいいのか、そこらあたりの判断材料となる勉強をしたいと思います。

(12番小林久美子君「具体的には何をするんですか」の声あり)

いろいろあります。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) 先ほど小林議員からありました福祉課のところの町長の説明の中で、「今後についてであるが、8月30日の衆議院選挙の結果により民主党政権となり、それにより国の子育て支援施策、保育所に関する施策がどうなるか、そのあたりの動向も見きわめる必要があると考えている。また、来年4月に私立の新設保育所が2園開園するが、その私立保育所の状況等も検証した上で進めていきたい」とありますが、各委員さんたちは、この文言、どうも私ちょっと解釈しづらいんですが、来年4月に新設する保育所が開設して、状況等を検証した上でということであれば、せめて1年か、2年、3年と検証しなければいけないと思うんですよ。この請願の審査、また採択の判断に当たっては重要なポイントだと思いますので、各委員さんほどのように解釈されていたのかをちょっとお聞きします。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) 各委員さんがどういうふうなところまで確認はしとりますが、町長、執行部としてはそういうことで思いがあると思います。やっぱり議会として

は、この請願とは別に、執行部が提示する内容よっての議論しかできませんので、そのときの対応しかできないということです。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） じゃあ、これは検証しながらじゃなくて、検証を終えて考えていくということでもいいんですかね。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） あくまでも私たちは、この議案審議といたしますか、付託された案件についての審議ということで、町長のこの思いといたしますか、それを審議するという内容の場ではありませんので、そこらのところは突っ込んだ意見というのは出ておりません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私も小林議員も同じところをお尋ねしたかったんですが、ほとんど言われましたけど、今委員長の答弁の中で、今坂本議員も言われたんですが、その検証するには2年とか3年とかという話であればちょっとどうかなど。先ほど小林議員の言われたとおり、今の9月議会で議案審議ということで請願が上がっておりますが、このまま議会が持ち越すとすると、12月議会で再提案をせにやいかんと。執行部との協議も当然あるでしょうけども、その3カ月間で議会が果たして何ができるのかなど。その辺の思いが、やっぱりそういうことであれば、いずれにしてもこれをそぎゃん何年も延ばすわけにはいかないし、何か議会が後手後手に回りはせんかなっていう思いがするんです。だから、もう一度、小林議員の質問に対する答弁と同じになるかもしれませんが、もうちょっと慎重にといたしますか、委員会で答えをやっぱり早く出してやるべきじゃないかなと。2,405名の方々が保育園の民営化に対して見直しをさせていただきたいと、この思いというのは、やっぱり余り長く持つべきではないと。マルかバツかというのは、議員も委員会でも相当確認はされておると思いますので、そこはもう少しすっきりした形で答えを早目に出すべきではないかなと思いますが、委員長、そこはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 確かに請願のこの署名の2,405名という方の民営化反対ということは重いと思います。ただ、この前の私たちの委員会でも、請願者の小林議員に対しても質問は何回もしましたが、この趣旨の内容で、一つ一つを言うとまたちょっと切りがありませんけど、公立から私立というのがいかにもやっぱり何か弱者切り捨てみたいなニュアンスの、そりゃおかしいと。やっぱり、先ほど言いましたけど、そこらあたりは、やっぱり公立のよさ、私たちも8園回りました。1園、私立も回りました。8園回った公立のその保育所というのは、非常にやっぱりいい意味ではおおらかでのんびりとしておると。確かに子どもは、遊びには安心でしょう。余裕を持って、保育士さんも余裕でしょう。しかし、やっぱり私立の1園に行きますと、やっぱり園長さんがそれなりに保育園の理念というのをしっかり持って、時

代に合った保育プラス教育まで考えた保育所運営をしないと。そこらあたり、やっぱり本当にその署名をされた方が、不安を持つとられるだけじゃなくて、私立のよさも知ってもらって総合的に判断してもらったほうが一番ベターじゃないかというつもりで、この継続審査ということに全員一致でなりました。だから、そういうことで、結論を早く出せと言われますけど、早く結論を出すということについては、やっぱり私たち文教の委員会としては、それは拙速じゃないかと、時間をもうちょっとくれということで結論づけたということです。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私が議長から今指名を受けましたので、私のほうから討論をさせていただきますが……。

○議長（吉村豊明君） 質疑ですよ。

○16番（鍋島有志男君） ああ、質疑です。

私も、今までいろんな質問の中から、重複するところがありますが、それについて最初まずお尋ねいたします。

5ページの問題です。先ほど坂本議員も言われましたが、5ページの問題の中で、上から3行目で議会事務局長とも打ち合わせをしたと書いてありますが、この保育園の問題は、眞鍋課長が終始一貫これまでやってこられました、やらないということは、議会事務局長と相談されたわけですかね。その点のところを委員長に聞いても仕方ありませんので、この問題は町長にさせていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 委員長が答弁するべきことじゃなかですかね。

○16番（鍋島有志男君） いや、それは、私があえて申し上げたのは、先ほどからもありますが、文教委員会にだけは当分は民営化しませんよというような話をしながら、私たち議員はこれを見てははっきりわかったわけですよ。こういうことを今まで続けてこられたからこんなにもめているわけですよ。町長は、こういう気持ちになられたならば、請願も出しておるわけですので、全員協議会でも開いてそれなりの説明をすべきではなかったかと、それを言いたいわけですよ。その機会も全然ないので、初めて私はこれを見まして、本当かどうか、町長の意見を確かめたい思いで町長を名指しましたが。それでは、この問題は別な方で、町長からはっきりこの内容について全員協議会か何らかの中で説明をお願いいたします。

それでは、川俣委員長に、すぐ後ろからですが、なかなかあれですが、お尋ねいたしますが、まず最初、梅田議員の質問がここに載っておりますね、「署名された方のうちから524名は町外であると。国に提出をされるものであるならばわかるが、他の市町村の問題について署名されていることはおかしいのではないか」。この件、この件を見たばかりでなくて、これ以外に、梅田議員が、6期もしとる鍋島議員がおるのになぜかというようなことで質問をされたという話を聞いております。そういうことでございますので、私はこのことに対して答弁をさせていただきますが、この2,405名の署名の方は、そりゃもう町外の方が524名ということで

ありますが、これは、今保育制度は、自分の勤務先の状況でお隣の町にお世話になる場合があるわけですよ、多々。菊陽町から合志市のほうの保育園にお願いする、合志市のほうから菊陽町のほうにお願いするという、そういう交流があるから、やはり隣近所の町村にしても非常に関心を持っておられるということでもあります。と同時に、菊陽町は今若い人の人口が相当ふえておりますが、そういう人たちがやはり公立の保育園にお世話になっておられると思いますが、これが民営化になれば、保育園の親はもちろんであります、やはりよそから来られた方などは、実家のほうからの親さんたちも心配して、娘から相談があれば、そりゃ名前は書きますよ。そういうことがあってこういうあんばいに署名がふえたのではないかと、そういう思いでおりますし、請願というのは、1人でも請願ができますし、また未成年者でも請願はできます。ましてや法人でもできます。外国人でもできます。そしてその請願については国が保障しております。そういう制度に、今回の場合は2,400名からの署名も裏づけして請願が出る重みを考えれば当然のことです。私を、長くしとる割には内容を知らないというふうな趣旨の発言があったそうですが、それはそっくりお返ししますので、委員長のほうから梅田議員に申し上げていただきたいと思っております。

それからまた、同じことがもう一つ、はぐってみると10ページですが、4名の議員が紹介議員となっているが云々とあって、1園で年間2,000万円の経費削減の内容などは知った上で紹介議員となつとるのか、こういうことが書いてありますが、それは、私も紹介議員でありますので、そのときこういう問題が名指しであるならば、私も出て説明したかったわけですよ。ぜひそのとき、直接委員長から、名指しで質問があつてるので、小林議員だけではなく鍋島も出てくれというような要請があれば、私は飛んできて説明しますよ。こういうことは私たちは十分知った上で署名議員になつとりますよ、そりゃ。その上で、今や何が大切かということで、やはり私は行革で片づけていこうとするこの保育行政に対して憤りを持っておるわけです。これは、やはり何としても、町長の姿勢になってきますが、私ならば、少々の経費がかかっても、やはり福祉行政を大事にした行政をやっていきますよ。そして、今度のように、何ですか、民間の2園の業者は自分の金でいろいろ建てられるそうではありますが……。

○議長（吉村豊明君） 鍋島議員に申し上げます。今質疑の場です。

○16番（鍋島有志男君） いや、それは、梅田議員から質問を受けとるもんで、伝えてもらおうと思つてますよ。

結局、町が建物から橋一本まで無償でやろうとする姿勢、そしてまた土地に対しては無償貸し付けで、本当に至れり尽くせりのやり方でやっつていこうという、そういうことにも反対して、私たちは紹介議員になつとるわけですよ。その点についてもぜひ梅田議員に話をさせていただきたいと思っております。

それから、この報告書を見つてみますと、委員長の川俣委員長はいろいろ質問されておられますね。委員長は、普通の場合、やはり中立の立場であつて、委員の方がそれぞれ質問をされるのを司会者的な役割で進めていくのが委員長の仕事だと思つてますが、これはどういうことですか

か、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 質問の1つ2つは、私がちょっと答えるものではありませんので省きますので、3番目ですね。確かに、そのところはわきまえております。だから、発言したのはこの1回で、この発言の内容は、この内容を聞いていただくとわかりますが、公平な状態での内容のお話を確認をしたいと、どう思われとるかということでしたつもりでおります。偏ってどうこうというふうな、左右するような質問をした覚えはありません。あくまでも、その質問の内容を見ていただきますと、請願者に対して公平な判断を下していただく、内容の質問をしたつもりでおります。そういうことです。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 最後に、もう一つお尋ねいたしますが、文教委員会では、先ほどから話になっておりますが、町立保育園、それからキャロットの視察もされて、この請願については、私から、外から見れば十分審議をされてきたことと思っておりますが、その請願の内容にまだやっぱり不十分と思われるわけですか、それをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 先ほどから、申しわけないけど、何回も言いますが、非常にやっぱり大事な、本当に町の将来を左右する、まちづくりという観点からも左右する大事な案件ですので、ぜひとも同じ保育園、公があり、民がある。菊陽町は特にやっぱり公が8園がある、さっきの話じゃないですけど、大津町は同じような人口規模で公立は1園、合志は、菊陽よりも1.5倍の人口を抱えても、公立の保育園はありません、皆私立です。そのお隣の菊池市も、あれだけの人口を抱えても、公立5園のうちに、今民営化検討委員会が立ち上がって、民営化をぜひ考えてほしいというような動きの中にあります。ですから、私たちも、そういう流れの中で、やはり一番いい選択をしたいがために、やっぱりある程度、行政の打ち出し方も、非常にそのやり方もまづかったという点があるのも加えて、少し、やっぱりお互いにもうちょっと勉強して結論を出すべきじゃないかという思いでこういう報告になっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 委員長にお尋ねします。

もうほかの方が随分質問されましたので、簡潔に2点だけちょっとお尋ねしたいと思えます。

第1点目は、この文教厚生常任委員会の記録ですが、5ページです、先ほど小林議員が触れられましたし、それから坂本議員も触れましたが、町長発言の部分です。これは、やはり2,400名の今回署名を出された方々にしてみると大変大事な要点であるかと思えます。

まず、精密なこれは議事録じゃなくて、要点筆記だと思いますが、大体このとおりに受け取ってよろしいかどうか、これ一応確認しておきたいということが1点。

それからもう一点は、どうも文教厚生委員会の委員長さんの話を聞いておりますと、今回のこの保育所の民営化計画については見直しを行うことという請願、それと将来にわたる民営化の問題、これが混同されてるような感じがしてなりません。私は、この署名議員の一人になっておりますけれども、あくまでも今回の公立保育所民営化計画については見直しを行うことと、この1点で納得をしましたので署名議員になっております。もう一回繰り返しますが、将来にわたる民営化の問題と今回のこの請願についての、ちょっと混乱がありはしないか、その辺は委員長としてどう見ておられるか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 2番目から、甲斐議員の質問のとおりです。理解しとるのは、甲斐議員と全く同じ状態で理解をしとるつもりでおります。いいですか。

（4番甲斐榮治君「1番」の声あり）

1番、何ですかね。

（4番甲斐榮治君「町長の発言はこのままでいいかということです」の声あり）

町長の談話の文言をこのままとっていいかという質問ですけど、これは私のほうから何とも言えません。私が言った話じゃありませんので、一応言われたとおりの状態でここに載せてあると思いますので、そう理解をしていただきたいと。私のほうからどうかということは何とも言えませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） じゃあ、もう一回。この要点筆記で、この内容について大まかに間違いはないかということですけど、間違いはないと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 第1番目の質問はわかりました。

その次のことですけども、私と同じ考え方というふうになおおっしゃいましたが、だとすれば、もう町長の考え方がここに出ております。これ読みますと、もうここ1年、少なくとも丸1年、これは、来年の平成21年度1年間はこの問題についてはもう提案がないというふうには私は理解しましたが、そういう状況を受けたときに、今回のこの請願は、今回の民営化計画について見直しをしてくれという、こういう内容ですので、これはやはりここで答えを出すというか、何をこの後審議をするのか私もよくわからないんですよ。その辺をもう一回、すみませんが、何をされるのか説明いただきたい。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） これは、先ほどの小林議員の質問とも微妙に絡んでくると思いますが、私たちが受け取ったやつは、今甲斐議員が言われたように、2,405名のこの民営

化に対する進め方がやめてくれと言われる趣旨が、今回は時間的な、性急に結論を出さなくてくれというふうな受け取り方をしとるということで、その意味がよくわからないと、この小林さんの請願で。だから、一応そこらのところも判断材料として継続審査にさせてくれということです。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願書に対する委員長の継続審査とすることに反対の立場で討論いたします。

現状での保育園を民営化することのメリットとして、公立保育園建設においては県の支援はないということですが、民間保育園建設においては県の支援が3分の2あるということ、また公立保育園と民間保育園では、運営費の町負担が園児1人当たり約20万円多く負担をする必要があるということ、さらに民間保育園が新たに2園、来年4月開園したとしますと、町の一般財源ベースで約7,000万円の別枠の町負担が考えられるそうです。隣の合志市には、皆さんご存じのとおり、公立保育園はありませんが、大津町に公立保育園が1園あるということですね。保育園の運営においては大きなトラブルはないようです。また、民間保育園と公立保育園を比べても、必ずしも民間保育園が公立保育園に劣っておるとは言い切れないところではないかなと思っております。

このように、私の考えは、将来的に保育園の民営化を否定するものではありません。ただ、今回の請願書を提出された方々の意向は、民営化に対する不安がある状況であり、性急過ぎるということには賛同するものであります。

また、このたびの選挙で、町長も言われておりますとおり、自民政権から民主党政権に移り、公立保育園に対する支援の仕方、民間保育園に対する支援の仕方、どうなるかというところはしっかり確認をする必要があると考えております。

さらに、来年4月、新たに2園の民間保育園が開園するのであれば、当然1年間その様子を見ることも必要と考えます。

さらに今回継続審査としましても、先ほど質疑で言いましたとおり、次の12月議会で再審査をすることを考えますと、2,405名の方々の、請願者の思いを酌んで素早く結論を出すべきと考え、委員長報告がありました継続審議とすることに反対をするものであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願書の採択に関して、委員長報告は継続審査でございましたけれども、私はそれに反対の立場で討論をいたしたいと思います。

今までずっとお聞きしましたけれども、文教厚生常任委員会の方々は本当に大変な努力をなさっていらっしゃると思います。9園の訪問、これは1日だけでも大変ですし、そういう現状を踏まえて判断をしようという姿勢は、これはやっぱり評価せないかんのじゃないかというふうに思います。

また、この署名を受け取られての町長のご判断というのも、これはやっぱり多としたいというふうに思います。

が、それはそうなんですけれども、私としては、いつも言うておりますように、総論としては民営化に賛成でございます、総論としては。つまり菊陽町の中に今8つの保育所があって、1カ所が私立保育園ですか、そういう状況なんです、先々を、ずっと先を考えたときに、私立の保育所と公立の保育所と、ふさわしいバランスをとって存在するということですね。両方が刺激し合っているいい保育をするという形をとることは非常に望ましいんじゃないかというふうに思います。その場合に、私立の保育所というのは、私立というのは通常、採算ベースとかそういうのも考えるかと思えますけれども、通常できるところを私立の保育所でやると。それから、公立については、社会的な弱者、障がい児であるとか、あるいは、ほかにもいろいろ弱点持ったところがあると思えますけれども、そういう社会的弱者を専門に、そこに税金を使って対処をする、あるいは保育所のモデルとして、高度なレベル、ほかの保育所の見本になるようなレベルを維持するという意味で、そういう保育所も公立としてあっていいかと思えます。

そういった保育所と私立の保育所と、これが刺激をし合って全体的に保育のレベルを上げると、そういう意味で、私は将来的にはそういう形がいいかなという持論を持っておりますが、今回はまだいろんなことが十分でない、条件が十分でないというふうに思っております。余り長く言うといけませんので、要点だけ申し上げますが、1つは、関係者、保護者、それから町民への説明不足ですね。これ、町立とは何か、私立とは何か、その辺についても全然理解が行き渡っていない。それからもう一つは、先ほど2,000万円浮く問題とかなんとか出てまいりましたけれども、財政上の問題ですね、こういったのをやっぱりきちんと町民に説明すべきだというふうに思います。

それから、現在の職員の身分、これも引受法人にお願いをするという程度のことで、具体的にどうなるのかはつきりしてないですね。

それから、引受法人の選定、それから選定の基準、それから実際の選定、その辺に本当に公平性が保たれるかどうかまだ確信がないという状況ですね。

それからもう一つは、公有財産の処分のあり方ですね。これはかんぼの例がございますけれども、行政がおっしゃる継続性を考えたらというふうな、そのために無償譲渡とか考えたとおっしゃいますけれども、だけどやっぱり何億円とかけた保育所ですよ。土地もありますし、

建物もあります。そういった公有の財産の処分のあり方については、もう少し慎重な、丁寧な考え方、対応が必要ではないか。その辺もまだ不十分だと思います。

そして、私が今度のこの民営化計画について一番今回はだめだと思った理由は、先ほどから出てますが、4月28日にすべての、私たちを含めて保護者あるいはその関係者への説明の前に新聞発表が出てしまったこと。これは、やっぱり手順の問題としておかしいと思います。できるだけ町民に参加してもらおうというか、そういう姿勢が、中部小の問題もそうですけれども、必要じゃないかというふうに考えました。ですから、そのことが、言うならば今の町の大きな方針であります、これは町長の方針ですけれども、パートナーシップによる町政の運営ということに全く反するのじゃないかと、これに違反してるというふうに判断をいたしました。そういった意味で、今回の民営化の計画についてはもう御破算にしてほしいと、一度、仕切り直しをしてほしいというのが私の意見でございます。

したがって、文教厚生常任委員会に対しては、継続審議ということでございますけれども、できれば、この議会の決議次第ですけれども、再度吟味されて、今回の件に関してですから、あくまでも民営化の将来に向けて云々という話ではありませんので、どうぞ議員の皆さん方もその辺を勘案した上で賛否の態度を明確にしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願書に関して、委員長報告は継続審議、この継続審議に対して賛成の討論をしたいと思っております。

私も文教厚生常任委員のメンバーの一人でございますが、このことについて委員会で審議をさせていただいたメンバーとしての意見も一緒に述べさせていただきたいと思いますが、今回の質疑に対して、小林議員のほうに出席をしていただきまして、今回のという、先ほどから出てますが、今回のということについての意味が問題の一つとして取り上げられて議論の対象となりました。今回のということについては、今甲斐議員が言われたとおり、今回出された案件に、出されている、俎上に上っている民営化計画に対して云々するという内容でありました。そのことに関して、町長のほうから今回のこの民営化については一回取り下げるといった趣旨の発言があつて、その時点で、普通の裁判所的な考え方からすれば、その原告側の請求理由が消滅したという形で、否決するという形が最も妥当な判断ではなかったかなということ僕が考えているところであります。

しかしながら、今回のこの請願については、先ほどから出ているとおり、署名されている方々が2,400名を超えておる、そして保護者会8名の方々の連名によりこの請願が出ているという事実、そして将来にわたって、この民営化計画ということに対して、そちらの方向で進んでいくという趣旨の話も町長のほうからありまして、そのことに関しては、じゃあこの

2,400名以上の署名をどのように私たちがとらえていくか、あるいは保護者会長さん8名が全員が署名している、そのことに対してどういう判断でこの署名、共同提案という形でなされているのか、そのことを私たち文教委員のメンバーとしてはきちっとそれをとらえて次の判断にしていこうということで、この問題を簡単に否決せず、この3カ月間をもってさらに検討し、慎重な審議をして、12月にはその結論を出していきたいと、そのような思いで継続審議という道を選びました。よって、継続審議に、委員長報告に賛成する討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私は、継続に反対の立場から、もちろん紹介議員ですので、言わせていただきますが、私も長い期間、これまで議員をさせていただいておりますが、これだけ多くの請願を受けたことは、2,405名ですか、初めてでございます。2,405名の署名を集められて出された請願は初めてのことであります。それだけに、議会としてははかり知れない重い責任があるのではないかと感じております。そういう中で、文教委員会でも継続にされたことは非常に残念でなりません。

これは過去の話ではありますが、この保育園の民営化に対して保護者の方が反対をして裁判をされた事例が広島県でありました。裁判所は、はっきりと民営化に対して反対の判決を出されて、そしてそれぞれに賠償責任として、1人当たり何十万円かの損害補償をしておられます。そういうことを考えれば、このたびの2,405名のお一人お一人が願いを込めて署名された請願は非常に重いものがあります。署名されたこの請願を、やはり菊陽町の議会、議員として、真正面から受けとめて結論を出すことが議会としての最善の方法ではないかと思えます。どうか、菊陽町議員の方々の高いレベルでの判断をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 先ほどから文教厚生委員会の委員長に対し質疑、討論があっておりますが、やはり議会は、文教厚生委員会に請願付託した以上は、その人の議員を尊重しなければならないんですよ。皆さん方が付託したんでしょう、文教厚生委員会に。ですから、その重要な案件だからこそ、3カ月か、12月上程しても、それでどうしてもいかならば、そのときにまた考え直せばいいんじゃないですか。どうもその辺のところは私にはわからないんですよ。なぜ、そのときに付託したんですか。これはいかに付託しないとすれば問題なかったんですよ、みんなで考えましょうていえば。付託した以上は、付託したらちゃんと重要性があるんですよ。ですから、12月、たとえ3カ月間でももうちょっと慎重審議をやりたくて、この道が一番最大の道ということで文教厚生委員の方々がやった結果ですよ。それはちゃんと認めてもらいたいと思えます。

請願第4号の菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願の継続審査に賛成の立場で私は言っております。どうか議員各位の皆様方のご賛同をよろしくお願いを

申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 請願第4号の菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願について継続審議とされたことについて反対の立場から討論をします。

私は、当然公立保育所の2園の民営化が提出をされるというような状況のもとに想定をして反対の紹介議員として署名をしたわけですが、執行部のほうからこの提案がなかったので、もちろんこれは空振りというような状況になりましたが、2,405名の町民の方の、あるいは町外の方の心からの願いである署名運動を受けて、やっぱり重みを感じるわけであります。その点、いろいろな問題点もありますけれども、この民営化のいわゆる発表がありました4月の時点、これまで私たちは余り民営化についての情報がありませんでした。いわゆる検討委員会の結論として受けたから民営化を発表したという状況でありますけれども、それまでにいろいろな情報を町民あるいは保護者の方、我々議員も含めてですけれども、十分に行政からは知らされておられません。やはりこの当初新聞発表にあった2園のほかに6園あるわけですから、6園の保護者にも十分説明をするべきであって、これらの手順が間違っておるという趣旨のもとに、私はやはり今回は見直しをしていただきたいという意味で賛成の請願をいたしたわけでございます。しかるに、やはり一つの事業を行うについては十分な説明と情報提供が必要であると、そういう意味合いを込めて、継続審議には反対をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 請願第4号の継続審査に賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから言われております2,405名の方々の署名というのは、私も重く思っておりますし、理解しているつもりであります。しかし、今回出されました請願の内容というのは、2園が民営化に移行する、そういった準備をされている中で、この9月議会に行政から上程されるという思いというところで、2,400名もの請願が出されたものと思います。同意書を添えて出されたものと思います。

しかしながら、今回は、町長の先ほどの委員会の説明でもありましたように、いろいろな条件を踏まえて、今回は見直すということであります。それについて継続審査をするというのは、私は妥当な線であろうかと思えます。12月にまた上程されるかもしれませんけれども、継続審査ということで委員会にかけられるかもしれませんけれども、それはそのときまた慎重に審議しまして、民営化がいいのか、公立がいいのか、やはり功罪というのはどちらにもあるかと思えます。しっかりと検証して、それからでも私は結論を出すのは遅くはないと思えます。

どうぞ、議員の皆さん方は本音、大筋では民営化というのは皆さん賛成されているものと思えます。ただただ今回こういつて出されるから、それはちょっとやめてくれ、もう少し時間をかけてみましょう、検証しましょうということでの反対をされている方もいらっしゃると思

ます。しかし、やはり継続審査というのはこれで終わりではありませんので、継続審査、次また12月継続審査、それでもできないなら3月、そうしてお互いが理解し合って結論を出したほうがいいと思います。そういう点で継続審査に賛成をしますので、皆さん方のご理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 請願について、委員会では継続審査でした。町長の考えも、署名、保護者の気持ちを尊重しておられるにもかかわらず、議員が継続審査とされたことは非常に残念であり、反対の立場で討論を行います。

今大塚議員さんからもありましたけれども、もちろん民営化に対する考えは、それぞれ個人によってかなり開きがあると思います。ただ、私が今回この請願の紹介議員になったのは、やはり、今日も傍聴見えてますけれども、働くお母さん方が、非常に今厳しい中で、子どもも育てながら、必死に仕事に行って、また保育園に送り迎えをするという中で子育てをされています。公立に入れますと、例えば第1保育園の保護者の方は、非常に団地周辺とかから近いですし、また1人で子どもを育てながら、一生懸命今の公立の保育を受けて、非常に頼りにされています。また、みどり園なども、町立ですけど、伸び伸びとして、運動、遊びの中も非常に工夫をされています。そういうところで、そのお母さん方が、やっぱり今のまま同じ先生に見てほしい、公立を残してほしいということで、今までやったことのない、全く知らないところに行って、第1園の保護者ですけれども、今の保育所を残したいのでぜひ署名をお願いします。ゲートボール場であったり、バレーボールをしているお母さん方がいるところであったり、もう全く知らない一軒一軒訪ねてそういう話をされています。もちろん民間でもよかところはよかっていう返事が来てがっかりしたり、そういうことをこの数カ月間取り組んでこられたわけです。

私たち議員は、やはり住民の民意を非常に尊重して、議会の運営を進めなければいけないと思います。この請願と署名は、その一番大事なところだと思います。大塚議員のおっしゃった民営化の是非については、町が条例を出してきたときに民営化の是非をそれぞれの議員が考えるべきであって、今度の場合は、保護者の方が議会にこのことを、私たちの不安、今の公立保育園への信頼、先生がかわってほしくない、このことを受けとめてくださいという内容ですので、私は十分今回可決をしてあげたいというふうに思っています。

それから、職場で三、四十年働いてきた園長先生たちもないがしろにした進め方であった。もちろん事前に検討委員会等で連絡をしたと言われましても、最終的な該当する園長にも報告がなかった町の進め方は、何回も申しますが、配慮が足りないというふうに思います。

それから、これは甲斐議員さんにちょっと見せていただいた資料ですけど、9月25日の読売新聞では、「質が下がる、保護者反発、引き受け先の不足」ということで、今全国では公立保育園の民営化がちょっとストップしてる、足踏みをしてるというのが全国の情勢です。民主党

の政権は、子育て支援にかなり力を入れますよって、子ども手当も出しますよということ、お母さん方は非常に期待をされていると思います。ただ、この民営化っていうのは、やはりある意味では限界に達してまして、社会全体で子どもを育てるという観点が非常に大事であって、やっぱり今の保育政策を抜本から見直すべきだと提言しています。これから、政権が変わって、この辺は期待するところですけど、今までの政権は、どんどん民営化を進めて、そして保育サービスを受けた分お金を払うというような仕組みに今後変えるって言ってましたけれども、これは民主党政権になって大きく見直されるのではないかというふうに思います。

大津や合志が子育てで日本一を目指すって言われてますけれども、この菊陽町は、この前玉名のほうに聞きましたら、玉名市は7万の人口で8園だそうです。多分町村の中では、町の中では菊陽町が公立8園というのは一番多いのではないかと私は思います。県内でも一番多い公立8園を大事にしながら、民間の私立の保育園もしっかり受け入れて、今問題になっている待機児解消、そして子どもを育ててるお母さん方を応援するまちづくり、一番キャッチフレーズでも私は大事、子育てをするなら菊陽町でと言われるような町にしたいという思いを込めて、今回の継続審議は否決をして、ぜひ請願を可決をしていただきたいということを述べて、討論を終わります。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願について、委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、請願第4号は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

昼食休憩といたします。

午後は1時50分から始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時51分

再開 午後1時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長佐藤竜巳君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） 大変お昼遅くなって眠たいと思いますが、産業建設常

任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定について、認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3議案が付託されました。

9月18日、24日、25日の3日間にわたり、各担当課長及び係長等からの詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

最終の25日に熊本北部浄化センターの現地視察を行い、指定管理者、総括責任者ナガウラ氏の説明を受けました。ちなみに浄化センターの総面積は約14ヘクタール、和風づくりで、処理能力は最大14万トン、1日約5万2,000トンが流入されていて、そのうち菊陽町は1,550トンが含まれているということでありました。ほか、いろいろな説明を受け、現地を回り、終了し、本庁で最後に関係課長出席のもと付託案件の採決をいたしました。

審議の経過につきましては、重要な点を記録した資料が議員に各配付されておりますので、その主な点だけを報告いたします。

まず、商工振興課。セミコンテクノパーク中央公園の管理委託、平成20年度の請負業者はどこだったのかに対しまして、A氏の代理人B氏との間で委託契約を提携しています。今年度については、A氏との契約はあり得るのかに対しまして、平成21年度はA氏への委託はしておりません。今後はこのような委託契約はしない方針ですということでございました。

次に、原水工業団地については、企業からの問い合わせはあっているのかに対しまして、本年4月以降5件ほどの問い合わせがあったということです。詳しいことはそこに書いてあるとおりであります。

めくっていただきまして、原水工業団地については一括して販売する計画であるようだが、小規模の要望があった場合はどのように対応するのかに対しまして、一括の販売を計画しているところですが、小規模の企業からのオファーにも対応しなければなりません。その場合は、南側の奥のほうから分譲していきたいと考えているとのことでございました。

下のほうに、今後、商工振興課として所管する業務をどのように町長に提案していくのかに対しまして、やはり企業誘致を積極的に進めていくための方策を提案したいと考えています。その下で、雇用の創出が大きい工場等を積極的に誘致したいと考えておりますということでございました。

めくっていただきまして、企業誘致費の負担のうち、セミコンテクノパーク維持管理負担金についてということに対し、合志市が管理する工業用水、簡易水道等の維持管理等に要する費用を負担するものであるということでございます。

めくっていただきまして、原水工業団地以外で、今後も市街化調整区域で開発を行う必要が生じた場合、議会に対して事前に説明を行っていただきたいに対しまして、情報提供のタイミングが難しいところがありますが、可能な限りお知らせするとともに、開発等の計画につきま

しては事前に説明をしたいという考えでありました。

次に、都市計画に移らせていただきます。

菊陽第1、第2地区の保留地の売れ残り状況について説明をに對しまして、菊陽第1保留地が8筆、一般公募地が2筆、第2は公募にかけて売れ残っているのが42筆と新たにできた5筆を合わせて47筆だそうでした。

いつまでに売ってしまうつもりかに對しまして、一日も早く売りたい。一般財源を投入せずに済むように早く売却したいということでございます。

下のほうに、第4期基本構想の中で、残る1年半で都市計画として何をされるのか伺いたいということに對して、区画整備事業だそうでございます。

めくっていただきまして、集落内開発で500平米の基準があるが、510平米の場合で分筆、ブロック等をさせなくて済むようにできないか、県の規約ですかに對しまして、県の条例です。現在の取り扱いでは分筆の必要はありません。ただし、農地転用が必要になれば、分筆が必要になるということでございました。

下のほうで、つかさパチンコとの交渉は進展しているのかに對しまして、駐車場はつかさパチンコの所有でなく賃貸で10名弱の地権者がおられますということで、換地の交渉を行っていますが、減歩により賃料が下がりますので、基本的には反対されています。つかさパチンコが最終的に反対した場合の方向性を検討しているということでございます。

下のほうで、下原堀川線の全線開通はかなりおくれると思うがに對しまして、めくっていただきまして、区画整備は同意を必要としないので、どうしても反対される場合には、仮換地指定通知を出して裁判で進めて行かなければならないと思うということでございました。

次に、移ります。建設課でございます。

シルバーと臨時職員の賃金はに對しまして、シルバーは時給770円、臨時職員は時給1,000円になりますということです。

光の森公園などの管理はどのような支出になるかに對しまして、公園緑地管理業務委託料987万5,282円に含まれているということでございました。

住宅管理費の役務費の保険料は町営住宅全体の金額ですか。金額が安いように思いますがに對しまして、全町営住宅の分です。全国組織の保険であるため、安くなります。下原住宅の火災もこの保険により工事費全額を出しているということでございました。

めくっていただきまして、土木総務費の負担について、必要なか見直す必要はないのかに對しまして、国道57号線、443号線がありますが、特に443号線については、上村橋の老朽化によるかけかえ、歩道のない場所の歩道設置などを要望していかなければならないため、必要です。

それに対して、委員のほうから、必要なものとそうでないものをもう一度見直してほしいと要望がありました。

また、道路新設改良費の委託料、不動産鑑定委託料87万6,750円について、随意契約が50万

円以内なのか、契約の仕方について教えてほしいということに對しまして、随意契約の金額は50万円以内です。3社見積もりにより随意契約を行っていますということでございます。

随意契約の理由を教えてくださいということで、不動産鑑定報酬基準が評価額に対して定められており、競争する余地が少ないことから随意契約としたということでございます。

植栽管理の委託業務の内容はに對しまして、道路植栽が9件と公園管理で2件発注したということでございます。

20年度は1社がほとんどを請け負う結果となっているが、今年度はに對しまして、21年度は7社が請け負っているということでございます。

次に、農業委員会に移ります。

独身後継者の交流会負担金について、交流のみに使われているのかに對して、JA菊池菊陽支所農業青壮年部主催の独身後継者交流のみであるということでございます。昨年は行われず、昨々年には1組か2組がカップルが成立していると伺っているということでございました。

結婚相談員としておられたが、今は事務局長がされているのかに對しまして、今はいらっしやいませんので、農業委員の業務の一環として対応しているということでございます。

農業法の改正についてということで、農業法の改正は、6月に公布され、6カ月以内に施行するとなっておりますということでございます。詳しくはその文書に書いてあるとおりでございます。

次に、めくっていただきまして、耕作放棄地について、機械を協議会で1台購入したらに對しまして、機械を買うとなると負担が生じ、管理委託をしなければならなくなるので、リースという形になると思いますとのことでございました。

局長は農業を今後どのように引っ張っていこうと考えているのかに對しまして、収益が大きな農家は、農協ではなく独自の販路開拓が必要と考えるということに對しまして、委員から、販路の開拓が必要と思いがあります。農家のための農協であってほしいとの気持ちでございました。

次、めくっていただきまして、議会も4年に1度は東京に行っているが、菊陽産のPRを行ってはどうか。東京、大阪に行っている人の名簿を作成し、特産品を入れて販路の開拓、ブランドの確立を図るべきではないだろうか、検討してくださいということでありました。

続きまして、下水道課に移ります。

大津菊陽水道企業団の徴収事務委託、もう少し安くはならないのかに對しまして、20年度につきましては、1件当たり158円、今年度は152円で、本年度は安くなっているところですが、徴収件数が年々ふえていますので、急に安くなることは難しいということでございます。

その下の町のほうでも試算をする必要があると思うがに對しまして、もう一度精算をして、企業団と話し合いをしたいというお考えでございました。

一番下に移ります。普及率ですが、残りの4.4%ほどの辺が残っているか、また100%を目指

しているかに対しまして、下水道の処理区域面積は977ヘクタール、残りの4.4でございますけれども、白川左岸の辛川地区、道明地区、リハビリテーション病院、第2土地区画整理事業地区内、バイパスの北側、こちらの整備が残っております。当然100%を目指している考えでありました。

めくっていただきまして、委員のほうから、土地を分譲された方が資格を持っておらず、個人が分筆して切り売りして、そしてあとは町に寄贈してしまうという場合がいっぱい出てくる。そこは用心しとかなないと、町の負担は相当になると思います。事業課、下水道課、建設課、都市計画課、その辺の絡みをしっかりと検討していかないと大きな問題になる気がします。

対しまして、区画整理内などで町自体が要件の中にきちんと入ればというお考えでございました。

ずっとめくっていただきまして、平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計の中の歳入の決算についての委員からの質疑でございましたが、道明地区は農集ではいけなかったのか、どちらがよかったのかに対しまして、もともと計画にはいってなかった、もともと井口まで農集で計画にあったと思いますが、外れて、今の3地区が農集となっているという。

なぜかという質問に対して、辛川、井口は浄化センターができなかったためということでございます。

続きまして、最後に、農政課に移ります。

農道舗装の残りはどのくらいあるのか。平成20年度末で、農道全体延長の90%以上は舗装済みになっており、ほとんど農道は舗装済みになっていますということでございます。

上井手の護岸工事はいつから着工するのかに対しまして、県が事業主体で平成20年度より進めている。本年度、菊陽地区では、菊陽北小学校の入り口より東側約400メートルの工事が予定されており、関係地権者に単価買収面積の説明を行い、ほとんどの方の契約が終わりましたので、今後発注するということでもございました。

一番下に移ります。

自立経営体育成資金利子助成金を詳しく説明をに対しまして、助成金は、それぞれ違いますが、10件分です。最高は142万3,969円です。豚舎、牛舎、農業用倉庫を建てる時に利用され、貸付審査に通れば、複数回も可能ということでもございました。

補助金で、畜産組織活動育成補助金以下4つの補助金を詳細にということで、畜産組織活動育成補助金は、畜産分区、放牧組合、ヘルパーと市酪の4件に補助しているということでありまして。詳しくは、そこに書いてあるとおりでございます。

次に、移ります。

委員の質問ですが、林業振興費で90万円減額補正してあるが、その理由はに対しまして、横道合志2号線高架橋のところの杉を加工するための費用を翌年度に変更したための補正です。

町有林管理業務委託料は森林組合が見積もったのかに対しまして、森林組合で見積もって

ただいておりますということでございます。

森林組合任せではなく、積算内容を県に問い合わせるなどして、少しでも安く委託してもらいたいという委員からの要望でございました。

白川漁場汚染防止補助金はどのような補助金なのかに対しまして、白川漁協が魚の放流等に使われているものです。

名称がそぐわないと感じるので、今後検討してはに対しまして、今後検討したいということでもございました。

以上が審議の主な経過でございます。

なお、付託されました3議案につきまして採決を行いました結果を申し上げます。

認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定につきましては、全員賛成で認定と決まりました。

認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定と決まりました。

認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定と決まりました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果の報告を終わりたいと思います。どうぞ議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

あとは自席で質問を承ります。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを質疑します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成20年度の決算につきましては、幾つかの点について評価できます。第1、妊娠中の妊婦健康診査が2回から5回の公費負担で1,349万5,750円、2つ目に、子どもの医療費の無料化のための扶助として1億1,400万281円、3つ目に、児童福祉の中では、放課後児童健全育成事業2,414万8,000円、病児・病後児保育事業、集いの広場事業などです。4つ目に、教育関係では、各小・中学校の改修工事、また特別支援指導助手として2,171万5,500円、基礎基本の学習サポート事業で842万6,400円、歳出の構成比を見ましても、土木費より民生費が上回っていま

す。

しかし、その反面、町は第3次行政改革大綱のもと、先ほど議論がありました保育所民営化の検討などを進めてきました。行革については、議員2名の削減、各種事務事業の見直しなどが進められています。

しかし、法の失効に対して町は、人権の根っこは部落問題という考えから一步も外に出ていません。教育の中の人権教育費1,295万8,895円、その中で集会所を利用した学習会等に406万6,910円の支出、子ども集会バス借り上げ13台で68万2,500円、人権教育推進費補助金158万4,935円、人権啓発推進費3,069万3,590円、同和団体補助金401万円、人権啓発推進費が3,069万円、教育費の1,295万円を合わせますと、何と4,365万円になります。この点については、行革のメスが入らない聖域とされています。行革と言いながら、この部分についてはほとんど手をつけられていません。

町長もご案内だと思いますが、ちなみに玉名市では、同和団体補助金は、法律そのものが廃止されたときから年々縮小され、平成21年度から廃止をされています。菊陽町も行財政改革を進めなければ町の財政が運営できないというのであれば、このような他町村に見習って、できることから、また全般的に視野を持って税金の見直しをしていくべきだと考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 認定第1号の平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入では、町税が前年度から約4億6,000万円の増、約59億6,000万円で、歳入総額を占める構成比も6.1%増の56.8%となり、また徴収率も、現年課税分で0.3%増の98.7%、滞納繰越分を含め、合計でも0.8%増の93.9%となっております。さらに、自主財源比率も前年度から3.4%の増で71.5%という状況になっており、これまでのまちづくりと徴収に対する努力の成果がうかがわれます。

一方、歳出では、繰越明許費の執行であります。限られた財源をもとに、効率的に、効果的に事業の推進により、町の将来像である「人・緑・元気輝く生活創造都市」を見据えた事業が実施されています。なお、町の財政の弾力性をあらわす一つの指標である経常収支比率については、前年度から1.6%の減で88.4%となっており、行財政改革の推進などによる努力を評価したいと考えています。

具体的な施策としては、まず菊陽町に住む人たちのために、健康づくり、教育、生涯学習、スポーツの振興、子育て支援、青少年の健全育成、各種福祉事業が推進されており、その中でも保育園の臨時職員賃金の単価アップによる職場環境の改善や施設の改修、特別保育の充実、学校教育環境の整備として菊陽北小学校の耐震補強工事が実施され、小学校3年生までの子ども

もの医療費助成事業の実施など、菊陽町らしい独自の施策が展開されています。

次に、暮らしを快適にするために、横道合志2号線などの道路改良事業や、町営原水団地の第2期分の建てかえ工事、計画的な防犯灯や交通安全施設の整備など、ソフト面では防災ハザードマップの作成と配布、住居表示事業の推進、利用者数も増加しているため町内巡回バスの運行などがあり、課題はあると思いますが、暮らしを快適にするための施策を確実に実施されています。

次に、環境関係ですが、ごみの減量化とリサイクル推進、それから水環境の保全、緑の推進などに取り組み、地球温暖化対策を見据えた事業でもあります。

次に、活力ある産業が育つために、限られた予算の範囲ではありますが、農業、工業、商業、観光などの振興が図られています。

最後に、パートナーシップのまちづくりを進めるために、効率的で効果的な行政経営をするために、行財政改革の推進や事務事業評価の実施、住民との共同によるまちづくりを進めるための仕組みづくり、また人権を尊重する社会づくり、男女共同参画の推進、地域ボランティアなどの連携により、まちづくりも取り組まれています。

このような施策を展開する中で、地方債の年度残高については、前年度末から約2億6,000万円の減の約104億8,000万円となっており、公債費の抑制に努め、一方で基金の年度末残高は、財政調整基金が前年度末から約8,000万円増の約15億2,000万円、減債基金も増、そのほか特定目的基金も約1億3,000万円の増の約18億4,000万円で、一般会計の総額で約2億1,000万円の増で、約38億1,000万円が確保されており、このことは健全な財政運営に心がけられている成果だと考えております。

これらのことから、平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算につきましては認定すべきものであり、翌年度の繰越明許費の繰越額としては、計上された約9億9,000万円の事業が早急に推進され、また今後とも効率的に、効果的な行政経営と財政の健全化に努めることをお願いし、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成20年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第8号平成20年度菊陽町下水道特別会計計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第9号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第3号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、発議第3号地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意

見書（案）についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、大塚昇君から趣旨の説明をお願いします。

○8番（大塚 昇君） 皆さんこんにちは。

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）についての発議につきまして、朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策、制度への変更が進められることとなります。

一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に公布される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に視する事業を計画し、補正予算の議決、事業の執行を目指して準備を行っているところです。

新政権によって前出の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報、周知が済んでいる地方自治体にとってまことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって景気底入れから成長に転じる兆しの出た日本経済に悪影響を及ぼしかねないおそれがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生ずることのないように行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年9月30日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口一博様、財務大臣藤井裕久様、経済産業大臣直嶋正行様。

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）で、今

説明が提案者の方からありましたが、全般的には、今までの前政権が出していた補正予算を自治体に関係する分は守っていただきたいという内容だと思えるんですけども、この下から6行目ぐらいで、「万一関係事業を中止せざるを得ない事態になれば」ということであるんですけども、例えば川辺川事業なども今中止ということがありますので、その辺も考慮したほうがいいのか、それともこれは菊陽町だけのことを考えておられるのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 国は国で、いまだにテレビ等でも問題になっており、いろいろ話がされておりますけれども、この意見書は、地域、特に市町村での問題だろうと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） この内容の中にあります、大体これは、前政権が14兆円の補正予算を組んだ、その補正予算というのは、ほとんどちゃんと精査されずにやっつけで組み上げたということが、大体報道なり、その後の検証でそういうことが確実な情勢であるということは言われております。先日行われた衆議院の選挙で、そういう大盤振る舞い的なことはいけないということで、民主党が大多数の国民の皆さんの支持をもって政権をとって、今その政策に転換を迎えようとしているわけです。

民意に対して逆らうといいますか、民意に対してそれは承服できないということの意見書だと思いますが、そのことについてどのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） これは、今行政が行われている事業に対して予算執行ができないということでありまして、民意のあらわれではなかろうかと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、確認のお尋ねをいたしますが、ここに書いてあるとおり、今小林議員が指摘したとおりですが、万一関係事業を中止せざるを得ない事態というのは一体どういう事態であるのかをご説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） それは、今まで旧の政権で決められたことを、新しい政権では、やはり前の政権をそのまま継続してはマニフェストに反するというので、新しい政権下では新しい考えでいくことだろうと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） これは菊陽町が国会に意見書として出すわけですよね。ですから、この万一事業を中止せざるを得ないと言ってるわけですから、具体的な事業を念頭に置いてつくって

いる、そうでなければこの意見書そのものの存在価値が問われると僕は思うんですよ。ですから、僕がお尋ねしているのは、こういう事業が停止されたら町民にこういう支障がある、そのことをきちっと説明していただかないと、この意見書そのものを認めるというか、そういう形には回らない。そういうことで、もう一回質問いたしますので、回答をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 先ほどは大きいことを、国のことを言いましたけれども、町におきましては、横道合志2号線の橋の場合でもそうでありますが、予算ができて、もう工事も進めてられると思います。そういったものにも影響が、今国政に入っていないという意見でしたけれども、そういうことにも影響しかねないということで、やはりちゃんと予算をそのまま継続してやっていただきたいという思いであろうかと思えます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） こういう意見書というのは単独で出てくるということはまずないと思うんです。連携してこそ初めて力を持つてくるわけで。ですから、これが出てきた背景、例えば市町村の議長会なら議長会で申し合わせたこととか、その辺の事情があれば教えていただきたいと思えます。単独で、菊陽町単独で考えたことじゃないでしょう。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 大変申しわけありませんけれども、委員長が急に事情があつて休みましたので、あえて答弁させていただいておりますので、質問者には大変答弁にならないかと思えますけれども、その点容赦していただきたいと思えます。

やはり地方が困っている、それが、新しい政権になつてもちゃんと民意を酌んで、進めていかなければならないのはちゃんと進めてくださいという意味だろうと思えますし、議長会とかそういったもので議決、議論してここに持ってきて、全協なりで検討してしたものでもなくて、みんなが思っている民意であろうかと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 先ほどの意見に続いてですけれども、これは梅田議員が提案者だったと思えますので、もし継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）で、トータル的にも菊陽町のいろんな事業が非常に影響を受けるという説明があれば賛成はできるんですよ。だから、町内のどういふ、菊陽町がこれから21年度の予算でどんな内容、横道合志線だけなのか、幾つかの事業が、どういふ内容が含まれてるのがわからないとちょっと賛成しづらいつているのがありますので。だから、そこがないと、例えば私自身は川辺川とかそういうところは中止していただきたいというところがあるので、そうなればこれとはちょっと反するなというふうに思うので、判断がしにくいんですよ。川辺川はもう違いますと、町内のこういう影響があるからこれを継続してほしいんですけどいうふうに説明を納得していただけるようにし

ていただかないと賛成できませんので、梅田委員長が帰られてから再提案したらどうですか。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 副委員長では大変力不足で申しわけありませんけれども、その影響があるだろうということでもあろうかと思えます。これを進める分については、政権がかわって新しい政策になるというのは、これ当たり前のことであるかと思えますし、その予算が完全に、町のために計画されていたのがちゃんとつくようにしてくれというような願いであらうかと思えます。

それと、国の事業についても、反対される方、賛成される方、いっぱい意見は分かれていますかと思えます。ただただ国がこう決めたから、政権がかわったから決めるというのは、テレビでもあったように、政権がかわったたびに、もう今まで何十年とやってきたことが変わるのかと反対もあってきたように、やはりいろいろと賛否あろうかと思えますけれども、やはり住民の生活が維持していかれるようにしていくのが私たちの努めであらうかと思えますので、その点を理解されて、今回は賛成をしていただくようにお願いします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）について反対の立場で討論をいたします。

この意見書の中身に書いてあるとおり、これは本町の議会が提出するわけですから、本町の事業に対してどういうことがあるのかということが具体的に示されていない、非常にあいまいな意見書であるということが第1点です。

もう一点は、先ほどの質問でも言いましたが、第1次補正というものは、本当に実効性の疑わしい、国の選挙を目の前にした、実は国民買収のための補正予算ではなかったかと。そういうものに対して国民が明らかにノーという判断を示したことに、また地方議会がそのことに対して意見書を上げるという、非常に民意を無視した内容の意見書になっているということが2つ目の理由です。

先日、熊日新聞のヤマグチカズヤさんという政治のデスクが、今回各地方議会から、県議会も含めてですが、いろんなところから同様の意見書がどんどんと出されていると。要するに、国からお金をくれ、お金をくれというようなやり方の地方自治の中では全然ひとり立ちができない、いつまでたっても国や県からおんぶにだっこされた地方自治の運営でしかない、そういうことこそ今改革が求められているのではないかというような趣旨のフォーラムがあって、ついこの間私も聞いてきたばかりであります。

こういう意見書を出す前に、菊陽町が自立していくためにはどこを見直していくのか、国民が必要とする資金に、どこを見直せば本当に国民の足元に資金が回っていくのか、国民が助かるためには何が必要なのかということを改めて提案をしていただくことを希望に添えて、今回の提案書に対して反対の討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） こういうことが許されるかどうかわかりませんが、留保の討論をしたいと思います。

といいますのが、今大塚議員がおっしゃることも実によくわかります。やっぱり継続性、政権がどうか変わろうと、一定の継続性というのは、こりゃやっぱりなくちゃいかんと。政権がかわったから突然ぽんと、そりゃ大きな瑕疵のある政策であれば途中で変わることがあるかもしれないけど、基本的には継続するというのが大原則であろうかと思います。

しかしながら、新しく生まれた政権が、まだ私たちも見とってよくわかりませんが、しばらくはこのやり方というか、それをじっと見守って、守るべきは守るという態度もやっぱり必要ではないかというふうに私は思います。

意見書一つの小さな話と思われるかもしれませんが、やっぱりこんな小さなことから、議員としては良心に問うて、今賛成できることかできないことか、留保すべきことか、その辺のことをしっかり考えた上で態度を表明しなくちゃいけないというふうに思います。現時点で判断がつかみませんので、賛否を留保したいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 賛成の討論をいたします。

やはり、今いろいろ疑問点が出されましたけれども、既に1次、2次、3次の補正予算をもとに、3月以来、本町においても一般会計なり、それなりの予算が組み込まれております。そういうのが、いわゆる緊急雇用対策なり、あるいは学校関係なり、その他の施設なり、道路関係なり、出てきておりますので、そういうのがもし中止になるならば、これはもう地方として、菊陽町として影響を受けるわけでございますから、そういうことを簡単に覆すということは非常に地方自治にとっては困るわけでございますので、そういう意味ではぜひ守ってほしいというふうに思いますので、賛成といたします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐議員に申し上げます。賛成か反対か、どちらかをお願いいたします。留保はできません。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(12番小林久美子君「議長、留保はできますよ」の声あり)

もう一度挙げてください。

(12番小林久美子君「議長、棄権はできますから、きちんと説明してあげたほうがいいと思います」の声あり)

ちょっと手を挙げてください。

[賛成者挙手]

○議長(吉村豊明君) 9名ですね。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

(12番小林久美子君「甲斐議員さんにはきちんと、留保じゃなく、棄権もできるので、その点は説明してあげないとわからないと思いますよ」の声あり)

どちらかに、賛成か反対かに挙手をしてもらわないと……

(12番小林久美子君「だから、棄権というやり方もあるので、そこはやっぱり1期目の議員さんですから、きちんと説明をしてあげたほうがいいと思います」の声あり)

ちょっとよろこびますか。もし棄権の場合は、留保の場合は退場されればよかわけです。

(4番甲斐榮治君「はい、わかりました」の声あり)

次に進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 発議第4号 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)について

○議長(吉村豊明君) 日程第3、発議第4号協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、永野輝全君外4名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、永野輝全君から趣旨の説明をお願いいたします。

○17番(永野輝全君) じゃあ、資料に基づきまして説明と提案をいたします。

表題は、協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)。

提案理由として、個人が出資し、経営し、働く協同組合であり、自由な意思に基づき、協同で決定した就労規定により事業に従事する。自主的な事業活動の健全な発展を促進し、活力ある地域社会の実現に寄与するため、法人格を付与する法律の制定を求めるものであります。

意見書の本文を代読していきます。

協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)。

現在の日本社会は、年金、医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、ワーキングプア、ネットカフェ難

民、偽装請負（派遣）などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持できない、働きたくても働く場所がないなど困難を抱える人々が增大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、地域の問題は自ら地域で解決しようと、NPOやボランティア団体、協同組合、自治会などさまざまな非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらの一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けています。

この協同労働の協同組合は、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であります。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、10万人以上がこの協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきました。その中で、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいと法律の整備を求めてきました。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方イコール労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも、協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会では、160名を超える超党派、これはこの前の選挙の前の状態ですが、の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まりました。

だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方とこれに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることの困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢化社会に対応する有力な制度として協同労働の協同組合法の速やかなる制度を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年9月30日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、厚生労働大臣長妻昭様、総務大臣原口一博様、経済産業大臣直嶋正行様。

以上でございます。

質疑は自席にてお答えします。よろしく皆様方のお力添えをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

あわせて、内容の一部変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程と

議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案3件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

議案は、さきに配付のとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様におかれましては、9月7日から本日までの24日間にわたりまして、提案しましたすべての付議事件につきまして慎重審議いただき、ご承認を賜り、ありがとうございました。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第61号は、武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事変更請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

内容は、現在施工しております武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事の渡り廊下改築において、第2校舎及び第3校舎の接続部において、建築確認申請の折、離れ幅について変更するよう指導がありましたことと、平成22年度において、生徒増加、学級数の増であります。これに伴います県費教職員が5名増員となる見込みで、現在の職員室の広さでは確保が困難となるため、職員室の改修を追加し、変更契約するものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第61号 工事請負契約の変更について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第61号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） それでは、議案第61号工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事請負契約につきましては、平成21年6月17日に議会の同意をいただきまして順調に工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更する必要があります。この変更に伴い、契約金額6,961万5,000円を7,364万9,068円に増額となりますので、工事請負契約の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の相手方及び工期につきましては変更ございません。

変更します工事の内容をご説明いたします。参考資料の次の図面をお開きいただきますでしょうか。下のほうに1ページと打ってあるやつでございます。

図面の中央の図面でございますが、第2校舎と第3校舎をつなぎます渡り廊下で、この部分は実は3階建てになりますが、この部分は改築部分になります。第2校舎と第3校舎との接続部分赤丸で表示をしております部分になりますが、ここにアルミ製のエキスパンションジョイントカバーを設置いたします。左下に前の図面がありますが、その図面の下のほうに10センチと書いてありますが、その幅を10センチで計画しておりましたが、建築確認申請の中でその幅を20センチ、下の右側のほうですけども、20センチへ変更するよう指示がありまして、このために、この図面のとおりの20センチ幅に変更するものでございます。

次に、次のページをお開きいただきますでしょうか。

また、来年度、平成22年度でございますが、生徒数増加に伴います県費負担教職員数が5名増員となる見込みでございます。このため、現在の職員室の広さでは収容できませんため、図面の下の黄色い部分でございますが、図面の中央部分が職員室でございますが、職員室の下側、黄色い部分、この黄色い部分が、現在印刷室、それから湯沸室でございますが、この部分を撤去いたしまして、放送室の上のほうに赤い部分ございますけども、ここは現在書庫でございますが、ここに印刷室の部分に移転し、また左側のほうに赤い部分ございます、ここに湯沸室、書庫を移転し、職員室を拡張する変更でございます。

現在、請負契約金額6,961万5,000円に変更増額403万4,068円を追加いたしまして、変更請負契約金額を7,364万9,068円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、アルミ製の、100から200に変えたと、建築確認の段階で変わった、指示があったということなんですけど、その建物の撤去部分と新設部分ということの変更は入札発注前にわからなかったのかどうか、事前に学校関係者の方々との協議はされなかったのかお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、1点目が、建築確認申請の件かと思えますけれども、事前にとのことですか。現在のこの接続部分の話でございますが、一般的にこの接続部分、エキスパンションジョイントでございますが、これは通常10センチの幅で施工されております。その施工を前提に設計をしておりました。しかし今回、2号棟、3号棟というのは鉄筋コンクリートづくりでございますが、渡り廊下は鉄骨づくりで改築いたします。このために、渡り廊下部分が鉄筋コンクリートづくりであれば通常の10センチ幅だったと思うんですが、鉄骨づくりのために20センチの幅に変更ということで求められた次第でございます。

それから、学校との協議ということでございますか。

（11番吉本 堅君「その2ページの分ですね」の声あり）

2ページ。この職員数の増員につきましては、本年8月の校長ヒアリングというのがございます、これは22年度に向けての学級編制等々、先生方の配置の大枠の数を定めていく作業でございますが、その中でわかった次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） このエキスパンションジョイント、防火帯としてアルミ製で設置することなんですが、このアルミ製の厚み、このアルミの材質の厚みが何ミリなのか。

それと、当然これは防火帯ですから、温度が関係してくると思いますけども、耐火温度が何度なのか、それに対して耐火時間がどうなのか、その辺を教えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、このアルミ製の防火帯の厚みということでございますが、ちょっとお待ちいただけますか。申しわけございません。ちょっとアルミ製の延長、長さは持っておりますけども、手元に厚みについては資料を持っておりません、申しわけございません。

それから火事の際の耐火時間ということ、何度の熱にどれぐらい耐えるかということでございますが、このアルミ製の部品につきましては、耐火時間は1時間が基準になっておるかと思えます。1時間。ただ、何度の熱で1時間かというところでございますが、一般的に火事と申しますんで、高温という表現でよろしゅうございますか、すみません。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） この問題、常任委員会ときに私課長に質問したかと思えますけども、それで調査としますということで、私に報告しますということでしたけども、その報告がなかったもんだから、今あえて質問してるんですけども。当然それから今日まで時間があつたわけですから、当然調べるべきだと思うし、またこういう防火帯を設置するということは、当然その基準があるわけですから、だから普通の火災で、火災の温度でも建物の質によって相当違う

わけですよ、材質によっても。当然これは、こういう防火帯を設置するという事は、その耐火温度というのを何度というふうに設定してあるはずですけど、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） ご指摘のとおりだと思います。すみません、勉強不足で申しわけありません。この点につきましては、せんだってお尋ねいただいておりますが、確認いたしまして、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2ページの図面を見ますと、何か印刷室と湯沸室、間仕切りを撤去するだけなのかなど。それから新設部分として間仕切りを入れるだけなのかなど。備品あたりもそれに含まれるのかどうか。何か個人の住宅あたりを見ましても、今の増額が四百何十万円ということを見ると、どういうふうなやつが内容的に含まれてるのかなど。結構値段が張ってくるなという思いがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 400万円の増額の内訳でございますが、職員室分が、この2ページの部分ですね、この部分が250万、それから1ページの渡り廊下の部分、ジョイント関係が140万円でございます。

職員室部分につきましては、これはあくまでも間仕切りを、印刷室の上の部分、こちらのほうに耐力壁を設けまして、それに伴って、あわせまして印刷室、それから書庫等を設けてまいります。間仕切りにつきましては軽量鉄骨で行う予定と聞いておりますが、新たに備品関係が出てくるのは、湯沸室関係の配管が若干あるかと思いますが、基本的には備品は含まれていない状況かと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書(案)について

○議長(吉村豊明君) 追加日程第2、発議第5号教育予算の拡充を求める意見書(案)についてを議題とします。

この議案は、川俣鐵也君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、川俣鐵也君より趣旨の説明をお願いいたします。

○10番(川俣鐵也君) 先ほど請願で出ておりました、皆さん方にご検討いただいて賛成をいただいた分です。これを発議第5号として、教育予算の拡充を求める意見書(案)として提出をさせていただきました。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由。義務教育費国庫負担金の縮小や地方交付税の削減により、自治体の教育関係予算確保が非常に厳しい状況にあるため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりと国の将来にとって極めて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間で引き継がれる状況が出現し、経済的な理由から高校を中退する子どもがふえています。

日本の子どもに関する公的支出は、先進国中最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭の子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、高校教育の無償化、就学援助、奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実と支援体制の確立が不可欠です。

しかしながら、骨太の方針以降、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたり、地方交付税が削減されたりしたことにより地方財政が逼迫し、自治体において教育予算の確保が困難となっています。そのため、本来なら各自治体で平等であるべき少数教育の推進、学校施設、旅費、教材費の充実、就学援助奨学金制度など、さまざまな面で格差が拡大しています。

一方、社会や子どもの変容と多様化に伴い、教職員が一人一人子どもと向き合う時間の確保が急務であるにもかかわらず、雑務の増加により十分に対応できない厳しい状況があります。また、文科省による勤務実態調査でも、教職員の勤務実態の改善が緊急の課題となっています。ここにも、先進国の中で1クラスの定数が倍近い弊害があらわれており、教職員の定数拡大が求められているにもかかわらず、予算削減が響き、大きな問題となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させる必要があることから、次の事項の実現について強く要望いたします。

記。1、子どもと向き合う時間の確保を図り、きめの細かい教育の実現のために義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を完全に実施すること。

2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すると同時に、一般財源化を廃止すること。

3、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、貸与から給付方式に改善すること。

4、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保、充実すること。あわせて、40年ぶりに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超過勤務縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月30日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

提出先、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様。内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口一博様、財務大臣藤井裕久様、文部科学大臣川端達夫様。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 発議第6号 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する意見書（案）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、発議第6号医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する意見書（案）を議題とします。

この議案は、川俣鐵也君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、川俣鐵也君より趣旨の説明をお願いします。

○10番（川俣鐵也君） この件も、甲斐議員の請願、皆さん方賛成していただいた分について、その件です。これを発議第6号として提案をいたします。

医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。安全・安心の医療体制確立と、急速に複雑、高度化する医療内容に対応でき、高度先駆的な医療や政策医療を低下させないため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

熊本県北部に総合病院的役割を果たす病院がなく、リスクが高い患者を引き受ける病院が限られており、国立病院機構熊本再春荘病院で受け入れる割合が大半を占めます。さらに、熊本県の難病拠点病院にも指定されており、県内各地から患者を受け入れております。また、診療のみならず、臨床研究、医療従事者の教育研修、情報発信にも積極的に取り組み、診療機能と一体となった医療体制で地域医療に貢献しております。

国立病院機構菊池病院では、かねてより脳と心の専門的な医療を行っております。昭和62年からは、厚生労働省認知症老人対策の西日本モデル施設に指定され、診察・研究及び研修事業を積極的に行っております。さらに、一昨年より司法精神病棟も開設され、全国的にも重要な一翼を担っております。また、老年期精神医療に関しては、県北はもとより県内外からも幅広く患者を受け入れております。

安全・安心の医療体制確立と急速に複雑高度化する医療内容に対応するため、熊本再春荘病院、菊池病院で働く医師・看護師を初めとする医療従事者を増員することが切実に求められています。

高度先駆的な医療や政策医療を低下させる非特定独立法人化を行わないよう強く求めるものです。

つきましては、次の事項につき、強く要望いたします。

記。1、医師・看護師を初めとする医療従事者の増員を行い、安全・安心の医療を確立すること。

2、県北はもとより、県内外からの医療要求と救急医療不採算分野の診療、認知症、精神科急性期医療、触法精神医療などの充実のため、熊本再春荘病院、菊池病院を機能強化すること。

3、熊本再春荘病院、菊池病院が果たす役割は極めて大きく、合理化や中期計画、中期目標終了時に非特定独立法人化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月30日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

提出先、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、厚生労働大臣長妻昭様、財務大臣藤井裕久様、総務大臣原口一博様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成21年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時16分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉村豊明

菊陽町議会議員 大塚昇

菊陽町議会議員 福島知雄

菊陽町議会会議録  
平成21年第3回9月定例会

平成21年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 **ぎょうせい**九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919